

石川県地域防災計画(地震災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>石川県地域防災計画 地震災害対策編 (令和<u>6</u>年修正)</p>	<p>石川県地域防災計画 地震災害対策編 (令和<u>7</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関とする。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、IRいしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会、一般社団法人石川県建設業協会</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関とする。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、IRいしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会、一般社団法人石川県建設業協会、<u>金沢エナジー株式会社、小松ガス株式会社</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>	

現 行			修 正 案			備 考
(略)	(略)	(略)	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
指定 地方 公共 機関	(新設)	(新設)	指定 地方 公共 機関	金沢エナジー株式 会社	・災害時における都市ガスの安定供給の確保に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	指定 地方 公共 機関	小松ガス株式会社	・災害時における都市ガス及びLPガスの安定供給の確保に関する こと。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
<p>第4節 本県の特質と既往の地震災害</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 社会的要因とその変化</p> <p>地震災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出するという特徴を持っている。</p> <p>被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 新たな感染症への対策</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>			<p>第4節 本県の特質と既往の地震災害</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 社会的要因とその変化</p> <p>地震災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出するという特徴を持っている。</p> <p>被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 新たな感染症への対策</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>			

現 行						修 正 案						備 考	
(8) (略)						(8) (略)							
4 既往地震とその被害						4 既往地震とその被害							
発生年月日 (年号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況	発生年月日 (年号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況
	北緯	東経		金沢	輪島			北緯	東経		金沢	輪島	
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
1858. 4. 9 (安政 5)	36.4°	137.2°	7.0~7.1			金沢城の石垣、土塀破損、城下で全半壊114、大聖寺で家屋全壊148、大破370、土蔵全壊142、大破174、寺全壊12、大破35	1858. 4. 9 (安政 5)	<u>飛越地震</u> 36.4°	137.2°	7.0~7.1			金沢城の石垣、土塀破損、城下で全半壊114、大聖寺で家屋全壊148、大破370、土蔵全壊142、大破174、寺全壊12、大破35
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
2022. 6. 19 (令和 4)	石川県能登地方 37.3°	137.2°	5.4	2	4	地震の概要：令和4年6月19日、15時8分、能登地方を震源とするマグニチュード5.4の地震があり、珠洲市で最大深度6弱、能登町で震度5弱、輪島市で震度4を観測した。翌20日、10時31分、再び能登地方でマグニチュード5.0の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度4を観測した。 被害状況：負傷者7人、一部損壊73棟、非住家1棟など	2022. 6. 19 (令和 4)	石川県能登地方 37.5°	137.3°	5.4	2	4	地震の概要：令和4年6月19日、15時8分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード5.4の地震があり、珠洲市で最大深度6弱、能登町で震度5弱、輪島市で震度4を観測した。翌20日、10時31分、再び能登地方でマグニチュード5.0の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度4を観測した。 被害状況：負傷者7人、一部損壊73棟、非住家1棟など
2023. 5. 5 (令和 5)	能登半島沖地震 37.3°	137.2°	6.5	4	5弱	地震の概要：令和5年5月5日、14時42分、能登半島沖を震源とするマグニチュード6.5の地震があり、珠洲市で最大深度6強、能登町で震度5強、輪島市で震度5弱、を観測したほか、金沢、新潟、富山、福井でも震度4を記録するなど、北陸地方を中心に広い範囲で地震を記録した。同日、21時58分、再び能登半島沖でマグニチュード5.9の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度5弱、七尾市、輪島市、穴水町で震度4を観測した。 被害状況：死者1人、負傷者47人、住家全壊38棟、住家半壊263棟、一部損壊1,384棟、非住家471棟など	2023. 5. 5 (令和 5)	能登半島沖 37.5°	137.3°	6.5	4	5弱	地震の概要：令和5年5月5日、14時42分、能登半島沖を震源とするマグニチュード6.5の地震があり、珠洲市で最大深度6強、能登町で震度5強、輪島市で震度5弱、を観測したほか、金沢、新潟、富山、福井でも震度4を記録するなど、北陸地方を中心に広い範囲で地震を記録した。同日、21時58分、再び能登半島沖でマグニチュード5.9の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度5弱、七尾市、輪島市、穴水町で震度4を観測した。 被害状況：死者1人、負傷者47人、住家全壊38棟、住家半壊263棟、一部損壊1,384棟、非住家471棟など

現 行	修 正 案	備 考
<p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 令和6年能登半島地震の概要</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 津波の状況</p> <p>気象庁はこの地震により、16時12分に石川県能登及び石川県加賀のほか、新潟県常上中下越、佐渡、富山に「津波警報」を発表して注意を喚起した。<u>16時21分に輪島港で最大1.2m以上の津波を観測するとともに、19時9分には金沢で最大90cmの津波を観測した。</u></p> <p>16時22分に石川県能登の「津波警報」を「大津波警報」に切り替えるとともに、山形県、福井県、兵庫県北部の津波注意報を津波警報に切り替えた。20時30分に石川県能登の「大津波警報」を「津波警報」に切り替え、2日1時15分に石川県能登及び石川県加賀を含む各地の「津波警報」を「津波注意報」に切り替えた。10時00分に津波による被害の恐れはなくなったと判断し、「津波注意報」を解除した。</p> <p>ウ 被害の概要</p> <p>令和6年能登半島地震による石川県内での被害について、<u>令和6年3月1日</u>時点で、人的被害は、死者<u>241</u>人、重傷者<u>312</u>人、軽傷者<u>876</u>人の合わせて<u>1,429</u>人であった。住家被害は、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水を合わせて<u>76,824</u>棟であり、非住家被害<u>12,842</u>棟を合わせると、建物被害は<u>89,666</u>棟であった。</p> <p>避難所については、県内19市町で開設され、ピーク時の4日には、371箇所の避難所に33,530人の被災者が避難した。</p> <p>また、地震発生当日の夜には、震度5弱以上の17市町に災害救助法が適用され、自衛隊や消防など防災関係機関による懸命の救助・救出活動が行われた。</p> <p>5 (略)</p> <p>第5節 地震被害想定調査における地域の危険性</p> <p>1 (略)</p> <p>2 想定地震の設定</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3)略</p>	<p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 令和6年能登半島地震の概要</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 津波の状況</p> <p>気象庁はこの地震により、16時12分に石川県能登及び石川県加賀のほか、新潟県常上中下越、佐渡、富山に「津波警報」を発表して注意を喚起した。<u>19時9分には金沢で最大80cmの津波を観測した。</u></p> <p>16時22分に石川県能登の「津波警報」を「大津波警報」に切り替えるとともに、山形県、福井県、兵庫県北部の津波注意報を津波警報に切り替えた。20時30分に石川県能登の「大津波警報」を「津波警報」に切り替え、2日1時15分に石川県能登及び石川県加賀を含む各地の「津波警報」を「津波注意報」に切り替えた。10時00分に津波による被害の恐れはなくなったと判断し、「津波注意報」を解除した。</p> <p>ウ 被害の概要</p> <p>令和6年能登半島地震による石川県内での被害について、<u>令和7年4月30日</u>時点で、人的被害は、死者<u>574</u>人(うち災害関連死<u>346</u>人)、行方不明者<u>2</u>人、重傷者<u>393</u>人、軽傷者<u>876</u>人の合わせて<u>1,845</u>人であった。住家被害は、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水を合わせて<u>116,069</u>棟であり、非住家被害<u>37,546</u>棟を合わせると、建物被害は<u>153,615</u>棟であった。</p> <p>避難所については、県内19市町で開設され、ピーク時の4日には、371箇所の避難所に33,530人の被災者が避難した。</p> <p>また、地震発生当日の夜には、震度5弱以上の17市町に災害救助法が適用され、自衛隊や消防など防災関係機関による懸命の救助・救出活動が行われた。</p> <p>5 (略)</p> <p>第5節 地震被害想定調査における地域の危険性</p> <p>1 (略)</p> <p>2 想定地震の設定</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3)略</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(4) 能登半島北方沖の地震 <u>1993年(平成5年)能登半島沖地震</u>及びその余震の震源は、北へ約60度の傾きを持った面上に分布する。1993年(平成5年)の地震の震央と1985年(昭和60年)の7月と10月に発生した地震の震央を結ぶ線は、能登半島北縁の海岸線とほぼ平行になる。この線は、海底地形の急峻部にも相当する。これらに基づき、地震の震央を結んだ線をもとに、想定震源断層を設定した。 3～5(略)</p> <p>第6節～第8節(略)</p>	<p>(4) 能登半島北方沖の地震 <u>1993年(平成5年)の能登半島沖の地震</u>及びその余震の震源は、北へ約60度の傾きを持った面上に分布する。1993年(平成5年)の地震の震央と1985年(昭和60年)の7月と10月に発生した地震の震央を結ぶ線は、能登半島北縁の海岸線とほぼ平行になる。この線は、海底地形の急峻部にも相当する。これらに基づき、地震の震央を結んだ線をもとに、想定震源断層を設定した。 3～5(略)</p> <p>第6節～第8節(略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～3 (略) 4 住民に対する防災知識の普及 県、市町及び防災関係機関は、地震防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>(2) 普及の内容 ア～コ (略)</p> <p><u>(新設)</u> サ (略)</p> <p>5 (略) 6 災害教訓の伝承 (1) 県及び市町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等を<u>適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備 1 (略) 2 防災ボランティアの環境整備 防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～3 (略) 4 住民に対する防災知識の普及 県、市町及び防災関係機関は、地震防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>(2) 普及の内容 ア～コ (略)</p> <p><u>サ 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、非常持出品等の配備</u> <u>シ (略)</u></p> <p>5 (略) 6 災害教訓の伝承 (1) 県及び市町は、<u>令和6年能登半島地震</u>など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備 1 (略) 2 防災ボランティアの環境整備 防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局）</p> <p>イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務（健康福祉部局）</p> <p>ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局）</p> <p><u>エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等）</u></p> <p><u>オ 通訳業務（観光部局）</u></p> <p><u>カ その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等）</u></p> <p><u>キ その他の業務（県民文化部局等）</u></p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1（略）</p> <p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町、防災関係機関及び事業所等は、地震災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>実地訓練</u></p> <p>地震災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティア</p>	<p>ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局）</p> <p>イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務（健康福祉部局）</p> <p>ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局）</p> <p><u>エ 通訳業務（観光部局）</u></p> <p><u>オ その他専門的な技術、知識を要する業務（生活環境部局等）</u></p> <p><u>カ その他の業務（生活環境部局等）</u></p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1（略）</p> <p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町、防災関係機関及び事業所等は、地震災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。</p> <p><u>また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>実地訓練</u></p> <p>地震災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティア</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>ィアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u> イ～エ（略）</p> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1（略）</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>（1）略</p> <p>（2）地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備 県の各部長等は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、災害発生時の職員の配備計画、連絡体制（動員伝達系統）、担当業務及び参集場所（登庁不能時を含む。）を盛り込んだ防災活動要領（マニュアル）の整備を行う。 なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年度検討を加え、必要がある場合は直ちに修正し、4月末までに危機管理監に報告する。</p> <p>（3）～（8）（略）</p> <p>（9）受援計画の策定等</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>ウ（略）</p> <p>（10）～（18）（略）</p> <p>3 市町の活動体制</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）受援計画の策定等</p>	<p>ィアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。また、<u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u> イ～エ（略）</p> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1（略）</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備 県の各部長等は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、災害発生時の職員の配備計画、連絡体制（動員伝達系統）、担当業務及び参集場所（登庁不能時を含む。）を盛り込んだ防災活動要領（マニュアル）の整備を行う。 なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年度検討を加え、必要がある場合は直ちに修正し、4月末までに危機管理部長に報告する。</p> <p>（3）～（8）（略）</p> <p>（9）受援計画の策定等</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、<u>感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>ウ（略）</p> <p>（10）～（18）（略）</p> <p>3 市町の活動体制</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）受援計画の策定等</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>ア（略）</p> <p>イ 市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>（８）～（１６）（略）</p> <p>４～５（略）</p> <p>第７節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>１（略）</p> <p>２ 通信用施設設備の整備</p> <p>（１）県の整備</p> <p>県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。</p> <p>（２）市町の整備</p> <p>市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（JALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</p> <p>（３）～（６）（略）</p> <p>３ 石川県総合防災情報システム</p> <p>県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。</p> <p>また各機関が横断的に共有すべき防災情報を<u>SIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク）</u>に集約できるよう努める。</p>	<p>ア（略）</p> <p>イ 市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、<u>感染症対策</u>として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>（８）～（１６）（略）</p> <p>４～５（略）</p> <p>第７節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>１（略）</p> <p>２ 通信用施設設備の整備</p> <p>（１）県の整備</p> <p>県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全モバイルシステム</u>、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。</p> <p>（２）市町の整備</p> <p>市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（JALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全モバイルシステム</u>、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</p> <p>（３）～（６）（略）</p> <p>３ 石川県総合防災情報システム</p> <p>県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。</p> <p>また各機関が横断的に共有すべき防災情報を<u>総合防災情報システム（SOBO-WEB）</u>に集約できるよう努める。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>石川県総合防災情報システム</p> <div data-bbox="129 233 1032 373" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略) ・河川情報システム (略)</p> </div> <p>4 (略)</p> <p>第8節 消防力の充実、強化 1～3 (略) 4 消防力の強化 (1)～(2) (略) (3) 消防団の活性化 市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の<u>大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。</u> また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。 (4)～(5) (略) 5 消防機械器具の点検整備と出動計画等 市町長は、消防機関に消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項についてあらかじめ計画を定めておく。 (1)～(2) (略) 6～8 (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 避難体制の整備 1 基本方針 市町は、建物倒壊及び出火、延焼、津波等の災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が</u></p>	<p>石川県総合防災情報システム</p> <div data-bbox="1111 233 2013 373" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略) ・河川<u>総合</u>情報システム (略)</p> </div> <p>4 (略)</p> <p>第8節 消防力の充実、強化 1～3 (略) 4 消防力の強化 (1)～(2) (略) (3) 消防団の活性化 市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る。</u> また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。 (4)～(5) (略) 5 消防機械器具の点検整備と出動計画等 市町長は、消防機関に<u>大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項についてあらかじめ計画を定めておく。</u> (1)～(2) (略) 6～8 (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 避難体制の整備 1 基本方針 市町は、建物倒壊及び出火、延焼、津波等の災害、<u>感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>キ～ス (略)</p> <p>セ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法等</u>について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、<u>衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか</u>、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>キ～ス (略)</p> <p>セ 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。</p> <p>ソ <u>市町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>タ <u>市町村（都道府県）は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実</u></p>	

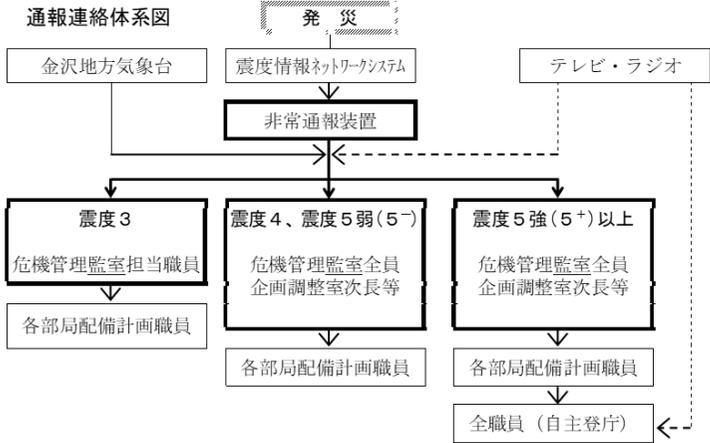
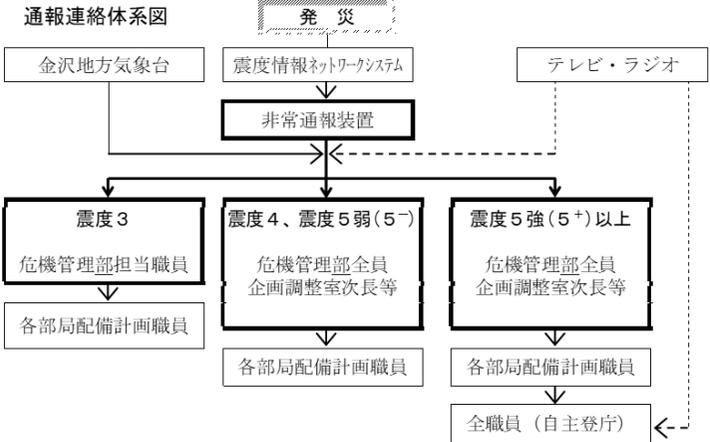
現 行	修 正 案	備 考
<p>(新設)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 情報連絡体制の整備</p> <p>保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、管内の市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p> <p>第11節 要配慮者対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>震災発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。</p> <p>このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 民間事業者等の活用</p>	<p><u>情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>千葉県及び市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 情報連絡体制の整備</p> <p>保健所等は、<u>新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症及び新感染症を含む。)</u>発生時における自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前から、管内の市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p> <p>第11節 要配慮者対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>震災発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、<u>食物アレルギーのある人</u>、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。</p> <p>このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 民間事業者等の活用</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</u></p> <p>第13節 医療体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>キ～サ (略)</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 心のケア体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 心のケア実施体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>ア 市町は、避難所における<u>精神科救護所の設置について、あらかじめ避難所管理者と協議しておく。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第16節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県及び市町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。</u></p> <p>第13節 医療体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>キ 県は、保健医療福祉調整本部及び、地域保健医療福祉調整本部の運営支援のため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)のほか、都道府県やその他の保健医療福祉活動に係る関係機関のチームの受け入れ体制を整備しておく。</u></p> <p><u>ク～シ (略)</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 心のケア体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 心のケア実施体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>ア 市町は、避難所における<u>DPA T等が活動する救護所の設置について、あらかじめ施設管理者と協議しておく。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第16節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。</p> <p>このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第17節～第18節（略）</p> <p>第19節 公共施設災害予防 1（略） 2 道路施設整備対策 （1）（略） （2）橋梁の整備 道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用して、緊急性の高いものから、<u>落橋防止対策や橋脚の補強を行う。</u> また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、建設する。 （3）～（4）（略） <u>（新設）</u></p> <p>3～11（略）</p> <p>第20節 地盤災害予防 1～7（略） 8 宅地造成地等災害予防 （1）～（2）（略）</p>	<p>下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。</p> <p>このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。</u>なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第17節～第18節（略）</p> <p>第19節 公共施設災害予防 1（略） 2 道路施設整備対策 （1）（略） （2）橋梁の整備 道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用して、緊急性の高いものから、<u>落橋防止や橋脚の補強並びに架け替え等の対策を推進する。</u> また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、建設する。 （3）～（4）（略） <u>（5）アンダーパス部等の整備</u> <u>道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u></p> <p>3～11（略）</p> <p>第20節 地盤災害予防 1～7（略） 8 宅地造成地等災害予防 （1）～（2）（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(3) 危険盛土等に対する措置</p> <p><u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土</u>については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の<u>是正指導</u>を行う。</p> <p>なお、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</p> <p>9 (略)</p> <p>第21節 (略)</p>	<p>(3) 危険盛土等に対する措置</p> <p><u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行う。</p> <p>なお、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</p> <p>9 (略)</p> <p>第21節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																						
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等</p> <p>石川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>配備体制及びその基準等</p> <table border="1" data-bbox="125 691 1003 1129"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>基準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制</td> <td>・ 県下に震度3の地震が発生したとき</td> <td>・ 危機管理監室担当職員 ・ 各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>・ 県下に震度4又は震度5弱(5-)の地震が発生したとき</td> <td>・ 危機管理監室全職員 ・ 災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・ 各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・ 県下に震度5強(5+)以上の地震が発生したとき ・ 県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・ 県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき</td> <td>・ 全職員(自主登庁)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	基準	動員対象職員	災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・ 県下に震度3の地震が発生したとき	・ 危機管理監室担当職員 ・ 各部局の配備計画による職員	・ 県下に震度4又は震度5弱(5-)の地震が発生したとき	・ 危機管理監室全職員 ・ 災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・ 各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・ 県下に震度5強(5+)以上の地震が発生したとき ・ 県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・ 県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・ 全職員(自主登庁)	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等</p> <p>石川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>配備体制及びその基準等</p> <table border="1" data-bbox="1111 683 1989 1121"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>基準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制</td> <td>・ 県下に震度3の地震が発生したとき</td> <td>・ 危機管理担当職員 ・ 各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>・ 県下に震度4又は震度5弱(5-)の地震が発生したとき</td> <td>・ 危機管理全職員 ・ 災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・ 各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・ 県下に震度5強(5+)以上の地震が発生したとき ・ 県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・ 県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき</td> <td>・ 全職員(自主登庁)</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	基準	動員対象職員	災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・ 県下に震度3の地震が発生したとき	・ 危機管理担当職員 ・ 各部局の配備計画による職員	・ 県下に震度4又は震度5弱(5-)の地震が発生したとき	・ 危機管理全職員 ・ 災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・ 各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・ 県下に震度5強(5+)以上の地震が発生したとき ・ 県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・ 県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・ 全職員(自主登庁)	
配備体制	基準	動員対象職員																						
災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・ 県下に震度3の地震が発生したとき	・ 危機管理監室担当職員 ・ 各部局の配備計画による職員																						
	・ 県下に震度4又は震度5弱(5-)の地震が発生したとき	・ 危機管理監室全職員 ・ 災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・ 各部局の配備計画による職員																						
災害対策本部体制	・ 県下に震度5強(5+)以上の地震が発生したとき ・ 県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・ 県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・ 全職員(自主登庁)																						
配備体制	基準	動員対象職員																						
災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・ 県下に震度3の地震が発生したとき	・ 危機管理担当職員 ・ 各部局の配備計画による職員																						
	・ 県下に震度4又は震度5弱(5-)の地震が発生したとき	・ 危機管理全職員 ・ 災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・ 各部局の配備計画による職員																						
災害対策本部体制	・ 県下に震度5強(5+)以上の地震が発生したとき ・ 県下に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・ 県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・ 全職員(自主登庁)																						

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 通報連絡体制及び県職員の動員</p> <p>(1) 通報連絡体制</p> <p>ア 知事は、県内に震度3以上の地震が発生したときは、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。</p>  <p>イ (略)</p> <p>ウ 毎年度、新たに策定(変更を含む。)した職員の配備計画及び動員伝達系統を毎年度4月末までに危機管理監に報告する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員の動員</p> <p>ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合</p> <p>2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機管理監室職員及びあらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。</p> <p>イ (略)</p> <p>4 災害対策本部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 災害対策本部の組織、編成</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 災害対策本部には、部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。</p>	<p>3 通報連絡体制及び県職員の動員</p> <p>(1) 通報連絡体制</p> <p>ア 知事は、県内に震度3以上の地震が発生したときは、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。</p>  <p>イ (略)</p> <p>ウ 毎年度、新たに策定(変更を含む。)した職員の配備計画及び動員伝達系統を毎年度4月末までに危機管理部長に報告する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員の動員</p> <p>ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合</p> <p>2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機管理部職員及びあらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。</p> <p>イ (略)</p> <p>4 災害対策本部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 災害対策本部の組織、編成</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 災害対策本部には、部及び班、専門チームを設け、部に部長を、班に班長</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																																																																																																																						
<p>エ 部長には本部員（各部局長）を充て、班長には各部局の各企画調整室次長及び各課長を充てる。</p> <p>オ 本部員会議の庶務その他災害対策についての各部、各班の連絡等に関する事項の処理に当たるため本部連絡員室を設置し、各部局の企画調整室次長等を本部連絡員として、原則として本部連絡員室に勤務させる。</p> <p>また、部内各班の連絡を図るため、部内連絡員（各課課長補佐（総括））を置く。</p> <p>カ 災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて本部の運営を支援する班を設置する。</p> <p>キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。</p>	<p>を、専門チームにチーム長を置く。</p> <p>エ 部長には本部員（各部局長）を充て、班長には各部局の各企画調整室次長及び各課長を、チーム長にはあらかじめ指定した職員を充てる。</p> <p>オ 本部員会議の庶務その他災害対策に関する事項の処理に当たるため本部室を設置し、事務局等を置くほか、各部、各班の連絡等に関する事項の処理に当たるため各部局の企画調整室次長等を本部連絡員として置く。</p> <p>また、部内各班の連絡を図るため、部内連絡員（各課課長補佐（総括））を置く。</p> <p>カ 災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて本部の運営を支援する班や専門チームを設置する。</p> <p>キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。</p>																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="15" style="text-align: center; vertical-align: middle;">災害対策本部員</td> <td>本部員会議</td> <td>職 名</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">→</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">本部連絡員室</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知 事</td> <td>室長</td> <td colspan="3">危機対策課長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副 知 事</td> <td>副室長</td> <td colspan="3">消防保安課長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副 知 事</td> <td colspan="4" rowspan="11" style="text-align: center;"> 本部連絡員（各企画調整室次長等） </td> </tr> <tr> <td>危機管理部</td> <td>危機管理監</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">危機対策課課長補佐</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">財政課課長補佐</td> </tr> <tr> <td>能登半島地震復旧・復興推進部</td> <td>能登半島地震復旧・復興推進部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">創造的復興推進課課参事</td> </tr> <tr> <td>災害資料部</td> <td>企画振興部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">企画振興部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>文化観光スポーツ部</td> <td>文化観光スポーツ部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">文化観光スポーツ部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">健康福祉部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>生活環境部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">生活環境部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>商工労働部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">商工労働部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>農林水産部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">農林水産部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>競馬事業部</td> <td>競馬事業局長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">競馬総務課課長補佐</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>土木部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">土木部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>災害経理部</td> <td>出納室長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">出納室課長補佐</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>教育長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">教育委員会企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>警察部</td> <td>警察本部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">警察本部警備課課長補佐</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">→</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">各班</td> <td style="width: 15%;">各班長（各企画調整室次長・各課長）</td> <td style="width: 15%;">部内連絡員（各課課長補佐（総括））</td> <td style="width: 10%;">班員</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">現地災害対策本部</p>	災害対策本部員	本部員会議	職 名	→	本部連絡員室				本部長	知 事	室長	危機対策課長			副本部長	副 知 事	副室長	消防保安課長			副本部長	副 知 事	本部連絡員（各企画調整室次長等）				危機管理部	危機管理監	本部連絡員	危機対策課課長補佐			総務部	総務部長	本部連絡員	財政課課長補佐			能登半島地震復旧・復興推進部	能登半島地震復旧・復興推進部長	本部連絡員	創造的復興推進課課参事			災害資料部	企画振興部長	本部連絡員	企画振興部企画調整室次長			文化観光スポーツ部	文化観光スポーツ部長	本部連絡員	文化観光スポーツ部企画調整室次長			健康福祉部	健康福祉部長	本部連絡員	健康福祉部企画調整室次長			生活環境部	生活環境部長	本部連絡員	生活環境部企画調整室次長			商工労働部	商工労働部長	本部連絡員	商工労働部企画調整室次長			農林水産部	農林水産部長	本部連絡員	農林水産部企画調整室次長			競馬事業部	競馬事業局長	本部連絡員	競馬総務課課長補佐			土木部	土木部長	本部連絡員	土木部企画調整室次長			災害経理部	出納室長	本部連絡員	出納室課長補佐			教育部	教育長	本部連絡員	教育委員会企画調整室次長			警察部	警察本部長	本部連絡員	警察本部警備課課長補佐				各班	各班長（各企画調整室次長・各課長）	部内連絡員（各課課長補佐（総括））	班員	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="15" style="text-align: center; vertical-align: middle;">災害対策本部員</td> <td>本部員会議</td> <td>職 名</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">→</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">本部連絡員室</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知 事</td> <td>室長</td> <td colspan="3">危機対策課長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副 知 事</td> <td>副室長</td> <td colspan="3">消防保安課長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副 知 事</td> <td colspan="4" rowspan="11" style="text-align: center;"> 本部連絡員（各企画調整室次長等） </td> </tr> <tr> <td>危機管理部</td> <td>危機管理部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">危機管理部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">財政課課長補佐</td> </tr> <tr> <td>能登半島地震復旧・復興推進部</td> <td>能登半島地震復旧・復興推進部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">創造的復興推進課課参事</td> </tr> <tr> <td>災害資料部</td> <td>企画振興部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">企画振興部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>文化観光スポーツ部</td> <td>文化観光スポーツ部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">文化観光スポーツ部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">健康福祉部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>生活環境部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">生活環境部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>商工労働部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">商工労働部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>農林水産部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">農林水産部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>競馬事業部</td> <td>競馬事業局長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">競馬総務課課長補佐</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>土木部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">土木部企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>災害経理部</td> <td>出納室長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">出納室課長補佐</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>教育長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">教育委員会企画調整室次長</td> </tr> <tr> <td>警察部</td> <td>警察本部長</td> <td>本部連絡員</td> <td colspan="3">警察本部警備課課長補佐</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">→</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">各班</td> <td style="width: 15%;">各班長（各企画調整室次長・各課長）</td> <td style="width: 15%;">部内連絡員（各課課長補佐（総括））</td> <td style="width: 10%;">班員</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">現地災害対策本部</p>	災害対策本部員	本部員会議	職 名	→	本部連絡員室				本部長	知 事	室長	危機対策課長			副本部長	副 知 事	副室長	消防保安課長			副本部長	副 知 事	本部連絡員（各企画調整室次長等）				危機管理部	危機管理部長	本部連絡員	危機管理部企画調整室次長			総務部	総務部長	本部連絡員	財政課課長補佐			能登半島地震復旧・復興推進部	能登半島地震復旧・復興推進部長	本部連絡員	創造的復興推進課課参事			災害資料部	企画振興部長	本部連絡員	企画振興部企画調整室次長			文化観光スポーツ部	文化観光スポーツ部長	本部連絡員	文化観光スポーツ部企画調整室次長			健康福祉部	健康福祉部長	本部連絡員	健康福祉部企画調整室次長			生活環境部	生活環境部長	本部連絡員	生活環境部企画調整室次長			商工労働部	商工労働部長	本部連絡員	商工労働部企画調整室次長			農林水産部	農林水産部長	本部連絡員	農林水産部企画調整室次長			競馬事業部	競馬事業局長	本部連絡員	競馬総務課課長補佐			土木部	土木部長	本部連絡員	土木部企画調整室次長			災害経理部	出納室長	本部連絡員	出納室課長補佐			教育部	教育長	本部連絡員	教育委員会企画調整室次長			警察部	警察本部長	本部連絡員	警察本部警備課課長補佐				各班	各班長（各企画調整室次長・各課長）	部内連絡員（各課課長補佐（総括））	班員	
災害対策本部員		本部員会議	職 名		→	本部連絡員室																																																																																																																																																																																																																																		
		本部長	知 事			室長	危機対策課長																																																																																																																																																																																																																																	
		副本部長	副 知 事			副室長	消防保安課長																																																																																																																																																																																																																																	
		副本部長	副 知 事	本部連絡員（各企画調整室次長等）																																																																																																																																																																																																																																				
		危機管理部	危機管理監					本部連絡員	危機対策課課長補佐																																																																																																																																																																																																																															
		総務部	総務部長					本部連絡員	財政課課長補佐																																																																																																																																																																																																																															
		能登半島地震復旧・復興推進部	能登半島地震復旧・復興推進部長					本部連絡員	創造的復興推進課課参事																																																																																																																																																																																																																															
		災害資料部	企画振興部長					本部連絡員	企画振興部企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																															
		文化観光スポーツ部	文化観光スポーツ部長					本部連絡員	文化観光スポーツ部企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																															
		健康福祉部	健康福祉部長					本部連絡員	健康福祉部企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																															
		生活環境部	生活環境部長					本部連絡員	生活環境部企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																															
		商工労働部	商工労働部長					本部連絡員	商工労働部企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																															
		農林水産部	農林水産部長					本部連絡員	農林水産部企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																															
		競馬事業部	競馬事業局長					本部連絡員	競馬総務課課長補佐																																																																																																																																																																																																																															
	土木部	土木部長	本部連絡員	土木部企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																																				
災害経理部	出納室長	本部連絡員	出納室課長補佐																																																																																																																																																																																																																																					
教育部	教育長	本部連絡員	教育委員会企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																																					
警察部	警察本部長	本部連絡員	警察本部警備課課長補佐																																																																																																																																																																																																																																					
	各班	各班長（各企画調整室次長・各課長）	部内連絡員（各課課長補佐（総括））	班員																																																																																																																																																																																																																																				
災害対策本部員	本部員会議	職 名	→	本部連絡員室																																																																																																																																																																																																																																				
	本部長	知 事		室長	危機対策課長																																																																																																																																																																																																																																			
	副本部長	副 知 事		副室長	消防保安課長																																																																																																																																																																																																																																			
	副本部長	副 知 事		本部連絡員（各企画調整室次長等）																																																																																																																																																																																																																																				
	危機管理部	危機管理部長	本部連絡員					危機管理部企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																																
	総務部	総務部長	本部連絡員					財政課課長補佐																																																																																																																																																																																																																																
	能登半島地震復旧・復興推進部	能登半島地震復旧・復興推進部長	本部連絡員					創造的復興推進課課参事																																																																																																																																																																																																																																
	災害資料部	企画振興部長	本部連絡員					企画振興部企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																																
	文化観光スポーツ部	文化観光スポーツ部長	本部連絡員					文化観光スポーツ部企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																																
	健康福祉部	健康福祉部長	本部連絡員					健康福祉部企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																																
	生活環境部	生活環境部長	本部連絡員					生活環境部企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																																
	商工労働部	商工労働部長	本部連絡員					商工労働部企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																																
	農林水産部	農林水産部長	本部連絡員					農林水産部企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																																
	競馬事業部	競馬事業局長	本部連絡員					競馬総務課課長補佐																																																																																																																																																																																																																																
	土木部	土木部長	本部連絡員	土木部企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																																				
災害経理部	出納室長	本部連絡員	出納室課長補佐																																																																																																																																																																																																																																					
教育部	教育長	本部連絡員	教育委員会企画調整室次長																																																																																																																																																																																																																																					
警察部	警察本部長	本部連絡員	警察本部警備課課長補佐																																																																																																																																																																																																																																					
	各班	各班長（各企画調整室次長・各課長）	部内連絡員（各課課長補佐（総括））	班員																																																																																																																																																																																																																																				

現 行	修 正 案	備 考																																																																	
<p>(8) (略)</p> <p>5 現地災害対策本部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現地災害対策本部の組織、編成</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 現地災害対策本部の編成は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 453 1003 831"> <tr> <td rowspan="10">災害対策本部</td> <td rowspan="3">現地災害対策本部</td> <td>現地本部員会議</td> <td colspan="2">職 名</td> <td rowspan="3">班 員</td> </tr> <tr> <td>現地本部長</td> <td>副知事</td> <td>知事の職務代理 順序による</td> </tr> <tr> <td>現地副本部長</td> <td colspan="2">本部長が指名する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">現地本部員</td> <td>危機管理監室</td> <td>危機管理監室次長</td> <td>危機管理・ 総務班</td> <td rowspan="6">班 長 (出先機関の長)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部次長</td> <td>健康福祉班</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部次長</td> <td>農林水産班</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>農林水産部次長</td> <td>家畜衛生班</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>土木部次長</td> <td>土木班</td> </tr> <tr> <td>警察部</td> <td>警察本部(次長相当職)</td> <td>災害警備班</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 現地本部長となる副本部長については、本部長が必要と認める場合は、この表にかかわらず本部長が指名する者をもって充てる。 また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理部及び担当部（警察本部を除く）の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>2. 必要のある都度、協力班等の班を設置する。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 受援体制の確立</p> <p>県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。</p> <p>(1) 知事の応援要請</p> <p>ア 指定行政機関等に対する応援要請</p> <p>県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかに</p>	災害対策本部	現地災害対策本部	現地本部員会議	職 名		班 員	現地本部長	副知事	知事の職務代理 順序による	現地副本部長	本部長が指名する者		現地本部員	危機管理監室	危機管理監室次長	危機管理・ 総務班	班 長 (出先機関の長)	総務部	総務部次長	健康福祉班	健康福祉部	健康福祉部次長	農林水産班	農林水産部	農林水産部次長	家畜衛生班	土木部	土木部次長	土木班	警察部	警察本部(次長相当職)	災害警備班	<p>(8) (略)</p> <p>5 現地災害対策本部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現地災害対策本部の組織、編成</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 現地災害対策本部の編成は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 442 1890 836"> <tr> <td rowspan="10">災害対策本部</td> <td rowspan="3">現地災害対策本部</td> <td>現地本部員会議</td> <td colspan="2">職 名</td> <td rowspan="3">班 員</td> </tr> <tr> <td>現地本部長</td> <td>副知事</td> <td>知事の職務代理 順序による</td> </tr> <tr> <td>現地副本部長</td> <td colspan="2">本部長が指名する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">現地本部員</td> <td>危機管理部</td> <td>危機管理部次長</td> <td>危機管理班</td> <td rowspan="7">班 長 出先機関の長</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部次長</td> <td>総務班</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部次長</td> <td>厚生政策班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林水産部</td> <td rowspan="2">農林水産部次長</td> <td>農林水産班</td> </tr> <tr> <td>家畜衛生班</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>土木部次長</td> <td>土木班</td> </tr> <tr> <td>警察部</td> <td>警察本部(次長担当職)</td> <td>災害警備班</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 現地本部長となる副本部長については、本部長が必要と認める場合は、この表にかかわらず本部長が指名する者をもって充てる。 また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理部及び担当部（警察本部を除く。）の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>2. 必要のある都度、協力班等の班を設置する。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 受援体制の確立</p> <p>県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。</p> <p>(1) 知事の応援要請</p> <p>ア 指定行政機関等に対する応援要請</p> <p>県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかに</p>	災害対策本部	現地災害対策本部	現地本部員会議	職 名		班 員	現地本部長	副知事	知事の職務代理 順序による	現地副本部長	本部長が指名する者		現地本部員	危機管理部	危機管理部次長	危機管理班	班 長 出先機関の長	総務部	総務部次長	総務班	健康福祉部	健康福祉部次長	厚生政策班	農林水産部	農林水産部次長	農林水産班	家畜衛生班	土木部	土木部次長	土木班	警察部	警察本部(次長担当職)	災害警備班	
災害対策本部			現地災害対策本部	現地本部員会議	職 名		班 員																																																												
				現地本部長	副知事			知事の職務代理 順序による																																																											
		現地副本部長		本部長が指名する者																																																															
		現地本部員	危機管理監室	危機管理監室次長	危機管理・ 総務班	班 長 (出先機関の長)																																																													
			総務部	総務部次長	健康福祉班																																																														
			健康福祉部	健康福祉部次長	農林水産班																																																														
			農林水産部	農林水産部次長	家畜衛生班																																																														
			土木部	土木部次長	土木班																																																														
			警察部	警察本部(次長相当職)	災害警備班																																																														
	災害対策本部	現地災害対策本部	現地本部員会議	職 名		班 員																																																													
現地本部長			副知事	知事の職務代理 順序による																																																															
現地副本部長			本部長が指名する者																																																																
現地本部員		危機管理部	危機管理部次長	危機管理班	班 長 出先機関の長																																																														
		総務部	総務部次長	総務班																																																															
		健康福祉部	健康福祉部次長	厚生政策班																																																															
		農林水産部	農林水産部次長	農林水産班																																																															
				家畜衛生班																																																															
		土木部	土木部次長	土木班																																																															
		警察部	警察本部(次長担当職)	災害警備班																																																															

現 行	修 正 案	備 考																																																									
<p>し、応急措置の実施を要請する。 上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。 (ア)～(エ) (略) (オ) その他必要な事項 (参考) 指定行政機関等との応援に関する協定等は、次のとおりである。 <u>(新設)</u></p> <p><u>①～② (略)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>し、応急措置の実施を要請する。 上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。 (ア)～(エ) (略) (オ) その他必要な事項 (参考) 指定行政機関等との応援に関する協定等は、次のとおりである。 <u>① 通信設備の優先利用等に関する協定</u> <u>(本章第4節「通信手段の確保」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="1106 517 2011 657"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県</td> <td>警察本部</td> <td>S38.11.1</td> <td>076-225-0110</td> <td>076-225-0233</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道(株)金沢支社</td> <td>S62.4.1</td> <td>076-254-3011</td> <td>076-254-3012</td> </tr> <tr> <td>北陸電力(株)石川支店</td> <td>S38.12.27</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>②～③ (略)</u> <u>④ 災害支援ナースの派遣調整の実施に関する協定</u> <u>(本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 823 2027 895"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>公益社団法人 石川県看護協会</td> <td>R6.4.1</td> <td>076-232-3573</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>⑤ 災害時の医療救護に関する協定</u> <u>(本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="1097 995 2002 1171"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県</td> <td rowspan="2">(公社)石川県医師会</td> <td>H3.11.1</td> <td rowspan="2">076-239-3800</td> <td rowspan="2">076-239-3800</td> </tr> <tr> <td>(H29.6.30改正)</td> </tr> <tr> <td>(公社)石川県薬剤師会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> <tr> <td>(公社)石川県看護協会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-232-3573</td> <td>076-232-3973</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>⑥ 災害時の歯科医療救護に関する協定</u> <u>(本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 1305 2011 1377"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)石川県歯科医師会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-251-1010</td> <td>076-251-6450</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>⑦ 災害時の医療救護等に関する協定</u> <u>(本章第11節「災害医療及び救急医療」及び第12章「健康管理活動」参照)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	警察本部	S38.11.1	076-225-0110	076-225-0233	西日本旅客鉄道(株)金沢支社	S62.4.1	076-254-3011	076-254-3012	北陸電力(株)石川支店	S38.12.27	076-233-8877	076-233-8755	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	公益社団法人 石川県看護協会	R6.4.1	076-232-3573	-	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社)石川県医師会	H3.11.1	076-239-3800	076-239-3800	(H29.6.30改正)	(公社)石川県薬剤師会	H29.6.30	076-231-6634	076-223-1520	(公社)石川県看護協会	H29.6.30	076-232-3573	076-232-3973	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)石川県歯科医師会	H29.6.30	076-251-1010	076-251-6450	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																							
石川県	警察本部	S38.11.1	076-225-0110	076-225-0233																																																							
	西日本旅客鉄道(株)金沢支社	S62.4.1	076-254-3011	076-254-3012																																																							
	北陸電力(株)石川支店	S38.12.27	076-233-8877	076-233-8755																																																							
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																							
石川県	公益社団法人 石川県看護協会	R6.4.1	076-232-3573	-																																																							
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																							
石川県	(公社)石川県医師会	H3.11.1	076-239-3800	076-239-3800																																																							
		(H29.6.30改正)																																																									
	(公社)石川県薬剤師会	H29.6.30	076-231-6634	076-223-1520																																																							
(公社)石川県看護協会	H29.6.30	076-232-3573	076-232-3973																																																								
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																							
石川県	(一社)石川県歯科医師会	H29.6.30	076-251-1010	076-251-6450																																																							

現 行	修 正 案	備 考																																																														
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の 応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。</p> <p>ア (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<table border="1" data-bbox="1106 169 2011 240"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川県</td> <td>(公社) 石川県栄養士会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-259-5061</td> <td>076-259-5062</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑧ 大規模災害時における相互連携に関する協定 (本章第19節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1093 371 1995 477"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>北陸電力(株)</td> <td>R4.2.28</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電(株)</td> <td>R4.2.28</td> <td>076-202-6983</td> <td>076-233-8892</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑨ 大規模災害時における相互連携に関する協定 (本章第19節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1111 595 2011 667"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>西日本電信電話(株)</td> <td>R5.2.10</td> <td>076-282-9847</td> <td>076-253-3464</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 災害時における緊急用LPガスの供給等に関する協定 (本章第23節「生活必需品の供給」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1099 815 2002 887"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(一社) 石川県エルビーガス協会</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-254-0634</td> <td>076-254-0644</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の 応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害に係る情報発信等に関する協定 (本章第6節「災害広報」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1115 1225 2018 1313"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>ヤフー(株)</td> <td>R1.8.2</td> <td>03-6898-5312</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 災害時等における資機材の供給に関する協定 (本章第9節「避難誘導等」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1111 1406 2013 1477"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(株) アクティオ</td> <td>R6.7.23</td> <td>076-208-5434</td> <td>076-208-5435</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	川県	(公社) 石川県栄養士会	H29.6.30	076-259-5061	076-259-5062	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	北陸電力(株)	R4.2.28	076-233-8877	076-233-8755	北陸電力送配電(株)	R4.2.28	076-202-6983	076-233-8892	協定者		協定締結日	TEL	FAX	県	西日本電信電話(株)	R5.2.10	076-282-9847	076-253-3464	協定者		協定締結日	TEL	FAX	県	(一社) 石川県エルビーガス協会	H26.6.2	076-254-0634	076-254-0644	協定者		協定締結日	TEL	石川県	ヤフー(株)	R1.8.2	03-6898-5312	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(株) アクティオ	R6.7.23	076-208-5434	076-208-5435	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																												
川県	(公社) 石川県栄養士会	H29.6.30	076-259-5061	076-259-5062																																																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																												
石川県	北陸電力(株)	R4.2.28	076-233-8877	076-233-8755																																																												
	北陸電力送配電(株)	R4.2.28	076-202-6983	076-233-8892																																																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																												
県	西日本電信電話(株)	R5.2.10	076-282-9847	076-253-3464																																																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																												
県	(一社) 石川県エルビーガス協会	H26.6.2	076-254-0634	076-254-0644																																																												
協定者		協定締結日	TEL																																																													
石川県	ヤフー(株)	R1.8.2	03-6898-5312																																																													
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																												
石川県	(株) アクティオ	R6.7.23	076-208-5434	076-208-5435																																																												

現 行	修 正 案	備 考																																																														
<p>イ～ウ（略）</p> <p>エ 災害時の医療救護に関する協定 <u>（本章第11節「災害医療及び救急医療」参照）</u></p> <table border="1" data-bbox="120 320 1023 496"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県 (公社)石川県医師会</td> <td>H3.11.1</td> <td rowspan="2">076-239-3800</td> <td rowspan="2">076-239-3800</td> </tr> <tr> <td>(H29.6.30改正)</td> </tr> <tr> <td>(公社)石川県薬剤師会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> <tr> <td>(公社)石川県看護協会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-232-3573</td> <td>076-232-3973</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 災害時の歯科医療救護に関する協定 <u>（本章第11節「災害医療及び救急医療」参照）</u></p> <table border="1" data-bbox="129 584 1032 655"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川県 (一社)石川県歯科医師会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-225-1433</td> <td>076-225-1434</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 災害時の医療救護等に関する協定 <u>（本章第11節「災害医療及び救急医療」及び第12章「健康管理活動」参照）</u></p> <table border="1" data-bbox="125 730 1030 802"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川県 (公社)石川県栄養士会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-259-5061</td> <td>076-259-5062</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（新設）</u></p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (公社)石川県医師会	H3.11.1	076-239-3800	076-239-3800	(H29.6.30改正)	(公社)石川県薬剤師会	H29.6.30	076-231-6634	076-223-1520	(公社)石川県看護協会	H29.6.30	076-232-3573	076-232-3973	協定者	協定締結日	TEL	FAX	川県 (一社)石川県歯科医師会	H29.6.30	076-225-1433	076-225-1434	協定者	協定締結日	TEL	FAX	川県 (公社)石川県栄養士会	H29.6.30	076-259-5061	076-259-5062	<p><u>④～⑤</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>⑥ 石川DMATの出動に関する協定</u> <u>（本章第11節「災害医療及び救急医療」参照）</u></p> <table border="1" data-bbox="1214 890 1890 1461"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">石川県</td> <td>金沢大学附属病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢医科大学病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>県立中央病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>小松市民病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>公立松任石川中央病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> <td>H26.7.1</td> </tr> <tr> <td>加賀市医療センター</td> <td>R4.6.1</td> </tr> </tbody> </table>	協定者	協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1	金沢医科大学病院	H22.4.1	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1	公立能登総合病院	H22.4.1	県立中央病院	H22.4.1	金沢赤十字病院	H25.3.1	金沢市立病院	H25.3.1	市立輪島病院	H25.3.1	小松市民病院	H25.3.1	公立松任石川中央病院	H26.4.1	公立羽咋病院	H26.4.1	珠洲市総合病院	H26.7.1	加賀市医療センター	R4.6.1	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																													
石川県 (公社)石川県医師会	H3.11.1	076-239-3800	076-239-3800																																																													
	(H29.6.30改正)																																																															
(公社)石川県薬剤師会	H29.6.30	076-231-6634	076-223-1520																																																													
(公社)石川県看護協会	H29.6.30	076-232-3573	076-232-3973																																																													
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																													
川県 (一社)石川県歯科医師会	H29.6.30	076-225-1433	076-225-1434																																																													
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																													
川県 (公社)石川県栄養士会	H29.6.30	076-259-5061	076-259-5062																																																													
協定者	協定締結日																																																															
石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1																																																														
	金沢医科大学病院	H22.4.1																																																														
	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1																																																														
	公立能登総合病院	H22.4.1																																																														
	県立中央病院	H22.4.1																																																														
	金沢赤十字病院	H25.3.1																																																														
	金沢市立病院	H25.3.1																																																														
	市立輪島病院	H25.3.1																																																														
	小松市民病院	H25.3.1																																																														
	公立松任石川中央病院	H26.4.1																																																														
	公立羽咋病院	H26.4.1																																																														
	珠洲市総合病院	H26.7.1																																																														
	加賀市医療センター	R4.6.1																																																														

現 行	修 正 案	備 考																																																																
<p>(新設)</p> <p>ケ～セ (略)</p> <p>ソ 大規模災害時における相互連携に関する協定 (本章第 19 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="112 486 1016 592"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>北陸電力 (株)</td> <td>R4. 2. 28</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電 (株)</td> <td>R4. 2. 28</td> <td>076-202-6983</td> <td>076-233-8892</td> </tr> </tbody> </table> <p>タ 大規模災害時における相互連携に関する協定 (本章第 19 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="129 708 1034 782"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>西日本電信電話 (株)</td> <td>R5. 2. 10</td> <td>076-282-9847</td> <td>076-253-3464</td> </tr> </tbody> </table> <p>チ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ツ～ナ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ニ～ヌ (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	北陸電力 (株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755	北陸電力送配電 (株)	R4. 2. 28	076-202-6983	076-233-8892	協定者		協定締結日	TEL	FAX	県	西日本電信電話 (株)	R5. 2. 10	076-282-9847	076-253-3464	<p>⑪ 災害時における支援活動に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1093 253 1998 343"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県臨床衛生検査技師会</td> <td>R7. 1. 15</td> <td>076-210-3885</td> <td>076-213-5112</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑫～⑰ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>⑱ (略)</p> <p>⑲ 災害時における給排水設備等の応急対策の協力に関する協定 (本章第 19 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1124 924 2029 997"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) METT</td> <td>R6. 9. 4</td> <td>076-268-6317</td> <td>076-268-7784</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑳ 災害時における復旧支援協力に関する協定 (本章第 19 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1106 1118 2033 1208"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 日本下水道管路管理業協会</td> <td>H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)</td> <td>076-242-3773</td> <td>076-243-4421</td> </tr> </tbody> </table> <p>㉑～㉔ (略)</p> <p>㉕ 災害時における応急対策工事に関する基本協定 (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1106 1335 2011 1409"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県交通安全施設業協会</td> <td>R6. 11. 28</td> <td>076-247-4422</td> <td>076-247-4507</td> </tr> </tbody> </table> <p>㉖～㉗ (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県臨床衛生検査技師会	R7. 1. 15	076-210-3885	076-213-5112	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) METT	R6. 9. 4	076-268-6317	076-268-7784	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)	076-242-3773	076-243-4421	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県交通安全施設業協会	R6. 11. 28	076-247-4422	076-247-4507	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
石川県	北陸電力 (株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755																																																														
	北陸電力送配電 (株)	R4. 2. 28	076-202-6983	076-233-8892																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
県	西日本電信電話 (株)	R5. 2. 10	076-282-9847	076-253-3464																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
石川県	(一社) 石川県臨床衛生検査技師会	R7. 1. 15	076-210-3885	076-213-5112																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
石川県	(一社) METT	R6. 9. 4	076-268-6317	076-268-7784																																																														
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
石川県	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)	076-242-3773	076-243-4421																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
石川県	(一社) 石川県交通安全施設業協会	R6. 11. 28	076-247-4422	076-247-4507																																																														

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																																																
(新設)	<p>⑳ 生活必需品の確保に関する協定 (本章第23節「生活必需品の供給」参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1178 245 1547 285">協 定 者</th> <th data-bbox="1547 245 1675 285">協定締結日</th> <th data-bbox="1675 245 1809 285">T E L</th> <th data-bbox="1809 245 1939 285">F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>石川県 (協)金沢問屋センター</td><td>H14. 3. 19</td><td>076-237-8585</td><td>076-237-5240</td></tr> <tr><td>(一社)石川県食品協会</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-268-2400</td><td>076-268-6082</td></tr> <tr><td>㈱ジャコム石川</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-267-8621</td><td>076-267-8609</td></tr> <tr><td>マザー寝具リース㈱</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-231-2001</td><td>076-264-4688</td></tr> <tr><td>野々市農協</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-246-1178</td><td>076-246-1152</td></tr> <tr><td>石川県パン(協)</td><td>H14. 3. 26</td><td>076-283-0267</td><td>076-283-6267</td></tr> <tr><td>石川県生活協同組合連合会</td><td>H14. 3. 27</td><td>076-259-5962</td><td>076-256-5963</td></tr> <tr><td>㈱マルエー</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-272-0152</td><td>076-273-3555</td></tr> <tr><td>㈱鍛冶商店</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-288-3855</td><td>076-289-3093</td></tr> <tr><td>NPO法人コメリ災害対策センター</td><td>H14. 4. 5</td><td>025-371-4185</td><td>025-371-4151</td></tr> <tr><td>㈱どんたく</td><td>H14. 4. 5</td><td>0767-53-2727</td><td>0767-52-6254</td></tr> <tr><td>D C Mカーマ㈱</td><td>H14. 4. 5</td><td>0761-23-0520</td><td>0761-23-0525</td></tr> <tr><td>㈱大丸</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-82-1155</td><td>0768-82-6277</td></tr> <tr><td>㈱いろは</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-52-0033</td><td>0768-52-3166</td></tr> <tr><td>㈱ニュー三久</td><td>H14. 4. 18</td><td>076-232-1051</td><td>076-232-1056</td></tr> <tr><td>㈾スーパーしんや</td><td>H14. 5. 1</td><td>0768-74-0305</td><td>0768-74-0353</td></tr> <tr><td>㈱安達</td><td>H14. 5. 11</td><td>0767-22-1133</td><td>0767-22-7266</td></tr> <tr><td>㈱中島ストアー</td><td>H14. 5. 20</td><td>0767-53-0988</td><td>0767-53-0953</td></tr> <tr><td>ダイヤモンド商事㈱</td><td>H14. 5. 22</td><td>076-232-0341</td><td>076-232-0346</td></tr> <tr><td>㈱角田商店</td><td>H14. 5. 24</td><td>0768-62-0032</td><td>0768-62-3399</td></tr> <tr><td>アルビス㈱</td><td>H14. 7. 12</td><td>0766-56-7200</td><td>0766-56-7520</td></tr> <tr><td>㈱ファミリーマート</td><td>H19. 6. 25</td><td>03-6436-7622</td><td>03-3452-5213</td></tr> <tr><td>㈱ローソン</td><td>H19. 7. 24</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr> <tr><td>北陸コカ・コーラボトリング㈱</td><td>H19. 9. 12</td><td>076-277-1155</td><td>076-277-0990</td></tr> <tr><td>㈱平和堂</td><td>H20. 10. 1</td><td>0749-26-9610</td><td>0749-23-3118</td></tr> <tr><td>ユニー㈱</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-235-3511</td><td>076-235-3519</td></tr> <tr><td>㈱P L A N T</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-72-0300</td><td>0776-72-2652</td></tr> <tr><td>㈱クスリのアオキ</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-274-1111</td><td>076-274-6114</td></tr> <tr><td>㈱コメヤ薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-273-9900</td><td>076-273-9902</td></tr> <tr><td>㈱マツモトキヨシ甲信越販売</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-229-8490</td><td>076-229-8491</td></tr> <tr><td>ゲンキー㈱</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-67-5240</td><td>0776-67-5241</td></tr> <tr><td>イオンリテール㈱</td><td>H24. 3. 30</td><td>025-255-0065</td><td>025-248-1083</td></tr> <tr><td>マックスバリュ北陸㈱</td><td>H24. 3. 30</td><td>076-267-7810</td><td>076-266-2030</td></tr> <tr><td>㈱セブン-イレブン・ジャパン</td><td>H25. 12. 5</td><td>03-6238-3672</td><td>03-5214-2330</td></tr> <tr><td>コストコホールセールジャパン㈱</td><td>H28. 3. 25</td><td>076-275-8590</td><td>076-275-8580</td></tr> <tr><td>㈱パルホールディングス</td><td>H28. 3. 25</td><td>0574-60-0861</td><td>0574-60-0689</td></tr> <tr><td>大塚製薬㈱名古屋支店金沢出張所</td><td>H28. 3. 25</td><td>080-2060-2461</td><td>076-263-0403</td></tr> <tr><td>レック㈱</td><td>R5. 10. 6</td><td>03-3527-2150</td><td>03-3527-2190</td></tr> <tr><td>㈱MonotaRO</td><td>R6. 10. 1</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	協 定 者	協定締結日	T E L	F A X	石川県 (協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082	㈱ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609	マザー寝具リース㈱	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688	野々市農協	H14. 3. 20	076-246-1178	076-246-1152	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-283-0267	076-283-6267	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963	㈱マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555	㈱鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151	㈱どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254	D C Mカーマ㈱	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525	㈱大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277	㈱いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166	㈱ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056	㈾スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353	㈱安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266	㈱中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953	ダイヤモンド商事㈱	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346	㈱角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399	アルビス㈱	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520	㈱ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7622	03-3452-5213	㈱ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944	北陸コカ・コーラボトリング㈱	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990	㈱平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118	ユニー㈱	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519	㈱P L A N T	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652	㈱クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114	㈱コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902	㈱マツモトキヨシ甲信越販売	H20. 10. 1	076-229-8490	076-229-8491	ゲンキー㈱	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	イオンリテール㈱	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083	マックスバリュ北陸㈱	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030	㈱セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3672	03-5214-2330	コストコホールセールジャパン㈱	H28. 3. 25	076-275-8590	076-275-8580	㈱パルホールディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689	大塚製薬㈱名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	080-2060-2461	076-263-0403	レック㈱	R5. 10. 6	03-3527-2150	03-3527-2190	㈱MonotaRO	R6. 10. 1	—	—	
協 定 者	協定締結日	T E L	F A X																																																																																																																																																															
石川県 (協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240																																																																																																																																																															
(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082																																																																																																																																																															
㈱ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609																																																																																																																																																															
マザー寝具リース㈱	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688																																																																																																																																																															
野々市農協	H14. 3. 20	076-246-1178	076-246-1152																																																																																																																																																															
石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-283-0267	076-283-6267																																																																																																																																																															
石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963																																																																																																																																																															
㈱マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555																																																																																																																																																															
㈱鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093																																																																																																																																																															
NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151																																																																																																																																																															
㈱どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254																																																																																																																																																															
D C Mカーマ㈱	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525																																																																																																																																																															
㈱大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277																																																																																																																																																															
㈱いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166																																																																																																																																																															
㈱ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056																																																																																																																																																															
㈾スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353																																																																																																																																																															
㈱安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266																																																																																																																																																															
㈱中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953																																																																																																																																																															
ダイヤモンド商事㈱	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346																																																																																																																																																															
㈱角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399																																																																																																																																																															
アルビス㈱	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520																																																																																																																																																															
㈱ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7622	03-3452-5213																																																																																																																																																															
㈱ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																																																																															
北陸コカ・コーラボトリング㈱	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990																																																																																																																																																															
㈱平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118																																																																																																																																																															
ユニー㈱	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519																																																																																																																																																															
㈱P L A N T	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652																																																																																																																																																															
㈱クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114																																																																																																																																																															
㈱コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902																																																																																																																																																															
㈱マツモトキヨシ甲信越販売	H20. 10. 1	076-229-8490	076-229-8491																																																																																																																																																															
ゲンキー㈱	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241																																																																																																																																																															
イオンリテール㈱	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083																																																																																																																																																															
マックスバリュ北陸㈱	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030																																																																																																																																																															
㈱セブン-イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																																																																																															
コストコホールセールジャパン㈱	H28. 3. 25	076-275-8590	076-275-8580																																																																																																																																																															
㈱パルホールディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689																																																																																																																																																															
大塚製薬㈱名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	080-2060-2461	076-263-0403																																																																																																																																																															
レック㈱	R5. 10. 6	03-3527-2150	03-3527-2190																																																																																																																																																															
㈱MonotaRO	R6. 10. 1	—	—																																																																																																																																																															

現 行	修 正 案	備 考																				
<p><u>ネ (略)</u> <u>ノ 災害時における緊急用LPガスの供給等に関する協定</u> <u>(本章第23節「生活必需品の供給」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="118 288 1023 360"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(一社) 石川県エルピーガス協会</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-254-0634</td> <td>076-254-0644</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ハ～ヘ (略)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>ホ～ム (略)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	県	(一社) 石川県エルピーガス協会	H26.6.2	076-254-0634	076-254-0644	<p><u>㉑ (略)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>㉓～㉕ (略)</u> <u>㉔ 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定</u> <u>(本章第25節「輸送手段の確保」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="1115 520 2020 608"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク</td> <td>R6.8.22</td> <td>03-3212-1111</td> <td>03-3212-1112</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>㉖～㉘ (略)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6.8.22	03-3212-1111	03-3212-1112	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
県	(一社) 石川県エルピーガス協会	H26.6.2	076-254-0634	076-254-0644																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6.8.22	03-3212-1111	03-3212-1112																		

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

(新設)

⑳ 石川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定
 (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	社会福祉法人自生園	R5. 4. 1	0761-65-1800	-
	長寿メディカル株式会社		0761-22-0015	-
	社会福祉法人南陽園		0761-74-6613	-
	社会福祉法人作見福祉会		0761-73-1230	-
	社会福祉法人ミドリ保育園		076-249-5524	-
	社会福祉法人湯寿会		0761-58-6555	-
	株式会社天正		076-275-9771	-
	社会福祉法人福寿会		076-276-3545	-
	一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団		076-239-4177	-
	社会福祉法人 医王山福祉会		076-236-1044	-
	社会福祉法人かほく市社会福祉協議会		076-285-8885	-
	社会福祉法人 愛里果福祉会		076-248-5120	-
	株式会社スタジオB'M		025-260-1104	-
	社会福祉法人石川整肢学園		0761-46-1224	-
	医療法人社団仁善会		076-262-3300	-
	社会福祉法人吉竹福祉会		0761-24-6763	-
	社会福祉法人松の実福祉会		076-276-6452	-
	株式会社ケア・サンエス		076-237-7217	-
	医療法人社団白山会		076-276-2262	-
	社会福祉法人 松原愛育会		076-229-3800	-
	医療法人社団博友会		076-233-1811	-
	医療法人社団田谷会		0761-47-2900	-
	金沢市役所		076-220-2299	-
	株式会社 豊心		076-296-1777	-
	社会福祉法人千木福祉会		076-253-1616	-
	社会福祉法人久業会		076-256-5117	-
	社会福祉法人 長久福祉会		0761-72-4545	-
	社会福祉法人 うちなだの里		076-286-6386	-
	株式会社すずらん		076-222-2275	-
	社会福祉法人屑丈会		076-283-5688	-
	地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設		076-253-5088	-
	社会福祉法人梅光会		076-222-2405	-
	特定非営利活動法人コスモス加賀		0761-75-3315	-
社会福祉法人志賀町社会福祉協議会	0767-32-1363	-		
社会福祉法人 林鐘園	076-262-3811	-		
社会福祉法人つくしの会	076-288-0339	-		
社会福祉法人篤豊会	0761-73-3317	-		
社会福祉法人鹿南福祉会	0767-72-2600	-		
金沢市立栗崎児童館	076-237-3837	-		

㉑～㉒ (略)

㉓ 災害ボランティア活動への支援に関する協定
 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	0761-74-8188	0761-74-6366

㉔ (略)

メ～ヤ (略)

ユ 災害ボランティア活動への支援に関する協定
 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-233-3950	076-264-8043

ヨ (略)

現 行	修 正 案	備 考																																								
<p>ラ 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)</p> <table border="1" data-bbox="129 248 1034 331"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-225-1365</td> <td>076-225-1363</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>リ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ル (略)</p> <p>(7) 職員の派遣の要請等</p> <p>ア 職員の派遣の要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条に基づき、知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に、市町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>また、知事及び市町長は、必要に応じ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。なお、要請に当たっては、知事又は市町長は次の事項を明らかにする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>10 広域応援協力体制</p> <p>県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p> <p>(1) 県</p> <p>知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363	<p>④5 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1102 242 2007 325"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-265-5505</td> <td>076-263-3705</td> </tr> </tbody> </table> <p>④6 災害時における廃棄物の処理に関する協定 (本章第 29 節「し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1124 450 2029 517"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県産業資源循環協会</td> <td>H17. 3. 23</td> <td>076-224-9101</td> <td>076-224-9102</td> </tr> </tbody> </table> <p>④7 (略)</p> <p>④8 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する基本協定 (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1111 660 2011 727"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(独)住宅金融支援機構(北陸支店)</td> <td>H27. 4. 1</td> <td>076-233-4254</td> <td>076-232-1898</td> </tr> </tbody> </table> <p>④9 (略)</p> <p>(7) 職員の派遣の要請等</p> <p>ア 職員の派遣の要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条に基づき、知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に、市町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>また、知事及び市町長は、必要に応じ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。なお、要請に当たっては、知事又は市町長は次の事項を明らかにする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>10 広域応援協力体制</p> <p>県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p> <p>(1) 県</p> <p>知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17. 3. 23	076-224-9101	076-224-9102	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(独)住宅金融支援機構(北陸支店)	H27. 4. 1	076-233-4254	076-232-1898	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17. 3. 23	076-224-9101	076-224-9102																																						
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	(独)住宅金融支援機構(北陸支店)	H27. 4. 1	076-233-4254	076-232-1898																																						

現 行	修 正 案	備 考
<p>対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。 (新設)</p> <p>ア 災害救援対策本部等の設置 知事は、必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>1 1 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理 (1) 職員や家族の安否確認 自宅又は自分がいる地域で相当規模の被害が予測される地震が発生した場合には、原則として本人が所属の課、廃(人事担当者)へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。 また、勤務中の災害時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。</p> <p>第2節 1 (略) 2 ア 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域(*))に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。 なお、緊急地震速報(警報)のうち<u>予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</u></p>	<p>対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。</p> <p>ア <u>県下市町が被災した場合(人的支援チームの設置)</u> 知事は、必要に応じて、人的支援チームを設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、人的支援チームは、県及び県内市町から被災市町への応援部隊の派遣調整に加え、他の都道府県等からの応援部隊の受入調整も行う。</p> <p>イ <u>他の都道府県が被災した場合(災害救援対策本部等の設置)</u> 知事は、必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>1 1 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理 (1) 職員や家族の安否確認 <u>災害対策本部を設置する地震が発生した場合には、各所属の連絡体制に基づき、職員及び職員の家族、家屋の被災状況を確認し、人事担当者に情報を集約する。</u> なお、<u>県外で相当規模の被害が予測される地震が発生した場合には、原則として本人が所属の課、廃(人事担当者)へ報告する。報告事項は、本人、家族の被災状況とする。</u> また、勤務中の災害時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。</p> <p>第2節 (略) 1 (略) 2 ア 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上または<u>長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域(*))</u>に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、<u>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。</u> なお、緊急地震速報(警報)のうち<u>震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1) 被害規模に関する概括的情報の収集・連絡</p> <p>ア 県</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、被害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に報告する。</p> <p>(エ)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等</p> <p>ア 県等</p> <p>(ア) 県(本庁)・県教育委員会</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、<u>消防救急無線等</u>を利用し、情報を収集する。</p> <p>また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。</p> <p>e (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1) 被害規模に関する概括的情報の収集・連絡</p> <p>ア 県</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、被害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機、<u>高所監視カメラ</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に報告する。</p> <p>(エ)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等</p> <p>ア 県等</p> <p>(ア) 県(本庁)・県教育委員会</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、<u>消防等の実動機関とも連携</u>し、情報を収集する。</p> <p>また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。</p> <p>e (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>4 (略)</p> <p>第4節 通信手段の確保 通信手段の確保のフロー</p> <p>初動対策期 (1日)</p> <p>(NTT西日本) (県) (協会等)</p> <p>NTT西日本非常扱い通話申入れ</p> <p>災害対策本部専用 076-225-1180 076-225-1190 076-225-1191</p> <p>危機対策課 076-225-1484 (FAX)</p> <p>道路整備課 076-225-1728 (FAX)</p> <p>河川課 076-225-1740 (FAX)</p> <p>防災行政無線の確保</p> <p>水防無線の確保</p> <p>防災行政無線車載局の開局</p> <p>防災行政無線可搬局の開局</p> <p>石川地区非常通信協議会</p> <p>警察無線の活用</p> <p>鉄道無線の活用・西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>電力無線の活用・北陸電力及び北陸電力送配電</p> <p>消防用県内共通無線の活用</p> <p>消防用全国共通無線の活用</p> <p>孤立防止用無線の活用</p> <p>災害応急復旧用無線の活用</p> <p>可搬型無線機・応用ケーブルによる回線応急復旧</p> <p>被災施設の応急復旧</p> <p>緊急対策期 (1週間)</p>	<p>4 (略)</p> <p>第4節 通信手段の確保 通信手段の確保のフロー</p> <p>初動対策期 (1日)</p> <p>(NTT西日本) (県) (協会等)</p> <p>NTT西日本非常扱い通話申入れ</p> <p>災害対策本部専用 076-225-1180 076-225-1190 076-225-1191</p> <p>危機対策課 076-225-1484 (FAX)</p> <p>道路整備課 076-225-1728 (FAX)</p> <p>河川課 076-225-1740 (FAX)</p> <p>防災行政無線の確保</p> <p>水防無線の確保</p> <p>防災行政無線車載局の開局</p> <p>防災行政無線可搬局の開局</p> <p>北陸地方非常通信協議会</p> <p>警察無線の活用</p> <p>鉄道無線の活用・西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>電力無線の活用・北陸電力及び北陸電力送配電</p> <p>消防用県内共通無線の活用</p> <p>消防用全国共通無線の活用</p> <p>孤立防止用無線の活用</p> <p>災害応急復旧用無線の活用</p> <p>可搬型無線機・応用ケーブルによる回線応急復旧</p> <p>被災施設の応急復旧</p> <p>緊急対策期 (1週間)</p>	
<p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～5 (略) 6 航空機の運用調整</p>	<p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～5 (略) 6 航空機の運用調整</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するとともに、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、無人航空機等の飛行から各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。必要に応じ、自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p> <p>第6節～第8節（略）</p> <p>第9節 避難誘導等 1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 （1）市町</p> <p>ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>県及び市町、被災地において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。</u>また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市町の保健福祉担当部局、防災担当部</p>	<p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するとともに、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、無人航空機等の飛行から各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。<u>調整に当たっては、必要に応じ、政府本部又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。</u>また、必要に応じ、自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p> <p>第6節～第8節（略）</p> <p>第9節 避難誘導等 1～6（略） 7 避難所の開設及び運営 （1）市町</p> <p>ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>県及び市町、被災地において、<u>感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。</u>また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>オ 避難所の運営</p> <p>（略）</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>	<p>の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>オ 避難所の運営</p> <p>（略）</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、</u>専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p> <p>○ 市町は、<u>食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</u></p> <p>○ 市町は、<u>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>											
<p>カ 仮設トイレの設置</p> <p>市町は、<u>避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレなどを設置管理する。</u>その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。</p> <p>なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。</p> <p>キ～セ（略）</p>	<p>カ 仮設トイレの設置</p> <p>市町は、<u>避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u>その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。</p> <p><u>災害時等における資機材の供給に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1117 1195 2022 1267"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(株)アクティオ</td> <td>R6.7.23</td> <td>076-208-5434</td> <td>076-208-5435</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。</p> <p>なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。</p> <p>キ～セ（略）</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(株)アクティオ	R6.7.23	076-208-5434	076-208-5435	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(株)アクティオ	R6.7.23	076-208-5434	076-208-5435								

現 行	修 正 案	備 考
<p>ソ ペット動物の飼育場所の確保等 市町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。</p> <p>(2) (略) 8～9 (略)</p> <p>10 避難所外避難者対策 市町は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DMA T・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略)</p>	<p>ソ ペット動物の飼育場所の確保等 市町は、必要に応じて、被災者支援等の観点からペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 <u>また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>(2) (略) 8～9 (略)</p> <p>10 避難所外避難者対策 市町は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。 <u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DMA T・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 県 ア～ウ (略)</p> <p>エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会 (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本災害歯科支援チーム (JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(エ)～(オ) (略) オ～カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) 県 ア～ウ (略)</p> <p>エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、<u>災害支援ナース</u>や、他の都道府県、日本医師会 (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本災害歯科支援チーム (JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会 (JRAT)</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT)</u>等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(エ)～(オ) (略) オ～カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>災害支援ナースの派遣</u></p> <p>ア <u>下記の病院は、県から「石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を行う。</u></p> <p>イ <u>公益社団法人石川県看護協会は、県から災害支援ナースの派遣要請があったときは、「災害支援ナースの派遣調整の実施に関する協定」に基づき、派遣のための調整を行う。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																											
<p>(新設)</p> <p>(4) ~ (12) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1137 229 1928 1203"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="24">石川県</td> <td>加賀市医療センター</td> <td rowspan="24">R6. 4. 1</td> <td>0761-72-1188</td> <td>-</td> </tr> <tr><td>国民健康保険能美市立病院</td><td>0761-55-0560</td><td>-</td></tr> <tr><td>寺井病院</td><td>0761-58-5500</td><td>-</td></tr> <tr><td>小松ソフィア病院</td><td>0761-22-0751</td><td>-</td></tr> <tr><td>小松市民病院</td><td>0761-22-7111</td><td>-</td></tr> <tr><td>東病院</td><td>0761-21-1131</td><td>-</td></tr> <tr><td>加賀のぞみ園</td><td>0761-72-5211</td><td>-</td></tr> <tr><td>K K R 北陸病院</td><td>076-243-1191</td><td>-</td></tr> <tr><td>医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院</td><td>076-252-2101</td><td>-</td></tr> <tr><td>金沢医科大学病院</td><td>076-286-3511</td><td>-</td></tr> <tr><td>金沢市立病院</td><td>076-245-2600</td><td>-</td></tr> <tr><td>金沢大学附属病院</td><td>076-265-2000</td><td>-</td></tr> <tr><td>金沢脳神経外科病院</td><td>076-246-5600</td><td>-</td></tr> <tr><td>公立つるぎ病院</td><td>076-272-1250</td><td>-</td></tr> <tr><td>公立河北中央病院</td><td>076-289-2117</td><td>-</td></tr> <tr><td>公立松任石川中央病院</td><td>076-275-2222</td><td>-</td></tr> <tr><td>石川県済生会金沢病院</td><td>076-266-1060</td><td>-</td></tr> <tr><td>石川県立こころの病院</td><td>076-281-1125</td><td>-</td></tr> <tr><td>石川県立中央病院</td><td>076-238-7853</td><td>-</td></tr> <tr><td>金沢医療センター</td><td>076-262-4161</td><td>-</td></tr> <tr><td>JCHO金沢病院</td><td>076-252-2200</td><td>-</td></tr> <tr><td>かほく高松訪問看護ステーション</td><td>076-281-3711</td><td>-</td></tr> <tr><td>公立羽咋病院</td><td>0767-22-1220</td><td>-</td></tr> <tr><td>公立能登総合病院</td><td>0767-52-6611</td><td>-</td></tr> <tr><td>恵寿総合病院</td><td>0767-52-3211</td><td>-</td></tr> <tr><td>町立宝達志水病院</td><td>0767-29-3121</td><td>-</td></tr> <tr><td>市立輪島病院</td><td>0768-22-2222</td><td>-</td></tr> <tr><td>珠洲市総合病院</td><td>0768-82-1181</td><td>-</td></tr> <tr><td>金城大学</td><td>076-276-6630</td><td>-</td></tr> <tr><td>公益社団法人 石川県看護協会</td><td>076-232-3573</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">災害支援ナースの派遣調整の実施に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1124 1273 2029 1345"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>T E L</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>公益社団法人 石川県看護協会</td> <td>R6. 4. 1</td> <td>076-232-3573</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) ~ (13) (略)</p> <p>(14) 一般社団法人石川県助産師会 石川県助産師会は、県から「災害時の助産師による支援活動に関する協定」</p>	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	加賀市医療センター	R6. 4. 1	0761-72-1188	-	国民健康保険能美市立病院	0761-55-0560	-	寺井病院	0761-58-5500	-	小松ソフィア病院	0761-22-0751	-	小松市民病院	0761-22-7111	-	東病院	0761-21-1131	-	加賀のぞみ園	0761-72-5211	-	K K R 北陸病院	076-243-1191	-	医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院	076-252-2101	-	金沢医科大学病院	076-286-3511	-	金沢市立病院	076-245-2600	-	金沢大学附属病院	076-265-2000	-	金沢脳神経外科病院	076-246-5600	-	公立つるぎ病院	076-272-1250	-	公立河北中央病院	076-289-2117	-	公立松任石川中央病院	076-275-2222	-	石川県済生会金沢病院	076-266-1060	-	石川県立こころの病院	076-281-1125	-	石川県立中央病院	076-238-7853	-	金沢医療センター	076-262-4161	-	JCHO金沢病院	076-252-2200	-	かほく高松訪問看護ステーション	076-281-3711	-	公立羽咋病院	0767-22-1220	-	公立能登総合病院	0767-52-6611	-	恵寿総合病院	0767-52-3211	-	町立宝達志水病院	0767-29-3121	-	市立輪島病院	0768-22-2222	-	珠洲市総合病院	0768-82-1181	-	金城大学	076-276-6630	-	公益社団法人 石川県看護協会	076-232-3573	-	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	公益社団法人 石川県看護協会	R6. 4. 1	076-232-3573	-	
	協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																																																								
石川県	加賀市医療センター	R6. 4. 1	0761-72-1188	-																																																																																																									
	国民健康保険能美市立病院		0761-55-0560	-																																																																																																									
	寺井病院		0761-58-5500	-																																																																																																									
	小松ソフィア病院		0761-22-0751	-																																																																																																									
	小松市民病院		0761-22-7111	-																																																																																																									
	東病院		0761-21-1131	-																																																																																																									
	加賀のぞみ園		0761-72-5211	-																																																																																																									
	K K R 北陸病院		076-243-1191	-																																																																																																									
	医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院		076-252-2101	-																																																																																																									
	金沢医科大学病院		076-286-3511	-																																																																																																									
	金沢市立病院		076-245-2600	-																																																																																																									
	金沢大学附属病院		076-265-2000	-																																																																																																									
	金沢脳神経外科病院		076-246-5600	-																																																																																																									
	公立つるぎ病院		076-272-1250	-																																																																																																									
	公立河北中央病院		076-289-2117	-																																																																																																									
	公立松任石川中央病院		076-275-2222	-																																																																																																									
	石川県済生会金沢病院		076-266-1060	-																																																																																																									
	石川県立こころの病院		076-281-1125	-																																																																																																									
	石川県立中央病院		076-238-7853	-																																																																																																									
	金沢医療センター		076-262-4161	-																																																																																																									
	JCHO金沢病院		076-252-2200	-																																																																																																									
	かほく高松訪問看護ステーション		076-281-3711	-																																																																																																									
	公立羽咋病院		0767-22-1220	-																																																																																																									
	公立能登総合病院		0767-52-6611	-																																																																																																									
恵寿総合病院	0767-52-3211	-																																																																																																											
町立宝達志水病院	0767-29-3121	-																																																																																																											
市立輪島病院	0768-22-2222	-																																																																																																											
珠洲市総合病院	0768-82-1181	-																																																																																																											
金城大学	076-276-6630	-																																																																																																											
公益社団法人 石川県看護協会	076-232-3573	-																																																																																																											
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																																																									
石川県	公益社団法人 石川県看護協会	R6. 4. 1	076-232-3573	-																																																																																																									

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>(新設)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 他県等からの医薬品等の受入体制 県災害対策本部は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所に設置し、公益社団法人石川県薬剤師会の協力により、医薬品等の保管管理及び供給を行う。</p> <p>10～12 (略)</p> <p>第12節 健康管理活動 1～2 (略)</p> <p>3 健康管理活動従事者の派遣体制 (1) (略) (2) 県 ア～ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第13節～第14節 (略)</p>	<p><u>に基づく派遣要請があったときは、助産師または助産師班を派遣し、助産師の指揮、妊産婦に対する応急救護活動などを実施する。</u></p> <p><u>災害時の助産師による支援活動に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 301 2024 373"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県助産師会</td> <td>R6.1.9</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(15) 一般社団法人石川県臨床衛生検査技師会 <u>一般社団法人石川県臨床衛生検査技師会は、県から「災害時における支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、臨床衛生検査技師または臨床衛生検査技師班を派遣し、避難所等における健康管理のための検査や病院検査室における診療支援などを実施する。</u></p> <p><u>災害時における支援活動に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1095 630 1998 715"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県臨床衛生検査技師会</td> <td>R7.1.15</td> <td>076-210-3885</td> <td>076-213-5112</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 (略)</p> <p>9 他県等からの医薬品等の受入体制 県災害対策本部は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所もしくは公益社団法人石川県薬剤師会に設置し、そこから被災地である市町災害対策本部又は市町保健センターに運送して保管する。 <u>また、公益社団法人石川県薬剤師会の協力により、医薬品等の保管管理及び供給を行う。</u></p> <p>10～12 (略)</p> <p>第12節 健康管理活動 1～2 (略)</p> <p>3 健康管理活動従事者の派遣体制 (1) (略) (2) 県 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第13節～第14節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県助産師会	R6.1.9	-	-	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県臨床衛生検査技師会	R7.1.15	076-210-3885	076-213-5112	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一社) 石川県助産師会	R6.1.9	-	-																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一社) 石川県臨床衛生検査技師会	R7.1.15	076-210-3885	076-213-5112																		

現 行										修 正 案										備 考				
第15節 災害救助法の適用 1～7（略） 別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について 令和5年4月1日現在											第15節 災害救助法の適用 1～7（略） 別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について 令和7年4月1日現在													
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間	備 考				番号	救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間	備 考						
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人、1日当たり 3,400円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。			災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。	1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人、1日当たり 3,600円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。			災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。									
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。			災害発生の日から20日以内暫工	1 平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を教人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最長2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。	2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。			災害発生の日から20日以内暫工	1 平均1戸当たり7,089,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を教人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最長2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。									
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内			災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)				3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内			災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)						
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上						
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。				5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。						
			区 分		1人世帯		2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯				6人以上1人増すごとに加算	区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
			全 半 壊 流 失	夏	19,200		24,600	36,500	43,600	55,200				8,000	全 半 壊 流 失	夏		20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500	
				冬	31,800		41,000	57,200	66,900	84,300				11,600		全 半 壊 流 失		冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
			半 壊 床 上 浸 水	夏	6,300		8,400	12,600	15,400	19,400				2,700	半 壊 床 上 浸 水			夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
冬	10,100	13,200		18,800	22,300	28,100	3,700	半 壊 床 上 浸 水	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800		3,900								
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上						
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分80以内の額			分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分80以内の額			分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上						
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上				8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上						

現 行						修 正 案						備 考
番号 (追加)	救助の種類 (追加)	対 象 (追加)	費用の限度額 (追加)	期 間 (追加)	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から1か月以内		9	被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急修理)	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内		
10	学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 3,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	10	被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内(国の災害対策本部が設置された災害において6ヶ月以内に完了)		
11	学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,800円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	11	学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,800円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内		
11	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	12	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	
12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	13	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検案 教護班以外は償行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として教護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスを購入等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	14	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,700円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 検案 教護班以外は償行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として教護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスを購入等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内		15	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内		
15	輸送費及び資金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		16	輸送費及び資金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		

第16節 (略)

第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

1～5 (略)

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行え

第16節 (略)

第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

1～5 (略)

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行え

現 行	修 正 案	備 考
<p>るよう県、市町、指定公共機関等と密接に連携する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第18節 (略)</p> <p>第19節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、地震により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。</p> <p>このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>また、県及び市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。</p> <p>さらに、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 下水道施設</p> <p>下水道事業者は、次の措置を講ずる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 応援体制</p> <p>被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール（平成20年7月15日）」 ○「「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」に基づく石川県内における応援連絡体制（平成21年4月1日）」 ○「災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定（令和6年1月1日）」 	<p>るよう県、市町、指定公共機関等と密接に連携する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第18節 (略)</p> <p>第19節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。</p> <p>このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。<u>あわせて、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u></p> <p>また、県及び市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。</p> <p>さらに、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 下水道施設</p> <p>下水道事業者は、次の措置を講ずる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 応援体制</p> <p>被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール（平成20年7月15日）」 ○「「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」に基づく石川県内における応援連絡体制（平成21年4月1日）」 ○「災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定（令和6年1月1日）」 	

現 行	修 正 案	備 考																														
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第20節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、下記の協定等による協力を得て応急工事を施工する。</p> <p>また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第21節 給水活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 応急給水活動</p> <p>円滑に応急給水するため、県、市町（水道事業者）及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任で給水活動を実施する。</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 被災市町から飲料水及び応急給水するための資機材等のあっせんの要請があったときは、直ちに（一社）日本水道協会石川県支部と調整し、近隣市町等に対して協力要請を行う。</p> <p>また、必要なときは、自衛隊や隣接県等へ応援を要請する。</p>	<p>○「災害時における給排水設備等の応急対策の協力に関する協定」</p> <table border="1" data-bbox="1126 209 2029 280"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) METT</td> <td>R6. 9. 4</td> <td>076-268-6317</td> <td>076-268-7784</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「災害時における復旧支援協力に関する協定」</p> <table border="1" data-bbox="1095 331 2018 416"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 日本下水道管路管理業協会</td> <td>H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)</td> <td>076-242-3773</td> <td>076-243-4421</td> </tr> </tbody> </table> <p>第20節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、下記の協定等による協力を得て応急工事を施工する。</p> <p>また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1108 924 2013 995"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県交通安全施設業協会</td> <td>R6. 11. 28</td> <td>076-247-4422</td> <td>076-247-4507</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第21節 給水活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 応急給水活動</p> <p>円滑に応急給水するため、県、市町（水道事業者）及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任で給水活動を実施する。</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 被災市町から飲料水及び応急給水するための資機材等のあっせんの要請があったときは、直ちに（一社）日本水道協会石川県支部と調整し、近隣市町等に対して協力要請を行う。</p> <p>また、必要なときは、自衛隊や隣接県、下記協定締結団体等へ応援を要請</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) METT	R6. 9. 4	076-268-6317	076-268-7784	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)	076-242-3773	076-243-4421	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県交通安全施設業協会	R6. 11. 28	076-247-4422	076-247-4507	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(一社) METT	R6. 9. 4	076-268-6317	076-268-7784																												
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)	076-242-3773	076-243-4421																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(一社) 石川県交通安全施設業協会	R6. 11. 28	076-247-4422	076-247-4507																												

現 行	修 正 案	備 考																						
<p>(新設)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第22節 食料の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 主食の供給</p> <p>(1) 災害救助用米穀の確保</p> <p>ア 米穀の引渡し要請</p> <p>県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受け入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、<u>農林水産省農産局</u>に引渡し要請を行う。</p> <p>イ 受託事業者への引渡し指示</p> <p><u>農林水産省農産局</u>は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。</p> <p>災害等非常時における政府所有米穀の引渡し要請の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="141 1011 1046 1096"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省農産局農産政策部貿易業務課</td> <td>03-6744-1354</td> <td>03-6744-1391</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第23節 生活必需品の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 必要量の把握</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に</p>	連絡先	TEL	FAX	農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1391	<p>する。</p> <p>災害時における給排水設備等の応急対策の協力に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1122 252 2027 325"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) METT</td> <td>R6.9.4</td> <td>076-268-6317</td> <td>076-268-7784</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第22節 食料の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 主食の供給</p> <p>(1) 災害救助用米穀の確保</p> <p>ア 米穀の引渡し要請</p> <p>県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受け入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、<u>農林水産省農産局長</u>に引渡し要請を行う。</p> <p>イ 受託事業者への引渡し指示</p> <p><u>農林水産省農産局長</u>は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。</p> <p>災害等非常時における政府所有米穀の引渡し要請の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1106 1011 2011 1096"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省農産局農産政策部貿易業務課</td> <td>03-6744-1353</td> <td>03-6744-1391</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第23節 生活必需品の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 必要量の把握</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) METT	R6.9.4	076-268-6317	076-268-7784	連絡先	TEL	FAX	農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1353	03-6744-1391	
連絡先	TEL	FAX																						
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1391																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																				
石川県	(一社) METT	R6.9.4	076-268-6317	076-268-7784																				
連絡先	TEL	FAX																						
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1353	03-6744-1391																						

現 行	修 正 案	備 考																														
<p>必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(2) 情報の提供 県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。 生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="129 451 1032 655"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新規)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 (1)～(4)（略） <u>(新設)</u></p> <p>5（略）</p> <p>第24節（略）</p> <p>第25節 輸送手段の確保 1～3（略）</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保 (1)（略） (2) 陸路輸送 災害対策要員や救助物資、復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(略)	(略)	(略)	(略)		(新規)				<p>必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(2) 情報の提供 県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。 生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1095 446 2011 655"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>株MonotaRO</td> <td>R6.10.1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 (1)～(4)（略） <u>(5) 県及び市町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u></p> <p>5（略）</p> <p>第24節（略）</p> <p>第25節 輸送手段の確保 1～3（略）</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保 (1)（略） (2) 陸路輸送 災害対策要員や救助物資、復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(略)	(略)	(略)	(略)		株MonotaRO	R6.10.1	—	—	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(略)	(略)	(略)	(略)																												
	(新規)																															
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(略)	(略)	(略)	(略)																												
	株MonotaRO	R6.10.1	—	—																												

現 行	修 正 案	備 考										
<p>この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。</p> <p>緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。</p> <p>隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。</p> <p>緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第26節 ころのケア活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>① 市町は、避難所に精神科救護所を設置する。</p> <p>② (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第27節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(2) 県</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)を被災地へ派遣する。</p>	<p>この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。</p> <p>緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。</p> <p>隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。</p> <p>緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略)</p> <p><u>災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1104 627 2011 715"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク</td> <td>R6.8.22</td> <td>03-3212-1111</td> <td>03-3212-1112</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第26節 ころのケア活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>① 市町は、避難所に救護所を設置する。</p> <p>② (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第27節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(2) 県</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)を被災地へ派遣する。</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6.8.22	03-3212-1111	03-3212-1112	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6.8.22	03-3212-1111	03-3212-1112								

現 行	修 正 案	備 考																																								
<p>第28節 ボランティア活動の支援 1～2 (略)</p> <p>3 ボランティア本部の機能 (1) (略) (2) ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。</p> <p>ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局） イ 傷病人の応急手当等医療看護業務（健康福祉部局） ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局） エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等） オ 通訳業務（観光部局） カ その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等） キ その他の業務（<u>県民文化部局等</u>）</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。</p> <p>災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="147 1082 1048 1150"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td> <td>H28. 10. 5</td> <td>076-233-3950</td> <td>076-264-8043</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="147 1270 1048 1353"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-225-1365</td> <td>076-225-1363</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-233-3950	076-264-8043	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363	<p>第28節 ボランティア活動の支援 1～2 (略)</p> <p>3 ボランティア本部の機能 (1) (略) (2) ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。</p> <p>ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局） イ 傷病人の応急手当等医療看護業務（健康福祉部局） ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局） エ 通訳業務（観光部局） オ その他専門的な技術、知識を要する業務（<u>生活環境部局等</u>） カ その他の業務（<u>生活環境部局等</u>）</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。</p> <p>災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1115 1082 2016 1150"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td> <td>H28. 10. 5</td> <td>0761-74-8188</td> <td>0761-74-6366</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1115 1270 2016 1353"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-265-5505</td> <td>076-263-3705</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	0761-74-8188	0761-74-6366	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-233-3950	076-264-8043																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	0761-74-8188	0761-74-6366																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705																																						

現 行	修 正 案	備 考										
<p>第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 1～4（略）</p> <p>5 地震災害時における廃棄物の処理目標 (1)（略） (2) 産業廃棄物 事業主は、震災時における産業廃棄物を処理するため、機械及び器具機材等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。</p> <p>6（略）</p> <p>7 廃棄物の応急的処理 市町は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。 (1)～(7)（略） <u>(新設)</u></p> <p>8（略）</p> <p>第30節～第32節（略）</p>	<p>第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 1～4（略）</p> <p>5 地震災害時における廃棄物の処理目標 (1)（略） (2) 産業廃棄物 事業主は、震災時における産業廃棄物を処理するため、機械及び<u>処理施設</u>等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。</p> <p>6（略）</p> <p>7 廃棄物の応急的処理 市町は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。 (1)～(7)（略） <u>災害時における廃棄物の処理に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1093 655 2000 724"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県産業資源循環協会</td> <td>H17.3.23</td> <td>076-224-9101</td> <td>076-224-9102</td> </tr> </tbody> </table> <p>8（略）</p> <p>第30節～第32節（略）</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17.3.23	076-224-9101	076-224-9102	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17.3.23	076-224-9101	076-224-9102								

現 行	修 正 案	備 考										
<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画</p> <p>第 1 節～第 4 節（略）</p> <p>第 5 節 被災者の生活確保のための緊急措置 1～2（略） 3 生活相談 （1）～（5）（略） <u>（新設）</u></p> <p>4（略）</p> <p>5 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。 早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる。 （1）被災市町だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（2）～（3）（略） 6～10（略）</p> <p>第 6 節～第 7 節（略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章（略）</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画</p> <p>第 1 節～第 4 節（略）</p> <p>第 5 節 被災者の生活確保のための緊急措置 1～2（略） 3 生活相談 （1）～（5）（略） <u>（6）県及び市町は、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。</u></p> <p>4（略）</p> <p>5 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。 早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる。 （1）被災市町だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。</p> <p style="text-align: center;"><u>災害時における住家被害認定調査等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1115 1046 2022 1131"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>（公社）日本不動産鑑定士協会連合会</td> <td>R6.9.5</td> <td>03-3434-2301</td> <td>03-5960-0846</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）～（3）（略） 6～10（略）</p> <p>第 6 節～第 7 節（略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章（略）</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（公社）日本不動産鑑定士協会連合会	R6.9.5	03-3434-2301	03-5960-0846	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	（公社）日本不動産鑑定士協会連合会	R6.9.5	03-3434-2301	03-5960-0846								

石川県地域防災計画(津波災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">石川県地域防災計画 津波災害対策編 (令和<u>6</u>年修正)</p>	<p style="text-align: center;">石川県地域防災計画 津波災害対策編 (令和<u>7</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関とする。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、I R いしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会、一般社団法人石川県建設業協会</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関とする。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、I R いしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会、一般社団法人石川県建設業協会、<u>金沢エナジー株式会社、小松ガス株式会社</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>	

現 行			修 正 案			備 考
(略)		(略)	(略)		(略)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること ・国有林野内における保安林整備に関すること。 ・国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。 <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。 ・災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。 ・災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 			<ul style="list-style-type: none"> ・国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること ・国有林野内における保安林整備に関すること。 ・国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。 ・<u>奥能登地区民有林直轄治山事業に関すること。</u> ・手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。 ・災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。 ・災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
指定 地方 公共 機関	(新設)	(新設)	指定 地方 公共 機関	金沢エナジー株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における都市ガスの安定供給の確保に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。 	
	(新設)	(新設)		小松ガス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における都市ガス及びLPガスの安定供給の確保に関すること。 	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>第4節 本県の特質と既往の津波災害</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社会的要因とその変化</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 新たな感染症への対策</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3 石川県及びその周辺での津波の発生状況</p>			<p>第4節 本県の特質と既往の津波災害</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社会的要因とその変化</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 新たな感染症への対策</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3 石川県及びその周辺での津波の発生状況</p>			

現 行			修 正 案			備 考
年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述	年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
2024.1.1 令和6年1月1日	能登半島沖 (M7.6)	<p>※26：今回の地震により、金沢観測点（港湾局）で80cm、酒田観測点（気象庁）で0.8m など、北海道から九州にかけての日本海沿岸を中心に津波を観測した。そのほか、空中写真や現地観測から、能登半島等の広い地域で津波による浸水が認められた。また、現地調査により、石川県能登町や珠洲市で4 m以上の津波の浸水高や、新潟県上越市で5 m以上の遡上高を観測した。</p> <p>表8-2に津波の痕跡から津波の高さを推定した主な地点と、津波の高さを示す。なお、1月1日16時10分の石川県能登地方の地震(M7.6)発生後に欠測となった、津波観測点付近（輪島港及び珠洲市長橋）では、津波による浸水の痕跡は認められなかった。</p> <p>珠洲市飯田港 4.3m 浸水高 石川県 珠洲市鶴飼漁港 <u>2.7m</u> 浸水高 石川県 珠洲市見附公園 <u>2.9m</u> 浸水高 石川県 能登町恋路海岸 <u>1.7m</u> 遡上高 石川県 能登町松波漁港 <u>3.1m</u> 浸水高 石川県 能登町内浦総合運動公園 <u>4.0m</u> 浸水高 石川県 能登町白丸 4.7m 浸水高 石川県 能登町九十九湾 <u>2.2m</u> 浸水高 石川県 能登町宇出津港 <u>1.3m</u> 浸水高 石川県 七尾市鶴浦漁港 <u>1.8m</u> 浸水高 石川県 七尾市下佐々波漁港 2.4m 遡上高 石川県 輪島市舳倉島漁港 <u>2.9m</u> 浸水高</p>	2024.1.1 令和6年1月1日	能登半島沖 (M7.6)	<p>※26：金沢観測点（港湾局）で80cm、酒田観測点（気象庁）で0.8m など、北海道から九州にかけての日本海沿岸を中心に津波を観測した。そのほか、空中写真や現地観測から、能登半島等の広い地域で津波による浸水が認められた。また、現地調査により、石川県能登町や珠洲市で4 m以上の津波の浸水高や、新潟県上越市で5 m以上の遡上高を観測した。</p> <p>下記に津波の痕跡から津波の高さを推定した主な地点と、津波の高さを示す。なお、1月1日16時10分の石川県能登地方の地震(M7.6)発生後に欠測となった、津波観測点付近（輪島港及び珠洲市長橋）では、津波による浸水の痕跡は認められなかった。</p> <p>※27 珠洲市飯田港 4.3m 浸水高 石川県 珠洲市鶴飼漁港 <u>2.8m</u> 浸水高 石川県 珠洲市見附公園 <u>3.0m</u> 浸水高 石川県 能登町恋路海岸 <u>1.8m</u> 遡上高 石川県 能登町松波漁港 <u>3.0m</u> 浸水高 石川県 能登町内浦総合運動公園 <u>4.1m</u> 浸水高 石川県 能登町白丸 4.7m 浸水高 石川県 能登町九十九湾 <u>2.4m</u> 浸水高 石川県 能登町宇出津港 <u>1.4m</u> 浸水高 石川県 七尾市鶴浦漁港 <u>1.7m</u> 浸水高 石川県 七尾市下佐々波漁港 2.4m 遡上高 石川県 輪島市舳倉島漁港 <u>2.7m</u> 浸水高</p>	
<p>※文献一覧 ※1～26（略） <u>（新設）</u></p> <p>第5節（略）</p>			<p>※文献一覧 ※1～26（略） ※27 <u>災害時地震・津波報告 令和6年能登半島地震／気象庁（2024.9.9）</u></p> <p>第5節（略）</p>			

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～6（略） 7 災害教訓の伝承</p> <p>（1）県及び市町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等を<u>適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p>第2節～第3節（略）</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備 1（略） 2 防災ボランティアの環境整備 防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。 ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局） イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務（健康福祉部局） ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局） <u>エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等）</u> <u>オ 通訳業務（観光部局）</u> <u>カ その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等）</u> <u>キ その他の業務（県民文化部局等）</u></p> <p>第5節 防災訓練の充実 1（略）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～6（略） 7 災害教訓の伝承</p> <p>（1）県及び市町は、<u>令和6年能登半島地震</u>など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>第2節～第3節（略）</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備 1（略） 2 防災ボランティアの環境整備 防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。 ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局） イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務（健康福祉部局） ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局） <u>エ 通訳業務（観光部局）</u> <u>オ その他専門的な技術、知識を要する業務（生活環境部局等）</u> <u>カ その他の業務（生活環境部局等）</u></p> <p>第5節 防災訓練の充実 1（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町、防災関係機関及び事業所等は、地震災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地訓練</p> <p>地震災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備</p>	<p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町、防災関係機関及び事業所等は、地震災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。</p> <p>また、<u>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地訓練</p> <p>地震災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。また、<u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>県の各部局長等は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、災害発生時の職員の配備計画、連絡体制（動員伝達系統）、担当業務及び参集場所（登庁不能時を含む。）を盛り込んだ防災活動要領（マニュアル）の整備を行う。</p> <p>なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年度検討を加え、必要がある場合は直ちに修正し、4月末までに危機管理監に報告する。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(9) 受援計画の策定等 ア (略)</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、<u>応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(10)～(18) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第7節 通信及び放送施設災害予防 1 (略)</p> <p>2 通信用施設設備の整備 (1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、<u>衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全LTE（PS-LTE）、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。</u></p> <p>(2) 市町の整備 市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬</u></p>	<p>県の各部局長等は、地域防災計画の内容に基づき、津波発生時の応急対策活動を円滑に行えるよう、津波発生時の職員の配備計画、連絡体制（動員伝達系統）、担当業務及び参集場所（登庁不能時を含む。）を盛り込んだ防災活動要領（マニュアル）の整備を行う。</p> <p>なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年度検討を加え、必要がある場合は直ちに修正し、4月末までに危機管理部長に報告する。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(9) 受援計画の策定等 ア (略)</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、<u>感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、<u>応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(10)～(18) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第7節 通信及び放送施設災害予防 1 (略)</p> <p>2 通信用施設設備の整備 (1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、<u>衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。</u></p> <p>(2) 市町の整備 市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>時警報システム（JALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p>3 石川県総合防災情報システム</p> <p>県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。</p> <p>また各機関が横断的に共有すべき防災情報を<u>S I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク）</u>に集約できるよう努める。</p> <p>石川県総合防災情報システム</p> <div data-bbox="125 756 1032 900" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（略）</p> <p>・河川情報システム</p> <p>（略）</p> </div> <p>4（略）</p> <p>第8節 消防力の充実、強化</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 消防力の強化</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）消防団の活性化</p> <p>市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の<u>大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実</u>を図る。</p> <p>また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。</p>	<p>時警報システム（JALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全モバイルシステム</u>、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p>3 石川県総合防災情報システム</p> <p>県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。</p> <p>また各機関が横断的に共有すべき防災情報を<u>総合防災情報システム（SOBO-WE B）</u>に集約できるよう努める。</p> <p>石川県総合防災情報システム</p> <div data-bbox="1106 756 2016 900" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（略）</p> <p>・河川<u>総合</u>情報システム</p> <p>（略）</p> </div> <p>4（略）</p> <p>第8節 消防力の充実、強化</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 消防力の強化</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）消防団の活性化</p> <p>市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実</u>を図る。</p> <p>また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。</p>	

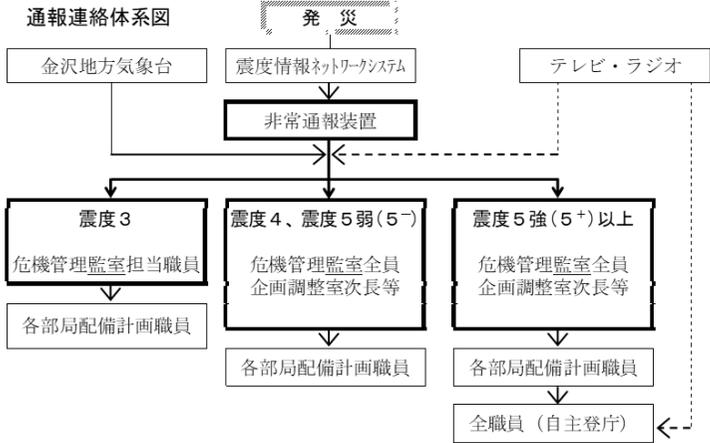
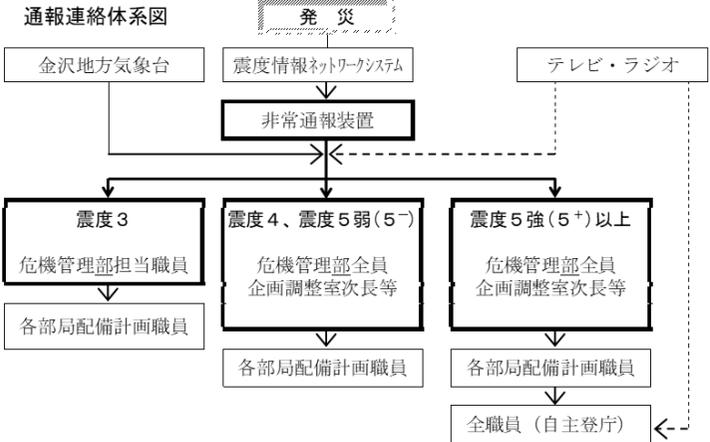
現 行	修 正 案	備 考
<p>(4)～(5) (略)</p> <p>4 消防機械器具の点検整備と出動計画等 市町長は、消防機関に消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項についてあらかじめ計画を定めておく。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針 津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）</u>及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、<u>収容人数等</u>について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</p> <p>(略)</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所 ア～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること</u>。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p>	<p>(4)～(5) (略)</p> <p>4 消防機械器具の点検整備と出動計画等 市町長は、消防機関に<u>大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項についてあらかじめ計画を定めておく。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針 津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情、感染症対策等を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、<u>収容人数、家庭動物の受入れ方法等</u>について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</p> <p>(略)</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所 ア～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホ</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第11節 要配慮者対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>津波発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。</p> <p>このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 民間事業者等の活用</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 県及び市町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</u></p> <p>第13節 医療体制の整備</p> <p>1（略）</p> <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア～カ（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>キ～サ（略）</p>	<p>に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p> <p>第11節 要配慮者対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>津波発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、<u>食物アレルギーのある人</u>、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。</p> <p>このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 民間事業者等の活用</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 県及び市町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。</u></p> <p>第13節 医療体制の整備</p> <p>1（略）</p> <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>キ 県は、保健医療福祉調整本部及び、地域保健医療福祉調整本部の運営支援のため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）のほか、都道府県やその他の保健医療福祉活動に係る関係機関のチームの受け入れ体制を整備しておく。</p> <p>ク～シ（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 ころのケア体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ころのケア実施体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>ア 市町は、避難所における<u>精神科救護所の設置</u>について、あらかじめ<u>避難所</u>管理者と協議しておく。</p> <p>イ (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第16節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。</p> <p>このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第17節～第18節 (略)</p>	<p>(2)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 ころのケア体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ころのケア実施体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>ア 市町は、避難所における<u>D P A T等が活動する救護所の設置</u>について、あらかじめ<u>施設</u>管理者と協議しておく。</p> <p>イ (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第16節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。</p> <p>このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。</u>なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第17節～第18節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第19節 公共施設災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設整備対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 橋梁の整備 道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用して、緊急性の高いものから、<u>落橋防止対策や橋脚の補強を行う。</u> また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、耐震橋梁を建設する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3～11 (略)</p> <p>第20節 (略)</p>	<p>第19節 公共施設災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設整備対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 橋梁の整備 道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用して、緊急性の高いものから、<u>落橋防止や橋脚の補強並びに架け替え等の対策を推進する。</u> また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、耐震橋梁を建設する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>アンダーパス部等の整備</u> <u>道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u></p> <p>3～11 (略)</p> <p>第20節 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																						
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等 石川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">配備体制及びその基準等</p> <table border="1" data-bbox="136 647 1012 1086"> <thead> <tr> <th>配 備 体 制</th> <th>基 準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制</td> <td>・県下に震度3の地震が発生したとき</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>・県下に震度4又は震度5弱(5⁻)の地震が発生したとき</td> <td>・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・県下に震度5強(5⁺)以上の地震が発生したとき ・県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき</td> <td>・全職員（自主登庁）</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 体 制	基 準	動員対象職員	災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・県下に 震度3 の地震が発生したとき	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	・県下に 震度4又は震度5弱(5⁻) の地震が発生したとき	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・県下に 震度5強(5⁺) 以上の地震が発生したとき ・県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・全職員（自主登庁）	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等 石川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">配備体制及びその基準等</p> <table border="1" data-bbox="1126 652 2002 1091"> <thead> <tr> <th>配 備 体 制</th> <th>基 準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制</td> <td>・県下に震度3の地震が発生したとき</td> <td>・危機管理部長担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>・県下に震度4又は震度5弱(5⁻)の地震が発生したとき</td> <td>・危機管理部長全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・県下に震度5強(5⁺)以上の地震が発生したとき ・県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき</td> <td>・全職員（自主登庁）</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 体 制	基 準	動員対象職員	災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・県下に 震度3 の地震が発生したとき	・危機管理部長担当職員 ・各部局の配備計画による職員	・県下に 震度4又は震度5弱(5⁻) の地震が発生したとき	・危機管理部長全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・県下に 震度5強(5⁺) 以上の地震が発生したとき ・県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・全職員（自主登庁）	
配 備 体 制	基 準	動員対象職員																						
災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・県下に 震度3 の地震が発生したとき	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																						
	・県下に 震度4又は震度5弱(5⁻) の地震が発生したとき	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員																						
災害対策本部体制	・県下に 震度5強(5⁺) 以上の地震が発生したとき ・県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・全職員（自主登庁）																						
配 備 体 制	基 準	動員対象職員																						
災害対策本部設置前 警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・県下に 震度3 の地震が発生したとき	・危機管理部長担当職員 ・各部局の配備計画による職員																						
	・県下に 震度4又は震度5弱(5⁻) の地震が発生したとき	・危機管理部長全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等) ・各部局の配備計画による職員																						
災害対策本部体制	・県下に 震度5強(5⁺) 以上の地震が発生したとき ・県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・全職員（自主登庁）																						

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 通報連絡体制及び県職員の動員</p> <p>(1) 通報連絡体制</p> <p>ア 知事は、県内に震度3以上の地震が発生したときは、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。</p>  <p>イ (略)</p> <p>ウ 毎年度、新たに策定(変更を含む。)した職員の配備計画及び動員伝達システムを毎年度4月末までに危機管理監に報告する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員の動員</p> <p>ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合</p> <p>2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機管理監室職員及びあらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。</p> <p>イ (略)</p> <p>4 災害対策本部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 災害対策本部の組織、編成</p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>3 通報連絡体制及び県職員の動員</p> <p>(1) 通報連絡体制</p> <p>ア 知事は、県内に震度3以上の地震が発生したときは、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。</p>  <p>イ (略)</p> <p>ウ 毎年度、新たに策定(変更を含む。)した職員の配備計画及び動員伝達システムを毎年度4月末までに危機管理部長に報告する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員の動員</p> <p>ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合</p> <p>2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機管理部職員及びあらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。</p> <p>イ (略)</p> <p>4 災害対策本部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 災害対策本部の組織、編成</p> <p>ア～カ (略)</p>	

現 行		修 正 案		備 考
キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。		キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。		
災 害 対 策 本 部 員	本部員会議	職 名	各 班 各 班 長 (各企画調整室次長・各課長) 部内連絡員 (各課課長補佐 (総括)) 班 員	本部連絡員室
	本 部 長	知 事		室長 危機対策課長
	副 本 部 長	副 知 事		副室長 消防保安課長
	副 本 部 長	副 知 事		
	危機管理部	危機管理監		本部連絡員 (各企画調整室次長等)
	総 務 部	総 務 部 長		危機対策課課長補佐
	能登半島 地震復旧・ 復興推進部	能登半島地震 復旧・復興 推進 部 長		財政課課長補佐
	災害資料部	企画振興部長		創造的復興推進課課参事
	文化観光 スポーツ部	文化観光 スポーツ部長		企画振興部企画調整室次長
	健康福祉部	健康福祉部長		文化観光スポーツ部 企画調整室次長
	生活環境部	生活環境部長		健康福祉部企画調整室次長
	商工労働部	商工労働部長		生活環境部企画調整室次長
	農林水産部	農林水産部長		商工労働部企画調整室次長
	競馬事業部	競馬事業局長		農林水産部企画調整室次長
	土 木 部	土 木 部 長		競馬総務課課長補佐
災害経理部	出 納 室 長	土木部企画調整室次長		
教 育 部	教 育 長	出納室課長補佐		
警 察 部	警 察 本 部 長	教育委員会企画調整室次長		
		警察本部警備課課長補佐		
現地災害対策本部		現地災害対策本部		
(8) (略)		(8) (略)		
5 現地災害対策本部		5 現地災害対策本部		
(1) (略)		(1) (略)		
(2) 現地災害対策本部の組織、編成 ア～エ (略)		(2) 現地災害対策本部の組織、編成 ア～エ (略)		

現 行	修 正 案	備 考																																																																														
<p>オ 現地災害対策本部の編成は、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">災害対策本部</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現 地 災 害 対 策 本 部 員</td> <td>現地本部員会議</td> <td>職 名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現地本部長</td> <td>副知事<small>(知事の職務代理 順序による)</small></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現地副本部長</td> <td>本部長が指名する者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>危機管理監室</td> <td>危機管理監室次長</td> <td>危機管理・ 総務班</td> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">班 長 (出先機関の長)</td> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">班 員</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部次長</td> <td>総務班</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部次長</td> <td>健康福祉班</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>農林水産部次長</td> <td>農林水産班</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>家畜衛生班</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>土木部次長</td> <td>土木班</td> </tr> <tr> <td>警察部</td> <td>警察本部(次長相当職)</td> <td>災害警備班</td> </tr> </table> </div> <p>(注) 1. 現地本部長となる副本部長については、本部長が必要と認める場合は、この表にかかわらず本部長が指名する者をもって充てる。 また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理部及び担当部（警察本部を除く）の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>2. 必要のある都度、協力班等の班を設置する。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 受援体制の確立</p> <p>県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。</p> <p>(1) 知事の応援要請</p> <p>ア 指定行政機関等に対する応援要請</p> <p>県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。</p> <p>上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) その他必要な事項</p> <p>(参考) 指定行政機関等との応援に関する協定等は、次のとおりである。</p>	現 地 災 害 対 策 本 部 員	現地本部員会議	職 名				現地本部長	副知事 <small>(知事の職務代理 順序による)</small>				現地副本部長	本部長が指名する者				危機管理監室	危機管理監室次長	危機管理・ 総務班	班 長 (出先機関の長)	班 員	総務部	総務部次長	総務班	健康福祉部	健康福祉部次長	健康福祉班	農林水産部	農林水産部次長	農林水産班			家畜衛生班	土木部	土木部次長	土木班	警察部	警察本部(次長相当職)	災害警備班	<p>オ 現地災害対策本部の編成は、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">災害対策本部</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現 地 災 害 対 策 本 部 員</td> <td>現地本部員会議</td> <td>職 名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現地本部長</td> <td>副知事<small>(知事の職務代理 順序による)</small></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現地副本部長</td> <td>本部長が指名する者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>危機管理部</td> <td>危機管理部次長</td> <td>危機管理班</td> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">班 長 出 先 機 関 の 長</td> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">班 員</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部次長</td> <td>総務班</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部次長</td> <td>厚生政策班</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>農林水産部次長</td> <td>農林水産班</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>家畜衛生班</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>土木部次長</td> <td>土木班</td> </tr> <tr> <td>警察部</td> <td>警察本部(次長相当職)</td> <td>災害警備班</td> </tr> </table> </div> <p>(注) 1. 現地本部長となる副本部長については、本部長が必要と認める場合は、この表にかかわらず本部長が指名する者をもって充てる。 また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理部及び担当部（警察本部を除く。）の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>2. 必要のある都度、協力班等の班を設置する。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 受援体制の確立</p> <p>県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。</p> <p>(1) 知事の応援要請</p> <p>ア 指定行政機関等に対する応援要請</p> <p>県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。</p> <p>上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) その他必要な事項</p> <p>(参考) 指定行政機関等との応援に関する協定等は、次のとおりである。</p>	現 地 災 害 対 策 本 部 員	現地本部員会議	職 名				現地本部長	副知事 <small>(知事の職務代理 順序による)</small>				現地副本部長	本部長が指名する者				危機管理部	危機管理部次長	危機管理班	班 長 出 先 機 関 の 長	班 員	総務部	総務部次長	総務班	健康福祉部	健康福祉部次長	厚生政策班	農林水産部	農林水産部次長	農林水産班			家畜衛生班	土木部	土木部次長	土木班	警察部	警察本部(次長相当職)	災害警備班	
現 地 災 害 対 策 本 部 員		現地本部員会議	職 名																																																																													
		現地本部長	副知事 <small>(知事の職務代理 順序による)</small>																																																																													
		現地副本部長	本部長が指名する者																																																																													
		危機管理監室	危機管理監室次長	危機管理・ 総務班	班 長 (出先機関の長)	班 員																																																																										
		総務部	総務部次長	総務班																																																																												
		健康福祉部	健康福祉部次長	健康福祉班																																																																												
		農林水産部	農林水産部次長	農林水産班																																																																												
			家畜衛生班																																																																													
土木部	土木部次長	土木班																																																																														
警察部	警察本部(次長相当職)	災害警備班																																																																														
現 地 災 害 対 策 本 部 員	現地本部員会議	職 名																																																																														
	現地本部長	副知事 <small>(知事の職務代理 順序による)</small>																																																																														
	現地副本部長	本部長が指名する者																																																																														
	危機管理部	危機管理部次長	危機管理班	班 長 出 先 機 関 の 長	班 員																																																																											
	総務部	総務部次長	総務班																																																																													
	健康福祉部	健康福祉部次長	厚生政策班																																																																													
	農林水産部	農林水産部次長	農林水産班																																																																													
			家畜衛生班																																																																													
	土木部	土木部次長	土木班																																																																													
	警察部	警察本部(次長相当職)	災害警備班																																																																													

現 行	修 正 案	備 考																																																																		
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>①～② (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>① 通信設備の優先利用等に関する協定</u> (本章第4節「通信手段の確保」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1106 252 2011 395"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県</td> <td>警察本部</td> <td>S38.11.1</td> <td>076-225-0110</td> <td>076-225-0233</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道(株)金沢支社</td> <td>S62.4.1</td> <td>076-254-3011</td> <td>076-254-3012</td> </tr> <tr> <td>北陸電力(株)石川支店</td> <td>S38.12.27</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>②～③ (略)</u></p> <p><u>④ 災害支援ナースの派遣調整の実施に関する協定</u> (本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1124 560 2029 632"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>公益社団法人 石川県看護協会</td> <td>R6.4.1</td> <td>076-232-3573</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>⑤ 災害時の医療救護に関する協定</u> (本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1097 732 2002 908"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県</td> <td>(公社)石川県医師会</td> <td>H3.11.1 (H29.6.30改正)</td> <td rowspan="2">076-239-3800</td> <td rowspan="2">076-239-3800</td> </tr> <tr> <td>(公社)石川県薬剤師会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> <tr> <td>(公社)石川県看護協会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-232-3573</td> <td>076-232-3973</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>⑥ 災害時の歯科医療救護に関する協定</u> (本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1093 1043 2002 1115"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)石川県歯科医師会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-251-1010</td> <td>076-251-6450</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>⑦ 災害時の医療救護等に関する協定</u> (本章第11節「災害医療及び救急医療」及び第12章「健康管理活動」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1102 1219 2007 1291"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川県</td> <td>(公社)石川県栄養士会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-259-5061</td> <td>076-259-5062</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	警察本部	S38.11.1	076-225-0110	076-225-0233	西日本旅客鉄道(株)金沢支社	S62.4.1	076-254-3011	076-254-3012	北陸電力(株)石川支店	S38.12.27	076-233-8877	076-233-8755	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	公益社団法人 石川県看護協会	R6.4.1	076-232-3573	-	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社)石川県医師会	H3.11.1 (H29.6.30改正)	076-239-3800	076-239-3800	(公社)石川県薬剤師会	H29.6.30	076-231-6634	076-223-1520	(公社)石川県看護協会	H29.6.30	076-232-3573	076-232-3973	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)石川県歯科医師会	H29.6.30	076-251-1010	076-251-6450	協定者		協定締結日	TEL	FAX	川県	(公社)石川県栄養士会	H29.6.30	076-259-5061	076-259-5062	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																
石川県	警察本部	S38.11.1	076-225-0110	076-225-0233																																																																
	西日本旅客鉄道(株)金沢支社	S62.4.1	076-254-3011	076-254-3012																																																																
	北陸電力(株)石川支店	S38.12.27	076-233-8877	076-233-8755																																																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																
石川県	公益社団法人 石川県看護協会	R6.4.1	076-232-3573	-																																																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																
石川県	(公社)石川県医師会	H3.11.1 (H29.6.30改正)	076-239-3800	076-239-3800																																																																
	(公社)石川県薬剤師会	H29.6.30			076-231-6634	076-223-1520																																																														
	(公社)石川県看護協会	H29.6.30	076-232-3573	076-232-3973																																																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																
石川県	(一社)石川県歯科医師会	H29.6.30	076-251-1010	076-251-6450																																																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																
川県	(公社)石川県栄養士会	H29.6.30	076-259-5061	076-259-5062																																																																

現 行	修 正 案	備 考																																						
<p>エ 災害時の医療救護に関する協定 <u>(本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県</td> <td>(公社) 石川県医師会</td> <td>H3.11.1 (H29.6.30改正)</td> <td>076-239-3800</td> <td>076-239-3800</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県薬剤師会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県看護協会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-232-3573</td> <td>076-232-3973</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 災害時の歯科医療救護に関する協定 <u>(本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川県</td> <td>(一社) 石川県歯科医師会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-225-1433</td> <td>076-225-1434</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 災害時の医療救護等に関する協定 <u>(本章第11節「災害医療及び救急医療」及び第12章「健康管理活動」参照)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川県</td> <td>(公社) 石川県栄養士会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-259-5061</td> <td>076-259-5062</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県医師会	H3.11.1 (H29.6.30改正)	076-239-3800	076-239-3800	(公社) 石川県薬剤師会	H29.6.30	076-231-6634	076-223-1520	(公社) 石川県看護協会	H29.6.30	076-232-3573	076-232-3973	協定者		協定締結日	TEL	FAX	川県	(一社) 石川県歯科医師会	H29.6.30	076-225-1433	076-225-1434	協定者		協定締結日	TEL	FAX	川県	(公社) 石川県栄養士会	H29.6.30	076-259-5061	076-259-5062	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																				
石川県	(公社) 石川県医師会	H3.11.1 (H29.6.30改正)	076-239-3800	076-239-3800																																				
	(公社) 石川県薬剤師会	H29.6.30	076-231-6634	076-223-1520																																				
	(公社) 石川県看護協会	H29.6.30	076-232-3573	076-232-3973																																				
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																				
川県	(一社) 石川県歯科医師会	H29.6.30	076-225-1433	076-225-1434																																				
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																				
川県	(公社) 石川県栄養士会	H29.6.30	076-259-5061	076-259-5062																																				
	<p>⑥ 石川DMATの出勤に関する協定 <u>(本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">石川県</td> <td>金沢大学附属病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢医科大学病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>県立中央病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>小松市民病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>公立松任石川中央病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> <td>H26.7.1</td> </tr> <tr> <td>加賀市医療センター</td> <td>R4.6.1</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1	金沢医科大学病院	H22.4.1	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1	公立能登総合病院	H22.4.1	県立中央病院	H22.4.1	金沢赤十字病院	H25.3.1	金沢市立病院	H25.3.1	市立輪島病院	H25.3.1	小松市民病院	H25.3.1	公立松任石川中央病院	H26.4.1	公立羽咋病院	H26.4.1	珠洲市総合病院	H26.7.1	加賀市医療センター	R4.6.1									
協定者		協定締結日																																						
石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1																																						
	金沢医科大学病院	H22.4.1																																						
	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1																																						
	公立能登総合病院	H22.4.1																																						
	県立中央病院	H22.4.1																																						
	金沢赤十字病院	H25.3.1																																						
	金沢市立病院	H25.3.1																																						
	市立輪島病院	H25.3.1																																						
	小松市民病院	H25.3.1																																						
	公立松任石川中央病院	H26.4.1																																						
	公立羽咋病院	H26.4.1																																						
	珠洲市総合病院	H26.7.1																																						
加賀市医療センター	R4.6.1																																							

現 行	修 正 案	備 考																																																																
<p><u>(新設)</u></p> <p>ケ～セ (略)</p> <p><u>ソ 大規模災害時における相互連携に関する協定</u> (本章第 19 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="112 485 1016 592"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>北陸電力 (株)</td> <td>R4. 2. 28</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電 (株)</td> <td>R4. 2. 28</td> <td>076-202-6983</td> <td>076-233-8892</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>タ 大規模災害時における相互連携に関する協定</u> (本章第 19 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="129 708 1034 780"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>西日本電信電話 (株)</td> <td>R5. 2. 10</td> <td>076-282-9847</td> <td>076-253-3464</td> </tr> </tbody> </table> <p>子 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ツ～ナ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ニ～ヌ (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	北陸電力 (株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755	北陸電力送配電 (株)	R4. 2. 28	076-202-6983	076-233-8892	協定者		協定締結日	TEL	FAX	県	西日本電信電話 (株)	R5. 2. 10	076-282-9847	076-253-3464	<p><u>⑪ 災害時における支援活動に関する協定</u> (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1093 253 1998 341"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県臨床衛生検査技師会</td> <td>R7. 1. 15</td> <td>076-210-3885</td> <td>076-213-5112</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>⑫～⑰ (略)</u> (削除)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>⑱ (略)</u></p> <p><u>⑲ 災害時における給排水設備等の応急対策の協力に関する協定</u> (本章第 19 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1124 924 2029 995"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) METT</td> <td>R6. 9. 4</td> <td>076-268-6317</td> <td>076-268-7784</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>⑳ 災害時における復旧支援協力に関する協定</u> (本章第 19 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1093 1123 2016 1211"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 日本下水道管路管理業協会</td> <td>H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)</td> <td>076-242-3773</td> <td>076-243-4421</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>㉑～㉔ (略)</u></p> <p><u>㉕ 災害時における応急対策工事に関する基本協定</u> (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1106 1339 2011 1410"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県交通安全施設業協会</td> <td>R6. 11. 28</td> <td>076-247-4422</td> <td>076-247-4507</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>㉖～㉗ (略)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県臨床衛生検査技師会	R7. 1. 15	076-210-3885	076-213-5112	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) METT	R6. 9. 4	076-268-6317	076-268-7784	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)	076-242-3773	076-243-4421	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県交通安全施設業協会	R6. 11. 28	076-247-4422	076-247-4507	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
石川県	北陸電力 (株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755																																																														
	北陸電力送配電 (株)	R4. 2. 28	076-202-6983	076-233-8892																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
県	西日本電信電話 (株)	R5. 2. 10	076-282-9847	076-253-3464																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
石川県	(一社) 石川県臨床衛生検査技師会	R7. 1. 15	076-210-3885	076-213-5112																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
石川県	(一社) METT	R6. 9. 4	076-268-6317	076-268-7784																																																														
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
石川県	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)	076-242-3773	076-243-4421																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
石川県	(一社) 石川県交通安全施設業協会	R6. 11. 28	076-247-4422	076-247-4507																																																														

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																																																
(新設)	<p>⑳ 生活必需品の確保に関する協定 (本章第23節「生活必需品の供給」参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 245 1541 284">協 定 者</th> <th data-bbox="1541 245 1677 284">協定締結日</th> <th data-bbox="1677 245 1818 284">T E L</th> <th data-bbox="1818 245 1955 284">F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="1167 284 1541 316">石川県 (協)金沢問屋センター</td><td data-bbox="1541 284 1677 316">H14. 3.19</td><td data-bbox="1677 284 1818 316">076-237-8585</td><td data-bbox="1818 284 1955 316">076-237-5240</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 316 1541 347">(一社)石川県食品協会</td><td data-bbox="1541 316 1677 347">H14. 3.20</td><td data-bbox="1677 316 1818 347">076-268-2400</td><td data-bbox="1818 316 1955 347">076-268-6082</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 347 1541 379">㈱ジャコム石川</td><td data-bbox="1541 347 1677 379">H14. 3.20</td><td data-bbox="1677 347 1818 379">076-267-8621</td><td data-bbox="1818 347 1955 379">076-267-8609</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 379 1541 411">マザー寝具リース㈱</td><td data-bbox="1541 379 1677 411">H14. 3.20</td><td data-bbox="1677 379 1818 411">076-231-2001</td><td data-bbox="1818 379 1955 411">076-264-4688</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 411 1541 443">野々市農協</td><td data-bbox="1541 411 1677 443">H14. 3.20</td><td data-bbox="1677 411 1818 443">076-246-1178</td><td data-bbox="1818 411 1955 443">076-246-1152</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 443 1541 475">石川県パン(協)</td><td data-bbox="1541 443 1677 475">H14. 3.26</td><td data-bbox="1677 443 1818 475">076-283-0267</td><td data-bbox="1818 443 1955 475">076-283-6267</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 475 1541 507">石川県生活協同組合連合会</td><td data-bbox="1541 475 1677 507">H14. 3.27</td><td data-bbox="1677 475 1818 507">076-259-5962</td><td data-bbox="1818 475 1955 507">076-256-5963</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 507 1541 539">㈱マルエー</td><td data-bbox="1541 507 1677 539">H14. 4. 1</td><td data-bbox="1677 507 1818 539">076-272-0152</td><td data-bbox="1818 507 1955 539">076-273-3555</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 539 1541 571">㈱鍛冶商店</td><td data-bbox="1541 539 1677 571">H14. 4. 1</td><td data-bbox="1677 539 1818 571">076-288-3855</td><td data-bbox="1818 539 1955 571">076-289-3093</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 571 1541 603">NPO法人コメリ災害対策センター</td><td data-bbox="1541 571 1677 603">H14. 4. 5</td><td data-bbox="1677 571 1818 603">025-371-4185</td><td data-bbox="1818 571 1955 603">025-371-4151</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 603 1541 635">㈱どんたく</td><td data-bbox="1541 603 1677 635">H14. 4. 5</td><td data-bbox="1677 603 1818 635">0767-53-2727</td><td data-bbox="1818 603 1955 635">0767-52-6254</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 635 1541 667">DCMカーマ㈱</td><td data-bbox="1541 635 1677 667">H14. 4. 5</td><td data-bbox="1677 635 1818 667">0761-23-0520</td><td data-bbox="1818 635 1955 667">0761-23-0525</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 667 1541 699">㈱大丸</td><td data-bbox="1541 667 1677 699">H14. 4.10</td><td data-bbox="1677 667 1818 699">0768-82-1155</td><td data-bbox="1818 667 1955 699">0768-82-6277</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 699 1541 730">㈱いろは</td><td data-bbox="1541 699 1677 730">H14. 4.10</td><td data-bbox="1677 699 1818 730">0768-52-0033</td><td data-bbox="1818 699 1955 730">0768-52-3166</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 730 1541 762">㈱ニュー三久</td><td data-bbox="1541 730 1677 762">H14. 4.18</td><td data-bbox="1677 730 1818 762">076-232-1051</td><td data-bbox="1818 730 1955 762">076-232-1056</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 762 1541 794">㈱スーパーしんや</td><td data-bbox="1541 762 1677 794">H14. 5. 1</td><td data-bbox="1677 762 1818 794">0768-74-0305</td><td data-bbox="1818 762 1955 794">0768-74-0353</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 794 1541 826">㈱安達</td><td data-bbox="1541 794 1677 826">H14. 5.11</td><td data-bbox="1677 794 1818 826">0767-22-1133</td><td data-bbox="1818 794 1955 826">0767-22-7266</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 826 1541 858">㈱中島ストアー</td><td data-bbox="1541 826 1677 858">H14. 5.20</td><td data-bbox="1677 826 1818 858">0767-53-0988</td><td data-bbox="1818 826 1955 858">0767-53-0953</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 858 1541 890">ダイヤモンド商事㈱</td><td data-bbox="1541 858 1677 890">H14. 5.22</td><td data-bbox="1677 858 1818 890">076-232-0341</td><td data-bbox="1818 858 1955 890">076-232-0346</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 890 1541 922">㈱角田商店</td><td data-bbox="1541 890 1677 922">H14. 5.24</td><td data-bbox="1677 890 1818 922">0768-62-0032</td><td data-bbox="1818 890 1955 922">0768-62-3399</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 922 1541 954">アルビス㈱</td><td data-bbox="1541 922 1677 954">H14. 7.12</td><td data-bbox="1677 922 1818 954">0766-56-7200</td><td data-bbox="1818 922 1955 954">0766-56-7520</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 954 1541 986">㈱ファミリーマート</td><td data-bbox="1541 954 1677 986">H19. 6.25</td><td data-bbox="1677 954 1818 986">03-6436-7622</td><td data-bbox="1818 954 1955 986">03-3452-5213</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 986 1541 1018">㈱ローソン</td><td data-bbox="1541 986 1677 1018">H19. 7.24</td><td data-bbox="1677 986 1818 1018">03-5435-1594</td><td data-bbox="1818 986 1955 1018">03-5759-6944</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1018 1541 1050">北陸コカ・コーラボトリング㈱</td><td data-bbox="1541 1018 1677 1050">H19. 9.12</td><td data-bbox="1677 1018 1818 1050">076-277-1155</td><td data-bbox="1818 1018 1955 1050">076-277-0990</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1050 1541 1082">㈱平和堂</td><td data-bbox="1541 1050 1677 1082">H20.10. 1</td><td data-bbox="1677 1050 1818 1082">0749-26-9610</td><td data-bbox="1818 1050 1955 1082">0749-23-3118</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1082 1541 1114">ユニー㈱</td><td data-bbox="1541 1082 1677 1114">H20.10. 1</td><td data-bbox="1677 1082 1818 1114">076-235-3511</td><td data-bbox="1818 1082 1955 1114">076-235-3519</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1114 1541 1145">㈱P L A N T</td><td data-bbox="1541 1114 1677 1145">H20.10. 1</td><td data-bbox="1677 1114 1818 1145">0776-72-0300</td><td data-bbox="1818 1114 1955 1145">0776-72-2652</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1145 1541 1177">㈱クスリのアオキ</td><td data-bbox="1541 1145 1677 1177">H20.10. 1</td><td data-bbox="1677 1145 1818 1177">076-274-1111</td><td data-bbox="1818 1145 1955 1177">076-274-6114</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1177 1541 1209">㈱コマヤ薬局</td><td data-bbox="1541 1177 1677 1209">H20.10. 1</td><td data-bbox="1677 1177 1818 1209">076-273-9900</td><td data-bbox="1818 1177 1955 1209">076-273-9902</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1209 1541 1241">㈱マツモトキヨシ甲信越販売</td><td data-bbox="1541 1209 1677 1241">H20.10. 1</td><td data-bbox="1677 1209 1818 1241">076-229-8490</td><td data-bbox="1818 1209 1955 1241">076-229-8491</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1241 1541 1273">ゲンキー㈱</td><td data-bbox="1541 1241 1677 1273">H20.10. 1</td><td data-bbox="1677 1241 1818 1273">0776-67-5240</td><td data-bbox="1818 1241 1955 1273">0776-67-5241</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1273 1541 1305">イオンリテール㈱</td><td data-bbox="1541 1273 1677 1305">H24. 3.30</td><td data-bbox="1677 1273 1818 1305">025-255-0065</td><td data-bbox="1818 1273 1955 1305">025-248-1083</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1305 1541 1337">マックスバリュ北陸㈱</td><td data-bbox="1541 1305 1677 1337">H24. 3.30</td><td data-bbox="1677 1305 1818 1337">076-267-7810</td><td data-bbox="1818 1305 1955 1337">076-266-2030</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1337 1541 1369">㈱セブン-イレブン・ジャパン</td><td data-bbox="1541 1337 1677 1369">H25.12. 5</td><td data-bbox="1677 1337 1818 1369">03-6238-3672</td><td data-bbox="1818 1337 1955 1369">03-5214-2330</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1369 1541 1401">コストコホールセールジャパン㈱</td><td data-bbox="1541 1369 1677 1401">H28. 3.25</td><td data-bbox="1677 1369 1818 1401">076-275-8590</td><td data-bbox="1818 1369 1955 1401">076-275-8580</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1401 1541 1433">㈱ハローホールディングス</td><td data-bbox="1541 1401 1677 1433">H28. 3.25</td><td data-bbox="1677 1401 1818 1433">0574-60-0861</td><td data-bbox="1818 1401 1955 1433">0574-60-0689</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1433 1541 1465">大塚製薬㈱名古屋支店金沢出張所</td><td data-bbox="1541 1433 1677 1465">H28. 3.25</td><td data-bbox="1677 1433 1818 1465">080-2060-2461</td><td data-bbox="1818 1433 1955 1465">076-263-0403</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1465 1541 1497">レック㈱</td><td data-bbox="1541 1465 1677 1497">R5.10. 6</td><td data-bbox="1677 1465 1818 1497">03-3527-2150</td><td data-bbox="1818 1465 1955 1497">03-3527-2190</td></tr> <tr><td data-bbox="1167 1497 1541 1528">㈱MonotaRO</td><td data-bbox="1541 1497 1677 1528">R6.10. 1</td><td data-bbox="1677 1497 1818 1528">—</td><td data-bbox="1818 1497 1955 1528">—</td></tr> </tbody> </table>	協 定 者	協定締結日	T E L	F A X	石川県 (協)金沢問屋センター	H14. 3.19	076-237-8585	076-237-5240	(一社)石川県食品協会	H14. 3.20	076-268-2400	076-268-6082	㈱ジャコム石川	H14. 3.20	076-267-8621	076-267-8609	マザー寝具リース㈱	H14. 3.20	076-231-2001	076-264-4688	野々市農協	H14. 3.20	076-246-1178	076-246-1152	石川県パン(協)	H14. 3.26	076-283-0267	076-283-6267	石川県生活協同組合連合会	H14. 3.27	076-259-5962	076-256-5963	㈱マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555	㈱鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151	㈱どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254	DCMカーマ㈱	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525	㈱大丸	H14. 4.10	0768-82-1155	0768-82-6277	㈱いろは	H14. 4.10	0768-52-0033	0768-52-3166	㈱ニュー三久	H14. 4.18	076-232-1051	076-232-1056	㈱スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353	㈱安達	H14. 5.11	0767-22-1133	0767-22-7266	㈱中島ストアー	H14. 5.20	0767-53-0988	0767-53-0953	ダイヤモンド商事㈱	H14. 5.22	076-232-0341	076-232-0346	㈱角田商店	H14. 5.24	0768-62-0032	0768-62-3399	アルビス㈱	H14. 7.12	0766-56-7200	0766-56-7520	㈱ファミリーマート	H19. 6.25	03-6436-7622	03-3452-5213	㈱ローソン	H19. 7.24	03-5435-1594	03-5759-6944	北陸コカ・コーラボトリング㈱	H19. 9.12	076-277-1155	076-277-0990	㈱平和堂	H20.10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118	ユニー㈱	H20.10. 1	076-235-3511	076-235-3519	㈱P L A N T	H20.10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652	㈱クスリのアオキ	H20.10. 1	076-274-1111	076-274-6114	㈱コマヤ薬局	H20.10. 1	076-273-9900	076-273-9902	㈱マツモトキヨシ甲信越販売	H20.10. 1	076-229-8490	076-229-8491	ゲンキー㈱	H20.10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241	イオンリテール㈱	H24. 3.30	025-255-0065	025-248-1083	マックスバリュ北陸㈱	H24. 3.30	076-267-7810	076-266-2030	㈱セブン-イレブン・ジャパン	H25.12. 5	03-6238-3672	03-5214-2330	コストコホールセールジャパン㈱	H28. 3.25	076-275-8590	076-275-8580	㈱ハローホールディングス	H28. 3.25	0574-60-0861	0574-60-0689	大塚製薬㈱名古屋支店金沢出張所	H28. 3.25	080-2060-2461	076-263-0403	レック㈱	R5.10. 6	03-3527-2150	03-3527-2190	㈱MonotaRO	R6.10. 1	—	—	
協 定 者	協定締結日	T E L	F A X																																																																																																																																																															
石川県 (協)金沢問屋センター	H14. 3.19	076-237-8585	076-237-5240																																																																																																																																																															
(一社)石川県食品協会	H14. 3.20	076-268-2400	076-268-6082																																																																																																																																																															
㈱ジャコム石川	H14. 3.20	076-267-8621	076-267-8609																																																																																																																																																															
マザー寝具リース㈱	H14. 3.20	076-231-2001	076-264-4688																																																																																																																																																															
野々市農協	H14. 3.20	076-246-1178	076-246-1152																																																																																																																																																															
石川県パン(協)	H14. 3.26	076-283-0267	076-283-6267																																																																																																																																																															
石川県生活協同組合連合会	H14. 3.27	076-259-5962	076-256-5963																																																																																																																																																															
㈱マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555																																																																																																																																																															
㈱鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093																																																																																																																																																															
NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151																																																																																																																																																															
㈱どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254																																																																																																																																																															
DCMカーマ㈱	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525																																																																																																																																																															
㈱大丸	H14. 4.10	0768-82-1155	0768-82-6277																																																																																																																																																															
㈱いろは	H14. 4.10	0768-52-0033	0768-52-3166																																																																																																																																																															
㈱ニュー三久	H14. 4.18	076-232-1051	076-232-1056																																																																																																																																																															
㈱スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353																																																																																																																																																															
㈱安達	H14. 5.11	0767-22-1133	0767-22-7266																																																																																																																																																															
㈱中島ストアー	H14. 5.20	0767-53-0988	0767-53-0953																																																																																																																																																															
ダイヤモンド商事㈱	H14. 5.22	076-232-0341	076-232-0346																																																																																																																																																															
㈱角田商店	H14. 5.24	0768-62-0032	0768-62-3399																																																																																																																																																															
アルビス㈱	H14. 7.12	0766-56-7200	0766-56-7520																																																																																																																																																															
㈱ファミリーマート	H19. 6.25	03-6436-7622	03-3452-5213																																																																																																																																																															
㈱ローソン	H19. 7.24	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																																																																															
北陸コカ・コーラボトリング㈱	H19. 9.12	076-277-1155	076-277-0990																																																																																																																																																															
㈱平和堂	H20.10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118																																																																																																																																																															
ユニー㈱	H20.10. 1	076-235-3511	076-235-3519																																																																																																																																																															
㈱P L A N T	H20.10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652																																																																																																																																																															
㈱クスリのアオキ	H20.10. 1	076-274-1111	076-274-6114																																																																																																																																																															
㈱コマヤ薬局	H20.10. 1	076-273-9900	076-273-9902																																																																																																																																																															
㈱マツモトキヨシ甲信越販売	H20.10. 1	076-229-8490	076-229-8491																																																																																																																																																															
ゲンキー㈱	H20.10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241																																																																																																																																																															
イオンリテール㈱	H24. 3.30	025-255-0065	025-248-1083																																																																																																																																																															
マックスバリュ北陸㈱	H24. 3.30	076-267-7810	076-266-2030																																																																																																																																																															
㈱セブン-イレブン・ジャパン	H25.12. 5	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																																																																																															
コストコホールセールジャパン㈱	H28. 3.25	076-275-8590	076-275-8580																																																																																																																																																															
㈱ハローホールディングス	H28. 3.25	0574-60-0861	0574-60-0689																																																																																																																																																															
大塚製薬㈱名古屋支店金沢出張所	H28. 3.25	080-2060-2461	076-263-0403																																																																																																																																																															
レック㈱	R5.10. 6	03-3527-2150	03-3527-2190																																																																																																																																																															
㈱MonotaRO	R6.10. 1	—	—																																																																																																																																																															

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>ネ (略)</p> <p>ノ 災害時における緊急用LPガスの供給等に関する協定 (本章第23節「生活必需品の供給」参照)</p> <table border="1" data-bbox="118 288 1023 360"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(一社) 石川県エルピーガス協会</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-254-0634</td> <td>076-254-0644</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ～ハ (新設)</p> <p>ホ～ム (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	県	(一社) 石川県エルピーガス協会	H26.6.2	076-254-0634	076-254-0644	<p>㉑ (略) (削除)</p> <p>㉓～㉕ (略)</p> <p>㉔ 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定 (本章第25節「輸送手段の確保」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1115 520 2020 608"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク</td> <td>R6.8.22</td> <td>03-3212-1111</td> <td>03-3212-1112</td> </tr> </tbody> </table> <p>㉖～㉘ (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6.8.22	03-3212-1111	03-3212-1112	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
県	(一社) 石川県エルピーガス協会	H26.6.2	076-254-0634	076-254-0644																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6.8.22	03-3212-1111	03-3212-1112																		

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

(新設)

⑳ 石川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定
 (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	社会福祉法人自生園	R5. 4. 1	0761-65-1800	-
	長寿メディカル株式会社		0761-22-0015	-
	社会福祉法人南陽園		0761-74-6613	-
	社会福祉法人作見福祉会		0761-73-1230	-
	社会福祉法人ミドリ保育園		076-249-5524	-
	社会福祉法人湯寿会		0761-58-6555	-
	株式会社天正		076-275-9771	-
	社会福祉法人福寿会		076-276-3545	-
	一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団		076-239-4177	-
	社会福祉法人 医王山福祉会		076-236-1044	-
	社会福祉法人かほく市社会福祉協議会		076-285-8885	-
	社会福祉法人 愛里奥福祉会		076-248-5120	-
	株式会社スタジオB'M		025-260-1104	-
	社会福祉法人石川整形外科		0761-46-1224	-
	医療法人社団仁智会		076-262-3300	-
	社会福祉法人吉竹福祉会		0761-24-6763	-
	社会福祉法人松の実福祉会		076-276-6452	-
	株式会社ケア・サンエス		076-237-7217	-
	医療法人社団白山会		076-276-2262	-
	社会福祉法人 松原愛育会		076-229-3800	-
	医療法人社団博友会		076-233-1811	-
	医療法人社団田谷会		0761-47-2900	-
	金沢市役所		076-220-2299	-
	株式会社 豊心		076-296-1777	-
	社会福祉法人千木福祉会		076-253-1616	-
	社会福祉法人久楽会		076-256-5117	-
	社会福祉法人 長久福祉会		0761-72-4545	-
	社会福祉法人 うちなだの里		076-286-6386	-
	株式会社すずらん		076-222-2275	-
	社会福祉法人眉丈会		076-283-5688	-
	地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設		076-253-5088	-
	社会福祉法人梅光会		076-222-2405	-
特定非営利活動法人コスモス加賀	0761-75-3315	-		
社会福祉法人志賀町社会福祉協議会	0767-32-1363	-		
社会福祉法人 林鐘園	076-262-3811	-		
社会福祉法人つくしの会	076-288-0339	-		
社会福祉法人篤豊会	0761-73-3317	-		
社会福祉法人鹿南福祉会	0767-72-2600	-		
金沢市立粟崎児童館	076-237-3837	-		

㉑～㉒ (略)

㉓ 災害ボランティア活動への支援に関する協定
 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	0761-74-8188	0761-74-6366

㉔ (略)

㉕ (略)

㉖ 災害ボランティア活動への支援に関する協定
 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-233-3950	076-264-8043

㉗ (略)

現 行	修 正 案	備 考																																								
<p>ラ 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)</p> <table border="1" data-bbox="129 248 1034 331"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-225-1365</td> <td>076-225-1363</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>リ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ル (略)</p> <p>(7) 職員の派遣の要請等</p> <p>ア 職員の派遣の要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条に基づき、知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に、市町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>また、知事及び市町長は、必要に応じ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。なお、要請に当たっては、知事又は市町長は次の事項を明らかにする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>10 広域応援協力体制</p> <p>県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363	<p>④5 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1102 242 2007 325"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-265-5505</td> <td>076-263-3705</td> </tr> </tbody> </table> <p>④6 災害時における廃棄物の処理に関する協定 s (本章第 29 節「し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1124 485 2029 555"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県産業資源循環協会</td> <td>H17. 3. 23</td> <td>076-224-9101</td> <td>076-224-9102</td> </tr> </tbody> </table> <p>④7 (略)</p> <p>④8 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する基本協定 (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1111 702 2011 772"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(独)住宅金融支援機構(北陸支店)</td> <td>H27. 4. 1</td> <td>076-233-4254</td> <td>076-232-1898</td> </tr> </tbody> </table> <p>④9 (略)</p> <p>(7) 職員の派遣の要請等</p> <p>ア 職員の派遣の要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条に基づき、知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に、市町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>また、知事及び市町長は、必要に応じ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。なお、要請に当たっては、知事又は市町長は次の事項を明らかにする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>10 広域応援協力体制</p> <p>県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17. 3. 23	076-224-9101	076-224-9102	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(独)住宅金融支援機構(北陸支店)	H27. 4. 1	076-233-4254	076-232-1898	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17. 3. 23	076-224-9101	076-224-9102																																						
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	(独)住宅金融支援機構(北陸支店)	H27. 4. 1	076-233-4254	076-232-1898																																						

現 行	修 正 案	備 考
<p>(1) 県 知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。 <u>(新設)</u></p> <p><u>ア 災害救援対策本部等の設置</u> 知事は、必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。</p> <p><u>イ～エ (略)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>1 1 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理</p> <p>(1) 職員や家族の安否確認 <u>自宅又は自分がいる地域で相当規模の被害が予測される地震が発生した場合には、原則として本人が所属の課、廊（人事担当者）へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。</u> また、勤務中の災害時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。</p> <p>第2節 1 (略) 2 警報・注意報等の種類、発表基準等 <u>県及び市町等は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。</u></p> <p>(1) 津波警報等の種類及び発表基準等 ア (略)</p>	<p>(1) 県 知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。</p> <p><u>ア 県下市町が被災した場合（人的支援チームの設置）</u> 知事は、必要に応じて、人的支援チームを設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、人的支援チームは、県及び県内市町から被災市町への応援部隊の派遣調整に加え、他の都道府県等からの応援部隊の受入調整も行う。</p> <p><u>イ 他の都道府県が被災した場合（災害救援対策本部等の設置）</u> 知事は、必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。</p> <p><u>ウ～オ (略)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>1 1 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理</p> <p>(1) 職員や家族の安否確認 <u>災害対策本部を設置する地震が発生した場合には、各所属の連絡体制に基づき、職員及び職員の家族、家屋の被災状況を確認し、人事担当者へ情報を集約する。</u> なお、<u>県外で相当規模の被害が予測される地震が発生した場合には、原則として本人が所属の課、廊（人事担当者）へ報告する。報告事項は、本人、家族の被災状況とする。</u> また、勤務中の災害時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。</p> <p>第2節 (略) 1 (略) 2 警報・注意報等の種類、発表基準等 <u>(削除)</u></p> <p>(1) 津波警報等の種類及び発表基準等 ア (略)</p>	

現 行				修 正 案				備 考	
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等				津波警報等の種類と発表される津波の高さ等					
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表				数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)					10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)					5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

イ (略)
(2) ~ (3) (略)
3 (略)
4 津波に関する予報の伝達
(1) (略)
(2) 津波警報等の伝達
ア 津波警報等伝達系統
気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

イ (略)
(2) ~ (3) (略)
3 (略)
4 津波に関する予報の伝達
(1) (略)
(2) 津波警報等の伝達
ア 津波警報等伝達系統
気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

現 行	修 正 案	備 考
<p>津波警報等伝達系統図</p> <p>気象庁 津波警報等の発表</p> <p>東日本電信電話株式会社 又は 西日本電信電話株式会社</p> <p>NTT西日本支店等</p> <p>消防庁</p> <p>金沢地方気象台</p> <p>警察庁</p> <p>海上保安庁</p> <p>第九管区海上保安本部</p> <p>日本放送協会放送センター</p> <p>民間放送連盟</p> <p>県危機対策課</p> <p>消防本部</p> <p>市 町</p> <p>県警察本部</p> <p>各警察署</p> <p>金沢海上保安部</p> <p>七尾海上保安部</p> <p>能登海上保安署</p> <p>日本放送協会金沢放送局</p> <p>北陸放送㈱</p> <p>㈱石川テレビ</p> <p>㈱テレビ金沢</p> <p>北陸朝日放送㈱</p> <p>防災関係機関</p> <p>住 民 等</p>	<p>津波警報等伝達系統図</p> <p>気象庁 津波警報等の発表</p> <p>東日本電信電話株式会社 又は 西日本電信電話株式会社</p> <p>NTT西日本支店等</p> <p>携帯電話事業者</p> <p>消防庁</p> <p>金沢地方気象台</p> <p>警察庁</p> <p>海上保安庁</p> <p>第九管区海上保安本部</p> <p>日本放送協会放送センター</p> <p>民間放送連盟</p> <p>県危機対策課</p> <p>消防本部</p> <p>市 町</p> <p>県警察本部</p> <p>各警察署</p> <p>金沢海上保安部</p> <p>七尾海上保安部</p> <p>能登海上保安署</p> <p>日本放送協会金沢放送局</p> <p>北陸放送㈱</p> <p>㈱石川テレビ</p> <p>㈱テレビ金沢</p> <p>北陸朝日放送㈱</p> <p>防災関係機関</p> <p>住 民 等</p>	
<p>イ～オ (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1) 被害規模に関する概括的情報の収集・連絡</p> <p>ア 県</p> <p>(ア) 市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、被害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的</p>	<p>イ～オ (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1) 被害規模に関する概括的情報の収集・連絡</p> <p>ア 県</p> <p>(ア) 市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、被害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機、<u>高所監視カメラ</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に報告する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等</p> <p>ア 県等</p> <p>(ア) 県(本庁)・県教育委員会</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、<u>消防救急無線等</u>を利用し、情報を収集する。</p> <p>また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。</p> <p>e (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署(航空運用調整班)を設置し、現地对策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報(ノータム)の発行を依頼するとともに、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、無人航空機等の飛行から各機関の航空機の安全・円滑な</p>	<p>を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に報告する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等</p> <p>ア 県等</p> <p>(ア) 県(本庁)・県教育委員会</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、<u>消防等の実動機関とも連携し</u>、情報を収集する。</p> <p>また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。</p> <p>e (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署(航空運用調整班)を設置し、現地对策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報(ノータム)の発行を依頼するとともに、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、無人航空機等の飛行から各機関の航空機の安全・円滑な</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。</p> <p>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</p> <p>第6節～第8節（略）</p> <p>第9節 避難誘導等 1～6（略）</p> <p>7 避難所の開設及び運営 (1) 市町</p> <p>ア 避難所の開設が必要となった場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</p> <p>災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</p> <p>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>県及び市町は、被災地において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p>	<p>運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。<u>調整に当たっては、必要に応じ、政府本部又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。</u></p> <p>また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</p> <p>第6節～第8節（略）</p> <p>第9節 避難誘導等 1～6（略）</p> <p>7 避難所の開設及び運営 (1) 市町</p> <p>ア 避難所の開設が必要となった場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</p> <p>災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</p> <p>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>県及び市町は、被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>イ～エ（略）</p> <p>オ 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>イ～エ（略）</p> <p>オ 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに</u>、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p> <p>○ 市町は、<u>食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</u></p> <p>○ 市町は、<u>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>											
<p>カ 仮設トイレの設置</p> <p>市町は、<u>避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレなどを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。</u>また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。</p> <p>なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。</p> <p>(新設)</p> <p>キ～セ（略）</p>	<p>カ 仮設トイレの設置</p> <p>市町は、<u>避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u>その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。</p> <p><u>災害時等における資機材の供給に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1120 1161 2022 1230"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(株)アクティオ</td> <td>R6.7.23</td> <td>076-208-5434</td> <td>076-208-5435</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。</p> <p>なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。</p> <p>キ～セ（略）</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(株)アクティオ	R6.7.23	076-208-5434	076-208-5435	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(株)アクティオ	R6.7.23	076-208-5434	076-208-5435								

現 行	修 正 案	備 考
<p>ソ ペット動物の飼育場所の確保等 市町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。</p> <p>(2) (略) 8～9 (略)</p> <p>10 避難所外避難者対策 市町は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略)</p>	<p>ソ ペット動物の飼育場所の確保等 市町は、必要に応じて、被災者支援等の観点からペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 <u>また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>(2) (略) 8～9 (略)</p> <p>10 避難所外避難者対策 市町は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。 <u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 県 ア～ウ (略)</p> <p>エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会 (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本災害歯科支援チーム (JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(エ)～(オ) (略) オ～カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) 県 ア～ウ (略)</p> <p>エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、<u>災害支援ナース</u>や、他の都道府県、日本医師会 (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本災害歯科支援チーム (JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会 (JRAT)</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT)</u>等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(エ)～(オ) (略) オ～カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>災害支援ナースの派遣</u> ア <u>下記の病院は、県から「石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を行う。</u> イ <u>公益社団法人石川県看護協会は、県から災害支援ナースの派遣要請があったときは、「災害支援ナースの派遣調整の実施に関する協定」に基づき、派遣のための調整を行う。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>(新設)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 他県等からの医薬品等の受入体制 県災害対策本部は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所に設置し、公益社団法人石川県薬剤師会の協力により、医薬品等の保管管理及び供給を行う。</p> <p>10～12 (略)</p> <p>第12節 健康管理活動 1～2 (略)</p> <p>3 健康管理活動従事者の派遣体制 (1) (略) (2) 県 ア～ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>石川県助産師会は、県から「<u>災害時の助産師による支援活動に関する協定</u>」に基づく派遣要請があったときは、助産師または助産師班を派遣し、助産師の指揮、妊産婦に対する応急救護活動などを実施する。</p> <p><u>災害時の助産師による支援活動に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 339 2024 411"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県助産師会</td> <td>R6.1.9</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(15) 一般社団法人石川県臨床衛生検査技師会</p> <p>一般社団法人石川県臨床衛生検査技師会は、県から「<u>災害時における支援活動に関する協定</u>」に基づく派遣要請があったときは、臨床衛生検査技師または臨床衛生検査技師班を派遣し、避難所等における健康管理のための検査や病院検査室における診療支援などを実施する。</p> <p><u>災害時における支援活動に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 667 2002 754"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県臨床衛生検査技師会</td> <td>R7.1.15</td> <td>076-210-3885</td> <td>076-213-5112</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 (略)</p> <p>9 他県等からの医薬品等の受入体制 県災害対策本部は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所もしくは公益社団法人石川県薬剤師会に設置し、<u>そこから被災地である市町災害対策本部又は市町保健センターに運送して保管する。</u> <u>また、公益社団法人石川県薬剤師会の協力により、医薬品等の保管管理及び供給を行う。</u></p> <p>10～12 (略)</p> <p>第12節 健康管理活動 1～2 (略)</p> <p>3 健康管理活動従事者の派遣体制 (1) (略) (2) 県 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県助産師会	R6.1.9	-	-	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県臨床衛生検査技師会	R7.1.15	076-210-3885	076-213-5112	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一社) 石川県助産師会	R6.1.9	-	-																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一社) 石川県臨床衛生検査技師会	R7.1.15	076-210-3885	076-213-5112																		

現 行		修 正 案		備 考				
第13節～第14節(略)		第13節～第14節(略)						
第15節 災害救助法の適用 1～7(略)		第15節 災害救助法の適用 1～7(略)						
別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について 令和5年4月1日現在		別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について 令和7年4月1日現在						
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考			
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 3,400円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を含む場合は、「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用料金、器物の使用料金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。			
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 6,725,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内暫工	1 平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 借上期間 最長2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。			
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から 7日以内	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者 (1食は1/3日)			
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上			
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 全半壊(壊)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。			
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人世帯に相当する世帯
		全壊	夏 19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,900
		流失	冬 31,800	41,000	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊	夏 6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
		床上浸水	冬 10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
6	医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上			
7	助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含む現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した産生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分80以内の額	分娩した日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上			
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上			

現 行						修 正 案						備 考
番号 (追加)	救助の種類 (追加)	対 象 (追加)	費用の限度額 (追加)	期 間 (追加)	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から1か月以内		9	被災した住宅の応急修理 (住家の被害は住家の被害が拡大するおそれがある者)	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内		
10	学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	10	被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の修理)	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 139,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内(国の災害対策本部が設置された災害において6ヶ月以内に完了)		
11	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	11	学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	
12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	12	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検案 教護班以外は償行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として教護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	13	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内		14	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,700円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 検案 教護班以外は償行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として教護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	
15	輸送費及び資金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		15	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内		
16	輸送費及び資金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		16	輸送費及び資金職員等雇上費	被災者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		

第16節 (略)

第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

1～5 (略)

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

第16節 (略)

第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

1～5 (略)

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

現 行	修 正 案	備 考										
<p>また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町、指定公共機関等と密接に連携する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第18節 (略)</p> <p>第19節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。</p> <p>このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>また、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 下水道施設</p> <p>下水道事業者は、次の措置を講ずる。</p> <p>(1)～(7)</p> <p>(8) 応援体制</p> <p>被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」 ○「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」 ○「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」 ○「災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定（令和6年1月1日）」 <p>(新設)</p>	<p>また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町、指定公共機関等と密接に連携する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第18節 (略)</p> <p>第19節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。</p> <p>このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。<u>あわせて、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u></p> <p>また、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 下水道施設</p> <p>下水道事業者は、次の措置を講ずる。</p> <p>(1)～(7)</p> <p>(8) 応援体制</p> <p>被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」 ○「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」 ○「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」 ○「災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定（令和6年1月1日）」 ○「<u>災害時における給排水設備等の応急対策の協力に関する協定</u>」 <table border="1" data-bbox="1126 1374 2029 1445"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) METT</td> <td>R6.9.4</td> <td>076-268-6317</td> <td>076-268-7784</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) METT	R6.9.4	076-268-6317	076-268-7784	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社) METT	R6.9.4	076-268-6317	076-268-7784								

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>(新設)</p> <p>第20節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、下記の協定等による協力を得て応急工事を施工する。</p> <p>また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第21節 給水活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 応急給水活動</p> <p>円滑に応急給水するため、県、市町(水道事業者)及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任で給水活動を実施する。</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 被災市町から飲料水及び応急給水するための資機材等のあつせんの要請があったときは、直ちに(一社)日本水道協会石川県支部と調整し、近隣市町等に対して協力要請を行う。</p> <p>また、必要なときは、自衛隊や隣接県等へ応援を要請する。</p>	<p>○「災害時における復旧支援協力に関する協定」</p> <table border="1" data-bbox="1104 215 2027 300"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 日本下水道管路管理業協会</td> <td>H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)</td> <td>076-242-3773</td> <td>076-243-4421</td> </tr> </tbody> </table> <p>第20節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、下記の協定等による協力を得て応急工事を施工する。</p> <p>また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1104 810 2016 879"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県交通安全施設業協会</td> <td>R6. 11. 28</td> <td>076-247-4422</td> <td>076-247-4507</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第21節 給水活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 応急給水活動</p> <p>円滑に応急給水するため、県、市町(水道事業者)及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任で給水活動を実施する。</p> <p>(1) 県</p> <p>ア 被災市町から飲料水及び応急給水するための資機材等のあつせんの要請があったときは、直ちに(一社)日本水道協会石川県支部と調整し、近隣市町等に対して協力要請を行う。</p> <p>また、必要なときは、自衛隊や隣接県、<u>下記協定締結団体等</u>へ応援を要請する。</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)	076-242-3773	076-243-4421	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県交通安全施設業協会	R6. 11. 28	076-247-4422	076-247-4507	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)	076-242-3773	076-243-4421																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一社) 石川県交通安全施設業協会	R6. 11. 28	076-247-4422	076-247-4507																		

現 行	修 正 案	備 考																						
<p>(新設)</p> <p>イ～ウ (略) (2)～(3) (略) 4～5 (略)</p> <p>第22節 食料の供給 1～2 (略) 3 主食の供給 (1) 災害救助用米穀の確保 ア 米穀の引渡し要請 県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受け入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局に引渡し要請を行う。 イ 受託事業者への引渡し指示 農林水産省農産局は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。 災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="141 975 1046 1059"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省農産局農産政策部貿易業務課</td> <td>03-6744-1354</td> <td>03-6744-1391</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略) 4～6 (略)</p> <p>第23節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1) 必要量の把握 ア (略) イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に</p>	連絡先	TEL	FAX	農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1391	<p>災害時における給排水設備等の応急対策の協力に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1122 217 2027 287"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) METT</td> <td>R6.9.4</td> <td>076-268-6317</td> <td>076-268-7784</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ (略) (2)～(3) (略) 4～5 (略)</p> <p>第22節 食料の供給 1～2 (略) 3 主食の供給 (1) 災害救助用米穀の確保 ア 米穀の引渡し要請 県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受け入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局長に引渡し要請を行う。 イ 受託事業者への引渡し指示 農林水産省農産局長は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。 災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1106 975 2011 1059"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省農産局農産政策部貿易業務課</td> <td>03-6744-1353</td> <td>03-6744-1391</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略) 4～6 (略)</p> <p>第23節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1) 必要量の把握 ア (略) イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) METT	R6.9.4	076-268-6317	076-268-7784	連絡先	TEL	FAX	農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1353	03-6744-1391	
連絡先	TEL	FAX																						
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1391																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																				
石川県	(一社) METT	R6.9.4	076-268-6317	076-268-7784																				
連絡先	TEL	FAX																						
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1353	03-6744-1391																						

現 行	修 正 案	備 考																														
<p>必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(2) 情報の提供 県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。 生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="129 451 1032 655"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新規)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 (1)～(4)（略） <u>(新設)</u></p> <p>5（略）</p> <p>第24節（略）</p> <p>第25節 輸送手段の確保 1～3（略）</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保 (1)（略） (2) 陸路輸送 災害対策要員や救助物資、復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(略)	(略)	(略)	(略)		(新規)				<p>必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(2) 情報の提供 県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。 生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1104 451 1984 655"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>株MonotaRO</td> <td>R6.10.1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 (1)～(4)（略） <u>(5) 県及び市町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u></p> <p>5（略）</p> <p>第24節（略）</p> <p>第25節 輸送手段の確保 1～3（略）</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保 (1)（略） (2) 陸路輸送 災害対策要員や救助物資、復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(略)	(略)	(略)	(略)		株MonotaRO	R6.10.1	—	—	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(略)	(略)	(略)	(略)																												
	(新規)																															
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(略)	(略)	(略)	(略)																												
	株MonotaRO	R6.10.1	—	—																												

現 行	修 正 案	備 考										
<p>この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。</p> <p>緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。</p> <p>隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。</p> <p>緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第26節 ころのケア活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>① 市町は、避難所に精神科救護所を設置する。</p> <p>② (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第27節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(2) 県</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)を被災地へ派遣する。</p>	<p>この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。</p> <p>緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。</p> <p>隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。</p> <p>緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略)</p> <p>災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1104 627 2009 711"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク</td> <td>R6.8.22</td> <td>03-3212-1111</td> <td>03-3212-1112</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第26節 ころのケア活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>① 市町は、避難所に救護所を設置する。</p> <p>② (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第27節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(2) 県</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)を被災地へ派遣する。</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6.8.22	03-3212-1111	03-3212-1112	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6.8.22	03-3212-1111	03-3212-1112								

現 行	修 正 案	備 考																																								
<p>第28節 ボランティア活動の支援 1～2 (略)</p> <p>3 ボランティア本部の機能 (1) (略) (2) ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。</p> <p>ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局） イ 傷病人の応急手当等医療看護業務（健康福祉部局） ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局） <u>エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等）</u> <u>オ 通訳業務（観光部局）</u> <u>カ その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等）</u> <u>キ その他の業務（県民文化部局等）</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。</p> <p>災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="147 1082 1050 1150"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td> <td>H28. 10. 5</td> <td>076-233-3950</td> <td>076-264-8043</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="147 1273 1050 1353"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-225-1365</td> <td>076-225-1363</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-233-3950	076-264-8043	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363	<p>第28節 ボランティア活動の支援 1～2 (略)</p> <p>3 ボランティア本部の機能 (1) (略) (2) ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。</p> <p>ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局） イ 傷病人の応急手当等医療看護業務（健康福祉部局） ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局） <u>エ 通訳業務（観光部局）</u> <u>オ その他専門的な技術、知識を要する業務（生活環境部局等）</u> <u>カ その他の業務（生活環境部局等）</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。</p> <p>災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1115 1082 2018 1150"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td> <td>H28. 10. 5</td> <td>0761-74-8188</td> <td>0761-74-6366</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1115 1273 2018 1353"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-265-5505</td> <td>076-263-3705</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	0761-74-8188	0761-74-6366	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-233-3950	076-264-8043																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	0761-74-8188	0761-74-6366																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705																																						

現 行	修 正 案	備 考										
<p>第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 1～4 (略)</p> <p>5 震災時における廃棄物の処理目標 (1) (略) (2) 産業廃棄物 事業主は、震災時における産業廃棄物を処理するため、<u>機械及び器具機材</u>等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 廃棄物の応急的処理 市町は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。 (1)～(7) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>8 (略)</p> <p>第30節～第32節 (略)</p>	<p>第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 1～4 (略)</p> <p>5 震災時における廃棄物の処理目標 (1) (略) (2) 産業廃棄物 事業主は、震災時における産業廃棄物を処理するため、<u>機械及び処理施設</u>等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 廃棄物の応急的処理 市町は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。 (1)～(7) (略)</p> <p>災害時における廃棄物の処理に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1072 655 1980 722"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県産業資源循環協会</td> <td>H17. 3. 23</td> <td>076-224-9101</td> <td>076-224-9102</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 (略)</p> <p>第30節～第32節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17. 3. 23	076-224-9101	076-224-9102	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17. 3. 23	076-224-9101	076-224-9102								

現 行	修 正 案	備 考										
<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画</p> <p>第 1 節～第 4 節（略）</p> <p>第 5 節 被災者の生活確保のための緊急措置 1～2（略） 3 生活相談 （1）～（5）（略） <u>（新設）</u></p> <p>4（略） 5 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。 早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる。 （1）被災市町だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（2）～（3）（略） 6～10（略）</p> <p>第 6 節～第 7 節（略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章（略）</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画</p> <p>第 1 節～第 4 節（略）</p> <p>第 5 節 被災者の生活確保のための緊急措置 1～2（略） 3 生活相談 （1）～（5）（略） <u>（6）県及び市町は、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。</u></p> <p>4（略） 5 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。 早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる。 （1）被災市町だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。</p> <p style="text-align: center;"><u>災害時における住家被害認定調査等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 1046 2002 1131"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>（公社）日本不動産鑑定士協会連合会</td> <td>R6.9.5</td> <td>03-3434-2301</td> <td>03-5960-0846</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）～（3）（略） 6～10（略）</p> <p>第 6 節～第 7 節（略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章（略）</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（公社）日本不動産鑑定士協会連合会	R6.9.5	03-3434-2301	03-5960-0846	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	（公社）日本不動産鑑定士協会連合会	R6.9.5	03-3434-2301	03-5960-0846								

石川県地域防災計画(一般災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>石川県地域防災計画 一般災害対策編 (令和<u>6</u>年修正)</p>	<p>石川県地域防災計画 一般災害対策編 (令和<u>7</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関とする。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、I R いしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会、一般社団法人石川県建設業協会</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関とする。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、I R いしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会、一般社団法人石川県建設業協会、<u>金沢エナジー株式会社、小松ガス株式会社</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>	

現 行			修 正 案			備 考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること ・国有林野内における保安林整備に関すること。 ・国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。 			<ul style="list-style-type: none"> ・国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること ・国有林野内における保安林整備に関すること。 ・国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。 	
		<u>(新設)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。 ・災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。 ・災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 			<u>・奥能登地区民有林直轄治山事業に関すること。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。 ・災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。 ・災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
指定地方公共機関	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	指定地方公共機関	<u>金沢エナジー株式会社</u> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における都市ガスの安定供給の確保に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。 		
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>小松ガス株式会社</u> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における都市ガス及びLPガスの安定供給の確保に関すること。 		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第5節 本県の特質と既往の災害 1～3 (略) 4 社会的要因とその変化 地震災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出するという特徴を持っている。 被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。 (1)～(6) (略) (7) 新たな感染症への対策 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u>			第5節 本県の特質と既往の災害 1～3 (略) 4 社会的要因とその変化 地震災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出するという特徴を持っている。 被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。 (1)～(6) (略) (7) 新たな感染症への対策 <u>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u>			

現 行	修 正 案	備 考																		
<p>(8) (略)</p> <p>5 過去に災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された風水害等</p> <table border="1" data-bbox="100 261 1039 357"> <thead> <tr> <th>年月日(西暦)</th> <th>災害の種類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年月日(西暦)	災害の種類	概 要	(略)	(略)	(略)	(新設)			<p>(8) (略)</p> <p>5 過去に災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された風水害等</p> <table border="1" data-bbox="1093 261 2016 887"> <thead> <tr> <th>年月日(西暦)</th> <th>災害の種類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>令和6年(2024)年 9月21日～22日</td> <td>大 雨</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・9月21日から22日にかけて、日本海の低気圧や前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだ。このため、大気の状態が非常に不安定となり、線状降水帯が発生するなど猛烈な雨が降り続き、石川県では能登北部を中心に記録的な大雨となった。この期間の日最大1時間降水量は輪島で121.0ミリ(9月21日)、珠洲で84.5ミリ(9月21日)、月最大24時間(任意の24時間)降水量は輪島で412.0ミリとなり統計開始以来1位となった。 このため、浸水害、洪水害、土砂災害が発生し、令和6年能登半島地震による復旧、復興が続く被災地では、河川の氾濫や土石流等により、住家被害や停電、断水等ライフラインに被害が発生し、道路の通行止め、鉄道の運休等の交通障害も発生した。 ・各地の合計雨量 20日から23日: 輪島508.0mm、珠洲398.5mm、門前255.5mm、三井241.0mm、志賀121.0mm、七尾130.5mm ・被害状況:死者16人、負傷者47人、全壊82棟、半壊656棟、一部破損152棟、床上浸水72棟、床下浸水897棟など(※令和7年4月30日時点) ・9月21日、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に災害救助法適用 </td> </tr> </tbody> </table>	年月日(西暦)	災害の種類	概 要	(略)	(略)	(略)	令和6年(2024)年 9月21日～22日	大 雨	<ul style="list-style-type: none"> ・9月21日から22日にかけて、日本海の低気圧や前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだ。このため、大気の状態が非常に不安定となり、線状降水帯が発生するなど猛烈な雨が降り続き、石川県では能登北部を中心に記録的な大雨となった。この期間の日最大1時間降水量は輪島で121.0ミリ(9月21日)、珠洲で84.5ミリ(9月21日)、月最大24時間(任意の24時間)降水量は輪島で412.0ミリとなり統計開始以来1位となった。 このため、浸水害、洪水害、土砂災害が発生し、令和6年能登半島地震による復旧、復興が続く被災地では、河川の氾濫や土石流等により、住家被害や停電、断水等ライフラインに被害が発生し、道路の通行止め、鉄道の運休等の交通障害も発生した。 ・各地の合計雨量 20日から23日: 輪島508.0mm、珠洲398.5mm、門前255.5mm、三井241.0mm、志賀121.0mm、七尾130.5mm ・被害状況:死者16人、負傷者47人、全壊82棟、半壊656棟、一部破損152棟、床上浸水72棟、床下浸水897棟など(※令和7年4月30日時点) ・9月21日、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に災害救助法適用 	
年月日(西暦)	災害の種類	概 要																		
(略)	(略)	(略)																		
(新設)																				
年月日(西暦)	災害の種類	概 要																		
(略)	(略)	(略)																		
令和6年(2024)年 9月21日～22日	大 雨	<ul style="list-style-type: none"> ・9月21日から22日にかけて、日本海の低気圧や前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだ。このため、大気の状態が非常に不安定となり、線状降水帯が発生するなど猛烈な雨が降り続き、石川県では能登北部を中心に記録的な大雨となった。この期間の日最大1時間降水量は輪島で121.0ミリ(9月21日)、珠洲で84.5ミリ(9月21日)、月最大24時間(任意の24時間)降水量は輪島で412.0ミリとなり統計開始以来1位となった。 このため、浸水害、洪水害、土砂災害が発生し、令和6年能登半島地震による復旧、復興が続く被災地では、河川の氾濫や土石流等により、住家被害や停電、断水等ライフラインに被害が発生し、道路の通行止め、鉄道の運休等の交通障害も発生した。 ・各地の合計雨量 20日から23日: 輪島508.0mm、珠洲398.5mm、門前255.5mm、三井241.0mm、志賀121.0mm、七尾130.5mm ・被害状況:死者16人、負傷者47人、全壊82棟、半壊656棟、一部破損152棟、床上浸水72棟、床下浸水897棟など(※令和7年4月30日時点) ・9月21日、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に災害救助法適用 																		

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～5 (略)</p> <p>6 災害教訓の伝承</p> <p>(1) 県及び市町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等を<u>適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災ボランティアの環境整備</p> <p>防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</p> <p>ア アマチュア無線通信業務 (危機管理部局)</p> <p>イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務 (健康福祉部局)</p> <p>ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務 (土木部局)</p> <p>エ <u>航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務 (県民文化部局等)</u></p> <p>オ 通訳業務 (観光部局)</p> <p>カ その他専門的な技術、知識を要する業務 (県民文化部局等)</p> <p>キ その他の業務 (県民文化部局等)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～5 (略)</p> <p>6 災害教訓の伝承</p> <p>(1) 県及び市町は、<u>令和6年能登半島地震</u>など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災ボランティアの環境整備</p> <p>防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</p> <p>ア アマチュア無線通信業務 (危機管理部局)</p> <p>イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務 (健康福祉部局)</p> <p>ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務 (土木部局)</p> <p>エ 通訳業務 (観光部局)</p> <p>オ その他専門的な技術、知識を要する業務 (<u>生活環境部局等</u>)</p> <p>カ その他の業務 (<u>生活環境部局等</u>)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町、防災関係機関及び事業所等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地訓練</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備</p> <p>県の各部局長等は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、災害発生時の職員の配備計画、連絡体制（動員伝達系統）、担当業務及び参集場所（登庁不能時を含む。）を盛り込んだ防災活動</p>	<p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町、防災関係機関及び事業所等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。</p> <p><u>また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地訓練</p> <p>ア 総合防災訓練</p> <p>県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備</p> <p>県の各部局長等は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、災害発生時の職員の配備計画、連絡体制（動員伝達系統）、担当業務及び参集場所（登庁不能時を含む。）を盛り込んだ防災活動</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>要領（マニュアル）の整備を行う。</p> <p>なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年度検討を加え、必要がある場合は直ちに修正し、4月末までに危機管理監に報告する。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 受援計画の策定等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、<u>応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1) 県の整備</p> <p>県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全LTE（PSELTE）</u>、防災行政無線のほか、<u>可搬型衛星無線等の整備を図る。</u></p> <p>(2) 市町の整備</p> <p>市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（JALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含</u></p>	<p>要領（マニュアル）の整備を行う。</p> <p>なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年度検討を加え、必要がある場合は直ちに修正し、4月末までに危機管理部長に報告する。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 受援計画の策定等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、<u>感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、<u>応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信用施設設備の整備</p> <p>(1) 県の整備</p> <p>県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全モバイルシステム、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。</u></p> <p>(2) 市町の整備</p> <p>市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（JALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>む。)、衛星携帯電話、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、<u>公共安全LTE(PS-LTE)</u>、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート(災害情報共有システム)等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 石川県総合防災情報システム</p> <p>県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関(各防災拠点)をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。</p> <p>また各機関が横断的に共有すべき防災情報を<u>S I P 4 D(基盤的防災情報流通ネットワーク)</u>に集約できるよう努める。</p> <p>石川県総合防災情報システム</p> <div data-bbox="129 683 1032 826" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>・河川情報システム</p> <p>(略)</p> </div> <p>4 (略)</p> <p>第9節～第10節 (略)</p> <p>第11節 消防力の充実、強化</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 消防力の強化</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 消防団の活性化</p> <p>市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の<u>大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実</u>を図る。</p> <p>また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。</p>	<p>む。)、衛星携帯電話、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、<u>公共安全モバイルシステム</u>、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート(災害情報共有システム)等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 石川県総合防災情報システム</p> <p>県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関(各防災拠点)をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。</p> <p>また各機関が横断的に共有すべき防災情報を<u>総合防災情報システム(S O B O - W E B)</u>に集約できるよう努める。</p> <p>石川県総合防災情報システム</p> <div data-bbox="1106 683 2009 826" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>・河川総合情報システム</p> <p>(略)</p> </div> <p>4 (略)</p> <p>第9節～第10節 (略)</p> <p>第11節 消防力の充実、強化</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 消防力の強化</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 消防団の活性化</p> <p>市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実</u>を図る。</p> <p>また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(4)～(5) (略)</p> <p>7 消防機械器具の点検整備と出動計画等 市町長は、消防機関に消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項についてあらかじめ計画を定めておく。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第12節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針 市町は、建物倒壊及び出火、延焼等の災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</u></p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所 ア～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</u></p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指</p>	<p>(4)～(5) (略)</p> <p>7 消防機械器具の点検整備と出動計画等 市町長は、消防機関に<u>大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項についてあらかじめ計画を定めておく。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第12節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針 市町は、建物倒壊及び出火、延焼等の災害、感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</u></p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所 ア～オ (略)</p> <p>カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、<u>給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>定避難所の電力容量の拡大に努めること。 キ～ス（略） セ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（３）～（５）（略） ３～７（略） ８ 情報連絡体制の整備 保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、管内の市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p> <p>第１３節 要配慮者対策 １ 基本方針</p>	<p>拡大に努めること。 キ～ス（略） セ 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。 <u>ソ 市町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u> <u>タ 市町村（都道府県）は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>チ 県及び市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> （３）～（５）（略） ３～７（略） ８ 情報連絡体制の整備 保健所等は、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、管内の市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p> <p>第１３節 要配慮者対策 １ 基本方針</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。</p> <p>このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第14節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 民間事業者等の活用</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 県及び市町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</u></p> <p>第15節 医療体制の整備</p> <p>1（略）</p> <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア～カ（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>キ～サ（略）</p> <p>(2)～(7)（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第16節（略）</p>	<p>災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、<u>食物アレルギーのある人</u>、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。</p> <p>このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第14節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 民間事業者等の活用</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 県及び市町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。</u></p> <p>第15節 医療体制の整備</p> <p>1（略）</p> <p>2 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 県</p> <p>ア～カ（略）</p> <p><u>キ 県は、保健医療福祉調整本部及び、地域保健医療福祉調整本部の運営支援のため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）のほか、都道府県やその他の保健医療福祉活動に係る関係機関のチームの受け入れ体制を整備しておく。</u></p> <p>ク～シ（略）</p> <p>(2)～(7)（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第16節（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第17節 心のケア体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 心のケア実施体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>ア 市町は、避難所における<u>精神科救護所の設置</u>について、あらかじめ<u>避難所管理者と協議</u>しておく。</p> <p>イ (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第18節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。</p> <p>このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第19節 噴火災害予防</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事前措置及び応急措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第17節 心のケア体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 心のケア実施体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>ア 市町は、避難所における<u>DPA T等が活動する救護所の設置</u>について、あらかじめ<u>施設管理者と協議</u>しておく。</p> <p>イ (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第18節 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>1 基本方針</p> <p>住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。</p> <p>このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。</u>なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第19節 噴火災害予防</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事前措置及び応急措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 地方公共団体は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p><u>(新設)</u></p> <p>第20節～第23節(略)</p> <p>第24節 公共施設災害予防</p> <p>1(略)</p> <p>2 道路施設整備対策</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 橋梁の整備 道路ふ網の分断を防止するため、最新の仕様を準用して、緊急性の高いものから、<u>落橋防止対策や橋脚の補強を行う。</u> また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、建設する。</p> <p>(3)～(4)(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3～9(略)</p> <p>第25節 地盤災害予防</p> <p>1～7(略)</p> <p>8 宅地造成地等災害予防</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) 危険盛土等に対する措置 <u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</u> なお、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</p>	<p><u>詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。</u></p> <p>5 <u>防災知識の普及</u> <u>県及び市町は、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知する。</u></p> <p>第20節～第23節(略)</p> <p>第24節 公共施設災害予防</p> <p>1(略)</p> <p>2 道路施設整備対策</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 橋梁の整備 道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用して、緊急性の高いものから、<u>落橋防止や橋脚の補強並びに架け替え等の対策を推進する。</u> また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、建設する。</p> <p>(3)～(4)(略)</p> <p><u>(5) アンダーパス部等の整備</u> <u>道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u></p> <p>3～9(略)</p> <p>第25節 地盤災害予防</p> <p>1～7(略)</p> <p>8 宅地造成地等災害予防</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) 危険盛土等に対する措置 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第26節～第27節（略）</p>	<p>なお、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</p> <p>第26節～第27節（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考																								
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等 石川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">配備体制及びその基準等</p> <p>(1) 災害対策本部の設置等に係る配備体制は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="152 671 1010 1358"> <thead> <tr> <th>配 備 体 制</th> <th>基 準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)</td> <td>県下に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)</td> <td>県下に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・県下に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 ・県下に顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。 ・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認められたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認められたとき。</td> <td>・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長（知事）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 体 制	基 準	動員対象職員	災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・県下に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 ・県下に顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。 ・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認められたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認められたとき。	・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長（知事）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等 石川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">配備体制及びその基準等</p> <p>(1) 災害対策本部の設置等に係る配備体制は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 679 1991 1366"> <thead> <tr> <th>配 備 体 制</th> <th>基 準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)</td> <td>県下に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報</td> <td>・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)</td> <td>県下に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報</td> <td>・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・県下に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 ・県下に顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。 ・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認められたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認められたとき。</td> <td>・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長（知事）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 体 制	基 準	動員対象職員	災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員	警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・県下に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 ・県下に顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。 ・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認められたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認められたとき。	・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長（知事）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。	
配 備 体 制	基 準	動員対象職員																								
災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																								
警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																								
災害対策本部体制	・県下に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 ・県下に顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。 ・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認められたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認められたとき。	・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長（知事）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。																								
配 備 体 制	基 準	動員対象職員																								
災害対策本部設置前 注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員																								
警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	県下に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員																								
災害対策本部体制	・県下に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 ・県下に顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。 ・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認められたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認められたとき。	・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長（知事）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。																								

現 行	修 正 案	備 考																						
<p>(2) 火山災害発生時等の配備体制は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="132 240 981 900"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>動 員 基 準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前 警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)</td> <td>白山に警報(火口周辺)(噴火警戒レベル2、火口周辺規制)が発表されたとき。</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>白山に警報(火口周辺)(噴火警戒レベル3、入山規制)が発表されたとき。</td> <td>・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・白山に噴火警報(居住地域)(噴火警戒レベル4、高齢者等避難)又は噴火警報(居住地域)(噴火警戒レベル5、避難)が発表されたとき ・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。</td> <td>・原則として全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 通報連絡体制及び県職員の動員</p> <p>(1) 通報連絡体制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 毎年度、新たに策定(変更を含む。)した職員の配備計画及び動員伝達システムを毎年度4月末までに危機管理監に報告する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員の動員</p> <p>ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合 2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機管理監室担当職員及び各部局の配備計画による職員は、速やかに登庁する。</p> <p>イ (略)</p> <p>4 災害対策本部</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 災害対策本部の組織、編成</p>	配備体制	動 員 基 準	動員対象職員	災害対策本部設置前 警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	白山に警報(火口周辺)(噴火警戒レベル2、火口周辺規制)が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	白山に警報(火口周辺)(噴火警戒レベル3、入山規制)が発表されたとき。	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・白山に噴火警報(居住地域)(噴火警戒レベル4、高齢者等避難)又は噴火警報(居住地域)(噴火警戒レベル5、避難)が発表されたとき ・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。	・原則として全職員	<p>(2) 火山災害発生時等の配備体制は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1144 248 1993 882"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>動 員 基 準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前 警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)</td> <td>白山に警報(火口周辺)(噴火警戒レベル2、火口周辺規制)が発表されたとき。</td> <td>・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>白山に警報(火口周辺)(噴火警戒レベル3、入山規制)が発表されたとき。</td> <td>・危機管理部全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・白山に噴火警報(居住地域)(噴火警戒レベル4、高齢者等避難)又は噴火警報(居住地域)(噴火警戒レベル5、避難)が発表されたとき ・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。</td> <td>・原則として全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 通報連絡体制及び県職員の動員</p> <p>(1) 通報連絡体制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 毎年度、新たに策定(変更を含む。)した職員の配備計画及び動員伝達システムを毎年度4月末までに危機管理部長に報告する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員の動員</p> <p>ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合 2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機管理部担当職員及び各部局の配備計画による職員は、速やかに登庁する。</p> <p>イ (略)</p> <p>4 災害対策本部</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 災害対策本部の組織、編成</p>	配備体制	動 員 基 準	動員対象職員	災害対策本部設置前 警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	白山に警報(火口周辺)(噴火警戒レベル2、火口周辺規制)が発表されたとき。	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員	白山に警報(火口周辺)(噴火警戒レベル3、入山規制)が発表されたとき。	・危機管理部全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 ・各部局の配備計画による職員	災害対策本部体制	・白山に噴火警報(居住地域)(噴火警戒レベル4、高齢者等避難)又は噴火警報(居住地域)(噴火警戒レベル5、避難)が発表されたとき ・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。	・原則として全職員	
配備体制	動 員 基 準	動員対象職員																						
災害対策本部設置前 警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	白山に警報(火口周辺)(噴火警戒レベル2、火口周辺規制)が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																						
	白山に警報(火口周辺)(噴火警戒レベル3、入山規制)が発表されたとき。	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 ・各部局の配備計画による職員																						
災害対策本部体制	・白山に噴火警報(居住地域)(噴火警戒レベル4、高齢者等避難)又は噴火警報(居住地域)(噴火警戒レベル5、避難)が発表されたとき ・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。	・原則として全職員																						
配備体制	動 員 基 準	動員対象職員																						
災害対策本部設置前 警戒配備体制 (災害対策本部の設置に備える体制)	白山に警報(火口周辺)(噴火警戒レベル2、火口周辺規制)が発表されたとき。	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員																						
	白山に警報(火口周辺)(噴火警戒レベル3、入山規制)が発表されたとき。	・危機管理部全職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 ・各部局の配備計画による職員																						
災害対策本部体制	・白山に噴火警報(居住地域)(噴火警戒レベル4、高齢者等避難)又は噴火警報(居住地域)(噴火警戒レベル5、避難)が発表されたとき ・県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。	・原則として全職員																						

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

ア～カ（略）

キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

災 害 対 策 本 部 員	本部員会議	職 名	→	本 部 連 絡 員 室				
	本 部 長	知 事		室長	危機対策課長			
	副 本 部 長	副 知 事		副室長	消防保安課長			
	副 本 部 長	副 知 事		各班 各班長（各企画調整室次長・各課長） 部内連絡員（各課課長補佐（総括）） 班員	本 部 連 絡 員 （各企画調整室次長等）			
	危機管理部	危機管理監					危機対策課課長補佐	
	総 務 部	総 務 部 長					財政課課長補佐	
	能登半島 地震復旧・ 復興推進部	能登半島地震 復旧・復興 推進部長					創造的復興推進課課参事	
	災害資料部	企画振興部長					企画振興部企画調整室次長	
	文化観光 スポーツ部	文化観光 スポーツ部長					文化観光スポーツ部 企画調整室次長	
	健康福祉部	健康福祉部長					健康福祉部企画調整室次長	
	生活環境部	生活環境部長					生活環境部企画調整室次長	
	商工労働部	商工労働部長					商工労働部企画調整室次長	
	農林水産部	農林水産部長					農林水産部企画調整室次長	
	競馬事業部	競馬事業局長					競馬総務課課長補佐	
	土 木 部	土 木 部 長					土木部企画調整室次長	
災害経理部	出 納 室 長	出納室課長補佐						
教 育 部	教 育 長	教育委員会企画調整室次長						
警 察 部	警 察 本 部 長	警察本部警備課課長補佐						

現地災害対策本部

ア～カ（略）

キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

災 害 対 策 本 部 員	本部員会議	職 名	→	本 部 連 絡 員 室				
	本 部 長	知 事		室長	危機対策課長			
	副 本 部 長	副 知 事		副室長	消防保安課長			
	副 本 部 長	副 知 事		各班 各班長（各企画調整室次長・各課長） 部内連絡員（各課課長補佐（総括）） 班員	本 部 連 絡 員 （各企画調整室次長等）			
	危機管理部	危機管理部長					危機管理部企画調整室次長	
	総 務 部	総 務 部 長					財政課課長補佐	
	能登半島 地震復旧・ 復興推進部	能登半島地震 復旧・復興 推進部長					創造的復興推進課課参事	
	災害資料部	企画振興部長					企画振興部企画調整室次長	
	文化観光 スポーツ部	文化観光 スポーツ部長					文化観光スポーツ部 企画調整室次長	
	健康福祉部	健康福祉部長					健康福祉部企画調整室次長	
	生活環境部	生活環境部長					生活環境部企画調整室次長	
	商工労働部	商工労働部長					商工労働部企画調整室次長	
	農林水産部	農林水産部長					農林水産部企画調整室次長	
	競馬事業部	競馬事業局長					競馬総務課課長補佐	
	土 木 部	土 木 部 長					土木部企画調整室次長	
災害経理部	出 納 室 長	出納室課長補佐						
教 育 部	教 育 長	教育委員会企画調整室次長						
警 察 部	警 察 本 部 長	警察本部警備課課長補佐						

現地災害対策本部

(8) (略)
5 現地災害対策本部
(1) ~ (7) (略)

現 行	修 正 案	備 考																																																																								
<p>(8) 現地災害対策本部の編成は、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">災害対策本部</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現 地 災 害 對 策 本 部</td> <td>現地本部員会議</td> <td colspan="2">職 名</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">班 長 (出先機 関の長)</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">班 員</td> </tr> <tr> <td>現 地 本 部 長</td> <td>副 知 事</td> <td>(知事の職務代理 順序による)</td> </tr> <tr> <td>現 地 副 本 部 長</td> <td colspan="2">本部長が指名する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現 地 本 部 員</td> <td>危機管理監室</td> <td>危機管理監室次長</td> <td>危機管理・</td> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">班 長 (出先機 関の長)</td> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">班 員</td> </tr> <tr> <td>総 務 部</td> <td>総 務 部次長</td> <td>総 務 班</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部次長</td> <td>健康福祉班</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>農林水産部次長</td> <td>農林水産班</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>家畜衛生班</td> </tr> <tr> <td>土 木 部</td> <td>土 木 部次長</td> <td>土 木 班</td> </tr> <tr> <td>警 察 部</td> <td>警察本部(次長相当職)</td> <td>災害警備班</td> </tr> </table> </div> <p>(注) 1. 現地本部長となる副本部長については、本部長が必要と認める場合は、この表にかかわらず本部長が指名する者をもって充てる。 また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理部及び担当部（警察本部を除く）の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>2. 必要のある都度、協力班等の班を設置する。</p> <p>(9) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 受援体制の確立 県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。</p> <p>(1) 知事の応援要請 ア 指定行政機関等に対する応援要請 県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) その他必要な事項</p>	現 地 災 害 對 策 本 部	現地本部員会議	職 名		班 長 (出先機 関の長)	班 員	現 地 本 部 長	副 知 事	(知事の職務代理 順序による)	現 地 副 本 部 長	本部長が指名する者		現 地 本 部 員	危機管理監室	危機管理監室次長	危機管理・	班 長 (出先機 関の長)	班 員	総 務 部	総 務 部次長	総 務 班	健康福祉部	健康福祉部次長	健康福祉班	農林水産部	農林水産部次長	農林水産班			家畜衛生班	土 木 部	土 木 部次長	土 木 班	警 察 部	警察本部(次長相当職)	災害警備班	<p>(8) 現地災害対策本部の編成は、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">災害対策本部</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現 地 災 害 對 策 本 部</td> <td>現地本部員会議</td> <td colspan="2">職 名</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">班 長 (出先機 関の長)</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">班 員</td> </tr> <tr> <td>現 地 本 部 長</td> <td>副 知 事</td> <td>(知事の職務代理 順序による)</td> </tr> <tr> <td>現 地 副 本 部 長</td> <td colspan="2">本部長が指名する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現 地 本 部 員</td> <td>危機管理部</td> <td>危機管理部次長</td> <td>危機管理班</td> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">班 長 (出先機 関の長)</td> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">班 員</td> </tr> <tr> <td>総 務 部</td> <td>総 務 部次長</td> <td>総 務 班</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部次長</td> <td>健康福祉班</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>農林水産部次長</td> <td>農林水産班</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>家畜衛生班</td> </tr> <tr> <td>土 木 部</td> <td>土 木 部次長</td> <td>土 木 班</td> </tr> <tr> <td>警 察 部</td> <td>警察本部(次長相当職)</td> <td>災害警備班</td> </tr> </table> </div> <p>(注) 1. 現地本部長となる副本部長については、本部長が必要と認める場合は、この表にかかわらず本部長が指名する者をもって充てる。 また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理部及び担当部（警察本部を除く。）の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>2. 必要のある都度、協力班等の班を設置する。</p> <p>(9) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 受援体制の確立 県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。</p> <p>(1) 知事の応援要請 ア 指定行政機関等に対する応援要請 県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) その他必要な事項</p>	現 地 災 害 對 策 本 部	現地本部員会議	職 名		班 長 (出先機 関の長)	班 員	現 地 本 部 長	副 知 事	(知事の職務代理 順序による)	現 地 副 本 部 長	本部長が指名する者		現 地 本 部 員	危機管理部	危機管理部次長	危機管理班	班 長 (出先機 関の長)	班 員	総 務 部	総 務 部次長	総 務 班	健康福祉部	健康福祉部次長	健康福祉班	農林水産部	農林水産部次長	農林水産班			家畜衛生班	土 木 部	土 木 部次長	土 木 班	警 察 部	警察本部(次長相当職)	災害警備班	
現 地 災 害 對 策 本 部		現地本部員会議	職 名				班 長 (出先機 関の長)	班 員																																																																		
		現 地 本 部 長	副 知 事	(知事の職務代理 順序による)																																																																						
	現 地 副 本 部 長	本部長が指名する者																																																																								
現 地 本 部 員	危機管理監室	危機管理監室次長	危機管理・	班 長 (出先機 関の長)	班 員																																																																					
	総 務 部	総 務 部次長	総 務 班																																																																							
	健康福祉部	健康福祉部次長	健康福祉班																																																																							
	農林水産部	農林水産部次長	農林水産班																																																																							
			家畜衛生班																																																																							
	土 木 部	土 木 部次長	土 木 班																																																																							
警 察 部	警察本部(次長相当職)	災害警備班																																																																								
現 地 災 害 對 策 本 部	現地本部員会議	職 名		班 長 (出先機 関の長)	班 員																																																																					
	現 地 本 部 長	副 知 事	(知事の職務代理 順序による)																																																																							
	現 地 副 本 部 長	本部長が指名する者																																																																								
現 地 本 部 員	危機管理部	危機管理部次長	危機管理班	班 長 (出先機 関の長)	班 員																																																																					
	総 務 部	総 務 部次長	総 務 班																																																																							
	健康福祉部	健康福祉部次長	健康福祉班																																																																							
	農林水産部	農林水産部次長	農林水産班																																																																							
			家畜衛生班																																																																							
	土 木 部	土 木 部次長	土 木 班																																																																							
警 察 部	警察本部(次長相当職)	災害警備班																																																																								

現 行	修 正 案	備 考																																																																		
<p>(参考) 指定行政機関等との応援に関する協定等は、次のとおりである。 <u>(新設)</u></p> <p><u>①～② (略)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(参考) 指定行政機関等との応援に関する協定等は、次のとおりである。</p> <p><u>① 通信設備の優先利用等に関する協定</u> <u>(本章第7節「通信手段の確保」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="1106 290 2011 432"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県</td> <td>警察本部</td> <td>S38.11.1</td> <td>076-225-0110</td> <td>076-225-0233</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道(株)金沢支社</td> <td>S62.4.1</td> <td>076-254-3011</td> <td>076-254-3012</td> </tr> <tr> <td>北陸電力(株)石川支店</td> <td>S38.12.27</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>②～③ (略)</u></p> <p><u>④ 災害支援ナースの派遣調整の実施に関する協定</u> <u>(本章第14節「災害医療及び救急医療」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="1124 596 2029 668"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>公益社団法人 石川県看護協会</td> <td>R6.4.1</td> <td>076-232-3573</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>⑤ 災害時の医療救護に関する協定</u> <u>(本章第14節「災害医療及び救急医療」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="1097 770 2002 946"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県</td> <td>(公社) 石川県医師会</td> <td>H3.11.1 (H29.6.30改正)</td> <td rowspan="2">076-239-3800</td> <td rowspan="2">076-239-3800</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県薬剤師会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> <tr> <td>(公社) 石川県看護協会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-232-3573</td> <td>076-232-3973</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>⑥ 災害時の歯科医療救護に関する協定</u> <u>(本章第14節「災害医療及び救急医療」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="1095 1083 2004 1155"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県歯科医師会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-251-1010</td> <td>076-251-6450</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>⑦ 災害時の医療救護等に関する協定</u> <u>(本章第14節「災害医療及び救急医療」及び第15章「健康管理活動」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="1104 1257 2009 1329"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川県</td> <td>(公社) 石川県栄養士会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-259-5061</td> <td>076-259-5062</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	警察本部	S38.11.1	076-225-0110	076-225-0233	西日本旅客鉄道(株)金沢支社	S62.4.1	076-254-3011	076-254-3012	北陸電力(株)石川支店	S38.12.27	076-233-8877	076-233-8755	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	公益社団法人 石川県看護協会	R6.4.1	076-232-3573	-	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県医師会	H3.11.1 (H29.6.30改正)	076-239-3800	076-239-3800	(公社) 石川県薬剤師会	H29.6.30	076-231-6634	076-223-1520	(公社) 石川県看護協会	H29.6.30	076-232-3573	076-232-3973	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県歯科医師会	H29.6.30	076-251-1010	076-251-6450	協定者		協定締結日	TEL	FAX	川県	(公社) 石川県栄養士会	H29.6.30	076-259-5061	076-259-5062	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																
石川県	警察本部	S38.11.1	076-225-0110	076-225-0233																																																																
	西日本旅客鉄道(株)金沢支社	S62.4.1	076-254-3011	076-254-3012																																																																
	北陸電力(株)石川支店	S38.12.27	076-233-8877	076-233-8755																																																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																
石川県	公益社団法人 石川県看護協会	R6.4.1	076-232-3573	-																																																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																
石川県	(公社) 石川県医師会	H3.11.1 (H29.6.30改正)	076-239-3800	076-239-3800																																																																
	(公社) 石川県薬剤師会	H29.6.30			076-231-6634	076-223-1520																																																														
	(公社) 石川県看護協会	H29.6.30	076-232-3573	076-232-3973																																																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																
石川県	(一社) 石川県歯科医師会	H29.6.30	076-251-1010	076-251-6450																																																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																
川県	(公社) 石川県栄養士会	H29.6.30	076-259-5061	076-259-5062																																																																

現 行	修 正 案	備 考																																																														
<p>エ 災害時の医療救護に関する協定 <u>(本章第14節「災害医療及び救急医療」参照)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">石川県 (公社)石川県医師会</td> <td>H3.11.1</td> <td rowspan="2">076-239-3800</td> <td rowspan="2">076-239-3800</td> </tr> <tr> <td>(H29.6.30改正)</td> </tr> <tr> <td>(公社)石川県薬剤師会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> <tr> <td>(公社)石川県看護協会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-232-3573</td> <td>076-232-3973</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 災害時の歯科医療救護に関する協定 <u>(本章第14節「災害医療及び救急医療」参照)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川県 (一社)石川県歯科医師会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-225-1433</td> <td>076-225-1434</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 災害時の医療救護等に関する協定 <u>(本章第14節「災害医療及び救急医療」及び第15章「健康管理活動」参照)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川県 (公社)石川県栄養士会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-259-5061</td> <td>076-259-5062</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (公社)石川県医師会	H3.11.1	076-239-3800	076-239-3800	(H29.6.30改正)	(公社)石川県薬剤師会	H29.6.30	076-231-6634	076-223-1520	(公社)石川県看護協会	H29.6.30	076-232-3573	076-232-3973	協定者	協定締結日	TEL	FAX	川県 (一社)石川県歯科医師会	H29.6.30	076-225-1433	076-225-1434	協定者	協定締結日	TEL	FAX	川県 (公社)石川県栄養士会	H29.6.30	076-259-5061	076-259-5062	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑥ 石川DMATの出勤に関する協定 <u>(本章第14節「災害医療及び救急医療」参照)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">石川県</td> <td>金沢大学附属病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢医科大学病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>県立中央病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>小松市民病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>公立松任石川中央病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> <td>H26.7.1</td> </tr> <tr> <td>加賀市医療センター</td> <td>R4.6.1</td> </tr> </tbody> </table>	協定者	協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1	金沢医科大学病院	H22.4.1	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1	公立能登総合病院	H22.4.1	県立中央病院	H22.4.1	金沢赤十字病院	H25.3.1	金沢市立病院	H25.3.1	市立輪島病院	H25.3.1	小松市民病院	H25.3.1	公立松任石川中央病院	H26.4.1	公立羽咋病院	H26.4.1	珠洲市総合病院	H26.7.1	加賀市医療センター	R4.6.1	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																													
石川県 (公社)石川県医師会	H3.11.1	076-239-3800	076-239-3800																																																													
	(H29.6.30改正)																																																															
	(公社)石川県薬剤師会	H29.6.30	076-231-6634	076-223-1520																																																												
(公社)石川県看護協会	H29.6.30	076-232-3573	076-232-3973																																																													
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																													
川県 (一社)石川県歯科医師会	H29.6.30	076-225-1433	076-225-1434																																																													
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																													
川県 (公社)石川県栄養士会	H29.6.30	076-259-5061	076-259-5062																																																													
協定者	協定締結日																																																															
石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1																																																														
	金沢医科大学病院	H22.4.1																																																														
	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1																																																														
	公立能登総合病院	H22.4.1																																																														
	県立中央病院	H22.4.1																																																														
	金沢赤十字病院	H25.3.1																																																														
	金沢市立病院	H25.3.1																																																														
	市立輪島病院	H25.3.1																																																														
	小松市民病院	H25.3.1																																																														
	公立松任石川中央病院	H26.4.1																																																														
	公立羽咋病院	H26.4.1																																																														
	珠洲市総合病院	H26.7.1																																																														
	加賀市医療センター	R4.6.1																																																														

現 行	修 正 案	備 考																																																																
<p><u>(新設)</u></p> <p>ケ～セ (略)</p> <p><u>ソ 大規模災害時における相互連携に関する協定</u> (本章第21節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="112 486 1016 592"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>北陸電力(株)</td> <td>R4.2.28</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電(株)</td> <td>R4.2.28</td> <td>076-202-6983</td> <td>076-233-8892</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>タ 大規模災害時における相互連携に関する協定</u> (本章第21節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="129 708 1034 782"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>西日本電信電話(株)</td> <td>R5.2.10</td> <td>076-282-9847</td> <td>076-253-3464</td> </tr> </tbody> </table> <p>子 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ツ～ナ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ニ～ヌ (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	北陸電力(株)	R4.2.28	076-233-8877	076-233-8755	北陸電力送配電(株)	R4.2.28	076-202-6983	076-233-8892	協定者		協定締結日	TEL	FAX	県	西日本電信電話(株)	R5.2.10	076-282-9847	076-253-3464	<p><u>⑪ 災害時における支援活動に関する協定</u> (本章第14節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1093 253 1998 343"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)石川県臨床衛生検査技師会</td> <td>R7.1.15</td> <td>076-210-3885</td> <td>076-213-5112</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>⑫～⑰ (略)</u> (削除)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>⑱ (略)</u></p> <p><u>⑲ 災害時における給排水設備等の応急対策の協力に関する協定</u> (本章第21節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1124 924 2029 997"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)METT</td> <td>R6.9.4</td> <td>076-268-6317</td> <td>076-268-7784</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>⑳ 災害時における復旧支援協力に関する協定</u> (本章第21節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1106 1123 2029 1209"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社)日本下水道管路管理業協会</td> <td>H28.3.29 (H29.3.22改正)</td> <td>076-242-3773</td> <td>076-243-4421</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>㉑～㉔ (略)</u></p> <p><u>㉕ 災害時における応急対策工事に関する基本協定</u> (本章第21節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1106 1337 2011 1410"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)石川県交通安全施設業協会</td> <td>R6.11.28</td> <td>076-247-4422</td> <td>076-247-4507</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>㉖～㉗ (略)</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)石川県臨床衛生検査技師会	R7.1.15	076-210-3885	076-213-5112	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)METT	R6.9.4	076-268-6317	076-268-7784	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社)日本下水道管路管理業協会	H28.3.29 (H29.3.22改正)	076-242-3773	076-243-4421	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)石川県交通安全施設業協会	R6.11.28	076-247-4422	076-247-4507	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
石川県	北陸電力(株)	R4.2.28	076-233-8877	076-233-8755																																																														
	北陸電力送配電(株)	R4.2.28	076-202-6983	076-233-8892																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
県	西日本電信電話(株)	R5.2.10	076-282-9847	076-253-3464																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
石川県	(一社)石川県臨床衛生検査技師会	R7.1.15	076-210-3885	076-213-5112																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
石川県	(一社)METT	R6.9.4	076-268-6317	076-268-7784																																																														
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
石川県	(公社)日本下水道管路管理業協会	H28.3.29 (H29.3.22改正)	076-242-3773	076-243-4421																																																														
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																														
石川県	(一社)石川県交通安全施設業協会	R6.11.28	076-247-4422	076-247-4507																																																														

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																																																
(新設)	<p>⑳ 生活必需品の確保に関する協定 (本章第25節「生活必需品の供給」参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 244 1532 284">協 定 者</th> <th data-bbox="1532 244 1671 284">協定締結日</th> <th data-bbox="1671 244 1809 284">TEL</th> <th data-bbox="1809 244 1946 284">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="1160 284 1240 308">石川県</td><td data-bbox="1240 284 1532 308">(協)金沢問屋センター</td><td data-bbox="1532 284 1671 308">H14. 3. 19</td><td data-bbox="1671 284 1946 308">076-237-8585 076-237-5240</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 308 1532 331">(一社)石川県食品協会</td><td data-bbox="1532 308 1671 331">H14. 3. 20</td><td data-bbox="1671 308 1946 331">076-268-2400 076-268-6082</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 331 1532 355">㈱ジャコム石川</td><td data-bbox="1532 331 1671 355">H14. 3. 20</td><td data-bbox="1671 331 1946 355">076-267-8621 076-267-8609</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 355 1532 379">マザー寝具リース㈱</td><td data-bbox="1532 355 1671 379">H14. 3. 20</td><td data-bbox="1671 355 1946 379">076-231-2001 076-264-4688</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 379 1532 403">野々市農協</td><td data-bbox="1532 379 1671 403">H14. 3. 20</td><td data-bbox="1671 379 1946 403">076-246-1178 076-246-1152</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 403 1532 427">石川県パン(協)</td><td data-bbox="1532 403 1671 427">H14. 3. 26</td><td data-bbox="1671 403 1946 427">076-283-0267 076-283-6267</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 427 1532 451">石川県生活協同組合連合会</td><td data-bbox="1532 427 1671 451">H14. 3. 27</td><td data-bbox="1671 427 1946 451">076-259-5962 076-256-5963</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 451 1532 475">㈱マルエー</td><td data-bbox="1532 451 1671 475">H14. 4. 1</td><td data-bbox="1671 451 1946 475">076-272-0152 076-273-3555</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 475 1532 499">㈱鍛冶商店</td><td data-bbox="1532 475 1671 499">H14. 4. 1</td><td data-bbox="1671 475 1946 499">076-288-3855 076-289-3093</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 499 1532 523">NPO法人コメリ災害対策センター</td><td data-bbox="1532 499 1671 523">H14. 4. 5</td><td data-bbox="1671 499 1946 523">025-371-4185 025-371-4151</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 523 1532 547">㈱どんたく</td><td data-bbox="1532 523 1671 547">H14. 4. 5</td><td data-bbox="1671 523 1946 547">0767-53-2727 0767-52-6254</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 547 1532 571">DCMカーマ㈱</td><td data-bbox="1532 547 1671 571">H14. 4. 5</td><td data-bbox="1671 547 1946 571">0761-23-0520 0761-23-0525</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 571 1532 595">㈱大丸</td><td data-bbox="1532 571 1671 595">H14. 4. 10</td><td data-bbox="1671 571 1946 595">0768-82-1155 0768-82-6277</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 595 1532 619">㈱いろは</td><td data-bbox="1532 595 1671 619">H14. 4. 10</td><td data-bbox="1671 595 1946 619">0768-52-0033 0768-52-3166</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 619 1532 643">㈱ニュー三久</td><td data-bbox="1532 619 1671 643">H14. 4. 18</td><td data-bbox="1671 619 1946 643">076-232-1051 076-232-1056</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 643 1532 667">(有)スーパーしんや</td><td data-bbox="1532 643 1671 667">H14. 5. 1</td><td data-bbox="1671 643 1946 667">0768-74-0305 0768-74-0353</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 667 1532 691">㈱安達</td><td data-bbox="1532 667 1671 691">H14. 5. 11</td><td data-bbox="1671 667 1946 691">0767-22-1133 0767-22-7266</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 691 1532 715">㈱中島ストアー</td><td data-bbox="1532 691 1671 715">H14. 5. 20</td><td data-bbox="1671 691 1946 715">0767-53-0988 0767-53-0953</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 715 1532 738">ダイヤモンド商事㈱</td><td data-bbox="1532 715 1671 738">H14. 5. 22</td><td data-bbox="1671 715 1946 738">076-232-0341 076-232-0346</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 738 1532 762">㈱角田商店</td><td data-bbox="1532 738 1671 762">H14. 5. 24</td><td data-bbox="1671 738 1946 762">0768-62-0032 0768-62-3399</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 762 1532 786">アルビス㈱</td><td data-bbox="1532 762 1671 786">H14. 7. 12</td><td data-bbox="1671 762 1946 786">0766-56-7200 0766-56-7520</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 786 1532 810">㈱ファミリーマート</td><td data-bbox="1532 786 1671 810">H19. 6. 25</td><td data-bbox="1671 786 1946 810">03-6436-7622 03-3452-5213</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 810 1532 834">㈱ローソン</td><td data-bbox="1532 810 1671 834">H19. 7. 24</td><td data-bbox="1671 810 1946 834">03-5435-1594 03-5759-6944</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 834 1532 858">北陸コカ・コーラボトリング㈱</td><td data-bbox="1532 834 1671 858">H19. 9. 12</td><td data-bbox="1671 834 1946 858">076-277-1155 076-277-0990</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 858 1532 882">㈱平和堂</td><td data-bbox="1532 858 1671 882">H20. 10. 1</td><td data-bbox="1671 858 1946 882">0749-26-9610 0749-23-3118</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 882 1532 906">ユニー㈱</td><td data-bbox="1532 882 1671 906">H20. 10. 1</td><td data-bbox="1671 882 1946 906">076-235-3511 076-235-3519</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 906 1532 930">㈱PLANT</td><td data-bbox="1532 906 1671 930">H20. 10. 1</td><td data-bbox="1671 906 1946 930">0776-72-0300 0776-72-2652</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 930 1532 954">㈱クスリのアオキ</td><td data-bbox="1532 930 1671 954">H20. 10. 1</td><td data-bbox="1671 930 1946 954">076-274-1111 076-274-6114</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 954 1532 978">㈱コメヤ薬局</td><td data-bbox="1532 954 1671 978">H20. 10. 1</td><td data-bbox="1671 954 1946 978">076-273-9900 076-273-9902</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 978 1532 1002">㈱マツモトキヨシ甲信越販売</td><td data-bbox="1532 978 1671 1002">H20. 10. 1</td><td data-bbox="1671 978 1946 1002">076-229-8490 076-229-8491</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 1002 1532 1026">ゲンキー㈱</td><td data-bbox="1532 1002 1671 1026">H20. 10. 1</td><td data-bbox="1671 1002 1946 1026">0776-67-5240 0776-67-5241</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 1026 1532 1050">イオンリテール㈱</td><td data-bbox="1532 1026 1671 1050">H24. 3. 30</td><td data-bbox="1671 1026 1946 1050">025-255-0065 025-248-1083</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 1050 1532 1074">マックスバリュ北陸㈱</td><td data-bbox="1532 1050 1671 1074">H24. 3. 30</td><td data-bbox="1671 1050 1946 1074">076-267-7810 076-266-2030</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 1074 1532 1098">㈱セブン・イレブン・ジャパン</td><td data-bbox="1532 1074 1671 1098">H25. 12. 5</td><td data-bbox="1671 1074 1946 1098">03-6238-3672 03-5214-2330</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 1098 1532 1121">コストコホールセールジャパン㈱</td><td data-bbox="1532 1098 1671 1121">H28. 3. 25</td><td data-bbox="1671 1098 1946 1121">076-275-8590 076-275-8580</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 1121 1532 1145">㈱ハローホーディングス</td><td data-bbox="1532 1121 1671 1145">H28. 3. 25</td><td data-bbox="1671 1121 1946 1145">0574-60-0861 0574-60-0689</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 1145 1532 1169">大塚製薬㈱名古屋支店金沢出張所</td><td data-bbox="1532 1145 1671 1169">H28. 3. 25</td><td data-bbox="1671 1145 1946 1169">080-2060-2461 076-263-0403</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 1169 1532 1193">レック㈱</td><td data-bbox="1532 1169 1671 1193">R5. 10. 6</td><td data-bbox="1671 1169 1946 1193">03-3527-2150 03-3527-2190</td></tr> <tr><td></td><td data-bbox="1240 1193 1532 1217">㈱MonotaRO</td><td data-bbox="1532 1193 1671 1217">R6. 10. 1</td><td data-bbox="1671 1193 1946 1217">— —</td></tr> </tbody> </table>	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	石川県	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585 076-237-5240		(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400 076-268-6082		㈱ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621 076-267-8609		マザー寝具リース㈱	H14. 3. 20	076-231-2001 076-264-4688		野々市農協	H14. 3. 20	076-246-1178 076-246-1152		石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-283-0267 076-283-6267		石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962 076-256-5963		㈱マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152 076-273-3555		㈱鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855 076-289-3093		NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185 025-371-4151		㈱どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727 0767-52-6254		DCMカーマ㈱	H14. 4. 5	0761-23-0520 0761-23-0525		㈱大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155 0768-82-6277		㈱いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033 0768-52-3166		㈱ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051 076-232-1056		(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305 0768-74-0353		㈱安達	H14. 5. 11	0767-22-1133 0767-22-7266		㈱中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988 0767-53-0953		ダイヤモンド商事㈱	H14. 5. 22	076-232-0341 076-232-0346		㈱角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032 0768-62-3399		アルビス㈱	H14. 7. 12	0766-56-7200 0766-56-7520		㈱ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7622 03-3452-5213		㈱ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594 03-5759-6944		北陸コカ・コーラボトリング㈱	H19. 9. 12	076-277-1155 076-277-0990		㈱平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610 0749-23-3118		ユニー㈱	H20. 10. 1	076-235-3511 076-235-3519		㈱PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300 0776-72-2652		㈱クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111 076-274-6114		㈱コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900 076-273-9902		㈱マツモトキヨシ甲信越販売	H20. 10. 1	076-229-8490 076-229-8491		ゲンキー㈱	H20. 10. 1	0776-67-5240 0776-67-5241		イオンリテール㈱	H24. 3. 30	025-255-0065 025-248-1083		マックスバリュ北陸㈱	H24. 3. 30	076-267-7810 076-266-2030		㈱セブン・イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3672 03-5214-2330		コストコホールセールジャパン㈱	H28. 3. 25	076-275-8590 076-275-8580		㈱ハローホーディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861 0574-60-0689		大塚製薬㈱名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	080-2060-2461 076-263-0403		レック㈱	R5. 10. 6	03-3527-2150 03-3527-2190		㈱MonotaRO	R6. 10. 1	— —	
協 定 者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																																																															
石川県	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585 076-237-5240																																																																																																																																																															
	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400 076-268-6082																																																																																																																																																															
	㈱ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621 076-267-8609																																																																																																																																																															
	マザー寝具リース㈱	H14. 3. 20	076-231-2001 076-264-4688																																																																																																																																																															
	野々市農協	H14. 3. 20	076-246-1178 076-246-1152																																																																																																																																																															
	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-283-0267 076-283-6267																																																																																																																																																															
	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962 076-256-5963																																																																																																																																																															
	㈱マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152 076-273-3555																																																																																																																																																															
	㈱鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855 076-289-3093																																																																																																																																																															
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185 025-371-4151																																																																																																																																																															
	㈱どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727 0767-52-6254																																																																																																																																																															
	DCMカーマ㈱	H14. 4. 5	0761-23-0520 0761-23-0525																																																																																																																																																															
	㈱大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155 0768-82-6277																																																																																																																																																															
	㈱いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033 0768-52-3166																																																																																																																																																															
	㈱ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051 076-232-1056																																																																																																																																																															
	(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305 0768-74-0353																																																																																																																																																															
	㈱安達	H14. 5. 11	0767-22-1133 0767-22-7266																																																																																																																																																															
	㈱中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988 0767-53-0953																																																																																																																																																															
	ダイヤモンド商事㈱	H14. 5. 22	076-232-0341 076-232-0346																																																																																																																																																															
	㈱角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032 0768-62-3399																																																																																																																																																															
	アルビス㈱	H14. 7. 12	0766-56-7200 0766-56-7520																																																																																																																																																															
	㈱ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7622 03-3452-5213																																																																																																																																																															
	㈱ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594 03-5759-6944																																																																																																																																																															
	北陸コカ・コーラボトリング㈱	H19. 9. 12	076-277-1155 076-277-0990																																																																																																																																																															
	㈱平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610 0749-23-3118																																																																																																																																																															
	ユニー㈱	H20. 10. 1	076-235-3511 076-235-3519																																																																																																																																																															
	㈱PLANT	H20. 10. 1	0776-72-0300 0776-72-2652																																																																																																																																																															
	㈱クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111 076-274-6114																																																																																																																																																															
	㈱コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900 076-273-9902																																																																																																																																																															
	㈱マツモトキヨシ甲信越販売	H20. 10. 1	076-229-8490 076-229-8491																																																																																																																																																															
	ゲンキー㈱	H20. 10. 1	0776-67-5240 0776-67-5241																																																																																																																																																															
	イオンリテール㈱	H24. 3. 30	025-255-0065 025-248-1083																																																																																																																																																															
	マックスバリュ北陸㈱	H24. 3. 30	076-267-7810 076-266-2030																																																																																																																																																															
	㈱セブン・イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3672 03-5214-2330																																																																																																																																																															
	コストコホールセールジャパン㈱	H28. 3. 25	076-275-8590 076-275-8580																																																																																																																																																															
	㈱ハローホーディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861 0574-60-0689																																																																																																																																																															
	大塚製薬㈱名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	080-2060-2461 076-263-0403																																																																																																																																																															
	レック㈱	R5. 10. 6	03-3527-2150 03-3527-2190																																																																																																																																																															
	㈱MonotaRO	R6. 10. 1	— —																																																																																																																																																															

現 行	修 正 案	備 考																
<p><u>ネ (略)</u> <u>ノ 災害時における緊急用LPガスの供給等に関する協定</u> <u>(本章第25節「生活必需品の供給」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="118 288 1023 360"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 (一社) 石川県エルピーガス協会</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-254-0634</td> <td>076-254-0644</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ハ～ハ</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>ホ～ム (略)</u></p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	県 (一社) 石川県エルピーガス協会	H26.6.2	076-254-0634	076-254-0644	<p><u>㉑ (略)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>㉓～㉕ (略)</u> <u>㉔ 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定</u> <u>(本章第25節「輸送手段の確保」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="1115 520 2020 608"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク</td> <td>R6.8.22</td> <td>03-3212-1111</td> <td>03-3212-1112</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>㉖～㉘ (略)</u></p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6.8.22	03-3212-1111	03-3212-1112	
協定者	協定締結日	TEL	FAX															
県 (一社) 石川県エルピーガス協会	H26.6.2	076-254-0634	076-254-0644															
協定者	協定締結日	TEL	FAX															
石川県 (一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6.8.22	03-3212-1111	03-3212-1112															

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

(新設)

⑳ 石川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定
 (本章第 29 節「防疫、保健衛生活動」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	社会福祉法人自生園	R5. 4. 1	0761-65-1800	-
	長寿メディカル株式会社		0761-22-0015	-
	社会福祉法人南陽園		0761-74-6613	-
	社会福祉法人作見福祉会		0761-73-1230	-
	社会福祉法人ミドリ保育園		076-249-5524	-
	社会福祉法人湯寿会		0761-58-6555	-
	株式会社天正		076-275-9771	-
	社会福祉法人福寿会		076-276-3545	-
	一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団		076-239-4177	-
	社会福祉法人 医王山福祉会		076-236-1044	-
	社会福祉法人かほく市社会福祉協議会		076-285-8885	-
	社会福祉法人 愛里果福祉会		076-248-5120	-
	株式会社スタジオB'M		025-260-1104	-
	社会福祉法人石川整肢学園		0761-46-1224	-
	医療法人社団仁善会		076-262-3300	-
	社会福祉法人吉竹福祉会		0761-24-6763	-
	社会福祉法人松の実福祉会		076-276-6452	-
	株式会社ケア・サンエス		076-237-7217	-
	医療法人社団白山会		076-276-2262	-
	社会福祉法人 松原愛育会		076-229-3800	-
	医療法人社団博友会		076-233-1811	-
	医療法人社団田谷会		0761-47-2900	-
	金沢市役所		076-220-2299	-
	株式会社 豊心		076-296-1777	-
	社会福祉法人千木福祉会		076-253-1616	-
	社会福祉法人久業会		076-256-5117	-
	社会福祉法人 長久福祉会		0761-72-4545	-
	社会福祉法人 うちなだの里		076-286-6386	-
	株式会社すずらん		076-222-2275	-
	社会福祉法人屑丈会		076-283-5688	-
	地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設		076-253-5088	-
	社会福祉法人梅光会		076-222-2405	-
特定非営利活動法人コスモス加賀	0761-75-3315	-		
社会福祉法人志賀町社会福祉協議会	0767-32-1363	-		
社会福祉法人 林鐘園	076-262-3811	-		
社会福祉法人つくしの会	076-288-0339	-		
社会福祉法人篤豊会	0761-73-3317	-		
社会福祉法人鹿南福祉会	0767-72-2600	-		
金沢市立栗崎児童館	076-237-3837	-		

㉑～㉒ (略)
 ㉓ 災害ボランティア活動への支援に関する協定
 (本章第 30 節「ボランティア活動の支援」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	0761-74-8188	0761-74-6366

㉔ (略)

㉕～㉖ (略)
 ㉗ 災害ボランティア活動への支援に関する協定
 (本章第 30 節「ボランティア活動の支援」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-233-3950	076-264-8043

㉘ (略)

現 行	修 正 案	備 考																																								
<p>ラ 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第30節「ボランティア活動の支援」参照)</p> <table border="1" data-bbox="129 248 1034 331"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-225-1365</td> <td>076-225-1363</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>リ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ル (略)</p> <p>(7) 職員の派遣の要請等</p> <p>ア 職員の派遣の要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に、市町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>また、知事及び市町長は、必要に応じ、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。なお、要請に当たっては、知事又は市町長は次の事項を明らかにする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>10 広域応援協力体制</p> <p>県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p> <p>(1) 県</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363	<p>④⑤ 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第30節「ボランティア活動の支援」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1102 242 2007 325"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-265-5505</td> <td>076-263-3705</td> </tr> </tbody> </table> <p>④⑥ 災害時における廃棄物の処理に関する協定 (本章第31節「し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1124 450 2029 517"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県産業資源循環協会</td> <td>H17. 3. 23</td> <td>076-224-9101</td> <td>076-224-9102</td> </tr> </tbody> </table> <p>④⑦ (略)</p> <p>④⑧ 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する基本協定 (本章第32節「住宅の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1111 667 2011 734"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(独) 住宅金融支援機構(北陸支店)</td> <td>H27. 4. 1</td> <td>076-233-4254</td> <td>076-232-1898</td> </tr> </tbody> </table> <p>④⑨ (略)</p> <p>(7) 職員の派遣の要請等</p> <p>ア 職員の派遣の要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に、市町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>また、知事及び市町長は、必要に応じ、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。なお、要請に当たっては、知事又は市町長は次の事項を明らかにする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>10 広域応援協力体制</p> <p>県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</p> <p>(1) 県</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17. 3. 23	076-224-9101	076-224-9102	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(独) 住宅金融支援機構(北陸支店)	H27. 4. 1	076-233-4254	076-232-1898	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17. 3. 23	076-224-9101	076-224-9102																																						
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	(独) 住宅金融支援機構(北陸支店)	H27. 4. 1	076-233-4254	076-232-1898																																						

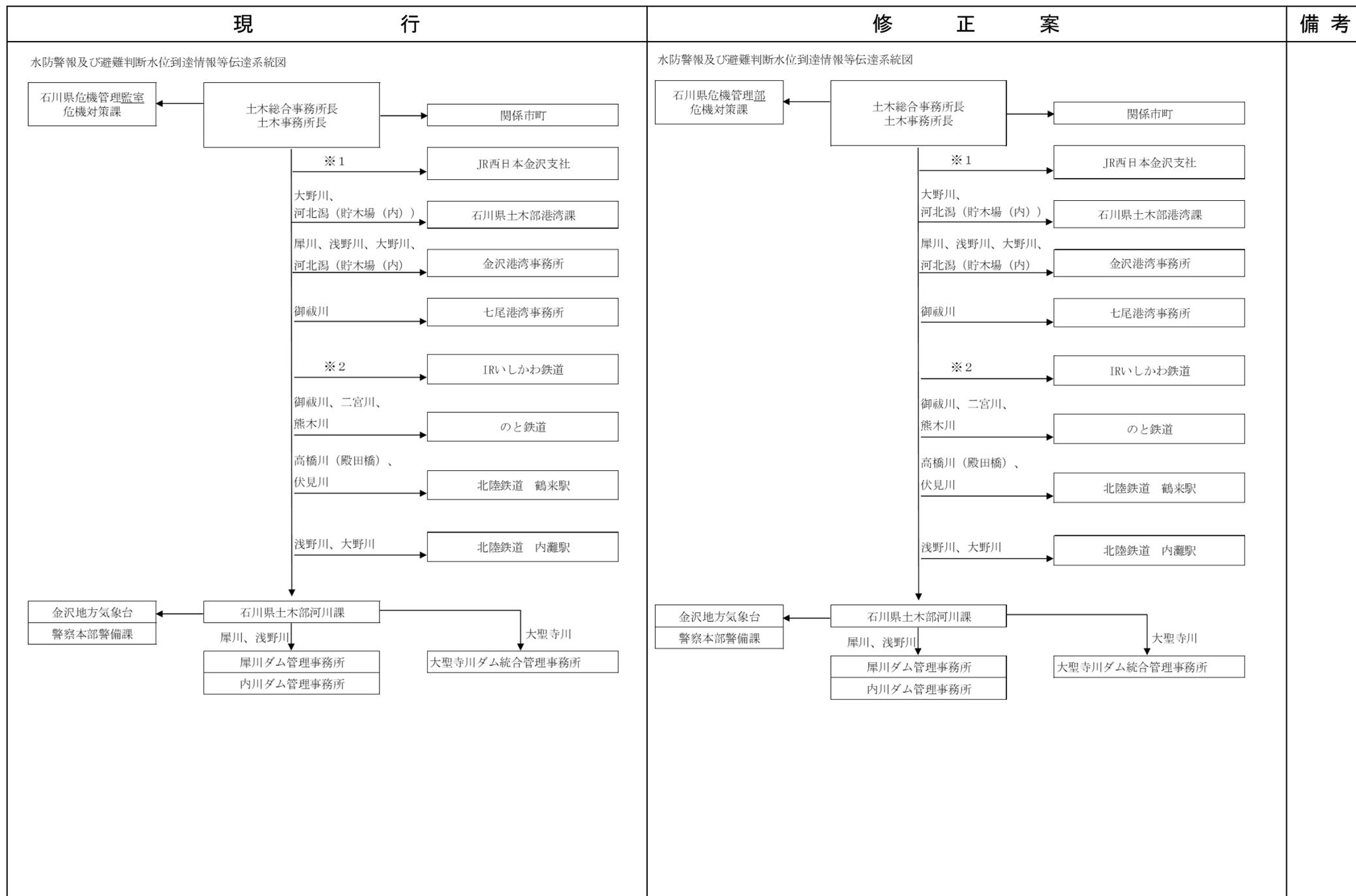
現 行	修 正 案	備 考
<p>知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア 災害救援対策本部等の設置 知事は、必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。</p> <p><u>イ～エ</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>1 1 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理</p> <p>(1) 職員や家族の安否確認 <u>自宅又は自分がいる地域で相当規模の被害が予測される地震が発生した場合には、原則として本人が所属の課、廃（人事担当者）へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。</u> また、勤務中の災害時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。</p> <p>第2節 事前措置及び応急措置</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 知事の応急措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 従事命令等（災害対策基本法第71条） ア～エ (略)</p> <p>オ 従事命令等の執行 県における強制従事の執行については、災害救助法による救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他の災害応急措置</p>	<p>知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。</p> <p>ア <u>県下市町が被災した場合（人的支援チームの設置）</u> 知事は、必要に応じて、人的支援チームを設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、人的支援チームは、県及び県内市町から被災市町への応援部隊の派遣調整に加え、他の都道府県等からの応援部隊の受入調整も行う。</p> <p>イ <u>他の都道府県が被災した場合（災害救援対策本部等の設置）</u> 知事は、必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。</p> <p><u>ウ～オ</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>1 1 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理</p> <p>(1) 職員や家族の安否確認 <u>災害対策本部を設置する地震が発生した場合には、各所属の連絡体制に基づき、職員及び職員の家族、家屋の被災状況を確認し、人事担当者に情報を集約する。</u> <u>なお、県外で相当規模の被害が予測される地震が発生した場合には、原則として本人が所属の課、廃（人事担当者）へ報告する。報告事項は、本人、家族の被災状況とする。</u> また、勤務中の災害時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。</p> <p>第2節 事前措置及び応急措置</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 知事の応急措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 従事命令等（災害対策基本法第71条） ア～エ (略)</p> <p>オ 従事命令等の執行 県における強制従事の執行については、災害救助法による救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他の災害応急措置</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																
<p>のための従事命令及び協力命令は、危機管理監室が担当する。 カ～ク（略） (3)～(4)（略） 4～6（略）</p> <p>第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準 1～3（略） 4 水防法に定める水防警報 (1) 河川 ア 国土交通大臣又は知事が指定した次の河川については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた河川国道事務所長又は土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。 (ア)（略） (イ) 知事が水防警報を行う河川及びその区域</p> <table border="1" data-bbox="125 751 1028 1043"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th></th> <th>発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>犀川</td> <td>金沢市大桑町 浅野川放水路合流点</td> <td>海まで</td> <td>県央土木総合事務所長</td> </tr> <tr> <td>安原川</td> <td>白山市横江町 JR北陸本線鉄道橋150m上流</td> <td>犀川合流点まで</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>伏見川</td> <td>金沢市窪2丁目 窪大橋</td> <td>犀川合流点まで</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ(略) ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。 (ア)（略） (イ) 知事の指定した河川の水位観測所及び氾濫注意水位</p> <table border="1" data-bbox="143 1243 1048 1465"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>位置</th> <th>氾濫注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">御禊川</td> <td>国分大橋</td> <td>七尾市国分町</td> <td>国分大橋</td> <td>1.20m</td> </tr> <tr> <td>藤橋橋</td> <td>七尾市西藤橋町末-17</td> <td>藤橋橋</td> <td>1.40m</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区域		発表者	(略)	(略)	(略)	(略)	犀川	金沢市大桑町 浅野川放水路合流点	海まで	県央土木総合事務所長	安原川	白山市横江町 JR北陸本線鉄道橋150m上流	犀川合流点まで	〃	伏見川	金沢市窪2丁目 窪大橋	犀川合流点まで	〃	(略)	(略)	(略)	(略)	河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	御禊川	国分大橋	七尾市国分町	国分大橋	1.20m	藤橋橋	七尾市西藤橋町末-17	藤橋橋	1.40m	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>のための従事命令及び協力命令は、危機管理監室が担当する。 カ～ク（略） (3)～(4)（略） 4～6（略）</p> <p>第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準 1～3（略） 4 水防法に定める水防警報 (1) 河川 ア 国土交通大臣又は知事が指定した次の河川については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた河川国道事務所長又は土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。 (ア)（略） (イ) 知事が水防警報を行う河川及びその区域</p> <table border="1" data-bbox="1106 743 2009 1038"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th></th> <th>発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>犀川</td> <td>金沢市大桑町 浅野川放水路合流点</td> <td>海まで</td> <td>県央土木総合事務所長</td> </tr> <tr> <td>安原川</td> <td>白山市横江町 JRいしかわ鉄道線鉄道橋150m上流</td> <td>犀川合流点まで</td> <td>石川土木総合事務所長 県央土木総合事務所長</td> </tr> <tr> <td>伏見川</td> <td>金沢市窪2丁目 窪大橋</td> <td>犀川合流点まで</td> <td>県央土木総合事務所長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ(略) ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。 (ア)（略） (イ) 知事の指定した河川の水位観測所及び氾濫注意水位</p> <table border="1" data-bbox="1115 1243 2020 1465"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>位置</th> <th>氾濫注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">御祓川</td> <td>国分大橋</td> <td>七尾市国分町</td> <td>国分大橋</td> <td>1.20m</td> </tr> <tr> <td>藤橋橋</td> <td>七尾市西藤橋町末-17</td> <td>藤橋橋</td> <td>1.40m</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区域		発表者	(略)	(略)	(略)	(略)	犀川	金沢市大桑町 浅野川放水路合流点	海まで	県央土木総合事務所長	安原川	白山市横江町 JRいしかわ鉄道線鉄道橋150m上流	犀川合流点まで	石川土木総合事務所長 県央土木総合事務所長	伏見川	金沢市窪2丁目 窪大橋	犀川合流点まで	県央土木総合事務所長	(略)	(略)	(略)	(略)	河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	御祓川	国分大橋	七尾市国分町	国分大橋	1.20m	藤橋橋	七尾市西藤橋町末-17	藤橋橋	1.40m	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
河川名	区域		発表者																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																															
犀川	金沢市大桑町 浅野川放水路合流点	海まで	県央土木総合事務所長																																																																																															
安原川	白山市横江町 JR北陸本線鉄道橋150m上流	犀川合流点まで	〃																																																																																															
伏見川	金沢市窪2丁目 窪大橋	犀川合流点まで	〃																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																															
河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														
御禊川	国分大橋	七尾市国分町	国分大橋	1.20m																																																																																														
	藤橋橋	七尾市西藤橋町末-17	藤橋橋	1.40m																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														
河川名	区域		発表者																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																															
犀川	金沢市大桑町 浅野川放水路合流点	海まで	県央土木総合事務所長																																																																																															
安原川	白山市横江町 JRいしかわ鉄道線鉄道橋150m上流	犀川合流点まで	石川土木総合事務所長 県央土木総合事務所長																																																																																															
伏見川	金沢市窪2丁目 窪大橋	犀川合流点まで	県央土木総合事務所長																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																															
河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														
御祓川	国分大橋	七尾市国分町	国分大橋	1.20m																																																																																														
	藤橋橋	七尾市西藤橋町末-17	藤橋橋	1.40m																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																
<p>(2) (略)</p> <p>5 水位情報の通知及び周知</p> <p>(1) 知事が指定した次の河川（水位周知河川）については、それぞれ水位情報の通知及び周知を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。</p> <table border="1" data-bbox="125 403 1028 671"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th></th> <th>発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>犀川</td> <td>金沢市大桑町 浅野川放水路合流点</td> <td>海まで</td> <td>県央土木総合事務所長</td> </tr> <tr> <td>安原川</td> <td>白山市横江町 I Rいしかわ鉄道線鉄道橋150m上流</td> <td>犀川合流点まで</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>伏見川</td> <td>金沢市窪2丁目 窪大橋</td> <td>犀川合流点まで</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 水位周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 氾濫発生情報</p> <p>氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。</p> <p>なお、水位周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="141 959 1043 1182"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>位置</th> <th>氾濫注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">御稜川</td> <td>国分大橋</td> <td>七尾市国分町</td> <td>国分大橋</td> <td>1.20m</td> </tr> <tr> <td>藤橋橋</td> <td>七尾市西藤橋町末-17</td> <td>藤橋橋</td> <td>1.40m</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>6～11 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>	河川名	区域		発表者	(略)	(略)	(略)	(略)	犀川	金沢市大桑町 浅野川放水路合流点	海まで	県央土木総合事務所長	安原川	白山市横江町 I Rいしかわ鉄道線鉄道橋150m上流	犀川合流点まで	〃	伏見川	金沢市窪2丁目 窪大橋	犀川合流点まで	〃	(略)	(略)	(略)	(略)	河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	御稜川	国分大橋	七尾市国分町	国分大橋	1.20m	藤橋橋	七尾市西藤橋町末-17	藤橋橋	1.40m	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(2) (略)</p> <p>5 水位情報の通知及び周知</p> <p>(1) 知事が指定した次の河川（水位周知河川）については、それぞれ水位情報の通知及び周知を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。</p> <table border="1" data-bbox="1090 410 1993 678"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th></th> <th>発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>犀川</td> <td>金沢市大桑町 浅野川放水路合流点</td> <td>海まで</td> <td>県央土木総合事務所長</td> </tr> <tr> <td>安原川</td> <td>白山市横江町 I Rいしかわ鉄道線鉄道橋150m上流</td> <td>犀川合流点まで</td> <td>石川土木総合事務所長 県央土木総合事務所長</td> </tr> <tr> <td>伏見川</td> <td>金沢市窪2丁目 窪大橋</td> <td>犀川合流点まで</td> <td>県央土木総合事務所長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 水位周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 氾濫発生情報</p> <p>氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。</p> <p>なお、水位周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1106 965 2009 1189"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>地先名</th> <th>位置</th> <th>氾濫注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">御稜川</td> <td>国分大橋</td> <td>七尾市国分町</td> <td>国分大橋</td> <td>1.20m</td> </tr> <tr> <td>藤橋橋</td> <td>七尾市西藤橋町末-17</td> <td>藤橋橋</td> <td>1.40m</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>6～11 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>	河川名	区域		発表者	(略)	(略)	(略)	(略)	犀川	金沢市大桑町 浅野川放水路合流点	海まで	県央土木総合事務所長	安原川	白山市横江町 I Rいしかわ鉄道線鉄道橋150m上流	犀川合流点まで	石川土木総合事務所長 県央土木総合事務所長	伏見川	金沢市窪2丁目 窪大橋	犀川合流点まで	県央土木総合事務所長	(略)	(略)	(略)	(略)	河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	御稜川	国分大橋	七尾市国分町	国分大橋	1.20m	藤橋橋	七尾市西藤橋町末-17	藤橋橋	1.40m	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
河川名	区域		発表者																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																															
犀川	金沢市大桑町 浅野川放水路合流点	海まで	県央土木総合事務所長																																																																																															
安原川	白山市横江町 I Rいしかわ鉄道線鉄道橋150m上流	犀川合流点まで	〃																																																																																															
伏見川	金沢市窪2丁目 窪大橋	犀川合流点まで	〃																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																															
河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														
御稜川	国分大橋	七尾市国分町	国分大橋	1.20m																																																																																														
	藤橋橋	七尾市西藤橋町末-17	藤橋橋	1.40m																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														
河川名	区域		発表者																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																															
犀川	金沢市大桑町 浅野川放水路合流点	海まで	県央土木総合事務所長																																																																																															
安原川	白山市横江町 I Rいしかわ鉄道線鉄道橋150m上流	犀川合流点まで	石川土木総合事務所長 県央土木総合事務所長																																																																																															
伏見川	金沢市窪2丁目 窪大橋	犀川合流点まで	県央土木総合事務所長																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																															
河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														
御稜川	国分大橋	七尾市国分町	国分大橋	1.20m																																																																																														
	藤橋橋	七尾市西藤橋町末-17	藤橋橋	1.40m																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5節 災害予警報別の伝達 1～2 (略) 3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達 水防警報等の伝達については、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>手取川水防警報伝達系統図</p>	<p>第5節 災害予警報別の伝達 1～2 (略) 3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達 水防警報等の伝達については、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</p> <p>手取川水防警報伝達系統図</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>梯川水防警報伝達系統図</p>	<p>梯川水防警報伝達系統図</p>	



現 行	修 正 案	備 考
<p>加越沿岸水防警報伝達系統図</p> <pre> graph TD A[国土交通省 北陸地方整備局 水災害予報センター] --> B[国土交通省 金沢河川国道事務所 海岸課] B --> C[水防警報 国土交通省・石川県 共同発表] C --> D[石川県土木部河川課] B --> E[金沢河川国道事務所 松任海岸出張所] B --> F[中日本高速道路(株)金沢支社 金沢保全・サービスセンター] B --> G[金沢地方気象台] D --> H[石川県土木部道路整備課] D --> I[石川県農林水産部水産課] D --> J[石川県農林水産部森林管理課] D --> K[石川県石川土木総合事務所] D --> L[石川県南加賀土木総合事務所] D --> M[石川県大聖寺土木事務所] D --> N[石川県危機管理監室危機対策課] D --> O[警察本部警備課] I --> P[石川県南加賀農林総合事務所] J --> Q[石川県石川農林総合事務所] K --> R[白山市危機管理課] L --> S[能美市土木課] L --> T[小松市道路河川課] M --> U[加賀市防災対策課] </pre>	<p>加越沿岸水防警報伝達系統図</p> <pre> graph TD A[国土交通省 北陸地方整備局 水災害予報センター] --> B[国土交通省 金沢河川国道事務所 海岸課] B --> C[水防警報 国土交通省・石川県 共同発表] C --> D[石川県土木部河川課] B --> E[金沢河川国道事務所 松任海岸出張所] B --> F[中日本高速道路(株)金沢支社 金沢保全・サービスセンター] B --> G[金沢地方気象台] D --> H[石川県土木部道路整備課] D --> I[石川県農林水産部水産課] D --> J[石川県農林水産部森林管理課] D --> K[石川県石川土木総合事務所] D --> L[石川県南加賀土木総合事務所] D --> M[石川県大聖寺土木事務所] D --> N[石川県危機管理監室危機対策課] D --> O[警察本部警備課] I --> P[石川県南加賀農林総合事務所] J --> Q[石川県石川農林総合事務所] K --> R[白山市危機管理課] L --> S[能美市土木課] L --> T[小松市道路河川課] M --> U[加賀市防災対策課] </pre>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>能登内浦沿岸水防警報伝達系統図</p> <p>(略)</p>	<p>能登内浦沿岸水防警報伝達系統図</p> <p>(略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>4 洪水予報の伝達 洪水予報の伝達体制は次のとおりとする。</p> <p>洪水予報伝達系統図 (1) 手取川</p> <p>凡例 情報システム及び光ネットワーク並びに専用電話 気象情報伝送処理システム</p> <p>※金沢地方気象台が洪水警報を発表している時は重複して伝達しない</p>	<p>4 洪水予報の伝達 洪水予報の伝達体制は次のとおりとする。</p> <p>洪水予報伝達系統図 (1) 手取川</p> <p>凡例 情報システム及び光ネットワーク並びに専用電話 気象情報伝送処理システム</p> <p>※金沢地方気象台が洪水警報を発表している時は重複して伝達しない</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 梯川</p> <p>国土交通省 北陸地方整備局 水災害予報センター</p> <p>国土交通省 金沢河川国道事務所 調査第一課</p> <p>河川情報センター</p> <p>小松流域治水出張所</p> <p>樋管等操作員 小松市</p> <p>石川県南加賀土木総合事務所</p> <p>石川県土木部河川課</p> <p>赤瀬がみ管理事務所</p> <p>警察本部警備課</p> <p>小松市道路河川課</p> <p>能美市土木課</p> <p>JR西日本金沢支社</p> <p>IRいしかわ鉄道</p> <p>北陸電力機手取室管理課</p> <p>金沢地方気象台</p> <p>石川県危機管理監室危機対策課</p> <p>NHK金沢放送局報道部</p> <p>総務省消防庁</p> <p>※ (警報のみ)</p> <p>NTT東日本㈱ または NTT西日本㈱</p> <p>凡例 情報システム及び光ネットワーク並びに専用電話 気象情報伝送処理システム</p> <p>※金沢地方気象台が洪水警報を発表している時は重複して伝達しない</p>	<p>(2) 梯川</p> <p>国土交通省 北陸地方整備局 水災害予報センター</p> <p>国土交通省 金沢河川国道事務所 調査第一課</p> <p>河川情報センター</p> <p>小松流域治水出張所</p> <p>樋管等操作員 小松市</p> <p>石川県南加賀土木総合事務所</p> <p>石川県土木部河川課</p> <p>赤瀬がみ管理事務所</p> <p>警察本部警備課</p> <p>小松市道路河川課</p> <p>能美市土木課</p> <p>JR西日本金沢支社</p> <p>IRいしかわ鉄道</p> <p>北陸電力機手取室カネセンター</p> <p>金沢地方気象台</p> <p>石川県危機管理監室危機対策課</p> <p>NHK金沢放送局報道部</p> <p>総務省消防庁</p> <p>※ (警報のみ)</p> <p>NTT東日本㈱ または NTT西日本㈱</p> <p>凡例 情報システム及び光ネットワーク並びに専用電話 気象情報伝送処理システム</p> <p>※金沢地方気象台が洪水警報を発表している時は重複して伝達しない</p>	
<p>5～11 (略)</p> <p>第6節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達</p> <p>ア 県</p> <p>市町からの情報収集及び 119 番通報に係る状況の情報は、市町等から情</p>	<p>5～11 (略)</p> <p>第6節 災害情報の収集・伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報収集体制及び伝達系統の確立</p> <p>(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達</p> <p>ア 県</p> <p>市町からの情報収集及び 119 番通報に係る状況の情報は、市町等から情</p>	

現 行	修 正 案	備 考																		
<p>報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、被害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に報告する。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等</p> <p>ア 県等</p> <p>(ア) 県（本庁）・県教育委員会</p> <p>a～c（略）</p> <p>d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、<u>消防救急無線等</u>を利用し、情報を収集する。</p> <p>また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。</p> <p>e（略）</p> <p>(イ)（略）</p> <p>イ～カ（略）</p> <p>(4)～(7)（略）</p> <p>(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担</p> <table border="1" data-bbox="129 1129 1032 1315"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理監室</td> <td>・人的被害、住家等一般被害 ・被害状況、応急対策状況の総括 ・他の部に属しない関係の被害</td> <td>危機対策課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3（略）</p> <p>(3)（略）</p>	部	調査事項	主管課	危機管理監室	・人的被害、住家等一般被害 ・被害状況、応急対策状況の総括 ・他の部に属しない関係の被害	危機対策課	(略)	(略)	(略)	<p>報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、被害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機、<u>高所監視カメラ</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に報告する。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等</p> <p>ア 県等</p> <p>(ア) 県（本庁）・県教育委員会</p> <p>a～c（略）</p> <p>d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、<u>消防等の実動機関とも連携し</u>、情報を収集する。</p> <p>また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。</p> <p>e（略）</p> <p>(イ)（略）</p> <p>イ～カ（略）</p> <p>(4)～(7)（略）</p> <p>(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担</p> <table border="1" data-bbox="1115 1129 2018 1315"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理部</td> <td>・人的被害、住家等一般被害 ・被害状況、応急対策状況の総括 ・他の部に属しない関係の被害</td> <td>危機対策課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3（略）</p> <p>(3)（略）</p>	部	調査事項	主管課	危機管理部	・人的被害、住家等一般被害 ・被害状況、応急対策状況の総括 ・他の部に属しない関係の被害	危機対策課	(略)	(略)	(略)	
部	調査事項	主管課																		
危機管理監室	・人的被害、住家等一般被害 ・被害状況、応急対策状況の総括 ・他の部に属しない関係の被害	危機対策課																		
(略)	(略)	(略)																		
部	調査事項	主管課																		
危機管理部	・人的被害、住家等一般被害 ・被害状況、応急対策状況の総括 ・他の部に属しない関係の被害	危機対策課																		
(略)	(略)	(略)																		

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>第7節 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 非常通信</p> <p>ア 専用通信施設の利用</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名</p> <table border="1" data-bbox="120 475 1025 671"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>連絡担当者</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>危機管理監室 危機対策課 防災システムグループ</td> <td>〒920-8580 金沢市鞍月1-1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防防災ヘリコプターの活動内容</p> <p>消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他総括管理者（危機管理監室）が必要と認める活動</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するとともに、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、無人航空機等の飛行から各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。必要に応じ、自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p>	所属	連絡担当者	所在地	(略)	(略)	(略)	石川県	危機管理監室 危機対策課 防災システムグループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1	(略)	(略)	(略)	<p>第7節 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 非常通信</p> <p>ア 専用通信施設の利用</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名</p> <table border="1" data-bbox="1128 475 2033 671"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>連絡担当者</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>危機管理部 危機対策課 防災システムグループ</td> <td>〒920-8580 金沢市鞍月1-1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防防災ヘリコプターの活動内容</p> <p>消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他総括管理者（危機管理部長）が必要と認める活動</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整</p> <p>県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するとともに、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、無人航空機等の飛行から各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。<u>調整に当たっては、必要に応じ、政府本部又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。</u>また、必要に応じ、自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p>	所属	連絡担当者	所在地	(略)	(略)	(略)	石川県	危機管理部 危機対策課 防災システムグループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1	(略)	(略)	(略)	
所属	連絡担当者	所在地																								
(略)	(略)	(略)																								
石川県	危機管理監室 危機対策課 防災システムグループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1																								
(略)	(略)	(略)																								
所属	連絡担当者	所在地																								
(略)	(略)	(略)																								
石川県	危機管理部 危機対策課 防災システムグループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1																								
(略)	(略)	(略)																								

現 行	修 正 案	備 考
<p>第9節～第11節（略）</p> <p>第12節 避難誘導等 1～7（略）</p> <p>8 避難所の開設及び運営 （1）市町</p> <p>ア 避難所の開設が必要となった場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</p> <p>災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</p> <p>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>県及び市町は、被災地において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u>の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>イ～エ</p>	<p>第9節～第11節（略）</p> <p>第12節 避難誘導等 1～7（略）</p> <p>8 避難所の開設及び運営 （1）市町</p> <p>ア 避難所の開設が必要となった場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</p> <p>災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</p> <p>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>県及び市町は、被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>イ～エ</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>オ 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>オ 避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u></p> <p>○ 市町は、<u>食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</u></p> <p>○ 市町は、<u>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>											
<p>カ 仮設トイレの設置</p> <p>市町は、<u>避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。</u>その確保が困難な場合は、<u>県があっせん等を行う。</u>また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。</p> <p>なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。</p> <p>(新設)</p> <p>キ～セ (略)</p>	<p>カ 仮設トイレの設置</p> <p>市町は、<u>避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u>その確保が困難な場合は、<u>県があっせん等を行う。</u></p> <p><u>災害時等における資機材の供給に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1117 1195 2022 1267"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(株)アクティオ</td> <td>R6.7.23</td> <td>076-208-5434</td> <td>076-208-5435</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。</p> <p>なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。</p> <p>キ～セ (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(株)アクティオ	R6.7.23	076-208-5434	076-208-5435	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(株)アクティオ	R6.7.23	076-208-5434	076-208-5435								

現 行	修 正 案	備 考
<p>ソ ペット動物の飼育場所の確保等 市町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。</p> <p>(2) (略) 9～10 (略) 1.1 避難所外避難者対策 市町は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。</p> <p>第13節 (略)</p> <p>第14節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略)</p>	<p>ソ ペット動物の飼育場所の確保等 市町は、必要に応じて、被災者支援等の観点からペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 <u>また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>(2) (略) 9～10 (略) 1.1 避難所外避難者対策 市町は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。 <u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>第13節 (略)</p> <p>第14節 災害医療及び救急医療 1～2 (略) 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 県 ア～ウ (略)</p> <p>エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会 (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本災害歯科支援チーム (JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(エ)～(オ) (略) オ～カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) 県 ア～ウ (略)</p> <p>エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、<u>災害支援ナース</u>や、他の都道府県、日本医師会 (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本災害歯科支援チーム (JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会 (JRAT)</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT)</u>等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(エ)～(オ) (略) オ～カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>災害支援ナースの派遣</u></p> <p>ア <u>下記の病院は、県から「石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を行う。</u></p> <p>イ <u>公益社団法人石川県看護協会は、県から災害支援ナースの派遣要請があったときは、「災害支援ナースの派遣調整の実施に関する協定」に基づき、派遣のための調整を行う。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>(新設)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 他県等からの医薬品等の受入体制 県災害対策本部は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所に設置し、公益社団法人石川県薬剤師会の協力により、医薬品等の保管管理及び供給を行う。</p> <p>10～12 (略)</p> <p>第15節 健康管理活動 1～2 (略)</p> <p>3 健康管理活動従事者の派遣体制 (1) (略) (2) 県 ア～ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p><u>石川県助産師会は、県から「災害時の助産師による支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、助産師または助産師班を派遣し、助産師の指揮、妊産婦に対する応急救護活動などを実施する。</u></p> <p><u>災害時の助産師による支援活動に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 339 2024 411"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県助産師会</td> <td>R6.1.9</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(15) 一般社団法人石川県臨床衛生検査技師会</p> <p><u>一般社団法人石川県臨床衛生検査技師会は、県から「災害時における支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、臨床衛生検査技師または臨床衛生検査技師班を派遣し、避難所等における健康管理のための検査や病院検査室における診療支援などを実施する。</u></p> <p><u>災害時における支援活動に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1097 667 2000 754"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県臨床衛生検査技師会</td> <td>R7.1.15</td> <td>076-210-3885</td> <td>076-213-5112</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 (略)</p> <p>9 他県等からの医薬品等の受入体制 県災害対策本部は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所もしくは公益社団法人石川県薬剤師会に設置し、そこから被災地である市町災害対策本部又は市町保健センターに運送して保管する。 <u>また、公益社団法人石川県薬剤師会の協力により、医薬品等の保管管理及び供給を行う。</u></p> <p>10～12 (略)</p> <p>第15節 健康管理活動 1～2 (略)</p> <p>3 健康管理活動従事者の派遣体制 (1) (略) (2) 県 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県助産師会	R6.1.9	-	-	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県臨床衛生検査技師会	R7.1.15	076-210-3885	076-213-5112	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一社) 石川県助産師会	R6.1.9	-	-																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一社) 石川県臨床衛生検査技師会	R7.1.15	076-210-3885	076-213-5112																		

現 行				修 正 案				備 考				
第16節～第17節(略)				第16節～第17節(略)								
第18節 災害救助法の適用 1～7(略)				第18節 災害救助法の適用 1～7(略)								
別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について 令和5年4月1日現在				別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について 令和7年4月1日現在								
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 3,400円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所で避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。	1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所で避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。	
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概240戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を教人以上収容する「福祉仮設住宅」を設け得る。 4 給与期間 最長2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。	2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり7,089,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概250戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を教人以上収容する「福祉仮設住宅」を設け得る。 4 供与期間 最長2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。	
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1.3日)	3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1.3日)	
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上	4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上	
5	被服、履具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、履具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備置物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。	5	被服、履具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、履具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備置物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。	
			区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人世帯に相当する世帯に相当する世帯			
			全壊	夏 19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000			
			全焼	冬 31,800	41,000	57,200	66,900	84,300	11,600			
			半壊	夏 6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700			
			床上浸水	冬 10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700			
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上	6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上	
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上	7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上	
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	

現 行					修 正 案					備 考	
番号 (追加)	救助の種類 (追加)	対 象 (追加)	費用の限度額 (追加)	期 間 (追加)	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間
9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの實力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から1か月以内		9	被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急修理)	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
10	学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	10	被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの實力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内(国の災害対策本部が設置された災害において6ヶ月以内を完了)	
11	埋 葬	災害の犠牲者として対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	11	学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,600円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	12	埋 葬	災害の犠牲者として対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
13	死体の処理	災害の犠牲者として対象にして死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検案 教護班以外は償料料金	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として教護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	13	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内		14	死体の処理	災害の犠牲者として対象にして死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,700円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 検案 教護班以外は償料料金	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として教護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
15	輸送費及び資金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		15	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
16	輸送費及び資金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		16	輸送費及び資金職員等雇上費	被災者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

第19節 (略)

第20節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

1～5 (略)

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

第19節 (略)

第20節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

1～5 (略)

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町、指定公共機関等と密接に連携する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第21節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。</p> <p>このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。</p> <p>また、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 下水道施設</p> <p>下水道事業者は、次の措置を講ずる。</p> <p>(1)～(7)</p> <p>(8) 応援体制</p> <p>被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」 ○「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」 ○「災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定（令和6年1月1日）」 <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町、指定公共機関等と密接に連携する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第21節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。</p> <p>このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。<u>あわせて、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u></p> <p>また、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 下水道施設</p> <p>下水道事業者は、次の措置を講ずる。</p> <p>(1)～(7)</p> <p>(8) 応援体制</p> <p>被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」 ○「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」 ○「災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定（令和6年1月1日）」 ○「<u>災害時における給排水設備等の応急対策の協力に関する協定</u>」 <table border="1" data-bbox="1126 1262 2029 1334"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) METT</td> <td>R6.9.4</td> <td>076-268-6317</td> <td>076-268-7784</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○「<u>災害時における復旧支援協力に関する協定</u>」 <table border="1" data-bbox="1111 1386 2029 1469"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 日本下水道管路管理業協会</td> <td>H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)</td> <td>076-242-3773</td> <td>076-243-4421</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) METT	R6.9.4	076-268-6317	076-268-7784	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)	076-242-3773	076-243-4421	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一社) METT	R6.9.4	076-268-6317	076-268-7784																		
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)	076-242-3773	076-243-4421																		

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>第22節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、下記の協定等による協力を得て応急工事を施工する。</p> <p>また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第23節 (略)</p> <p>第24節 食料の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 主食の供給</p> <p>(1) 災害救助用米穀の確保</p> <p>ア 米穀の引渡し要請</p> <p>県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受け入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局に引渡し要請を行う。</p> <p>イ 受託事業者への引渡し指示</p> <p>農林水産省農産局は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。</p> <p>災害等非常時における政府所有米穀の引渡し要請の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="141 1366 1046 1450"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省農産局農産政策部貿易業務課</td> <td>03-6744-1354</td> <td>03-6744-1391</td> </tr> </tbody> </table>	連絡先	TEL	FAX	農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1391	<p>第22節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、下記の協定等による協力を得て応急工事を施工する。</p> <p>また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p><u>(カ) 災害時における応急対策工事に関する基本協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1108 624 2013 692"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県交通安全施設業協会</td> <td>R6.11.28</td> <td>076-247-4422</td> <td>076-247-4507</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第23節 (略)</p> <p>第24節 食料の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 主食の供給</p> <p>(1) 災害救助用米穀の確保</p> <p>ア 米穀の引渡し要請</p> <p>県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受け入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局長に引渡し要請を行う。</p> <p>イ 受託事業者への引渡し指示</p> <p>農林水産省農産局長は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。</p> <p>災害等非常時における政府所有米穀の引渡し要請の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1108 1366 2013 1450"> <thead> <tr> <th colspan="2">連絡先</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省農産局農産政策部貿易業務課</td> <td></td> <td>03-6744-1353</td> <td>03-6744-1391</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県交通安全施設業協会	R6.11.28	076-247-4422	076-247-4507	連絡先		TEL	FAX	農林水産省農産局農産政策部貿易業務課		03-6744-1353	03-6744-1391	
連絡先	TEL	FAX																								
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1391																								
協定者		協定締結日	TEL	FAX																						
石川県	(一社) 石川県交通安全施設業協会	R6.11.28	076-247-4422	076-247-4507																						
連絡先		TEL	FAX																							
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課		03-6744-1353	03-6744-1391																							

現 行	修 正 案	備 考																														
<p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第25節 生活必需品の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 必要量の把握</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 情報の提供</p> <p>県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。 生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="129 818 1032 1023"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新規)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第26節 (略)</p> <p>第27節 輸送手段の確保</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(略)	(略)	(略)	(略)		(新規)				<p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第25節 生活必需品の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 必要量の把握</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 情報の提供</p> <p>県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。 生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1122 818 1968 1015"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>株MonotaRO</td> <td>R6.10.1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 県及び市町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第26節 (略)</p> <p>第27節 輸送手段の確保</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要員、物資輸送車両等の確保</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(略)	(略)	(略)	(略)		株MonotaRO	R6.10.1	—	—	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(略)	(略)	(略)	(略)																												
	(新規)																															
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(略)	(略)	(略)	(略)																												
	株MonotaRO	R6.10.1	—	—																												

現 行	修 正 案	備 考										
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 陸路輸送 災害対策要員や救助物資、復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。 この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。 緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。 隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。 緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>5 ~ 6 (略)</p> <p>第28節 ころのケア活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>① 市町は、避難所に精神科救護所を設置する。</p> <p>② (略)</p> <p>3 ~ 5 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 陸路輸送 災害対策要員や救助物資、復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。 この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。 緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。 隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。 緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略)</p> <p><u>災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1104 927 2011 1015"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク</td> <td>R6. 8. 22</td> <td>03-3212-1111</td> <td>03-3212-1112</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>5 ~ 6 (略)</p> <p>第28節 ころのケア活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>① 市町は、避難所に救護所を設置する。</p> <p>② (略)</p> <p>3 ~ 5 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6. 8. 22	03-3212-1111	03-3212-1112	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6. 8. 22	03-3212-1111	03-3212-1112								

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																																																				
<p>第29節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(2) 県</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)を被災地へ派遣する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第29節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(2) 県</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)を被災地へ派遣する。</p> <p><u>石川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1200 469 1805 1453"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>R5.4.1</td> <td>0761-65-1800</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人自生園</td> <td></td> <td>0761-22-0015</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>長寿メディカル株式会社</td> <td></td> <td>0761-74-6613</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人南陽園</td> <td></td> <td>0761-73-1230</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人作見福祉会</td> <td></td> <td>076-249-5524</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人ミドリ保育園</td> <td></td> <td>0761-58-6555</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人湯寿会</td> <td></td> <td>076-275-9771</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>株式会社天正</td> <td></td> <td>076-276-3545</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人福寿会</td> <td></td> <td>076-239-4177</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団</td> <td></td> <td>076-236-1044</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 医王山福祉会</td> <td></td> <td>076-285-8885</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人かほく市社会福祉協議会</td> <td></td> <td>076-248-5120</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 愛里果福祉会</td> <td></td> <td>025-260-1104</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>株式会社スタジオB'M</td> <td></td> <td>0761-46-1224</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人石川整肢学園</td> <td></td> <td>076-262-3300</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団仁碧会</td> <td></td> <td>0761-24-6763</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人喜竹福祉会</td> <td></td> <td>076-276-6452</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人松の実福祉会</td> <td></td> <td>076-237-7217</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>株式会社ケア・サンエス</td> <td></td> <td>076-276-2262</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団白山会</td> <td></td> <td>076-229-3800</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 松原愛育会</td> <td></td> <td>076-233-1811</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団博友会</td> <td></td> <td>0761-47-2900</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団田谷会</td> <td></td> <td>076-220-2299</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>金沢市役所</td> <td></td> <td>076-296-1777</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>株式会社 豊心</td> <td></td> <td>076-253-1616</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人千木福祉会</td> <td></td> <td>076-256-5117</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人久薬会</td> <td></td> <td>0761-72-4545</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 長久福祉会</td> <td></td> <td>076-286-6386</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 うちなだの里</td> <td></td> <td>076-222-2275</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>株式会社すずらん</td> <td></td> <td>076-283-5688</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人厨丈会</td> <td></td> <td>076-253-5088</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設</td> <td></td> <td>076-222-2405</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人梅光会</td> <td></td> <td>0761-75-3315</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人コスモス加賀</td> <td></td> <td>0767-32-1363</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人志賀町社会福祉協議会</td> <td></td> <td>076-262-3811</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 林鐘園</td> <td></td> <td>076-288-0339</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人つくしの会</td> <td></td> <td>0761-73-3317</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人篤豊会</td> <td></td> <td>0767-72-2600</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人鹿南福祉会</td> <td></td> <td>076-237-3837</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>金沢市立栗崎児童館</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県	R5.4.1	0761-65-1800	-	社会福祉法人自生園		0761-22-0015	-	長寿メディカル株式会社		0761-74-6613	-	社会福祉法人南陽園		0761-73-1230	-	社会福祉法人作見福祉会		076-249-5524	-	社会福祉法人ミドリ保育園		0761-58-6555	-	社会福祉法人湯寿会		076-275-9771	-	株式会社天正		076-276-3545	-	社会福祉法人福寿会		076-239-4177	-	一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団		076-236-1044	-	社会福祉法人 医王山福祉会		076-285-8885	-	社会福祉法人かほく市社会福祉協議会		076-248-5120	-	社会福祉法人 愛里果福祉会		025-260-1104	-	株式会社スタジオB'M		0761-46-1224	-	社会福祉法人石川整肢学園		076-262-3300	-	医療法人社団仁碧会		0761-24-6763	-	社会福祉法人喜竹福祉会		076-276-6452	-	社会福祉法人松の実福祉会		076-237-7217	-	株式会社ケア・サンエス		076-276-2262	-	医療法人社団白山会		076-229-3800	-	社会福祉法人 松原愛育会		076-233-1811	-	医療法人社団博友会		0761-47-2900	-	医療法人社団田谷会		076-220-2299	-	金沢市役所		076-296-1777	-	株式会社 豊心		076-253-1616	-	社会福祉法人千木福祉会		076-256-5117	-	社会福祉法人久薬会		0761-72-4545	-	社会福祉法人 長久福祉会		076-286-6386	-	社会福祉法人 うちなだの里		076-222-2275	-	株式会社すずらん		076-283-5688	-	社会福祉法人厨丈会		076-253-5088	-	地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設		076-222-2405	-	社会福祉法人梅光会		0761-75-3315	-	特定非営利活動法人コスモス加賀		0767-32-1363	-	社会福祉法人志賀町社会福祉協議会		076-262-3811	-	社会福祉法人 林鐘園		076-288-0339	-	社会福祉法人つくしの会		0761-73-3317	-	社会福祉法人篤豊会		0767-72-2600	-	社会福祉法人鹿南福祉会		076-237-3837	-	金沢市立栗崎児童館				
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																																																																			
石川県	R5.4.1	0761-65-1800	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人自生園		0761-22-0015	-																																																																																																																																																																			
長寿メディカル株式会社		0761-74-6613	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人南陽園		0761-73-1230	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人作見福祉会		076-249-5524	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人ミドリ保育園		0761-58-6555	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人湯寿会		076-275-9771	-																																																																																																																																																																			
株式会社天正		076-276-3545	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人福寿会		076-239-4177	-																																																																																																																																																																			
一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団		076-236-1044	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人 医王山福祉会		076-285-8885	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人かほく市社会福祉協議会		076-248-5120	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人 愛里果福祉会		025-260-1104	-																																																																																																																																																																			
株式会社スタジオB'M		0761-46-1224	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人石川整肢学園		076-262-3300	-																																																																																																																																																																			
医療法人社団仁碧会		0761-24-6763	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人喜竹福祉会		076-276-6452	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人松の実福祉会		076-237-7217	-																																																																																																																																																																			
株式会社ケア・サンエス		076-276-2262	-																																																																																																																																																																			
医療法人社団白山会		076-229-3800	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人 松原愛育会		076-233-1811	-																																																																																																																																																																			
医療法人社団博友会		0761-47-2900	-																																																																																																																																																																			
医療法人社団田谷会		076-220-2299	-																																																																																																																																																																			
金沢市役所		076-296-1777	-																																																																																																																																																																			
株式会社 豊心		076-253-1616	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人千木福祉会		076-256-5117	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人久薬会		0761-72-4545	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人 長久福祉会		076-286-6386	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人 うちなだの里		076-222-2275	-																																																																																																																																																																			
株式会社すずらん		076-283-5688	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人厨丈会		076-253-5088	-																																																																																																																																																																			
地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設		076-222-2405	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人梅光会		0761-75-3315	-																																																																																																																																																																			
特定非営利活動法人コスモス加賀		0767-32-1363	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人志賀町社会福祉協議会		076-262-3811	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人 林鐘園		076-288-0339	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人つくしの会		0761-73-3317	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人篤豊会		0767-72-2600	-																																																																																																																																																																			
社会福祉法人鹿南福祉会		076-237-3837	-																																																																																																																																																																			
金沢市立栗崎児童館																																																																																																																																																																						

現 行	修 正 案	備 考																																								
<p>カ～キ（略） （3）（略） 3～7（略）</p> <p>第30節 ボランティア活動の支援 1～2（略） 3 ボランティア本部の機能 （1）（略） （2）ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。</p> <p>ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局） イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務（健康福祉部局） ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局） エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等） オ 通訳業務（観光部局） カ その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等） キ その他の業務（県民文化部局等）</p> <p>4～5（略） 6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="147 1182 1050 1251"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td> <td>H28. 10. 5</td> <td>076-233-3950</td> <td>076-264-8043</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) 災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="147 1345 1050 1426"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-225-1365</td> <td>076-225-1363</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-233-3950	076-264-8043	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363	<p>カ～キ（略） （3）（略） 3～7（略）</p> <p>第30節 ボランティア活動の支援 1～2（略） 3 ボランティア本部の機能 （1）（略） （2）ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。</p> <p>ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局） イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務（健康福祉部局） ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局） エ 通訳業務（観光部局） オ その他専門的な技術、知識を要する業務（生活環境部局等） カ その他の業務（生活環境部局等）</p> <p>4～5（略） 6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1115 1182 2018 1251"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td> <td>H28. 10. 5</td> <td>0761-74-8188</td> <td>0761-74-6366</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) 災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1115 1345 2018 1426"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-265-5505</td> <td>076-263-3705</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	0761-74-8188	0761-74-6366	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-233-3950	076-264-8043																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	0761-74-8188	0761-74-6366																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705																																						

現 行	修 正 案	備 考										
<p>第31節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 1～4（略）</p> <p>5 災害時における廃棄物の処理目標 (1)（略） (2) 産業廃棄物 事業主は、災害時における産業廃棄物を処理するため、<u>機械及び器具機材</u>等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。</p> <p>6（略）</p> <p>7 廃棄物の応急的処理 市町は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。 (1)～(7)（略） <u>(新設)</u></p> <p>8（略）</p> <p>第32節～第36節（略）</p>	<p>第31節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 1～4（略）</p> <p>5 災害時における廃棄物の処理目標 (1)（略） (2) 産業廃棄物 事業主は、災害時における産業廃棄物を処理するため、<u>機械及び処理施設</u>等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。</p> <p>6（略）</p> <p>7 廃棄物の応急的処理 市町は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。 (1)～(7)（略） 災害時における廃棄物の処理に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1072 652 1980 722"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県産業資源循環協会</td> <td>H17.3.23</td> <td>076-224-9101</td> <td>076-224-9102</td> </tr> </tbody> </table> <p>8（略）</p> <p>第32節～第36節（略）</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17.3.23	076-224-9101	076-224-9102	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17.3.23	076-224-9101	076-224-9102								

現 行	修 正 案	備 考										
<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画</p> <p>第 1 節～第 4 節（略）</p> <p>第 5 節 被災者の生活確保のための緊急措置 1～2（略） 3 生活相談 （1）～（5）（略） <u>（新設）</u></p> <p>4（略） 5 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。 早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる。 （1）被災市町だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（2）～（3）（略） 6～10（略）</p> <p>第 6 節～第 7 節（略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章（略）</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画</p> <p>第 1 節～第 4 節（略）</p> <p>第 5 節 被災者の生活確保のための緊急措置 1～2（略） 3 生活相談 （1）～（5）（略） <u>（6）県及び市町は、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。</u></p> <p>4（略） 5 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。 早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる。 （1）被災市町だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。</p> <p style="text-align: center;"><u>災害時における住家被害認定調査等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1093 1042 1995 1126"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>（公社）日本不動産鑑定士協会連合会</td> <td>R6.9.5</td> <td>03-3434-2301</td> <td>03-5960-0846</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）～（3）（略） 6～10（略）</p> <p>第 6 節～第 7 節（略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章（略）</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（公社）日本不動産鑑定士協会連合会	R6.9.5	03-3434-2301	03-5960-0846	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	（公社）日本不動産鑑定士協会連合会	R6.9.5	03-3434-2301	03-5960-0846								

石川県地域防災計画(雪害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">石川県地域防災計画 雪害対策編 (令和<u>6</u>年修正)</p>	<p style="text-align: center;">石川県地域防災計画 雪害対策編 (令和<u>7</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関とする。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、I R いしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会、一般社団法人石川県建設業協会</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 性格及び基本理念</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本理念等</p> <p>(1) 用語</p> <p>この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 指定地方公共機関</p> <p>災害対策基本法第 2 条第 6 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関とする。</p> <p>北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、I R いしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会、<u>一般社団法人石川県建設業協会、金沢エナジー株式会社、小松ガス株式会社</u></p> <p>オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p>	

現 行			修 正 案			備 考																																					
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること ・国有林野内における保安林整備に関すること。 ・国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。 <u>(新設)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。 ・災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。 ・災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指定 地方 公共 機関</td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>			(略)	(略)	(略)				<ul style="list-style-type: none"> ・国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること ・国有林野内における保安林整備に関すること。 ・国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。 <u>(新設)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。 ・災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。 ・災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 	(略)	(略)	(略)	指定 地方 公共 機関	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">機 関 名</td> <td>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること ・国有林野内における保安林整備に関すること。 ・国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。 ・<u>奥能登地区民有林直轄治山事業に関すること。</u> ・手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。 ・災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。 ・災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指定 地方 公共 機関</td> <td><u>金沢エナジー株式会社</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における都市ガスの安定供給の確保に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。 </td> </tr> <tr> <td><u>小松ガス株式会社</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における都市ガス及びLPGガスの安定供給の確保に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>			機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	(略)		(略)			<ul style="list-style-type: none"> ・国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること ・国有林野内における保安林整備に関すること。 ・国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。 ・<u>奥能登地区民有林直轄治山事業に関すること。</u> ・手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。 ・災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。 ・災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 	(略)	(略)	(略)	指定 地方 公共 機関	<u>金沢エナジー株式会社</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における都市ガスの安定供給の確保に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。 	<u>小松ガス株式会社</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における都市ガス及びLPGガスの安定供給の確保に関すること。 	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)																																									
		<ul style="list-style-type: none"> ・国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること ・国有林野内における保安林整備に関すること。 ・国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。 <u>(新設)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。 ・災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。 ・災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 																																									
(略)	(略)	(略)																																									
指定 地方 公共 機関	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																									
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																									
(略)	(略)	(略)																																									
機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																																									
(略)		(略)																																									
		<ul style="list-style-type: none"> ・国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること ・国有林野内における保安林整備に関すること。 ・国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。 ・<u>奥能登地区民有林直轄治山事業に関すること。</u> ・手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。 ・災害時における応急対策用材(国有林材)の供給に関すること。 ・災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 																																									
(略)	(略)	(略)																																									
指定 地方 公共 機関	<u>金沢エナジー株式会社</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における都市ガスの安定供給の確保に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。 																																									
	<u>小松ガス株式会社</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における都市ガス及びLPGガスの安定供給の確保に関すること。 																																									
(略)	(略)	(略)																																									
<p>第4節 本県の特質と既往の災害</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 社会的要因とその変化</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 新たな感染症への対策</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u></p> <p>(8) (略)</p>			<p>第4節 本県の特質と既往の災害</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 社会的要因とその変化</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 新たな感染症への対策</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>(8) (略)</p>			時点																																					

現 行	修 正 案	備 考																																																	
<p>6 既往の主な雪害とその被害 県内に特に大きな被害をもたらした豪雪・大雪として、「38豪雪」、「52豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」、「61豪雪」、「平成13年大雪」、「平成18年豪雪」、「平成30年大雪」、「令和5年大雪」、「令和5年12月大雪」がある。 (1)～(10) (略) <u>(新設)</u></p>	<p>6 既往の主な雪害とその被害 県内に特に大きな被害をもたらした豪雪・大雪として、「38豪雪」、「52豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」、「61豪雪」、「平成13年大雪」、「平成18年豪雪」、「平成30年大雪」、「令和5年大雪」、「令和5年12月大雪」、「令和7年大雪」がある。 (1)～(10) (略) <u>(11) 令和7年大雪 (令和7年2月：2025年)</u> <u>ア 気象の状況</u> <u>2月4日から8日にかけて、日本付近は強い冬型の気圧配置となり、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下36度以下の強い寒気が流れ込み、石川県では大気の状態が不安定となった。このため、4日に加賀の市町に大雪警報を発表した。また、7日には日本海の気圧の谷が夕方以降に県内を通過したため、「顕著な大雪に関する石川県気象情報」を発表するなど、能登で局地的に降雪量が多くなり、能登南部の市町に大雪警報を発表した。なお、この期間は、海上では非常に強い夜風が吹き、海は大しけとなった。この期間の最深積雪は、珠洲で48cm(8日)、輪島で32cm(7日)、七尾で48cm(8日)、金沢で42cm(8日)、白山河内で122cm(8日)及び加賀中津原で87cm(8日)を観測した。</u> <u>2月20日から24日にかけて、日本付近は冬型の気圧配置が続き、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下33度以下の強い寒気が流れ込み、石川県では大気の状態が非常に不安定となった。このため、能登を中心に一時的に降雪量が多くなり、21日08時37分と22日05時34分に「顕著な大雪に関する石川県気象情報」を発表するなど、21日と22日に能登の市町に大雪警報を発表した。この期間の最深積雪は、珠洲で24cm(22日)、輪島で32cm(22日)、七尾で16cm(23日)、金沢で30cm(24日)、白山河内で128cm(23日)及び加賀中津原で69cm(24日)を観測した。</u> <u>イ 降積雪の状況【資料：金沢地方気象台調べ】</u></p> <table border="1" data-bbox="1088 1161 2036 1380"> <thead> <tr> <th>観測地点</th> <th>金沢</th> <th>輪島</th> <th>加賀中津原</th> <th>白山河内</th> <th>七尾</th> <th>珠洲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要素</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>降雪量の合計 (cm)</td> <td>133</td> <td>86</td> <td>193</td> <td>258</td> <td>135</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>日降雪量の最大 (cm)</td> <td>24</td> <td>28</td> <td>39</td> <td>64</td> <td>24</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>起 因 日</td> <td>2/7</td> <td>2/22</td> <td>2/4</td> <td>2/4</td> <td>2/7</td> <td>2/7</td> </tr> <tr> <td>最深積雪 (cm)</td> <td>42</td> <td>32</td> <td>87</td> <td>133</td> <td>48</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>起 因 日</td> <td>2/8</td> <td>2/22</td> <td>2/8</td> <td>2/9</td> <td>2/10</td> <td>2/8</td> </tr> </tbody> </table>	観測地点	金沢	輪島	加賀中津原	白山河内	七尾	珠洲	要素							降雪量の合計 (cm)	133	86	193	258	135	111	日降雪量の最大 (cm)	24	28	39	64	24	21	起 因 日	2/7	2/22	2/4	2/4	2/7	2/7	最深積雪 (cm)	42	32	87	133	48	48	起 因 日	2/8	2/22	2/8	2/9	2/10	2/8	
観測地点	金沢	輪島	加賀中津原	白山河内	七尾	珠洲																																													
要素																																																			
降雪量の合計 (cm)	133	86	193	258	135	111																																													
日降雪量の最大 (cm)	24	28	39	64	24	21																																													
起 因 日	2/7	2/22	2/4	2/4	2/7	2/7																																													
最深積雪 (cm)	42	32	87	133	48	48																																													
起 因 日	2/8	2/22	2/8	2/9	2/10	2/8																																													

現 行	修 正 案	備 考																											
<p>7 (略)</p> <p>8 既往の主な雪害と県、市町の対策組織</p> <table border="1" data-bbox="152 694 1003 853"> <thead> <tr> <th>災害発生年月日</th> <th>災害の種類</th> <th>県、市町設置の対策組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> </tbody> </table>	災害発生年月日	災害の種類	県、市町設置の対策組織	(略)	(略)	(略)	(新規)	(新規)	(新規)	<p>ウ 被害の状況【資料：危機対策課調べ】</p> <table border="1" data-bbox="1144 240 1368 376"> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>死者</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重傷者</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>的</td> <td>軽傷者</td> <td>16名</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 主な雪害対策の状況【資料：前同】</p> <p>対策組織</p> <p>県：災害対策本部（2/7～2/14、2/21～2/26）</p> <p>市町：災害対策本部（1市1町）</p> <p>宝達志水町（2/21）、輪島市（2/22）</p> <p>7 (略)</p> <p>8 既往の主な雪害と県、市町の対策組織</p> <table border="1" data-bbox="1137 671 1989 853"> <thead> <tr> <th>災害発生年月日</th> <th>災害の種類</th> <th>県、市町設置の対策組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月</td> <td>令和7年 大雪</td> <td>県：災害対策本部（期間：2月7日～2月14日、2月21日～2月26日） 市町：災害対策本部 輪島市、宝達志水町</td> </tr> </tbody> </table>	人	死者	1名		重傷者	3名	的	軽傷者	16名	災害発生年月日	災害の種類	県、市町設置の対策組織	(略)	(略)	(略)	令和7年2月	令和7年 大雪	県：災害対策本部（期間：2月7日～2月14日、2月21日～2月26日） 市町：災害対策本部 輪島市、宝達志水町	<p>国修正</p> <p>国修正</p>
災害発生年月日	災害の種類	県、市町設置の対策組織																											
(略)	(略)	(略)																											
(新規)	(新規)	(新規)																											
人	死者	1名																											
	重傷者	3名																											
的	軽傷者	16名																											
災害発生年月日	災害の種類	県、市町設置の対策組織																											
(略)	(略)	(略)																											
令和7年2月	令和7年 大雪	県：災害対策本部（期間：2月7日～2月14日、2月21日～2月26日） 市町：災害対策本部 輪島市、宝達志水町																											

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～6（略） 7 災害教訓の伝承</p> <p>(1) 県及び市町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等を<u>適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>第2節～第3節（略）</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備 1（略） 2 防災ボランティアの環境整備</p> <p>防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</p> <p>ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局） イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務（健康福祉部局） ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局） <u>エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等）</u> <u>オ 通訳業務（観光部局）</u> <u>カ その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等）</u> <u>キ その他の業務（県民文化部局等）</u></p> <p>第5節 防災訓練の充実</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識の普及 1～6（略） 7 災害教訓の伝承</p> <p>(1) 県及び市町は、<u>令和6年能登半島地震</u>など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>(2)（略）</p> <p>第2節～第3節（略）</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備 1（略） 2 防災ボランティアの環境整備</p> <p>防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。</p> <p>ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局） イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務（健康福祉部局） ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局） <u>エ 通訳業務（観光部局）</u> <u>オ その他専門的な技術、知識を要する業務（生活環境部局等）</u> <u>カ その他の業務（生活環境部局等）</u></p> <p>第5節 防災訓練の充実</p>	<p>国修正</p> <p>健福</p> <p>健福</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町、防災関係機関及び事業所等は、雪害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。</p> <p>なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域防災計画に基づく防災活動要領(マニュアル)等の整備</p> <p>県の各部署局長等は、地域防災計画の内容に基づき、雪害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、雪害発生時の職員の配備計画、連絡体制(動員伝達システム)、担当業務及び参集場所(登庁不能時を含む。)を盛り込んだ防災活動要領(マニュアル)の整備を行う。</p> <p>なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年度検討を加え、必要がある場合は直ちに修正し、4月末までに危機管理監に報告する。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 受援計画の策定等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など</u>、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たって</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練計画</p> <p>県、市町、防災関係機関及び事業所等は、雪害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。</p> <p>また、<u>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域防災計画に基づく防災活動要領(マニュアル)等の整備</p> <p>県の各部署局長等は、地域防災計画の内容に基づき、雪害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、雪害発生時の職員の配備計画、連絡体制(動員伝達システム)、担当業務及び参集場所(登庁不能時を含む。)を盛り込んだ防災活動要領(マニュアル)の整備を行う。</p> <p>なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年度検討を加え、必要がある場合は直ちに修正し、4月末までに危機管理部長に報告する。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 受援計画の策定等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、<u>感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など</u>、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、<u>応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底す</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>は、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>ウ（略） （８）～（１５）（略） ３～５（略）</p> <p>第７節（略）</p> <p>第８節 通信及び放送施設災害予防 １（略） ２ 通信用施設設備の整備 （１）県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する雪害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。 （２）市町の整備 市町は、住民等に対する雪害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（JALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 （３）～（５）（略） ３ 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。 また各機関が横断的に共有すべき防災情報を<u>S I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク）</u>に集約できるよう努める。 石川県総合防災情報システム</p>	<p>る。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、<u>応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>ウ（略） （８）～（１５）（略） ３～５（略）</p> <p>第７節（略）</p> <p>第８節 通信及び放送施設災害予防 １（略） ２ 通信用施設設備の整備 （１）県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する雪害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全モバイルシステム</u>、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。 （２）市町の整備 市町は、住民等に対する雪害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（JALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>公共安全モバイルシステム</u>、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 （３）～（５）（略） ３ 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。 また各機関が横断的に共有すべき防災情報を<u>総合防災情報システム（SOBO-WE B）</u>に集約できるよう努める。 石川県総合防災情報システム</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<div data-bbox="125 193 1032 336" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (略) ・河川情報システム (略) </div> <p>4～6 (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 消防力の充実、強化</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 消防力の強化</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 消防団の活性化</p> <p>市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の<u>大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。</u></p> <p>また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7～10 (略)</p> <p>第11節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町は、雪害による建物倒壊及び出火、延焼等の災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所及び避難路をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</u></p> <p>また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備</p>	<div data-bbox="1106 193 2016 336" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (略) ・河川総合情報システム (略) </div> <p>4～6 (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 消防力の充実、強化</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 消防力の強化</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 消防団の活性化</p> <p>市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る。</u></p> <p>また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7～10 (略)</p> <p>第11節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町は、雪害による建物倒壊及び出火、延焼等の災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所及び避難路をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。</u></p>	

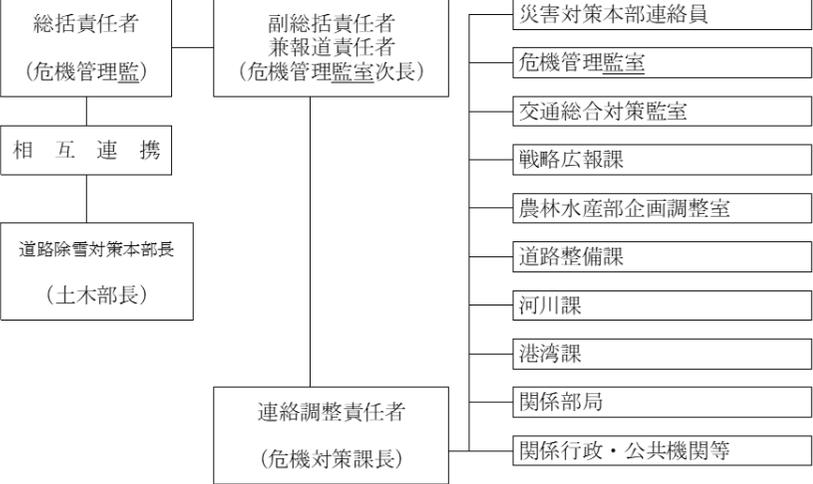
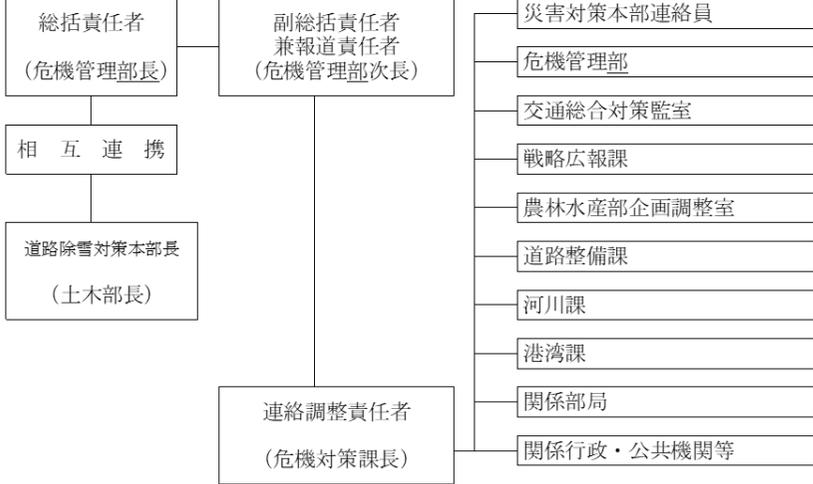
現 行	修 正 案	備 考
<p>のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。</p> <p>さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) 指定避難所</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>ク～セ (略)</p> <p>ソ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。</p> <p>(新設)</p>	<p>また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。</p> <p>さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等</p> <p>(1) 指定避難所</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 生活必需品等の供給</p> <p>避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>また、避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</p> <p>ク～セ (略)</p> <p>ソ 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。</p> <p>タ 市町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じ</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2 (略)) 3～7 (略)</p> <p>8 情報連絡体制の整備 保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、管内の市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p> <p>第12節 要配慮者対策 1 基本方針 災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、雪害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。 このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災</p>	<p><u>て実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>チ 市町村（都道府県）は、<u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>ツ 県及び市町は、<u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>(2) (略) 3～7 (略)</p> <p>8 情報連絡体制の整備 保健所等は、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、管内の市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p> <p>第12節 要配慮者対策 1 基本方針 災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、<u>食物アレルギーのある人</u>、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、雪害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。 このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>組織等の協力を得ながら、雪害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。 2～5（略）</p> <p>第13節 緊急輸送体制の整備 1～4（略） 5 民間事業者等の活用 （1）～（2）（略） （3）<u>県及び市町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</u></p> <p>第14節 医療体制の整備 1（略） 2 医療救護体制の整備 （1）県 ア～カ（略） <u>（新設）</u></p> <p><u>キ～サ</u>（略） （2）～（7）（略） 3～5（略）</p> <p>第15節（略）</p> <p>第16節 心のケア体制の整備 1（略） 2 心のケア実施体制の整備 （1）（略） （2）市町 ア 市町は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ避難所</p>	<p>組織等の協力を得ながら、雪害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。 2～5（略）</p> <p>第13節 緊急輸送体制の整備 1～4（略） 5 民間事業者等の活用 （1）～（2）（略） （3）<u>県及び市町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。</u></p> <p>第14節 医療体制の整備 1（略） 2 医療救護体制の整備 （1）県 ア～カ（略） <u>キ 県は、保健医療福祉調整本部及び、地域保健医療福祉調整本部の運営支援のため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）のほか、都道府県やその他の保健医療福祉活動に係る関係機関のチームの受け入れ体制を整備しておく。</u></p> <p><u>ク～シ</u>（略） （2）～（7）（略） 3～5（略）</p> <p>第15節（略）</p> <p>第16節 心のケア体制の整備 1（略） 2 心のケア実施体制の整備 （1）（略） （2）市町 ア 市町は、避難所におけるDPA T等が活動する救護所の設置について、あ</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>管理者と協議しておく。 イ（略） 3～4（略）</p> <p>第17節 食料及び生活必需品等の確保 1 基本方針 雪害時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶等により、流通機能は一時的あるいは長期間にわたり麻痺状態になることが予想され、この場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</p> <p>2～10（略）</p> <p>第18節～第24節（略）</p>	<p>あらかじめ<u>施設</u>管理者と協議しておく。 イ（略） 3～4（略）</p> <p>第17節 食料及び生活必需品等の確保 1 基本方針 雪害時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶等により、流通機能は一時的あるいは長期間にわたり麻痺状態になることが予想され、この場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、<u>交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。</u>なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</p> <p>2～10（略）</p> <p>第18節～第24節（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考																														
<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立 配備体制及びその基準等 (1) 災害対策本部の設置等に係る配備体制は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="192 499 1021 1457"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>基準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)</td> <td>県下に大雪注意報が発表されたとき。</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制 (雪害対策本部の設置に備える体制)</td> <td>県下に大雪警報が発表されたとき。</td> <td>・危機管理監室担当職員 ・新幹線・交通対策監室戦略広報課 農林水産部企画調整室道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等</td> </tr> <tr> <td>雪害対策本部体制 (災害対策本部に準ずる体制)</td> <td>・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。</td> <td>・危機管理監室全職員 ・新幹線・交通対策監室戦略広報課 農林水産部企画調整室道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。</td> <td>・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	基準	動員対象職員	注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に大雪注意報が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員	警戒配備体制 (雪害対策本部の設置に備える体制)	県下に大雪警報が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・新幹線・交通対策監室戦略広報課 農林水産部企画調整室道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等	雪害対策本部体制 (災害対策本部に準ずる体制)	・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理監室全職員 ・新幹線・交通対策監室戦略広報課 農林水産部企画調整室道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制)	災害対策本部体制	・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立 配備体制及びその基準等 (1) 災害対策本部の設置等に係る配備体制は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1128 488 1984 1474"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>基準</th> <th>動員対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)</td> <td>県下に大雪注意報が発表されたとき。</td> <td>・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員</td> </tr> <tr> <td>警戒配備体制 (雪害対策本部の設置に備える体制)</td> <td>県下に大雪警報が発表されたとき。</td> <td>・危機管理部担当職員 ・新幹線・交通対策監室戦略広報課 農林水産部企画調整室道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等</td> </tr> <tr> <td>雪害対策本部体制 (災害対策本部に準ずる体制)</td> <td>・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。</td> <td>・危機管理部全職員 ・新幹線・交通対策監室戦略広報課 農林水産部企画調整室道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。</td> <td>・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	基準	動員対象職員	注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に大雪注意報が発表されたとき。	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員	警戒配備体制 (雪害対策本部の設置に備える体制)	県下に大雪警報が発表されたとき。	・危機管理部担当職員 ・新幹線・交通対策監室戦略広報課 農林水産部企画調整室道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等	雪害対策本部体制 (災害対策本部に準ずる体制)	・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理部全職員 ・新幹線・交通対策監室戦略広報課 農林水産部企画調整室道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制)	災害対策本部体制	・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。	
配備体制	基準	動員対象職員																														
注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に大雪注意報が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員																														
警戒配備体制 (雪害対策本部の設置に備える体制)	県下に大雪警報が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・新幹線・交通対策監室戦略広報課 農林水産部企画調整室道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等																														
雪害対策本部体制 (災害対策本部に準ずる体制)	・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理監室全職員 ・新幹線・交通対策監室戦略広報課 農林水産部企画調整室道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制)																														
災害対策本部体制	・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。																														
配備体制	基準	動員対象職員																														
注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に大雪注意報が発表されたとき。	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員																														
警戒配備体制 (雪害対策本部の設置に備える体制)	県下に大雪警報が発表されたとき。	・危機管理部担当職員 ・新幹線・交通対策監室戦略広報課 農林水産部企画調整室道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等																														
雪害対策本部体制 (災害対策本部に準ずる体制)	・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理部全職員 ・新幹線・交通対策監室戦略広報課 農林水産部企画調整室道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制)																														
災害対策本部体制	・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・原則として全職員。ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。																														

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 通報連絡体制及び県職員の動員</p> <p>(1) 通報連絡体制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 毎年度、新たに策定(変更を含む。)した職員の配備計画及び動員伝達システムを毎年度4月末までに危機管理監に報告する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員の動員</p> <p>ア 注意配備体制の場合</p> <p>2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制になったときは、危機管理監室担当職員及び各部局の配備計画による職員は、速やかに登庁する。</p> <p>イ 警戒配備体制及び雪害対策本部体制の場合</p> <p>2の「配備体制及びその基準等」による警戒配備体制又は雪害対策本部体制となったときは、危機管理監室職員及び動員対象課の配備計画による職員並びに災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)は、速やかに登庁する。</p> <p>ウ 警戒配備体制時における系統図</p>  <p>(略)</p> <p>4 雪害対策本部</p> <p>(1) (略)</p>	<p>3 通報連絡体制及び県職員の動員</p> <p>(1) 通報連絡体制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 毎年度、新たに策定(変更を含む。)した職員の配備計画及び動員伝達システムを毎年度4月末までに危機管理部長に報告する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員の動員</p> <p>ア 注意配備体制の場合</p> <p>2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制になったときは、危機管理部担当職員及び各部局の配備計画による職員は、速やかに登庁する。</p> <p>イ 警戒配備体制及び雪害対策本部体制の場合</p> <p>2の「配備体制及びその基準等」による警戒配備体制又は雪害対策本部体制となったときは、危機管理部職員及び動員対象課の配備計画による職員並びに災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)は、速やかに登庁する。</p> <p>ウ 警戒配備体制時における系統図</p>  <p>(略)</p> <p>4 雪害対策本部</p> <p>(1) (略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 雪害対策本部組織図</p> <p>雪害対策本部長 (道路雪害対策本部長) (知事)</p> <p>雪害対策副本部長 兼報道責任者 (危機管理監)</p> <p>災害対策本部連絡員</p> <p>危機管理班 班長 危機対策課長 班員 危機管理監室職員</p> <p>交通総合対策班 班長 交通政策課長 班員 交通総合対策監室職員</p> <p>戦略広報班 班長 戦略広報課長 班員 戦略広報課職員</p> <p>農林水産部企画調整班 班長 農林水産部企画調整室次長 班員 農林水産部企画調整室職員</p> <p>道路雪害対策本部 副本部長 (土木部長)</p> <p>道路整備班 班長 道路整備課長 班員 道路整備課職員</p> <p>河川班 班長 河川課長 班員 河川課職員</p> <p>港湾班 班長 港湾課長 班員 港湾課職員</p> <p>関係部局班 班長 関係部局課(室)長 班員 関係部局課(室)職員</p> <p>関係行政・公共機関班 班長 危機対策課長(兼) 班員 関係行政・公共機関等の職員</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 雪害対策本部組織図</p> <p>雪害対策本部長 (道路雪害対策本部長) (知事)</p> <p>雪害対策副本部長 兼報道責任者 (危機管理部長)</p> <p>災害対策本部連絡員</p> <p>危機管理班 班長 危機対策課長 班員 危機管理部職員</p> <p>交通総合対策班 班長 交通政策課長 班員 交通総合対策監室職員</p> <p>戦略広報班 班長 戦略広報課長 班員 戦略広報課職員</p> <p>農林水産部企画調整班 班長 農林水産部企画調整室次長 班員 農林水産部企画調整室職員</p> <p>道路雪害対策本部 副本部長 (土木部長)</p> <p>道路整備班 班長 道路整備課長 班員 道路整備課職員</p> <p>河川班 班長 河川課長 班員 河川課職員</p> <p>港湾班 班長 港湾課長 班員 港湾課職員</p> <p>関係部局班 班長 関係部局課(室)長 班員 関係部局課(室)職員</p> <p>関係行政・公共機関班 班長 危機対策課長(兼) 班員 関係行政・公共機関等の職員</p> <p>(略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考																		
<p>(3) 雪害対策本部の職名、担当職及び所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="143 236 1005 533"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>担 当 職</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雪害対策本部長</td> <td>知 事</td> <td>雪害対策本部を総括する。 災害対策本部員会議の事前招集。</td> </tr> <tr> <td>雪害対策副本部長兼報道責任者</td> <td>危機管理監</td> <td>雪害対策本部長を補佐するとともに、報道を行う。 また、雪害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (略)</p> <p>5 災害対策本部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 災害対策本部の組織、編成 ア～カ (略)</p>	職 名	担 当 職	所 掌 事 務	雪害対策本部長	知 事	雪害対策本部を総括する。 災害対策本部員会議の事前招集。	雪害対策副本部長兼報道責任者	危機管理監	雪害対策本部長を補佐するとともに、報道を行う。 また、雪害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。	<p>(3) 雪害対策本部の職名、担当職及び所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1133 236 1995 533"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>担 当 職</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雪害対策本部長</td> <td>知 事</td> <td>雪害対策本部を総括する。 災害対策本部員会議の事前招集。</td> </tr> <tr> <td>雪害対策副本部長兼報道責任者</td> <td>危機管理部長</td> <td>雪害対策本部長を補佐するとともに、報道を行う。 また、雪害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (略)</p> <p>5 災害対策本部</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 災害対策本部の組織、編成 ア～カ (略)</p>	職 名	担 当 職	所 掌 事 務	雪害対策本部長	知 事	雪害対策本部を総括する。 災害対策本部員会議の事前招集。	雪害対策副本部長兼報道責任者	危機管理部長	雪害対策本部長を補佐するとともに、報道を行う。 また、雪害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。	
職 名	担 当 職	所 掌 事 務																		
雪害対策本部長	知 事	雪害対策本部を総括する。 災害対策本部員会議の事前招集。																		
雪害対策副本部長兼報道責任者	危機管理監	雪害対策本部長を補佐するとともに、報道を行う。 また、雪害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。																		
職 名	担 当 職	所 掌 事 務																		
雪害対策本部長	知 事	雪害対策本部を総括する。 災害対策本部員会議の事前招集。																		
雪害対策副本部長兼報道責任者	危機管理部長	雪害対策本部長を補佐するとともに、報道を行う。 また、雪害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。																		

現 行		修 正 案		備 考	
キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。					
災 害 対 策 本 部 員	本部員会議	職 名	→	本部連絡員室	
	本 部 長	知 事		室長 危機対策課長	
	副 本 部 長	副 知 事		副室長 消防保安課長	
	副 本 部 長	副 知 事			
	危機管理部	危機管理監		本部連絡員 (各企画調整室次長等)	危機対策課課長補佐
	総 務 部	総 務 部 長			財政課課長補佐
	能登半島 地震復旧・ 復興推進部	能登半島地震 復旧・復興 推進部長			創造的復興推進課課参事
	災害資料部	企画振興部長			企画振興部企画調整室次長
	文化観光 スポーツ部	文化観光 スポーツ部長			文化観光スポーツ部 企画調整室次長
	健康福祉部	健康福祉部長			健康福祉部企画調整室次長
	生活環境部	生活環境部長			生活環境部企画調整室次長
	商工労働部	商工労働部長			商工労働部企画調整室次長
	農林水産部	農林水産部長			農林水産部企画調整室次長
	競馬事業部	競馬事業局長			競馬総務課課長補佐
土 木 部	土 木 部 長		土木部企画調整室次長		
災害経理部	出 納 室 長		出納室課長補佐		
教 育 部	教 育 長		教育委員会企画調整室次長		
警 察 部	警 察 本 部 長		警察本部警備課課長補佐		
現地災害対策本部					
(8) (略)					
キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。					
災 害 対 策 本 部 員	本部員会議	職 名	→	本部連絡員室	
	本 部 長	知 事		室長 危機対策課長	
	副 本 部 長	副 知 事		副室長 消防保安課長	
	副 本 部 長	副 知 事			
	危機管理部	危機管理部長		本部連絡員 (各企画調整室次長等)	危機管理部企画調整室次長
	総 務 部	総 務 部 長			財政課課長補佐
	能登半島 地震復旧・ 復興推進部	能登半島地震 復旧・復興 推進部長			創造的復興推進課課参事
	災害資料部	企画振興部長			企画振興部企画調整室次長
	文化観光 スポーツ部	文化観光 スポーツ部長			文化観光スポーツ部 企画調整室次長
	健康福祉部	健康福祉部長			健康福祉部企画調整室次長
	生活環境部	生活環境部長			生活環境部企画調整室次長
	商工労働部	商工労働部長			商工労働部企画調整室次長
	農林水産部	農林水産部長			農林水産部企画調整室次長
	競馬事業部	競馬事業局長			競馬総務課課長補佐
土 木 部	土 木 部 長		土木部企画調整室次長		
災害経理部	出 納 室 長		出納室課長補佐		
教 育 部	教 育 長		教育委員会企画調整室次長		
警 察 部	警 察 本 部 長		警察本部警備課課長補佐		
現地災害対策本部					
(8) (略)					

現 行	修 正 案	備 考																																																																														
<p>6 現地災害対策本部 (1)～(7) (略) (8) 現地災害対策本部の編成は、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">災害対策本部</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">現 地 災 害 対 策 本 部 員</td> <td>現地本部員会議</td> <td>職 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>現 地 本 部 長</td> <td>副 知 事 <small>(知事の職務代理 順序による)</small></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>現 地 副 本 部 長</td> <td>本部長が指名する者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">現 地 本 部 員</td> <td>危機管理監室</td> <td>危機管理監室次長</td> <td>危機管理・ 総務班</td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">班 長 (出先機 関の長)</td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">班 員</td> </tr> <tr> <td>総 務 部</td> <td>総 務 部次長</td> <td>健康福祉班</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部次長</td> <td>農林水産班</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>農林水産部次長</td> <td>家畜衛生班</td> </tr> <tr> <td>土 木 部</td> <td>土 木 部次長</td> <td>土 木 班</td> </tr> <tr> <td>警 察 部</td> <td>警察本部(次長相当職)</td> <td>災害警備班</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> </div> <p>(注) 1. 現地本部長となる副本部長については、本部長が必要と認める場合は、この表にかかわらず本部長が指名する者をもって充てる。 また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理部及び担当部（警察本部を除く）の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>2. 必要のある都度、協力班等の班を設置する。</p> <p>(9) (略) 7～9 (略)</p> <p>9 受援体制の確立 県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。</p> <p>(1) 知事の応援要請 ア 指定行政機関等に対する応援要請 県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。</p>	現 地 災 害 対 策 本 部 員	現地本部員会議	職 名				現 地 本 部 長	副 知 事 <small>(知事の職務代理 順序による)</small>				現 地 副 本 部 長	本部長が指名する者				現 地 本 部 員	危機管理監室	危機管理監室次長	危機管理・ 総務班	班 長 (出先機 関の長)	班 員	総 務 部	総 務 部次長	健康福祉班	健康福祉部	健康福祉部次長	農林水産班	農林水産部	農林水産部次長	家畜衛生班	土 木 部	土 木 部次長	土 木 班	警 察 部	警察本部(次長相当職)	災害警備班			<p>6 現地災害対策本部 (1)～(7) (略) (8) 現地災害対策本部の編成は、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">災害対策本部</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">現 地 災 害 対 策 本 部 員</td> <td>現地本部員会議</td> <td>職 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>現 地 本 部 長</td> <td>副 知 事 <small>(知事の職務代理 順序による)</small></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>現 地 副 本 部 長</td> <td>本部長が指名する者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">現 地 本 部 員</td> <td>危機管理部</td> <td>危機管理部次長</td> <td>危機管理班</td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">班 長 (出先機 関の長)</td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">班 員</td> </tr> <tr> <td>総 務 部</td> <td>総 務 部次長</td> <td>総 務 班</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部次長</td> <td>健康福祉班</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>農林水産部次長</td> <td>農林水産班 家畜衛生班</td> </tr> <tr> <td>土 木 部</td> <td>土 木 部次長</td> <td>土 木 班</td> </tr> <tr> <td>警 察 部</td> <td>警察本部(次長相当職)</td> <td>災害警備班</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> </div> <p>(注) 1. 現地本部長となる副本部長については、本部長が必要と認める場合は、この表にかかわらず本部長が指名する者をもって充てる。 また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理部及び担当部（警察本部を除く。）の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>2. 必要のある都度、協力班等の班を設置する。</p> <p>(9) (略) 7～9 (略)</p> <p>9 受援体制の確立 県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。</p> <p>(1) 知事の応援要請 ア 指定行政機関等に対する応援要請 県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。 上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。</p>	現 地 災 害 対 策 本 部 員	現地本部員会議	職 名				現 地 本 部 長	副 知 事 <small>(知事の職務代理 順序による)</small>				現 地 副 本 部 長	本部長が指名する者				現 地 本 部 員	危機管理部	危機管理部次長	危機管理班	班 長 (出先機 関の長)	班 員	総 務 部	総 務 部次長	総 務 班	健康福祉部	健康福祉部次長	健康福祉班	農林水産部	農林水産部次長	農林水産班 家畜衛生班	土 木 部	土 木 部次長	土 木 班	警 察 部	警察本部(次長相当職)	災害警備班			
現 地 災 害 対 策 本 部 員		現地本部員会議	職 名																																																																													
		現 地 本 部 長	副 知 事 <small>(知事の職務代理 順序による)</small>																																																																													
		現 地 副 本 部 長	本部長が指名する者																																																																													
		現 地 本 部 員	危機管理監室	危機管理監室次長	危機管理・ 総務班	班 長 (出先機 関の長)	班 員																																																																									
			総 務 部	総 務 部次長	健康福祉班																																																																											
			健康福祉部	健康福祉部次長	農林水産班																																																																											
	農林水産部		農林水産部次長	家畜衛生班																																																																												
土 木 部	土 木 部次長		土 木 班																																																																													
警 察 部	警察本部(次長相当職)	災害警備班																																																																														
現 地 災 害 対 策 本 部 員	現地本部員会議	職 名																																																																														
	現 地 本 部 長	副 知 事 <small>(知事の職務代理 順序による)</small>																																																																														
	現 地 副 本 部 長	本部長が指名する者																																																																														
	現 地 本 部 員	危機管理部	危機管理部次長	危機管理班	班 長 (出先機 関の長)	班 員																																																																										
		総 務 部	総 務 部次長	総 務 班																																																																												
		健康福祉部	健康福祉部次長	健康福祉班																																																																												
		農林水産部	農林水産部次長	農林水産班 家畜衛生班																																																																												
土 木 部		土 木 部次長	土 木 班																																																																													
警 察 部	警察本部(次長相当職)	災害警備班																																																																														

現 行	修 正 案	備 考																																			
<p>エ 災害時の医療救護に関する協定 <u>(本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">石川県</td> <td>H3.11.1</td> <td rowspan="2">076-239-3800</td> <td rowspan="2">076-239-3800</td> </tr> <tr> <td>(H29.6.30改正)</td> </tr> <tr> <td>(公社)石川県医師会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-231-6634</td> <td>076-223-1520</td> </tr> <tr> <td>(公社)石川県薬剤師会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-232-3573</td> <td>076-232-3973</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 災害時の歯科医療救護に関する協定 <u>(本章第11節「災害医療及び救急医療」参照)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川県</td> <td>(一社)石川県歯科医師会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-225-1433</td> <td>076-225-1434</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 災害時の医療救護等に関する協定 <u>(本章第11節「災害医療及び救急医療」及び第12章「健康管理活動」参照)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川県</td> <td>(公社)石川県栄養士会</td> <td>H29.6.30</td> <td>076-259-5061</td> <td>076-259-5062</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県	H3.11.1	076-239-3800	076-239-3800	(H29.6.30改正)	(公社)石川県医師会	H29.6.30	076-231-6634	076-223-1520	(公社)石川県薬剤師会	H29.6.30	076-232-3573	076-232-3973	協定者	協定締結日	TEL	FAX	川県	(一社)石川県歯科医師会	H29.6.30	076-225-1433	076-225-1434	協定者	協定締結日	TEL	FAX	川県	(公社)石川県栄養士会	H29.6.30	076-259-5061	076-259-5062	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>生活環境</p>
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																		
石川県	H3.11.1	076-239-3800	076-239-3800																																		
	(H29.6.30改正)																																				
	(公社)石川県医師会	H29.6.30	076-231-6634	076-223-1520																																	
	(公社)石川県薬剤師会	H29.6.30	076-232-3573	076-232-3973																																	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																		
川県	(一社)石川県歯科医師会	H29.6.30	076-225-1433	076-225-1434																																	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																		
川県	(公社)石川県栄養士会	H29.6.30	076-259-5061	076-259-5062																																	
	<p>⑥ 石川DMATの出勤に関する協定 <u>(本章第15節「災害医療及び救急医療」参照)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">石川県</td> <td>金沢大学附属病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢医科大学病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構金沢医療センター</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立能登総合病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>県立中央病院</td> <td>H22.4.1</td> </tr> <tr> <td>金沢赤十字病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>金沢市立病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>市立輪島病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>小松市民病院</td> <td>H25.3.1</td> </tr> <tr> <td>公立松任石川中央病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>公立羽咋病院</td> <td>H26.4.1</td> </tr> <tr> <td>珠洲市総合病院</td> <td>H26.7.1</td> </tr> <tr> <td>加賀市医療センター</td> <td>R4.6.1</td> </tr> </tbody> </table>	協定者	協定締結日	石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1	金沢医科大学病院	H22.4.1	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1	公立能登総合病院	H22.4.1	県立中央病院	H22.4.1	金沢赤十字病院	H25.3.1	金沢市立病院	H25.3.1	市立輪島病院	H25.3.1	小松市民病院	H25.3.1	公立松任石川中央病院	H26.4.1	公立羽咋病院	H26.4.1	珠洲市総合病院	H26.7.1	加賀市医療センター	R4.6.1							
協定者	協定締結日																																				
石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1																																			
	金沢医科大学病院	H22.4.1																																			
	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1																																			
	公立能登総合病院	H22.4.1																																			
	県立中央病院	H22.4.1																																			
	金沢赤十字病院	H25.3.1																																			
	金沢市立病院	H25.3.1																																			
	市立輪島病院	H25.3.1																																			
	小松市民病院	H25.3.1																																			
	公立松任石川中央病院	H26.4.1																																			
	公立羽咋病院	H26.4.1																																			
	珠洲市総合病院	H26.7.1																																			
	加賀市医療センター	R4.6.1																																			

現 行	修 正 案	備 考																				
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>ケ～ツ (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>テ～ト (略)</u></p>	<p><u>⑪ 災害時における支援活動に関する協定</u> (本章第15節「災害医療及び救急医療」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1095 252 2000 339"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県臨床衛生検査技師会</td> <td>R7.1.15</td> <td>076-210-3885</td> <td>076-213-5112</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>⑫～⑳ (略)</u></p> <p><u>㉑ 災害時における応急対策工事に関する基本協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1108 435 2013 507"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県交通安全施設業協会</td> <td>R6.11.28</td> <td>076-247-4422</td> <td>076-247-4507</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>㉒～㉔</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県臨床衛生検査技師会	R7.1.15	076-210-3885	076-213-5112	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県交通安全施設業協会	R6.11.28	076-247-4422	076-247-4507	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一社) 石川県臨床衛生検査技師会	R7.1.15	076-210-3885	076-213-5112																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一社) 石川県交通安全施設業協会	R6.11.28	076-247-4422	076-247-4507																		

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																																																																																							
(新設)	<p data-bbox="1099 177 1912 240">⑳ 生活必需品の確保に関する協定 (本章第22節「生活必需品の供給」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1182 277 1899 1394"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 277 1525 316">協 定 者</th> <th data-bbox="1525 277 1644 316">協定締結日</th> <th data-bbox="1644 277 1776 316">TEL</th> <th data-bbox="1776 277 1899 316">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="1182 316 1525 341">石川県</td><td data-bbox="1525 316 1644 341">(協)金沢問屋センター</td><td data-bbox="1644 316 1776 341">H14. 3. 19</td><td data-bbox="1776 316 1899 341">076-237-8585</td><td data-bbox="1899 316 2040 341">076-237-5240</td></tr> <tr><td></td><td>(一社)石川県食品協会</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-268-2400</td><td>076-268-6082</td></tr> <tr><td></td><td>㈱ジャコム石川</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-267-8621</td><td>076-267-8609</td></tr> <tr><td></td><td>マザー寝具リース㈱</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-231-2001</td><td>076-264-4688</td></tr> <tr><td></td><td>野々市農協</td><td>H14. 3. 20</td><td>076-246-1178</td><td>076-246-1152</td></tr> <tr><td></td><td>石川県パン(協)</td><td>H14. 3. 26</td><td>076-283-0267</td><td>076-283-6267</td></tr> <tr><td></td><td>石川県生活協同組合連合会</td><td>H14. 3. 27</td><td>076-259-5962</td><td>076-256-5963</td></tr> <tr><td></td><td>㈱マルエー</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-272-0152</td><td>076-273-3555</td></tr> <tr><td></td><td>㈱鍛冶商店</td><td>H14. 4. 1</td><td>076-288-3855</td><td>076-289-3093</td></tr> <tr><td></td><td>NPO法人コメリ災害対策センター</td><td>H14. 4. 5</td><td>025-371-4185</td><td>025-371-4151</td></tr> <tr><td></td><td>㈱どんたく</td><td>H14. 4. 5</td><td>0767-53-2727</td><td>0767-52-6254</td></tr> <tr><td></td><td>D C Mカーマ㈱</td><td>H14. 4. 5</td><td>0761-23-0520</td><td>0761-23-0525</td></tr> <tr><td></td><td>㈱大丸</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-82-1155</td><td>0768-82-6277</td></tr> <tr><td></td><td>㈱いろは</td><td>H14. 4. 10</td><td>0768-52-0033</td><td>0768-52-3166</td></tr> <tr><td></td><td>㈱ニュー三久</td><td>H14. 4. 18</td><td>076-232-1051</td><td>076-232-1056</td></tr> <tr><td></td><td>㈱スーパーしんや</td><td>H14. 5. 1</td><td>0768-74-0305</td><td>0768-74-0353</td></tr> <tr><td></td><td>㈱安達</td><td>H14. 5. 11</td><td>0767-22-1133</td><td>0767-22-7266</td></tr> <tr><td></td><td>㈱中島ストアー</td><td>H14. 5. 20</td><td>0767-53-0988</td><td>0767-53-0953</td></tr> <tr><td></td><td>ダイヤモンド商事㈱</td><td>H14. 5. 22</td><td>076-232-0341</td><td>076-232-0346</td></tr> <tr><td></td><td>㈱角田商店</td><td>H14. 5. 24</td><td>0768-62-0032</td><td>0768-62-3399</td></tr> <tr><td></td><td>アルビス㈱</td><td>H14. 7. 12</td><td>0766-56-7200</td><td>0766-56-7520</td></tr> <tr><td></td><td>㈱ファミリーマート</td><td>H19. 6. 25</td><td>03-6436-7622</td><td>03-3452-5213</td></tr> <tr><td></td><td>㈱ローソン</td><td>H19. 7. 24</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr> <tr><td></td><td>北陸コカ・コーラボトリング㈱</td><td>H19. 9. 12</td><td>076-277-1155</td><td>076-277-0990</td></tr> <tr><td></td><td>㈱平和堂</td><td>H20. 10. 1</td><td>0749-26-9610</td><td>0749-23-3118</td></tr> <tr><td></td><td>ユニー㈱</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-235-3511</td><td>076-235-3519</td></tr> <tr><td></td><td>㈱P L A N T</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-72-0300</td><td>0776-72-2652</td></tr> <tr><td></td><td>㈱クスリのアオキ</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-274-1111</td><td>076-274-6114</td></tr> <tr><td></td><td>㈱コメヤ薬局</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-273-9900</td><td>076-273-9902</td></tr> <tr><td></td><td>㈱マツモトキヨシ甲信越販売</td><td>H20. 10. 1</td><td>076-229-8490</td><td>076-229-8491</td></tr> <tr><td></td><td>ゲンキー㈱</td><td>H20. 10. 1</td><td>0776-67-5240</td><td>0776-67-5241</td></tr> <tr><td></td><td>イオンリテール㈱</td><td>H24. 3. 30</td><td>025-255-0065</td><td>025-248-1083</td></tr> <tr><td></td><td>マックスバリュ北陸㈱</td><td>H24. 3. 30</td><td>076-267-7810</td><td>076-266-2030</td></tr> <tr><td></td><td>㈱セブシ - イレブン・ジャパン</td><td>H25. 12. 5</td><td>03-6238-3672</td><td>03-5214-2330</td></tr> <tr><td></td><td>コストコホーセーレジヤン㈱</td><td>H28. 3. 25</td><td>076-275-8590</td><td>076-275-8580</td></tr> <tr><td></td><td>㈱ハローホルディングス</td><td>H28. 3. 25</td><td>0574-60-0861</td><td>0574-60-0689</td></tr> <tr><td></td><td>大塚製薬㈱名古屋支店金沢出張所</td><td>H28. 3. 25</td><td>080-2060-2461</td><td>076-263-0403</td></tr> <tr><td></td><td>レック㈱</td><td>R5. 10. 6</td><td>03-3527-2150</td><td>03-3527-2190</td></tr> <tr><td></td><td>㈱MonotaRO</td><td>R6. 10. 1</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	石川県	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240		(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082		㈱ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609		マザー寝具リース㈱	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688		野々市農協	H14. 3. 20	076-246-1178	076-246-1152		石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-283-0267	076-283-6267		石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963		㈱マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555		㈱鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093		NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151		㈱どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254		D C Mカーマ㈱	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525		㈱大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277		㈱いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166		㈱ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056		㈱スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353		㈱安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266		㈱中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953		ダイヤモンド商事㈱	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346		㈱角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399		アルビス㈱	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520		㈱ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7622	03-3452-5213		㈱ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944		北陸コカ・コーラボトリング㈱	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990		㈱平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118		ユニー㈱	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519		㈱P L A N T	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652		㈱クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114		㈱コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902		㈱マツモトキヨシ甲信越販売	H20. 10. 1	076-229-8490	076-229-8491		ゲンキー㈱	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241		イオンリテール㈱	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083		マックスバリュ北陸㈱	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030		㈱セブシ - イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3672	03-5214-2330		コストコホーセーレジヤン㈱	H28. 3. 25	076-275-8590	076-275-8580		㈱ハローホルディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689		大塚製薬㈱名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	080-2060-2461	076-263-0403		レック㈱	R5. 10. 6	03-3527-2150	03-3527-2190		㈱MonotaRO	R6. 10. 1	—	—	
協 定 者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																																																																																																						
石川県	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240																																																																																																																																																																																																					
	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082																																																																																																																																																																																																					
	㈱ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609																																																																																																																																																																																																					
	マザー寝具リース㈱	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688																																																																																																																																																																																																					
	野々市農協	H14. 3. 20	076-246-1178	076-246-1152																																																																																																																																																																																																					
	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-283-0267	076-283-6267																																																																																																																																																																																																					
	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963																																																																																																																																																																																																					
	㈱マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555																																																																																																																																																																																																					
	㈱鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093																																																																																																																																																																																																					
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151																																																																																																																																																																																																					
	㈱どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254																																																																																																																																																																																																					
	D C Mカーマ㈱	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525																																																																																																																																																																																																					
	㈱大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277																																																																																																																																																																																																					
	㈱いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166																																																																																																																																																																																																					
	㈱ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056																																																																																																																																																																																																					
	㈱スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353																																																																																																																																																																																																					
	㈱安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266																																																																																																																																																																																																					
	㈱中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953																																																																																																																																																																																																					
	ダイヤモンド商事㈱	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346																																																																																																																																																																																																					
	㈱角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399																																																																																																																																																																																																					
	アルビス㈱	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520																																																																																																																																																																																																					
	㈱ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7622	03-3452-5213																																																																																																																																																																																																					
	㈱ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																																																																																																																					
	北陸コカ・コーラボトリング㈱	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990																																																																																																																																																																																																					
	㈱平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118																																																																																																																																																																																																					
	ユニー㈱	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519																																																																																																																																																																																																					
	㈱P L A N T	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652																																																																																																																																																																																																					
	㈱クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114																																																																																																																																																																																																					
	㈱コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902																																																																																																																																																																																																					
	㈱マツモトキヨシ甲信越販売	H20. 10. 1	076-229-8490	076-229-8491																																																																																																																																																																																																					
	ゲンキー㈱	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241																																																																																																																																																																																																					
	イオンリテール㈱	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083																																																																																																																																																																																																					
	マックスバリュ北陸㈱	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030																																																																																																																																																																																																					
	㈱セブシ - イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3672	03-5214-2330																																																																																																																																																																																																					
	コストコホーセーレジヤン㈱	H28. 3. 25	076-275-8590	076-275-8580																																																																																																																																																																																																					
	㈱ハローホルディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689																																																																																																																																																																																																					
	大塚製薬㈱名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	080-2060-2461	076-263-0403																																																																																																																																																																																																					
	レック㈱	R5. 10. 6	03-3527-2150	03-3527-2190																																																																																																																																																																																																					
	㈱MonotaRO	R6. 10. 1	—	—																																																																																																																																																																																																					
ナ(略)	㉔(略)																																																																																																																																																																																																								

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																		
<p data-bbox="120 177 819 204"><u>ニ 災害時における緊急用LPガスの供給等に関する協定</u></p> <p data-bbox="398 213 898 240"><u>(本章第23節「生活必需品の供給」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="120 252 1025 325"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 (一社) 石川県エルピーガス協会</td> <td>H26.6.2</td> <td>076-254-0634</td> <td>076-254-0644</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="120 363 271 391"><u>ヌ～ハ (略)</u></p> <p data-bbox="120 400 197 427"><u>(新設)</u></p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	県 (一社) 石川県エルピーガス協会	H26.6.2	076-254-0634	076-254-0644	<p data-bbox="1093 177 1167 204"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="1093 363 1249 391"><u>㉗～㉛ (略)</u></p> <p data-bbox="1093 400 1720 427"><u>㉜ 石川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定</u></p> <p data-bbox="1406 437 1944 464"><u>(本章第24節「防疫、保健衛生活動」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="1178 480 1783 1465"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 社会福祉法人自生園</td> <td rowspan="32">R5.4.1</td> <td>0761-65-1800</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>長寿メディカル株式会社</td> <td>0761-22-0015</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人南陽園</td> <td>0761-74-6613</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人作見福祉会</td> <td>0761-73-1230</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人ミドリ保育園</td> <td>076-249-5524</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人湯寿会</td> <td>0761-58-6555</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>株式会社天正</td> <td>076-275-9771</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人福寿会</td> <td>076-276-3545</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団</td> <td>076-239-4177</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 医王山福祉会</td> <td>076-236-1044</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人かほく市社会福祉協議会</td> <td>076-285-8885</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 愛里巣福祉会</td> <td>076-248-5120</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>株式会社スタジオB'M</td> <td>025-260-1104</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人石川整形外科</td> <td>0761-46-1224</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団仁智会</td> <td>076-262-3300</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人吉竹福祉会</td> <td>0761-24-6763</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人松の実福祉会</td> <td>076-276-6452</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>株式会社ケア・サンエス</td> <td>076-237-7217</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団白山会</td> <td>076-276-2262</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 松原愛育会</td> <td>076-229-3800</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団博友会</td> <td>076-233-1811</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団田谷会</td> <td>0761-47-2900</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>金沢市役所</td> <td>076-220-2299</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>株式会社 豊心</td> <td>076-296-1777</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人千木福祉会</td> <td>076-253-1616</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人久楽会</td> <td>076-256-5117</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 長久福祉会</td> <td>0761-72-4545</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 うちなだの里</td> <td>076-286-6386</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>株式会社すずらん</td> <td>076-222-2275</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人眉丈会</td> <td>076-283-5688</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設</td> <td>076-253-5088</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人梅光会</td> <td>076-222-2405</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人コスモス加賀</td> <td>0761-75-3315</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人志賀町社会福祉協議会</td> <td>0767-32-1363</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 林鐘園</td> <td>076-262-3811</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人つくしの会</td> <td>076-288-0339</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人篤豊会</td> <td>0761-73-3317</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人鹿南福祉会</td> <td>0767-72-2600</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>金沢市立粟崎児童館</td> <td>076-237-3837</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 社会福祉法人自生園	R5.4.1	0761-65-1800	-	長寿メディカル株式会社	0761-22-0015	-	社会福祉法人南陽園	0761-74-6613	-	社会福祉法人作見福祉会	0761-73-1230	-	社会福祉法人ミドリ保育園	076-249-5524	-	社会福祉法人湯寿会	0761-58-6555	-	株式会社天正	076-275-9771	-	社会福祉法人福寿会	076-276-3545	-	一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団	076-239-4177	-	社会福祉法人 医王山福祉会	076-236-1044	-	社会福祉法人かほく市社会福祉協議会	076-285-8885	-	社会福祉法人 愛里巣福祉会	076-248-5120	-	株式会社スタジオB'M	025-260-1104	-	社会福祉法人石川整形外科	0761-46-1224	-	医療法人社団仁智会	076-262-3300	-	社会福祉法人吉竹福祉会	0761-24-6763	-	社会福祉法人松の実福祉会	076-276-6452	-	株式会社ケア・サンエス	076-237-7217	-	医療法人社団白山会	076-276-2262	-	社会福祉法人 松原愛育会	076-229-3800	-	医療法人社団博友会	076-233-1811	-	医療法人社団田谷会	0761-47-2900	-	金沢市役所	076-220-2299	-	株式会社 豊心	076-296-1777	-	社会福祉法人千木福祉会	076-253-1616	-	社会福祉法人久楽会	076-256-5117	-	社会福祉法人 長久福祉会	0761-72-4545	-	社会福祉法人 うちなだの里	076-286-6386	-	株式会社すずらん	076-222-2275	-	社会福祉法人眉丈会	076-283-5688	-	地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設	076-253-5088	-	社会福祉法人梅光会	076-222-2405	-	特定非営利活動法人コスモス加賀	0761-75-3315	-	社会福祉法人志賀町社会福祉協議会	0767-32-1363	-	社会福祉法人 林鐘園	076-262-3811	-	社会福祉法人つくしの会	076-288-0339	-	社会福祉法人篤豊会	0761-73-3317	-	社会福祉法人鹿南福祉会	0767-72-2600	-	金沢市立粟崎児童館	076-237-3837	-	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																																	
県 (一社) 石川県エルピーガス協会	H26.6.2	076-254-0634	076-254-0644																																																																																																																																	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																																																																																																	
石川県 社会福祉法人自生園	R5.4.1	0761-65-1800	-																																																																																																																																	
長寿メディカル株式会社		0761-22-0015	-																																																																																																																																	
社会福祉法人南陽園		0761-74-6613	-																																																																																																																																	
社会福祉法人作見福祉会		0761-73-1230	-																																																																																																																																	
社会福祉法人ミドリ保育園		076-249-5524	-																																																																																																																																	
社会福祉法人湯寿会		0761-58-6555	-																																																																																																																																	
株式会社天正		076-275-9771	-																																																																																																																																	
社会福祉法人福寿会		076-276-3545	-																																																																																																																																	
一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団		076-239-4177	-																																																																																																																																	
社会福祉法人 医王山福祉会		076-236-1044	-																																																																																																																																	
社会福祉法人かほく市社会福祉協議会		076-285-8885	-																																																																																																																																	
社会福祉法人 愛里巣福祉会		076-248-5120	-																																																																																																																																	
株式会社スタジオB'M		025-260-1104	-																																																																																																																																	
社会福祉法人石川整形外科		0761-46-1224	-																																																																																																																																	
医療法人社団仁智会		076-262-3300	-																																																																																																																																	
社会福祉法人吉竹福祉会		0761-24-6763	-																																																																																																																																	
社会福祉法人松の実福祉会		076-276-6452	-																																																																																																																																	
株式会社ケア・サンエス		076-237-7217	-																																																																																																																																	
医療法人社団白山会		076-276-2262	-																																																																																																																																	
社会福祉法人 松原愛育会		076-229-3800	-																																																																																																																																	
医療法人社団博友会		076-233-1811	-																																																																																																																																	
医療法人社団田谷会		0761-47-2900	-																																																																																																																																	
金沢市役所		076-220-2299	-																																																																																																																																	
株式会社 豊心		076-296-1777	-																																																																																																																																	
社会福祉法人千木福祉会		076-253-1616	-																																																																																																																																	
社会福祉法人久楽会		076-256-5117	-																																																																																																																																	
社会福祉法人 長久福祉会		0761-72-4545	-																																																																																																																																	
社会福祉法人 うちなだの里		076-286-6386	-																																																																																																																																	
株式会社すずらん		076-222-2275	-																																																																																																																																	
社会福祉法人眉丈会		076-283-5688	-																																																																																																																																	
地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設		076-253-5088	-																																																																																																																																	
社会福祉法人梅光会		076-222-2405	-																																																																																																																																	
特定非営利活動法人コスモス加賀	0761-75-3315	-																																																																																																																																		
社会福祉法人志賀町社会福祉協議会	0767-32-1363	-																																																																																																																																		
社会福祉法人 林鐘園	076-262-3811	-																																																																																																																																		
社会福祉法人つくしの会	076-288-0339	-																																																																																																																																		
社会福祉法人篤豊会	0761-73-3317	-																																																																																																																																		
社会福祉法人鹿南福祉会	0767-72-2600	-																																																																																																																																		
金沢市立粟崎児童館	076-237-3837	-																																																																																																																																		

現 行	修 正 案	備 考																																																																																				
<p>ヒ～フ (略)</p> <p>ヘ 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)</p> <table border="1" data-bbox="109 280 1014 349"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td> <td>H28. 10. 5</td> <td>076-233-3950</td> <td>076-264-8043</td> </tr> </tbody> </table> <p>ホ (略)</p> <p>マ 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)</p> <table border="1" data-bbox="129 478 1034 560"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-225-1365</td> <td>076-225-1363</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>ミ 大規模災害時における相互連携に関する協定 (本章第 28 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="109 860 1014 967"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>北陸電力 (株)</td> <td>R4. 2. 28</td> <td>076-233-8877</td> <td>076-233-8755</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電 (株)</td> <td>R4. 2. 28</td> <td>076-202-6983</td> <td>076-233-8892</td> </tr> </tbody> </table> <p>ム 大規模災害時における相互連携に関する協定 (本章第 28 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="129 1083 1034 1155"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>西日本電信電話 (株)</td> <td>R5. 2. 10</td> <td>076-282-9847</td> <td>076-253-3464</td> </tr> </tbody> </table> <p>メ (略)</p> <p>(新設)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-233-3950	076-264-8043	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	北陸電力 (株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755	北陸電力送配電 (株)	R4. 2. 28	076-202-6983	076-233-8892	協定者		協定締結日	TEL	FAX	県	西日本電信電話 (株)	R5. 2. 10	076-282-9847	076-253-3464	<p>③②～③③ (略)</p> <p>③④ 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 25 節「ボランティア活動の支援」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1099 280 2004 349"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td> <td>H28. 10. 5</td> <td>0761-74-8188</td> <td>0761-74-6366</td> </tr> </tbody> </table> <p>③⑤ (略)</p> <p>③⑥ 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 25 節「ボランティア活動の支援」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1099 472 2004 553"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-265-5505</td> <td>076-263-3705</td> </tr> </tbody> </table> <p>③⑦ 災害時における廃棄物の処理に関する協定 (本章第 26 節「雪、し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1122 676 2027 745"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県産業資源循環協会</td> <td>H17. 3. 23</td> <td>076-224-9101</td> <td>076-224-9102</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>③⑧ (略)</p> <p>③⑨ 災害時における給排水設備等の応急対策の協力に関する協定 (本章第 28 節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1122 1299 2027 1367"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) METT</td> <td>R6. 9. 4</td> <td>076-268-6317</td> <td>076-268-7784</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	0761-74-8188	0761-74-6366	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17. 3. 23	076-224-9101	076-224-9102	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) METT	R6. 9. 4	076-268-6317	076-268-7784	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																		
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-233-3950	076-264-8043																																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																		
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363																																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																		
石川県	北陸電力 (株)	R4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755																																																																																		
	北陸電力送配電 (株)	R4. 2. 28	076-202-6983	076-233-8892																																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																		
県	西日本電信電話 (株)	R5. 2. 10	076-282-9847	076-253-3464																																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																		
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	0761-74-8188	0761-74-6366																																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																		
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705																																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																		
石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17. 3. 23	076-224-9101	076-224-9102																																																																																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																		
石川県	(一社) METT	R6. 9. 4	076-268-6317	076-268-7784																																																																																		

現 行	修 正 案	備 考																														
<p>(新設)</p> <p>モ～ヨ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ラ～リ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ル (略)</p> <p>(7) 職員の派遣の要請等</p> <p>ア 職員の派遣の要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に、市町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>また、知事及び市町長は、必要に応じ、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。なお、要請に当たっては、知事又は市町長は次の事項を明らかにする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>11～12 (略)</p> <p>第2節 事前措置及び応急措置</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>④⑩ 災害時における復旧支援協力に関する協定 (本章第28節「ライフライン施設の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1099 264 2024 351"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 日本下水道管路管理業協会</td> <td>H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)</td> <td>076-242-3773</td> <td>076-243-4421</td> </tr> </tbody> </table> <p>④⑪～④⑬ (略)</p> <p>④⑭ 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する基本協定 (本章第27節「住宅の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1111 480 2018 549"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(独) 住宅金融支援機構(北陸支店)</td> <td>H27. 4. 1</td> <td>076-233-4254</td> <td>076-232-1898</td> </tr> </tbody> </table> <p>④⑮～④⑰ (略)</p> <p>④⑱ 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定 (本章第29節「輸送手段の確保」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1113 708 2020 794"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク</td> <td>R6. 8. 22</td> <td>03-3212-1111</td> <td>03-3212-1112</td> </tr> </tbody> </table> <p>④⑲ (略)</p> <p>(7) 職員の派遣の要請等</p> <p>ア 職員の派遣の要請</p> <p>災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に、市町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>また、知事及び市町長は、必要に応じ、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。</p> <p>特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。なお、要請に当たっては、知事又は市町長は次の事項を明らかにする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>11～12 (略)</p> <p>第2節 事前措置及び応急措置</p> <p>1～2 (略)</p>	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)	076-242-3773	076-243-4421	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(独) 住宅金融支援機構(北陸支店)	H27. 4. 1	076-233-4254	076-232-1898	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6. 8. 22	03-3212-1111	03-3212-1112	
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)	076-242-3773	076-243-4421																												
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(独) 住宅金融支援機構(北陸支店)	H27. 4. 1	076-233-4254	076-232-1898																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6. 8. 22	03-3212-1111	03-3212-1112																												

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 知事の応急措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 従事命令等（災害対策基本法第71条）</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 従事命令等の執行</p> <p>県における強制従事の執行については、災害救助法による救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他の災害応急措置のための従事命令及び協力命令は、<u>環境安全部消防防災課</u>が担当する。</p> <p>カ～ク（略）</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>第3節～第5節（略）</p> <p>第6節 雪害情報の収集・伝達</p> <p>1（略）</p> <p>2 情報収集体制及び伝達システムの確立</p> <p>(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達</p> <p>ア 県</p> <p>県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、次の被害規模の雪害については、消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等</p> <p>ア 県等</p> <p>(ア) 県（本庁）・県教育委員会</p> <p>a～c（略）</p> <p>d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、<u>消防救急無線等</u>を利用し、情報を収集する。</p>	<p>3 知事の応急措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 従事命令等（災害対策基本法第71条）</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 従事命令等の執行</p> <p>県における強制従事の執行については、災害救助法による救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他の災害応急措置のための従事命令及び協力命令は、<u>危機管理部</u>が担当する。</p> <p>カ～ク（略）</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>第3節～第5節（略）</p> <p>第6節 雪害情報の収集・伝達</p> <p>1（略）</p> <p>2 情報収集体制及び伝達システムの確立</p> <p>(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達</p> <p>ア 県</p> <p>県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機、<u>高所監視カメラ等</u>の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、次の被害規模の雪害については、消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等</p> <p>ア 県等</p> <p>(ア) 県（本庁）・県教育委員会</p> <p>a～c（略）</p> <p>d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、<u>消防等の実動機関とも連携し</u>、情報を収集する。</p>	

現 行	修 正 案	備 考																																										
<p>また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。</p> <p>e (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担</p> <table border="1" data-bbox="129 564 1032 751"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理監室</td> <td>・人的被害、住家等一般被害 ・被害状況、応急対策状況の総括 ・他の部に属しない関係の被害</td> <td>危機対策課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>第7節 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常通信</p> <p>ア 専用通信施設の利用</p> <p>(略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名</p> <table border="1" data-bbox="120 1174 1023 1370"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>連絡担当者</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>危機管理監室 危機対策課 防災システムグループ</td> <td>〒920-8580 金沢市鞍月1-1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	部	調査事項	主管課	危機管理監室	・人的被害、住家等一般被害 ・被害状況、応急対策状況の総括 ・他の部に属しない関係の被害	危機対策課	(略)	(略)	(略)	所属	連絡担当者	所在地	(略)	(略)	(略)	石川県	危機管理監室 危機対策課 防災システムグループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1	(略)	(略)	(略)	<p>また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。</p> <p>e (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担</p> <table border="1" data-bbox="1115 564 2018 751"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理部</td> <td>・人的被害、住家等一般被害 ・被害状況、応急対策状況の総括 ・他の部に属しない関係の被害</td> <td>危機対策課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>第7節 通信手段の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信手段の利用方法等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常通信</p> <p>ア 専用通信施設の利用</p> <p>(略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名</p> <table border="1" data-bbox="1128 1174 2031 1370"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>連絡担当者</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>危機管理部 危機対策課 防災システムグループ</td> <td>〒920-8580 金沢市鞍月1-1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	部	調査事項	主管課	危機管理部	・人的被害、住家等一般被害 ・被害状況、応急対策状況の総括 ・他の部に属しない関係の被害	危機対策課	(略)	(略)	(略)	所属	連絡担当者	所在地	(略)	(略)	(略)	石川県	危機管理部 危機対策課 防災システムグループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1	(略)	(略)	(略)	<p>委員</p> <p>委員</p>
部	調査事項	主管課																																										
危機管理監室	・人的被害、住家等一般被害 ・被害状況、応急対策状況の総括 ・他の部に属しない関係の被害	危機対策課																																										
(略)	(略)	(略)																																										
所属	連絡担当者	所在地																																										
(略)	(略)	(略)																																										
石川県	危機管理監室 危機対策課 防災システムグループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1																																										
(略)	(略)	(略)																																										
部	調査事項	主管課																																										
危機管理部	・人的被害、住家等一般被害 ・被害状況、応急対策状況の総括 ・他の部に属しない関係の被害	危機対策課																																										
(略)	(略)	(略)																																										
所属	連絡担当者	所在地																																										
(略)	(略)	(略)																																										
石川県	危機管理部 危機対策課 防災システムグループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1																																										
(略)	(略)	(略)																																										

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 (略)</p> <p>第8節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防防災ヘリコプターの活動内容 消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。 (1)～(4) (略) (5) その他総括管理者(危機管理監室)が必要と認める活動</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署(航空運用調整班)を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報(ノータム)の発行を依頼するとともに、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、無人航空機等の飛行から各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。必要に応じ、自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p> <p>第9節～第12節 (略)</p> <p>第13節 避難誘導等</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア 避難所の開設が必要となった場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする</p>	<p>3 (略)</p> <p>第8節 消防防災ヘリコプターの活用等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防防災ヘリコプターの活動内容 消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。 (1)～(4) (略) (5) その他総括管理者(危機管理部)が必要と認める活動</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 航空機の運用調整 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署(航空運用調整班)を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報(ノータム)の発行を依頼するとともに、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、無人航空機等の飛行から各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。<u>調整に当たっては、必要に応じ、政府本部又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム(FOCS)を活用するものとする。</u>また、必要に応じ、自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</p> <p>第9節～第12節 (略)</p> <p>第13節 避難誘導等</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア 避難所の開設が必要となった場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>場合によっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</p> <p>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>県及び市町は、被災地において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u>の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>オ 避難所の運営</p>	<p>場合によっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</p> <p>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>県及び市町は、被災地において、<u>感染症の発生、拡大が見られる場合は、</u>防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>オ 避難所の運営</p>	
<p>(略)</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>○ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u></p> <p>○ 市町は、<u>食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</u></p> <p>○ 市町は、<u>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	

現 行	修 正 案	備 考										
<p>カ 仮設トイレの設置 市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。</p> <p>なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>キ～セ (略)</p> <p>ソ ペット動物の飼育場所の確保等 市町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8～9 (略)</p> <p>10 避難所外避難者対策 市町は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。</p>	<p>カ 仮設トイレの設置 市町は、避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。</p> <p><u>災害時等における資機材の供給に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1117 472 2022 541"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(株)アクティオ</td> <td>R6.7.23</td> <td>076-208-5434</td> <td>076-208-5435</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。</p> <p>なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。</p> <p>キ～セ (略)</p> <p>ソ ペット動物の飼育場所の確保等 市町は、必要に応じて、被災者支援等の観点からペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。</p> <p><u>また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>8～9 (略)</p> <p>10 避難所外避難者対策 市町は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。</p> <p><u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者</u></p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(株)アクティオ	R6.7.23	076-208-5434	076-208-5435	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(株)アクティオ	R6.7.23	076-208-5434	076-208-5435								

現 行	修 正 案	備 考
<p>第14節 (略)</p> <p>第15節 災害医療及び救急医療 1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア～ウ (略)</p> <p>エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(エ)～(オ) (略) オ～カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>第14節 (略)</p> <p>第15節 災害医療及び救急医療 1～2 (略)</p> <p>3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア～ウ (略)</p> <p>エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、<u>災害支援ナース</u>や、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)</u>等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(エ)～(オ) (略) オ～カ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>災害支援ナースの派遣</u> ア <u>下記の病院は、県から「石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を行う。</u></p>	

現 行				修 正 案				備 考			
(3) (略) 4 (略) 第16節～第17節 (略) 第18節 災害救助法の適用 1～7 (略) 別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について 令和5年4月1日現在				(3) (略) 4 (略) 第16節～第17節 (略) 第18節 災害救助法の適用 1～7 (略) 別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について 令和7年4月1日現在							
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 3,400円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用料金、器物の使用料金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。	1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用料金、器物の使用料金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの實力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり6,285,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集金等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を教人以上に収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。	2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの實力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり7,089,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集金等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を教人以上に収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)	3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上	4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。	5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。
			区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算		
			全壊	夏 19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000		
			半壊	夏 6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700		
			床上浸水	夏 10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
			冬 31,800	41,000	57,200	66,900	84,300	11,600			
			冬 10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900			
6	医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施病者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上	6	医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施病者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分娩した日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上	7	助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分娩した日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

現 行						修 正 案						備 考
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
9 (追加)	被災した住宅の応急修理	(追加) 1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの實力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	(追加) 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	(追加) 災害発生の日から1か月以内		9	被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急修理)	住家が半壊、半壊又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内		
10	学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	10	被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの實力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内(国の災害対策本部が設置された災害において6ヶ月以内に完了)		
11	学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,600円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	11	学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,600円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	
12	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	12	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 189,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検査 救護班以外は償料金	災害の発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	13	死体の処理	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合に自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	14	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,700円以内 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 検査 救護班以外は償料金	災害の発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	
15	輸送費及び資金職員等雇上費	被災者の避難に係る支援 1 医療及び助産 2 被災者の救出 3 飲料水の供給 4 死体の捜索 5 死体の処理 6 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		15	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合に自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内		
16	輸送費及び資金職員等雇上費	被災者の避難に係る支援 1 被災者の捜索 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		16	輸送費及び資金職員等雇上費	被災者の避難に係る支援 1 被災者の捜索 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		

第19節 (略)

第20節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

1～5 (略)

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

第19節 (略)

第20節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

1～5 (略)

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

現 行	修 正 案	備 考												
<p>また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町、指定公共機関等と密接に連携する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第21節 飲料水・食料の供給</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 主食の供給</p> <p>(1) 災害救助用米穀の確保</p> <p>ア 米穀の引渡し要請</p> <p>県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受け入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局に引渡し要請を行う。</p> <p>イ 受託事業者への引渡し指示</p> <p>農林水産省農産局は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。</p> <p>災害等非常時における政府所有米穀の引渡し要請の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="141 863 1046 946"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省農産局農産政策部貿易業務課</td> <td>03-6744-1354</td> <td>03-6744-1391</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第22節 生活必需品の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 必要量の把握</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p>	連絡先	TEL	FAX	農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1391	<p>また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町、指定公共機関等と密接に連携する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第21節 飲料水・食料の供給</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 主食の供給</p> <p>(1) 災害救助用米穀の確保</p> <p>ア 米穀の引渡し要請</p> <p>県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受け入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局長に引渡し要請を行う。</p> <p>イ 受託事業者への引渡し指示</p> <p>農林水産省農産局長は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業者に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。</p> <p>災害等非常時における政府所有米穀の引渡し要請の連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1104 863 2009 946"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省農産局農産政策部貿易業務課</td> <td>03-6744-1353</td> <td>03-6744-1391</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第22節 生活必需品の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 必要量の把握</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p>	連絡先	TEL	FAX	農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1353	03-6744-1391	
連絡先	TEL	FAX												
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1391												
連絡先	TEL	FAX												
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1353	03-6744-1391												

現 行	修 正 案	備 考																														
<p>ウ（略）</p> <p>(2) 情報の提供 県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。</p> <p>生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="129 373 1032 579"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新規)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第23節 ころのケア活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制 (1) (略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>① 市町は、避難所に精神科救護所を設置する。</p> <p>② (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第24節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制 (2) 県 ア～エ (略)</p> <p>オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を被災地へ派遣する。</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(略)	(略)	(略)	(略)		(新規)				<p>ウ（略）</p> <p>(2) 情報の提供 県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。</p> <p>生活必需品の確保に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1104 367 2011 574"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>株Mono taRQ</td> <td>R6.10.1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 県及び市町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第23節 ころのケア活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制 (1) (略)</p> <p>(2) 市町</p> <p>① 市町は、避難所に救護所を設置する。</p> <p>② (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第24節 防疫、保健衛生活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制 (2) 県 ア～エ (略)</p> <p>オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を被災地へ派遣する。</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(略)	(略)	(略)	(略)		株Mono taRQ	R6.10.1	—	—	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(略)	(略)	(略)	(略)																												
	(新規)																															
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(略)	(略)	(略)	(略)																												
	株Mono taRQ	R6.10.1	—	—																												

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																																																
(新設)	<p data-bbox="1128 177 1693 204">石川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1137 220 1892 1453"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 220 1496 247">協定者</th> <th data-bbox="1496 220 1626 247">協定締結日</th> <th data-bbox="1626 220 1760 247">T E L</th> <th data-bbox="1760 220 1892 247">F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 247 1496 274">石川県 社会福祉法人自生園</td> <td data-bbox="1496 247 1626 274">R5.4.1</td> <td data-bbox="1626 247 1760 274">0761-65-1800</td> <td data-bbox="1760 247 1892 274">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 274 1496 301">長寿メディカル株式会社</td> <td data-bbox="1496 274 1626 301"></td> <td data-bbox="1626 274 1760 301">0761-22-0015</td> <td data-bbox="1760 274 1892 301">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 301 1496 328">社会福祉法人南陽園</td> <td data-bbox="1496 301 1626 328"></td> <td data-bbox="1626 301 1760 328">0761-74-6613</td> <td data-bbox="1760 301 1892 328">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 328 1496 355">社会福祉法人作見福祉会</td> <td data-bbox="1496 328 1626 355"></td> <td data-bbox="1626 328 1760 355">0761-73-1230</td> <td data-bbox="1760 328 1892 355">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 355 1496 383">社会福祉法人ミドリ保育園</td> <td data-bbox="1496 355 1626 383"></td> <td data-bbox="1626 355 1760 383">076-249-5524</td> <td data-bbox="1760 355 1892 383">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 383 1496 410">社会福祉法人湯寿会</td> <td data-bbox="1496 383 1626 410"></td> <td data-bbox="1626 383 1760 410">0761-58-6555</td> <td data-bbox="1760 383 1892 410">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 410 1496 437">株式会社天正</td> <td data-bbox="1496 410 1626 437"></td> <td data-bbox="1626 410 1760 437">076-275-9771</td> <td data-bbox="1760 410 1892 437">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 437 1496 464">社会福祉法人福寿会</td> <td data-bbox="1496 437 1626 464"></td> <td data-bbox="1626 437 1760 464">076-276-3545</td> <td data-bbox="1760 437 1892 464">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 464 1496 523">一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団</td> <td data-bbox="1496 464 1626 523"></td> <td data-bbox="1626 464 1760 523">076-239-4177</td> <td data-bbox="1760 464 1892 523">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 523 1496 550">社会福祉法人 医王山福祉会</td> <td data-bbox="1496 523 1626 550"></td> <td data-bbox="1626 523 1760 550">076-236-1044</td> <td data-bbox="1760 523 1892 550">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 550 1496 600">社会福祉法人かほく市社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1496 550 1626 600"></td> <td data-bbox="1626 550 1760 600">076-285-8885</td> <td data-bbox="1760 550 1892 600">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 600 1496 627">社会福祉法人 愛里巣福祉会</td> <td data-bbox="1496 600 1626 627"></td> <td data-bbox="1626 600 1760 627">076-248-5120</td> <td data-bbox="1760 600 1892 627">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 627 1496 654">株式会社スタジオB'M</td> <td data-bbox="1496 627 1626 654"></td> <td data-bbox="1626 627 1760 654">025-260-1104</td> <td data-bbox="1760 627 1892 654">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 654 1496 681">社会福祉法人石川整肢学園</td> <td data-bbox="1496 654 1626 681"></td> <td data-bbox="1626 654 1760 681">0761-46-1224</td> <td data-bbox="1760 654 1892 681">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 681 1496 708">医療法人社団仁智会</td> <td data-bbox="1496 681 1626 708"></td> <td data-bbox="1626 681 1760 708">076-262-3300</td> <td data-bbox="1760 681 1892 708">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 708 1496 735">社会福祉法人吉竹福祉会</td> <td data-bbox="1496 708 1626 735"></td> <td data-bbox="1626 708 1760 735">0761-24-6763</td> <td data-bbox="1760 708 1892 735">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 735 1496 762">社会福祉法人松の実福祉会</td> <td data-bbox="1496 735 1626 762"></td> <td data-bbox="1626 735 1760 762">076-276-6452</td> <td data-bbox="1760 735 1892 762">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 762 1496 790">株式会社ケア・サンエス</td> <td data-bbox="1496 762 1626 790"></td> <td data-bbox="1626 762 1760 790">076-237-7217</td> <td data-bbox="1760 762 1892 790">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 790 1496 817">医療法人社団白山会</td> <td data-bbox="1496 790 1626 817"></td> <td data-bbox="1626 790 1760 817">076-276-2262</td> <td data-bbox="1760 790 1892 817">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 817 1496 844">社会福祉法人 松原愛育会</td> <td data-bbox="1496 817 1626 844"></td> <td data-bbox="1626 817 1760 844">076-229-3800</td> <td data-bbox="1760 817 1892 844">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 844 1496 871">医療法人社団博友会</td> <td data-bbox="1496 844 1626 871"></td> <td data-bbox="1626 844 1760 871">076-233-1811</td> <td data-bbox="1760 844 1892 871">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 871 1496 898">医療法人社団田谷会</td> <td data-bbox="1496 871 1626 898"></td> <td data-bbox="1626 871 1760 898">0761-47-2900</td> <td data-bbox="1760 871 1892 898">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 898 1496 925">金沢市役所</td> <td data-bbox="1496 898 1626 925"></td> <td data-bbox="1626 898 1760 925">076-220-2299</td> <td data-bbox="1760 898 1892 925">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 925 1496 952">株式会社 豊心</td> <td data-bbox="1496 925 1626 952"></td> <td data-bbox="1626 925 1760 952">076-296-1777</td> <td data-bbox="1760 925 1892 952">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 952 1496 979">社会福祉法人千木福祉会</td> <td data-bbox="1496 952 1626 979"></td> <td data-bbox="1626 952 1760 979">076-253-1616</td> <td data-bbox="1760 952 1892 979">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 979 1496 1007">社会福祉法人久薬会</td> <td data-bbox="1496 979 1626 1007"></td> <td data-bbox="1626 979 1760 1007">076-256-5117</td> <td data-bbox="1760 979 1892 1007">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1007 1496 1034">社会福祉法人 長久福祉会</td> <td data-bbox="1496 1007 1626 1034"></td> <td data-bbox="1626 1007 1760 1034">0761-72-4545</td> <td data-bbox="1760 1007 1892 1034">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1034 1496 1061">社会福祉法人 うちなだの里</td> <td data-bbox="1496 1034 1626 1061"></td> <td data-bbox="1626 1034 1760 1061">076-286-6386</td> <td data-bbox="1760 1034 1892 1061">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1061 1496 1088">株式会社すずらん</td> <td data-bbox="1496 1061 1626 1088"></td> <td data-bbox="1626 1061 1760 1088">076-222-2275</td> <td data-bbox="1760 1061 1892 1088">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1088 1496 1115">社会福祉法人眉丈会</td> <td data-bbox="1496 1088 1626 1115"></td> <td data-bbox="1626 1088 1760 1115">076-283-5688</td> <td data-bbox="1760 1088 1892 1115">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1115 1496 1165">地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設</td> <td data-bbox="1496 1115 1626 1165"></td> <td data-bbox="1626 1115 1760 1165">076-253-5088</td> <td data-bbox="1760 1115 1892 1165">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1165 1496 1192">社会福祉法人梅光会</td> <td data-bbox="1496 1165 1626 1192"></td> <td data-bbox="1626 1165 1760 1192">076-222-2405</td> <td data-bbox="1760 1165 1892 1192">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1192 1496 1241">特定非営利活動法人コスモス加賀</td> <td data-bbox="1496 1192 1626 1241"></td> <td data-bbox="1626 1192 1760 1241">0761-75-3315</td> <td data-bbox="1760 1192 1892 1241">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1241 1496 1291">社会福祉法人志賀町社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1496 1241 1626 1291"></td> <td data-bbox="1626 1241 1760 1291">0767-32-1363</td> <td data-bbox="1760 1241 1892 1291">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1291 1496 1318">社会福祉法人 林鐘園</td> <td data-bbox="1496 1291 1626 1318"></td> <td data-bbox="1626 1291 1760 1318">076-262-3811</td> <td data-bbox="1760 1291 1892 1318">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1318 1496 1345">社会福祉法人つくしの会</td> <td data-bbox="1496 1318 1626 1345"></td> <td data-bbox="1626 1318 1760 1345">076-288-0339</td> <td data-bbox="1760 1318 1892 1345">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1345 1496 1372">社会福祉法人篤豊会</td> <td data-bbox="1496 1345 1626 1372"></td> <td data-bbox="1626 1345 1760 1372">0761-73-3317</td> <td data-bbox="1760 1345 1892 1372">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1372 1496 1399">社会福祉法人鹿南福祉会</td> <td data-bbox="1496 1372 1626 1399"></td> <td data-bbox="1626 1372 1760 1399">0767-72-2600</td> <td data-bbox="1760 1372 1892 1399">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1399 1496 1426">金沢市立栗崎児童館</td> <td data-bbox="1496 1399 1626 1426"></td> <td data-bbox="1626 1399 1760 1426">076-237-3837</td> <td data-bbox="1760 1399 1892 1426">-</td> </tr> </tbody> </table>	協定者	協定締結日	T E L	F A X	石川県 社会福祉法人自生園	R5.4.1	0761-65-1800	-	長寿メディカル株式会社		0761-22-0015	-	社会福祉法人南陽園		0761-74-6613	-	社会福祉法人作見福祉会		0761-73-1230	-	社会福祉法人ミドリ保育園		076-249-5524	-	社会福祉法人湯寿会		0761-58-6555	-	株式会社天正		076-275-9771	-	社会福祉法人福寿会		076-276-3545	-	一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団		076-239-4177	-	社会福祉法人 医王山福祉会		076-236-1044	-	社会福祉法人かほく市社会福祉協議会		076-285-8885	-	社会福祉法人 愛里巣福祉会		076-248-5120	-	株式会社スタジオB'M		025-260-1104	-	社会福祉法人石川整肢学園		0761-46-1224	-	医療法人社団仁智会		076-262-3300	-	社会福祉法人吉竹福祉会		0761-24-6763	-	社会福祉法人松の実福祉会		076-276-6452	-	株式会社ケア・サンエス		076-237-7217	-	医療法人社団白山会		076-276-2262	-	社会福祉法人 松原愛育会		076-229-3800	-	医療法人社団博友会		076-233-1811	-	医療法人社団田谷会		0761-47-2900	-	金沢市役所		076-220-2299	-	株式会社 豊心		076-296-1777	-	社会福祉法人千木福祉会		076-253-1616	-	社会福祉法人久薬会		076-256-5117	-	社会福祉法人 長久福祉会		0761-72-4545	-	社会福祉法人 うちなだの里		076-286-6386	-	株式会社すずらん		076-222-2275	-	社会福祉法人眉丈会		076-283-5688	-	地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設		076-253-5088	-	社会福祉法人梅光会		076-222-2405	-	特定非営利活動法人コスモス加賀		0761-75-3315	-	社会福祉法人志賀町社会福祉協議会		0767-32-1363	-	社会福祉法人 林鐘園		076-262-3811	-	社会福祉法人つくしの会		076-288-0339	-	社会福祉法人篤豊会		0761-73-3317	-	社会福祉法人鹿南福祉会		0767-72-2600	-	金沢市立栗崎児童館		076-237-3837	-	
協定者	協定締結日	T E L	F A X																																																																																																																																																															
石川県 社会福祉法人自生園	R5.4.1	0761-65-1800	-																																																																																																																																																															
長寿メディカル株式会社		0761-22-0015	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人南陽園		0761-74-6613	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人作見福祉会		0761-73-1230	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人ミドリ保育園		076-249-5524	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人湯寿会		0761-58-6555	-																																																																																																																																																															
株式会社天正		076-275-9771	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人福寿会		076-276-3545	-																																																																																																																																																															
一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団		076-239-4177	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人 医王山福祉会		076-236-1044	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人かほく市社会福祉協議会		076-285-8885	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人 愛里巣福祉会		076-248-5120	-																																																																																																																																																															
株式会社スタジオB'M		025-260-1104	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人石川整肢学園		0761-46-1224	-																																																																																																																																																															
医療法人社団仁智会		076-262-3300	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人吉竹福祉会		0761-24-6763	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人松の実福祉会		076-276-6452	-																																																																																																																																																															
株式会社ケア・サンエス		076-237-7217	-																																																																																																																																																															
医療法人社団白山会		076-276-2262	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人 松原愛育会		076-229-3800	-																																																																																																																																																															
医療法人社団博友会		076-233-1811	-																																																																																																																																																															
医療法人社団田谷会		0761-47-2900	-																																																																																																																																																															
金沢市役所		076-220-2299	-																																																																																																																																																															
株式会社 豊心		076-296-1777	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人千木福祉会		076-253-1616	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人久薬会		076-256-5117	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人 長久福祉会		0761-72-4545	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人 うちなだの里		076-286-6386	-																																																																																																																																																															
株式会社すずらん		076-222-2275	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人眉丈会		076-283-5688	-																																																																																																																																																															
地域医療機能推進機構金沢病院附属介護老人保健施設		076-253-5088	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人梅光会		076-222-2405	-																																																																																																																																																															
特定非営利活動法人コスモス加賀		0761-75-3315	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人志賀町社会福祉協議会		0767-32-1363	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人 林鐘園		076-262-3811	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人つくしの会		076-288-0339	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人篤豊会		0761-73-3317	-																																																																																																																																																															
社会福祉法人鹿南福祉会		0767-72-2600	-																																																																																																																																																															
金沢市立栗崎児童館		076-237-3837	-																																																																																																																																																															

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>カ～キ（略） （3）（略） 3～7（略）</p> <p>第25節 ボランティア活動の支援 1～2（略） 3 ボランティア本部の機能 （1）（略） （2）ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。 ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局） イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務（健康福祉部局） ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局） エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等） オ 通訳業務（観光部局） カ その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等） キ その他の業務（県民文化部局等）</p> <p>4～5（略） 6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。</p> <p>災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="147 1230 1050 1299"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td> <td>H28. 10. 5</td> <td>076-233-3950</td> <td>076-264-8043</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-233-3950	076-264-8043	<p>カ～キ（略） （3）（略） 3～7（略）</p> <p>第25節 ボランティア活動の支援 1～2（略） 3 ボランティア本部の機能 （1）（略） （2）ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。 ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局） イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務（健康福祉部局） ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部局） エ 通訳業務（観光部局） オ その他専門的な技術、知識を要する業務（生活環境部局等） カ その他の業務（生活環境部局等）</p> <p>4～5（略） 6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。</p> <p>災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1113 1230 2016 1299"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td> <td>H28. 10. 5</td> <td>0761-74-8188</td> <td>0761-74-6366</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	0761-74-8188	0761-74-6366	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-233-3950	076-264-8043																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	0761-74-8188	0761-74-6366																		

現 行	修 正 案	備 考																														
<p>災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="143 220 1048 304"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-225-1365</td> <td>076-225-1363</td> </tr> </tbody> </table> <p>第26節 雪、し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 1～6 (略) 7 がれき等の処理 市町は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき等については、危険なもの、交通の支障になるものを優先的に撤去する。 <u>(新規)</u></p> <p>8 (略)</p> <p>第27節 (略)</p> <p>第28節 ライフライン施設の応急対策 1 基本方針 電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。 このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 また、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。</p> <p>2～4 (略) 5 水道施設 水道事業者は、水道に被害が生じた場合は、次の措置を講ずる。 (1)～(5)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363	<p>災害ボランティア活動への支援に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1124 220 2029 304"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>日本労働組合総連合会 石川県連合会</td> <td>R5. 2. 14</td> <td>076-265-5505</td> <td>076-263-3705</td> </tr> </tbody> </table> <p>第26節 雪、し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 1～6 (略) 7 がれき等の処理 市町は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき等については、危険なもの、交通の支障になるものを優先的に撤去する。 <u>災害時における廃棄物の処理に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1106 588 2011 657"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県産業資源循環協会</td> <td>H17. 3. 23</td> <td>076-224-9101</td> <td>076-224-9102</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 (略)</p> <p>第27節 (略)</p> <p>第28節 ライフライン施設の応急対策 1 基本方針 電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。 このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、<u>応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。あわせて、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u> また、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。</p> <p>2～4 (略) 5 水道施設 水道事業者は、水道に被害が生じた場合は、次の措置を講ずる。 (1)～(5)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17. 3. 23	076-224-9101	076-224-9102	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-225-1365	076-225-1363																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17. 3. 23	076-224-9101	076-224-9102																												

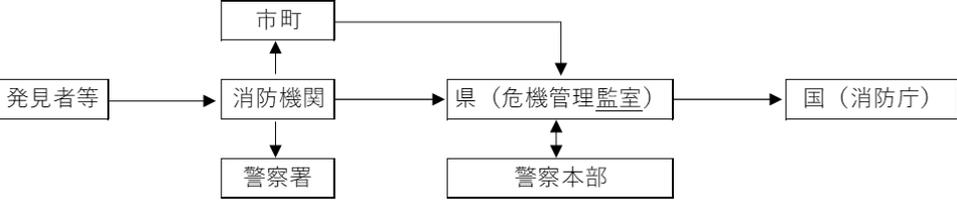
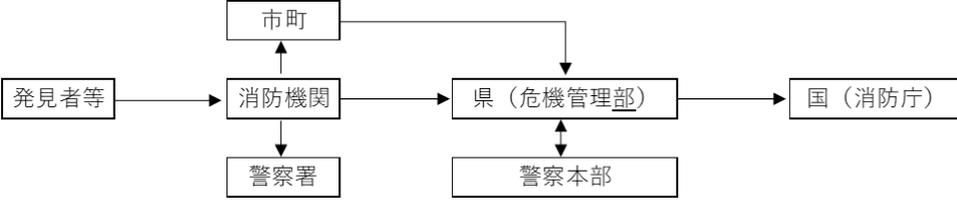
現 行	修 正 案	備 考																														
<p>(6) 応援体制 大規模な雪害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。 (略) <u>(新設)</u></p> <p>6 下水道施設 下水道事業者は、次の措置を講ずる。 (1)～(7) (8) 応援体制 被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。 ○「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」 ○「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」 ○「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」 ○「災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定（令和6年1月1日）」 <u>(新設)</u></p> <p>第29節 輸送手段の確保 1～3 (略) 4 要員、物資輸送車両等の確保 (1) (略) (2) 陸路輸送 旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないと</p>	<p>(6) 応援体制 大規模な雪害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。 (略) <u>災害時における給排水設備等の応急対策の協力に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1126 363 2029 432"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) METT</td> <td>R6.9.4</td> <td>076-268-6317</td> <td>076-268-7784</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 下水道施設 下水道事業者は、次の措置を講ずる。 (1)～(7) (8) 応援体制 被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。 ○「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」 ○「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」 ○「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」 ○「災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定（令和6年1月1日）」 ○「<u>災害時における給排水設備等の応急対策の協力に関する協定</u>」</p> <table border="1" data-bbox="1126 887 2029 956"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) METT</td> <td>R6.9.4</td> <td>076-268-6317</td> <td>076-268-7784</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「<u>災害時における復旧支援協力に関する協定</u>」</p> <table border="1" data-bbox="1111 1043 2036 1128"> <thead> <tr> <th colspan="2">協 定 者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(公社) 日本下水道管路管理業協会</td> <td>H28. 3.29 (H29. 3.22改正)</td> <td>076-242-3773</td> <td>076-243-4421</td> </tr> </tbody> </table> <p>第29節 輸送手段の確保 1～3 (略) 4 要員、物資輸送車両等の確保 (1) (略) (2) 陸路輸送 復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないと</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) METT	R6.9.4	076-268-6317	076-268-7784	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) METT	R6.9.4	076-268-6317	076-268-7784	協 定 者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H28. 3.29 (H29. 3.22改正)	076-242-3773	076-243-4421	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(一社) METT	R6.9.4	076-268-6317	076-268-7784																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(一社) METT	R6.9.4	076-268-6317	076-268-7784																												
協 定 者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H28. 3.29 (H29. 3.22改正)	076-242-3773	076-243-4421																												

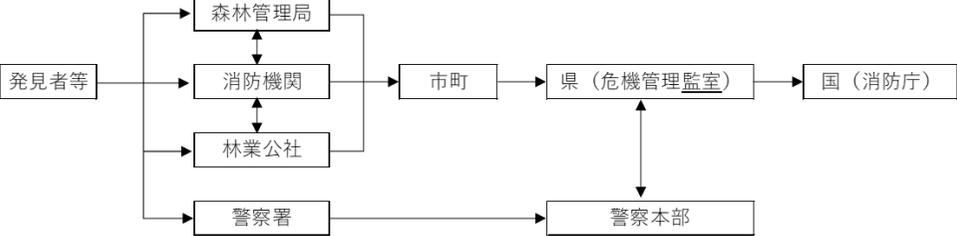
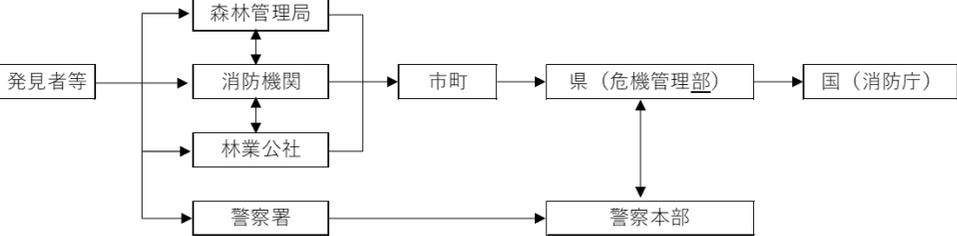
現 行	修 正 案	備 考										
<p>きは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。</p> <p>この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。</p> <p>緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。</p> <p>隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。</p> <p>緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第30節～第32節 (略)</p>	<p>きは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。</p> <p>この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。</p> <p>緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。</p> <p>隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。</p> <p>緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。</p> <p>(略)</p> <p><u>災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1104 738 2009 825"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク</td> <td>R6.8.22</td> <td>03-3212-1111</td> <td>03-3212-1112</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第30節～第32節 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6.8.22	03-3212-1111	03-3212-1112	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6.8.22	03-3212-1111	03-3212-1112								

現 行	修 正 案	備 考										
<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画</p> <p>第 1 節～第 6 節（略）</p> <p>第 7 節 被災者の生活確保のための緊急措置 1～2（略） 3 生活相談 （1）～（5）（略） <u>（新設）</u></p> <p>4（略） 5 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。 早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる。 （1）被災市町だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。 <u>（新設）</u></p> <p>（2）～（3）（略） 6～9（略）</p> <p>第 8 節～第 9 節（略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章（略）</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 復旧・復興計画</p> <p>第 1 節～第 6 節（略）</p> <p>第 7 節 被災者の生活確保のための緊急措置 1～2（略） 3 生活相談 （1）～（5）（略） <u>（6）県及び市町は、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。</u></p> <p>4（略） 5 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。 早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる。 （1）被災市町だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。 <u>災害時における住家被害認定調査等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1115 1010 2022 1094"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>（公社）日本不動産鑑定士協会連 合会</td> <td>R6.9.5</td> <td>03-3434-2301</td> <td>03-5960-0846</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）～（3）（略） 6～9（略）</p> <p>第 8 節～第 9 節（略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章（略）</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（公社）日本不動産鑑定士協会連 合会	R6.9.5	03-3434-2301	03-5960-0846	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	（公社）日本不動産鑑定士協会連 合会	R6.9.5	03-3434-2301	03-5960-0846								

石川県地域防災計画(事故災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">石川県地域防災計画 事故災害対策編 (令和<u>6</u>年修正)</p>	<p style="text-align: center;">石川県地域防災計画 事故災害対策編 (令和<u>7</u>年修正)</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 5 章（略）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第 1 節～第 2 節（略）</p> <p>第 3 節 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。</p> <p>（1）情報通信連絡系統</p> <p>情報通信連絡系統は、次のとおりとする。</p>  <pre> graph LR A[発見者等] --> B[消防機関] B --> C[市町] B --> D[警察署] B --> E[県（危機管理監室）] E --> F[警察本部] E --> G[国（消防庁）] </pre> <p>（2）（略）</p> <p>2～10（略）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 5 章（略）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第 1 節～第 2 節（略）</p> <p>第 3 節 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。</p> <p>（1）情報通信連絡系統</p> <p>情報通信連絡系統は、次のとおりとする。</p>  <pre> graph LR A[発見者等] --> B[消防機関] B --> C[市町] B --> D[警察署] B --> E[県（危機管理部）] E --> F[警察本部] E --> G[国（消防庁）] </pre> <p>（2）（略）</p> <p>2～10（略）</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">第7章 林野火災対策計画</p> <p>第1節～第2節（略） 第3節 災害応急対策 林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。 （1）情報通信連絡系統 情報通信連絡系統は、次のとおりとする。</p>  <p>（2）（略） 2～8（略）</p>	<p style="text-align: center;">第7章 林野火災対策計画</p> <p>第1節～第2節（略） 第3節 災害応急対策 林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。 （1）情報通信連絡系統 情報通信連絡系統は、次のとおりとする。</p>  <p>（2）（略） 2～8（略）</p>	

石川県地域防災計画(原子力防災計画編)修正(案)新旧対照表

現 行	修 正 案
<p data-bbox="456 435 748 627">石川県地域防災計画 原子力防災計画編 (令和<u>5</u>年修正)</p>	<p data-bbox="1480 435 1771 627">石川県地域防災計画 原子力防災計画編 (令和<u>7</u>年修正)</p>

現 行	修 正 案												
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 3 節 原子力災害対策指針に基づく方針</p> <p>3 緊急事態における防護対策の基本的考え方</p> <p>(2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方</p> <p>イ 運用上の介入レベル（O I L）</p> <p>(ア) 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から 1 日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1 週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。</p> <p>これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、<u>避難住民等</u>に対し、<u>防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査</u>（以下、「<u>避難退域時検査</u>」という。）<u>の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講ずるようにしなければならない。</u></p> <p>第 4 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>9 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="203 1182 1077 1447"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北陸財務局</td> <td>1 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 2 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。 3 提供・利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、 宿舎）の情報提供に関すること。（平常時にお</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	中部管区警察局	(略)	北陸財務局	1 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 2 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。 3 提供・利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、 宿舎）の情報提供に関すること。（平常時にお	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 3 節 原子力災害対策指針に基づく方針</p> <p>3 緊急事態における防護対策の基本的考え方</p> <p>(2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方</p> <p>イ 運用上の介入レベル（O I L）</p> <p>(ア) 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から 1 日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1 週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。</p> <p>これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、<u>避難や一時移転を行う住民等</u>に対し、<u>除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査</u>（以下、「<u>避難退域時検査</u>」という。）<u>を行い、その結果を踏まえ除染（簡易な方法による除染（以下「簡易除染」という。）を含む。以下同じ。）を行う。</u>また、<u>甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定（以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。）を原子力災害対策指針に定める対象者に対して実施しなければならない。</u></p> <p>第 4 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>9 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1234 1182 2107 1447"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北陸財務局</td> <td>1 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 2 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。 3 提供・利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、 宿舎）の情報提供に関すること。（平常時にお</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	中部管区警察局	(略)	北陸財務局	1 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 2 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。 3 提供・利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、 宿舎）の情報提供に関すること。（平常時にお
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱												
中部管区警察局	(略)												
北陸財務局	1 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 2 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。 3 提供・利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、 宿舎）の情報提供に関すること。（平常時にお												
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱												
中部管区警察局	(略)												
北陸財務局	1 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 2 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。 3 提供・利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、 宿舎）の情報提供に関すること。（平常時にお												

現 行		修 正 案	
	ける定期または随時の情報提供を含む。) <u>(新設)</u>		ける定期または随時の情報提供を含む。) <u>4 災害等発生時における国有財産（未利用地等、 庁舎、宿舎）の無償貸付等に関すること。（各 省庁所管財産を含めた広範対応を含む。）</u>
東海北陸厚生局	(略)	東海北陸厚生局	(略)
1 1 指定公共機関		1 1 指定公共機関	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
株式会社 N T T ドコモ北陸支社	通信の確保に関すること。	株式会社 N T T ドコモ北陸支社	通信の確保に関すること。
K D D I 株式会 社北陸総支社		K D D I 株式会 社北陸総支社	
ソフトバンク株 式会社地域総務 部（北陸）		ソフトバンク株 式会社地域総務 部（北陸）	
楽天モバイル株 式会社（金沢支 社）		楽天モバイル株 式会社（金沢支 社）	
1 2 指定地方公共機関		1 2 指定地方公共機関	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	一般社団法人 石川県建設業協 会	・災害時における応急対策工事に関すること。
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	金沢エネルギー株 式会社	・災害時における都市ガス及びL P ガスの安定供 給の確保に関すること。
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	小松ガス株式会 社	・災害時における都市ガス及びL P ガスの安定供 給の確保に関すること。

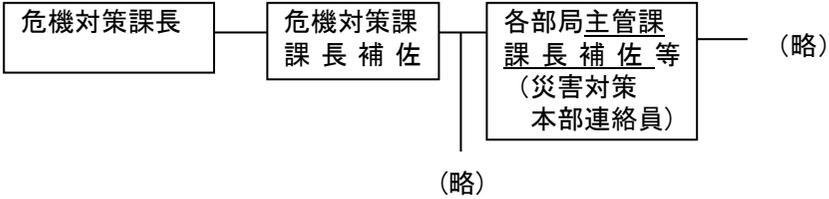
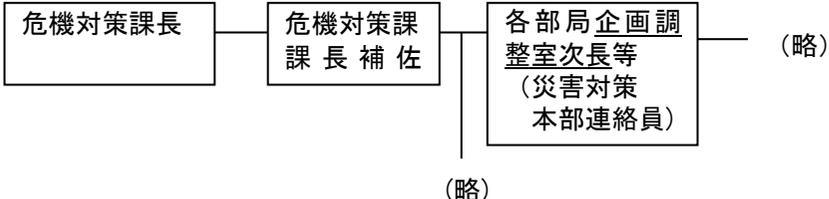
現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防計画</p> <p>第2節 原子力防災体制等の整備</p> <p>7 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>(1) 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制の整備を図るものとする。</p> <p>13 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下における措置</u></p> <p>(1) 県及び市町は、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p>(2) 市町は、避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。</p> <p>第3節 原子力防災知識の普及</p> <p>2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発 (略)</p> <p>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。</p> <p>第6節 環境放射線モニタリング体制の整備 (略)</p> <p>1 モニタリング資機材等の整備</p> <p>(1) 県は、次のモニタリングに関する資機材等を整備する。なお、これら機</p>	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防計画</p> <p>第2節 原子力防災体制等の整備</p> <p>7 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>(1) 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、<u>内閣府</u>、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査<u>及び甲状腺被ばく線量モニタリング等の場所等</u>に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制の整備を図るものとする。</p> <p>13 感染症流行下における措置</p> <p>(1) 県及び市町は、令和2年における新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</p> <p>(2) 市町は、避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。</p> <p>第3節 原子力防災知識の普及</p> <p>2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発 (略)</p> <p>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>第6節 環境放射線モニタリング体制の整備 (略)</p> <p>1 モニタリング資機材等の整備</p> <p>(1) 県は、次のモニタリングに関する資機材等を整備する。なお、これら機</p>

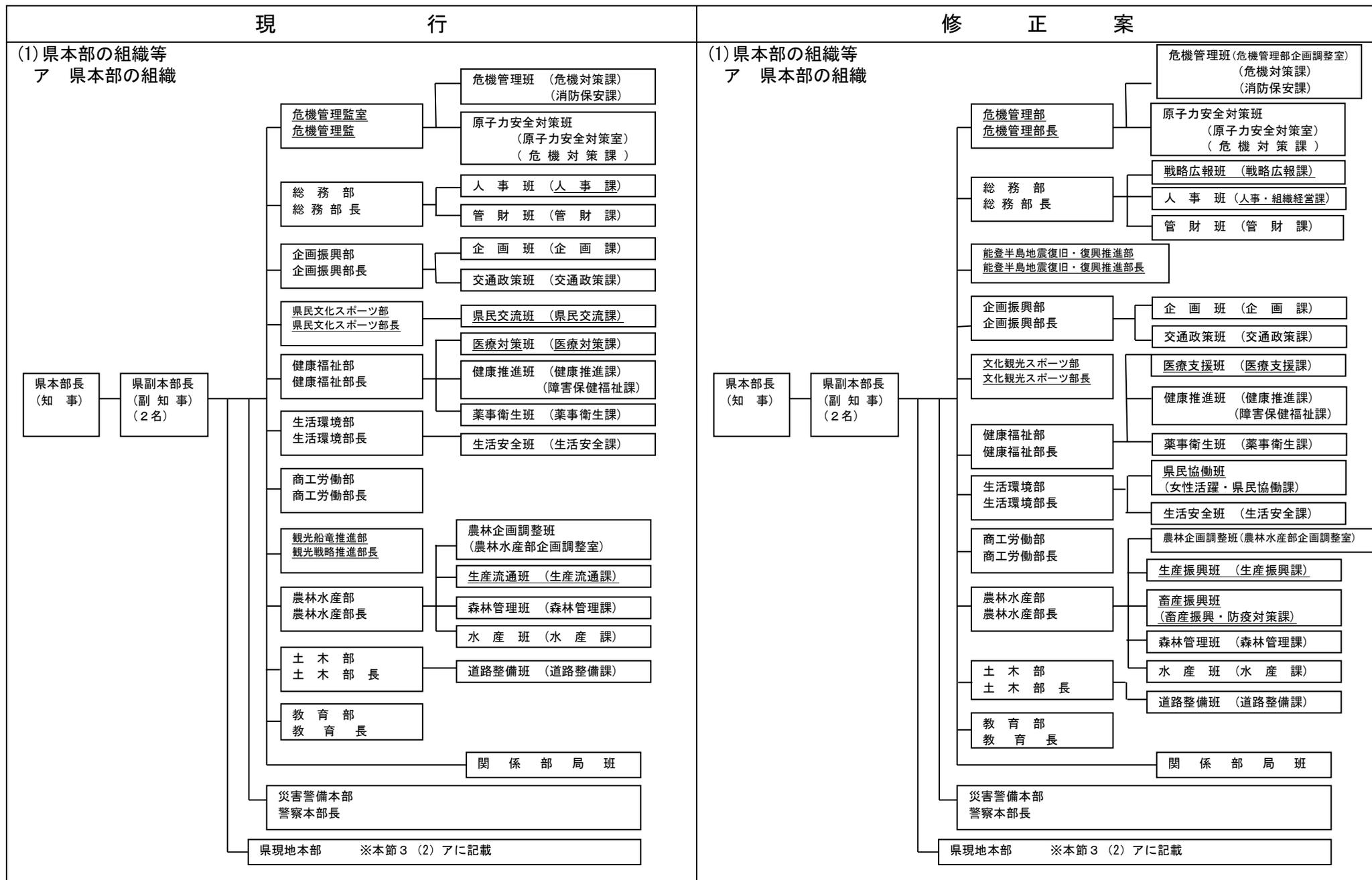
現 行	修 正 案
<p>材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化等を図るよう努める。</p> <p>ア 環境放射線監視ネットワークシステム</p> <p>イ 環境放射線観測局</p> <p>ウ <u>熱ルミネセンス線量計（以下「TLD」という。）</u></p> <p>エ <u>サーベイメータ等の可搬型計測用機器</u></p> <p>オ <u>モニタリングカー</u></p> <p>カ <u>ダストサンブラ</u></p> <p>キ <u>ヨウ素サンブラ</u></p> <p>ク <u>環境試料分析装置</u></p> <p>ケ <u>その他モニタリングに必要な資機材</u></p> <p>(2) 北陸電力は、次のモニタリングに関する資機材等を整備する。なお、これら機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化等を図るよう努める。</p> <p>ア 敷地境界モニタリングポスト</p> <p>イ 排気筒モニタ</p> <p>ウ <u>T L D</u></p> <p>エ <u>サーベイメータ等の可搬型計測用機器</u></p> <p>オ <u>モニタリングカー</u></p> <p>カ <u>ダストサンブラ</u></p> <p>キ <u>ヨウ素サンブラ</u></p> <p>ク <u>その他モニタリングに必要な資機材</u></p> <p>(3) 県は、原子力規制委員会、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構及び電力事業者が整備するモニタリング資機材等の把握に努める。</p> <p>4 <u>緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム等の整備</u> (略)</p> <p>第8節 原子力災害医療体制の整備</p> <p>1 原子力災害医療体制の整備</p> <p>(6) 県は、国、原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害拠点病院と連携して、<u>原子力災害医療に係る者</u>に対し</p>	<p>材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化等を図るよう努める。</p> <p>ア 環境放射線監視ネットワークシステム</p> <p>イ 環境放射線観測局</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ウ <u>サーベイメータ等の可搬型計測用機器</u></p> <p>エ <u>走行サーベイシステム用車載装置</u></p> <p>オ <u>ダストモニタ・大気モニタ</u></p> <p>カ <u>ヨウ素モニタ・ヨウ素サンブラ</u></p> <p>キ <u>環境試料分析装置</u></p> <p>ク <u>その他モニタリングに必要な資機材</u></p> <p>(2) 北陸電力は、次のモニタリングに関する資機材等を整備する。なお、これら機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化等を図るよう努める。</p> <p>ア 敷地境界モニタリングポスト</p> <p>イ 排気筒モニタ</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ウ <u>サーベイメータ等の可搬型計測用機器</u></p> <p>エ <u>モニタリングカー</u></p> <p>オ <u>ダストサンブラ</u></p> <p>カ <u>ヨウ素サンブラ</u></p> <p>キ <u>その他モニタリングに必要な資機材</u></p> <p>(3) 県は、原子力規制委員会、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構及び<u>原子力</u>事業者が整備するモニタリング資機材等の把握に努める。</p> <p>4 <u>放射線モニタリング情報共有・公表システム等の整備</u> (略)</p> <p>第8節 原子力災害医療体制の整備</p> <p>1 原子力災害医療体制の整備</p> <p>(6) 県は、国、原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害拠点病院と連携して、<u>県が整備する原子力災害医療体制の下</u></p>

現 行	修 正 案
<p>て、複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した研修・訓練を実施する。</p> <p>3 安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等 (1) P A Z内における事前配布 (略) また、県及び志賀町は、<u>互いに連携し</u>、（以下略）</p> <p>(2) P A Z外における備蓄等 (略) また、県及び市町は、<u>互いに連携し</u>、（以下略） <u>(新設)</u></p> <p>5 原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制の整備 (1) 県は、原子力災害医療・総合支援センター及び他立地道府県等の原子力災害拠点病院が保有する原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。 (2) 県は、国や原子力災害医療・総合支援センターと協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣チームの派遣及び受入体制の整備・維持を図るものとする。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(3)</u> 県及び関係医療機関は、原子力災害医療に関する研修等の充実・強化に努めるとともに、国や専門機関の支援協力を得て、専門機関が実施する研修への医療関係者の派遣等を行うなど、原子力災害医療の専門家の養成に努める。</p> <p>6 原子力災害時の個人の被ばく線量評価体制の整備 県は、<u>国の支援のもと</u>、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、原子力災</p>	<p><u>で原子力災害医療に携わる者に対して</u>、複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した研修・訓練を実施する。</p> <p>3 安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等 (1) P A Z内における事前配布 (略) また、県及び志賀町は、<u>関係機関と連携し</u>、（以下略）</p> <p>(2) P A Z外における備蓄等 (略) また、県及び市町は、<u>関係機関と連携し</u>、（以下略）</p> <p><u>(3) 服用効果等の周知の徹底</u> <u>県及び関係市町は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用効果等について平常時から住民等へ周知徹底に努める。</u></p> <p>5 原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制の整備 (1) 県は、原子力災害医療・総合支援センター及び他立地道府県等の原子力災害拠点病院が保有する原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。 (2) 県は、国や原子力災害医療・総合支援センターと協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣チームの派遣及び受入体制の整備・維持を図るものとする。 <u>(3) 県は、原子力災害医療調整官が県の災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、国の指定する協力機関等と調整し、当該協力機関の活動内容に応じた要員の派遣要請、派遣先の決定、受入等に当たる体制を構築しておくものとする。</u></p> <p><u>(4)</u> 県及び関係医療機関は、原子力災害医療に関する研修等の充実・強化に努めるとともに、国や専門機関の支援協力を得て、専門機関が実施する研修への医療関係者の派遣等を行うなど、原子力災害医療の専門家の養成に努める。</p> <p>6 原子力災害時の個人の被ばく線量評価体制の整備 県は、<u>国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病</u></p>

現 行	修 正 案
<p>害時に<u>個人</u>の被ばく線量の評価・推定を行えるよう必要な体制を整備するものとする。</p> <p>第14節 緊急輸送活動体制の整備 3 民間事業者等の活用 (3) 県及び関係市町は、<u>輸送協定を締結した民間事業者の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届け出を積極的に行うなど、その普及を図る。</u></p> <p>第16節 防災対策資料の整備 1 防災対策上必要とされる資料の整備 (略) (1) (略) (2) 放射性物質又は放射線による影響に関する資料 ア 発電所施設に関する資料 イ 発電所周辺地域の気象・海象に関する資料 ウ <u>モニタリングポストの配置図、空間放射線量率測定の候補地点図及び環境試料採取の候補地点図</u> (以下(略))</p>	<p><u>院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、原子力災害時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう必要な資機材(NaI(Tl)サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等)の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</u></p> <p>第14節 緊急輸送活動体制の整備 3 民間事業者等の活用 (3) 県及び関係市町は、輸送協定を締結した民間事業者の車両は、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。</u></p> <p>第16節 防災対策資料の整備 1 防災対策上必要とされる資料の整備 (略) (1) (略) (2) 放射性物質又は放射線による影響に関する資料 ア 発電所施設に関する資料 イ 発電所周辺地域の気象・海象に関する資料 ウ モニタリングポストの配置図及び環境試料採取の候補地点図 (以下(略))</p>

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 原子力災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 通報連絡体制</p> <p>1 情報収集事態発生時の通報連絡体制</p> <p>(1) 国の通報連絡</p> <p>原子力規制委員会は、情報収集事態（志賀町で震度 5 弱又は震度 5 強の地震の発生、又はその他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。以下同じ。）を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対して情報提供を行うものとされている。（以下（略））</p> <p>2 警戒事態発生時の通報連絡体制</p> <p>（略）</p> <p>(2) 国の通報連絡</p> <p>原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対し情報提供を行うものとなっている。</p> <p>また、<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u>（以下「<u>事故警戒本部</u>」という。）は、県及び関係市町に対し連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう<u>連絡</u>するものとなっている。</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生時の通報連絡体制</p> <p>(2) 国の通報連絡</p> <p><u>ア</u> 原子力規制委員会は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合には、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要及び事象の今後の進展の見通し等事故情報について、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁、関係市町の長及び警察本部長に通報連絡を行うこととなっている。</p> <p><u>イ</u> 原子力規制委員会は、<u>全面緊急事態に該当するときは、知事及び志賀町長に対して、災害対策本部設置、避難等の実施要請をすることとなっている。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 原子力災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 通報連絡体制</p> <p>1 情報収集事態発生時の通報連絡体制</p> <p>(1) 国の通報連絡</p> <p>原子力規制委員会・内閣府は、情報収集事態（志賀町で震度 5 弱又は震度 5 強の地震の発生、又はその他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。以下同じ。）を認知した場合には、<u>原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を設置するものとなっており、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対して情報提供を行うものとされている。（以下（略））</u></p> <p>2 警戒事態発生時の通報連絡体制</p> <p>（略）</p> <p>(2) 国の通報連絡</p> <p>原子力規制委員会・内閣府は、<u>警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当するものと判断した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u>（以下「<u>事故警戒本部</u>」という。）を設置するものとなっており、<u>事故警戒本部は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対し情報提供を行うものとなっている。</u></p> <p>また、<u>事故警戒本部は、県及び関係市町に対し連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとなっている。</u></p> <p>3 施設敷地緊急事態発生時の通報連絡体制</p> <p>(2) 国の通報連絡</p> <p>原子力規制委員会は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合には、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要及び事象の今後の進展の見通し等事故情報について、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係省庁、関係市町の長及び警察本部長に通報連絡を行うこととなっている。</p> <p><u>（削除）</u></p>

現 行	修 正 案
<p>第2節 初動体制の確立 2 県職員の動員方法 (略)</p>  <p>第3節 4 第一次本部体制及び第二次本部体制</p>	<p>第2節 初動体制の確立 2 県職員の動員方法 (略)</p>  <p>第3節 4 第一次本部体制及び第二次本部体制</p>



現 行			修 正 案		
ウ 県本部の班名、班長担当職及び所掌事務			ウ 県本部の班名、班長担当職及び所掌事務		
班 名	班長担当職		班 名	班長担当職	
危機管理班	危機対策課長 (消防保安課長)	(略)	危機管理班	危機対策課長 (消防保安課長)	(略)
原子力 安全対策班	原子力 安全対策室長	発電所の状況把握に関すること。 <u>(新設)</u>	原子力 安全対策班	原子力 安全対策室長	<u>1 発電所の状況把握に関すること。</u> <u>2 緊急時モニタリングに関すること。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	戦略広報班	戦略広報課長	<u>1 報道機関との連絡調整に関すること。</u> <u>2 被災者の総合相談に関すること。</u>
人 事 班	人事課長	(略)	人 事 班	人事・組織経営課長	(略)
管 財 班	管財課長	(略)	管 財 班	管財課長	(略)
企 画 班	企画課長	(略)	企 画 班	企画課長	(略)
交通政策班	交通政策課長	(略)	交通政策班	交通政策課長	(略)
県民交流班	県民交流課長	<u>1 報道機関との連絡調整に関すること。</u> <u>2 被災者の総合相談に関すること。</u> <u>3 ボランティア関係団体との連絡調整に関すること。</u>	医療支援班	医療支援課長	(略)
医療対策班	医療対策課長	(略)	健康推進班	健康推進課長 障害保健福祉課長	(略)
健康推進班	健康推進課長 障害保健福祉課長	(略)	薬事衛生班	薬事衛生課長	(略)
薬事衛生班	薬事衛生課長	(略)	県民協働班	女性活躍・県民協 働課長	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ボランティア関係団体との連絡調整に関すること。
生活安全班	生活安全課長	(略)	生活安全班	生活安全課長	(略)
農林企画調整班	農林水産部企画調整室長	(略)	農林企画調整班	農林水産部企画調整室長	(略)
生産流通班	生産流通課長	<u>1 農産物の収穫及び出荷に関すること。</u> <u>2 畜産物の収穫及び出荷に関すること。</u>	生産振興班	生産振興課長	農産物の収穫及び出荷に関すること。
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	畜産振興班	畜産振興・防疫対策課長	畜産物の生産及び出荷に関すること。
森林管理班	森林管理課長	(略)	森林管理班	森林管理課長	(略)
水 産 課	水産課長	(略)	水 産 課	水産課長	(略)
道路整備班	道路整備課長	(略)	道路整備班	道路整備課長	(略)
教 育 部 (教育委員会)		(略)	教 育 部 (教育委員会)		(略)
関 係 部 局 班		(略)	関 係 部 局 班		(略)
警 察 部 (警察本部)		(略)	警 察 部 (警察本部)		(略)

現 行		修 正 案																					
(2) 県現地本部の組織等 ア 県現地本部の組織		(2) 県現地本部の組織等 ア 県現地本部の組織																					
<table border="1"> <tr> <td>県現地本部長 兼報道責任者 (兼)副知事</td> <td>県現地副本部長 (兼)危機管理監 (中能登総合事務所長)</td> </tr> </table>	県現地本部長 兼報道責任者 (兼)副知事	県現地副本部長 (兼)危機管理監 (中能登総合事務所長)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">連絡調整班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>(兼)危機対策課長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>危機対策課課長補佐</td> </tr> <tr> <td></td> <td>危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員等 (新設)</td> </tr> </table>	連絡調整班		班 長	(兼)危機対策課長	副班長	危機対策課課長補佐		危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員等 (新設)	<table border="1"> <tr> <td>県現地本部長 兼報道責任者 (兼)副知事</td> <td>県現地副本部長 (兼)危機管理部長 (中能登総合事務所長)</td> </tr> </table>	県現地本部長 兼報道責任者 (兼)副知事	県現地副本部長 (兼)危機管理部長 (中能登総合事務所長)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">連絡調整班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>危機対策課担当課長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>奥能登総合事務所 納税課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>危機対策課職員 戦略広報課職員 中能登総合事務所職員 奥能登総合事務所職員等</td> </tr> </table>	連絡調整班		班 長	危機対策課担当課長	副班長	奥能登総合事務所 納税課長		危機対策課職員 戦略広報課職員 中能登総合事務所職員 奥能登総合事務所職員等
	県現地本部長 兼報道責任者 (兼)副知事	県現地副本部長 (兼)危機管理監 (中能登総合事務所長)																					
	連絡調整班																						
班 長	(兼)危機対策課長																						
副班長	危機対策課課長補佐																						
	危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員等 (新設)																						
県現地本部長 兼報道責任者 (兼)副知事	県現地副本部長 (兼)危機管理部長 (中能登総合事務所長)																						
連絡調整班																							
班 長	危機対策課担当課長																						
副班長	奥能登総合事務所 納税課長																						
	危機対策課職員 戦略広報課職員 中能登総合事務所職員 奥能登総合事務所職員等																						
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">原子力災害医療班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>能登中部保健福祉 センター次長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>医療対策課職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療対策課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員等 (国の緊急医療派遣職員 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員)</td> </tr> </table>	原子力災害医療班		班 長	能登中部保健福祉 センター次長	副班長	医療対策課職員		医療対策課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員等 (国の緊急医療派遣職員 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員)		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">原子力災害医療班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>能登中部保健福祉 センター次長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>医療支援課職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療支援課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員等 (国の緊急医療派遣職員 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員)</td> </tr> </table>	原子力災害医療班		班 長	能登中部保健福祉 センター次長	副班長	医療支援課職員		医療支援課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員等 (国の緊急医療派遣職員 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員)				
原子力災害医療班																							
班 長	能登中部保健福祉 センター次長																						
副班長	医療対策課職員																						
	医療対策課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員等 (国の緊急医療派遣職員 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員)																						
原子力災害医療班																							
班 長	能登中部保健福祉 センター次長																						
副班長	医療支援課職員																						
	医療支援課職員 健康推進課職員 障害保健福祉課職員 能登中部保健福祉センター職員 こころの健康センター職員等 (国の緊急医療派遣職員 日本赤十字社救護職員 地域医療機関職員)																						
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">住民生活班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>中能登総合事務所 総務企画部長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>中能登総合事務所 企画振興課長</td> </tr> <tr> <td>班 員</td> <td>危機対策課職員 薬事衛生課職員 農業政策課職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 (新設) 警察本部職員 等</td> </tr> </table>	住民生活班		班 長	中能登総合事務所 総務企画部長	副班長	中能登総合事務所 企画振興課長	班 員	危機対策課職員 薬事衛生課職員 農業政策課職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 (新設) 警察本部職員 等		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">住民生活班</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>中能登総合事務所 総務企画部長</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>中能登総合事務所職員</td> </tr> <tr> <td>班 員</td> <td>(削除) 薬事衛生課職員 農林水産部企画調整室職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 奥能登総合事務所職員 警察本部職員 等</td> </tr> </table>	住民生活班		班 長	中能登総合事務所 総務企画部長	副班長	中能登総合事務所職員	班 員	(削除) 薬事衛生課職員 農林水産部企画調整室職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 奥能登総合事務所職員 警察本部職員 等				
住民生活班																							
班 長	中能登総合事務所 総務企画部長																						
副班長	中能登総合事務所 企画振興課長																						
班 員	危機対策課職員 薬事衛生課職員 農業政策課職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 (新設) 警察本部職員 等																						
住民生活班																							
班 長	中能登総合事務所 総務企画部長																						
副班長	中能登総合事務所職員																						
班 員	(削除) 薬事衛生課職員 農林水産部企画調整室職員 中能登総合事務所職員 能登中部保健福祉センター職員 中能登農林総合事務所職員 中能登土木総合事務所職員 奥能登総合事務所職員 警察本部職員 等																						

現 行	修 正 案																																
<p>イ、ウ (略)</p> <p>5 県現地災害対策本部員会議 <u>県本部長（知事）は、必要に応じ、県副本部長（県現地本部長）及び関係本部員による県現地災害対策本部員会議をオフサイトセンター内にて開催し、原子力災害対策に関する方針の協議及び事務連絡を行う。</u></p> <p><u>県現地災害対策本部員会議の組織は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="114 470 1086 1045"> <tr> <td data-bbox="114 470 264 595"> <u>県本部長</u> <u>（知事）</u> </td> <td data-bbox="315 470 533 595"> <u>県副本部長</u> <u>（県現地本部長）</u> <u>（副知事）</u> </td> <td data-bbox="573 470 741 507"> <u>本部員</u> </td> <td data-bbox="741 470 1086 507"> <u>班 長 等</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="573 507 741 587"> <u>危機管理監</u> </td> <td data-bbox="741 507 1086 587"> <u>危機対策課長</u> <u>原子力安全対策室長</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="573 587 741 667"> <u>総務部長</u> </td> <td data-bbox="741 587 1086 667"> <u>総務課長</u> <u>中能登総合事務所長</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="573 667 741 850"> <u>健康福祉部長</u> </td> <td data-bbox="741 667 1086 850"> <u>医療対策課長</u> <u>能登中部保健福祉センター所長</u> <u>能登北部保健福祉センター所長</u> <u>石川中央保健福祉センター所長</u> <u>保健環境センター所長</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="573 850 741 930"> <u>農林水産部長</u> </td> <td data-bbox="741 850 1086 930"> <u>農業政策課長</u> <u>中能登農林総合事務所長</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="573 930 741 967"> <u>土木部長</u> </td> <td data-bbox="741 930 1086 967"> <u>中能登土木総合事務所長</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="573 967 741 1005"> <u>警察本部長</u> </td> <td data-bbox="741 967 1086 1005"> <u>警察本部長が指名した者</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="573 1005 1086 1045"> <u>その他、県本部長が指名する者</u> </td> </tr> </table> <p>6 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 <u>県本部長（知事）、関係市町の長、防災関係機関の長及び原子力防災管理者（発電所長）は、現地事故対策連絡会議に職員を派遣し、発電所に関する情報の共有、災害応急対策の調整等を行う。</u> <u>なお、県本部長（知事）は、次の職員を派遣する。</u></p> <p>ア <u>危機管理監室次長</u> イ <u>危機対策課課長補佐</u> ウ <u>中能登総合事務所税務課長</u> エ <u>保健環境センター環境科学部長</u> オ <u>その他県本部長（知事）が指名する者</u></p>	<u>県本部長</u> <u>（知事）</u>	<u>県副本部長</u> <u>（県現地本部長）</u> <u>（副知事）</u>	<u>本部員</u>	<u>班 長 等</u>			<u>危機管理監</u>	<u>危機対策課長</u> <u>原子力安全対策室長</u>			<u>総務部長</u>	<u>総務課長</u> <u>中能登総合事務所長</u>			<u>健康福祉部長</u>	<u>医療対策課長</u> <u>能登中部保健福祉センター所長</u> <u>能登北部保健福祉センター所長</u> <u>石川中央保健福祉センター所長</u> <u>保健環境センター所長</u>			<u>農林水産部長</u>	<u>農業政策課長</u> <u>中能登農林総合事務所長</u>			<u>土木部長</u>	<u>中能登土木総合事務所長</u>			<u>警察本部長</u>	<u>警察本部長が指名した者</u>			<u>その他、県本部長が指名する者</u>		<p>イ、ウ (略)</p> <p>5 県現地災害対策本部会議 <u>県現地本部長（副知事）は、必要に応じ、県現地災害対策本部会議をオフサイトセンター内にて開催し、原子力災害対策に関する方針の協議及び事務連絡を行う。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>6 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 <u>県本部長（知事）、関係市町の長、防災関係機関の長及び原子力防災管理者（発電所長）は、現地事故対策連絡会議に職員を派遣し、発電所に関する情報の共有、災害応急対策の調整等を行う。</u> <u>なお、県本部長（知事）は、次の職員を派遣する。</u></p> <p>ア <u>奥能登総合事務所総務企画部長</u> イ <u>奥能登総合事務所企画振興課企画振興係長</u> ウ <u>中能登総合事務所税務課長</u> エ <u>保健環境センター環境科学部長</u> オ <u>中能登総合事務所企画振興課長</u> カ <u>その他県本部長（知事）が指名する者</u></p>
<u>県本部長</u> <u>（知事）</u>	<u>県副本部長</u> <u>（県現地本部長）</u> <u>（副知事）</u>	<u>本部員</u>	<u>班 長 等</u>																														
		<u>危機管理監</u>	<u>危機対策課長</u> <u>原子力安全対策室長</u>																														
		<u>総務部長</u>	<u>総務課長</u> <u>中能登総合事務所長</u>																														
		<u>健康福祉部長</u>	<u>医療対策課長</u> <u>能登中部保健福祉センター所長</u> <u>能登北部保健福祉センター所長</u> <u>石川中央保健福祉センター所長</u> <u>保健環境センター所長</u>																														
		<u>農林水産部長</u>	<u>農業政策課長</u> <u>中能登農林総合事務所長</u>																														
		<u>土木部長</u>	<u>中能登土木総合事務所長</u>																														
		<u>警察本部長</u>	<u>警察本部長が指名した者</u>																														
		<u>その他、県本部長が指名する者</u>																															

現 行		修 正 案																																																			
<p>8 合同対策協議会設置後の体制</p> <p>(1) 合同対策協議会への参画</p> <p>県本部長(知事)又は県現地本部長は、合同対策協議会全体会議に出席し、以下に示す緊急事態応急対策の調整及び情報の共有を行う。</p>		<p>8 合同対策協議会設置後の体制</p> <p>(1) 合同対策協議会への参画</p> <p>県本部長(知事)又は県現地本部長は、合同対策協議会全体会議に出席し、以下に示す緊急事態応急対策の調整及び情報の共有を行う。</p>																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>出席者</th> <th>会議の主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 県本部長(知事) 又は県現地本部長 (補助員) 危機管理監 総務部長 健康福祉部長 警察本部長 保健環境センター所長 危機対策課長 </td> <td> 次の事項について、情報の共有を行う。 ア 緊急時対応方針の確認 イ 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ウ モニタリング状況の報告 エ プラント状況及び予測の報告 オ プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもののみ) カ 県、関係市町及び関係機関からの要望のとりまとめ キ その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項 </td> </tr> </tbody> </table>		出席者	会議の主な役割	県本部長(知事) 又は県現地本部長 (補助員) 危機管理監 総務部長 健康福祉部長 警察本部長 保健環境センター所長 危機対策課長	次の事項について、情報の共有を行う。 ア 緊急時対応方針の確認 イ 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ウ モニタリング状況の報告 エ プラント状況及び予測の報告 オ プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもののみ) カ 県、関係市町及び関係機関からの要望のとりまとめ キ その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>出席者</th> <th>会議の主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 県本部長(知事) 又は県現地本部長 (削除) </td> <td> 次の事項について、情報の共有を行う。 ア 緊急時対応方針の確認 イ 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ウ モニタリング状況の報告 エ プラント状況及び予測の報告 オ プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもののみ) カ 県、関係市町及び関係機関からの要望のとりまとめ キ その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項 </td> </tr> </tbody> </table>		出席者	会議の主な役割	県本部長(知事) 又は県現地本部長 (削除)	次の事項について、情報の共有を行う。 ア 緊急時対応方針の確認 イ 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ウ モニタリング状況の報告 エ プラント状況及び予測の報告 オ プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもののみ) カ 県、関係市町及び関係機関からの要望のとりまとめ キ その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項																																										
出席者	会議の主な役割																																																				
県本部長(知事) 又は県現地本部長 (補助員) 危機管理監 総務部長 健康福祉部長 警察本部長 保健環境センター所長 危機対策課長	次の事項について、情報の共有を行う。 ア 緊急時対応方針の確認 イ 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ウ モニタリング状況の報告 エ プラント状況及び予測の報告 オ プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもののみ) カ 県、関係市町及び関係機関からの要望のとりまとめ キ その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項																																																				
出席者	会議の主な役割																																																				
県本部長(知事) 又は県現地本部長 (削除)	次の事項について、情報の共有を行う。 ア 緊急時対応方針の確認 イ 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ウ モニタリング状況の報告 エ プラント状況及び予測の報告 オ プレス広報及び住民広報の内容の確認(主要なもののみ) カ 県、関係市町及び関係機関からの要望のとりまとめ キ その他、国の原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項																																																				
<p>(2) 合同対策協議会への職員の派遣</p> <p>県本部長(知事)は、合同対策協議会に職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報及び住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。</p>		<p>(2) 合同対策協議会への職員の派遣</p> <p>県本部長(知事)は、合同対策協議会に職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報及び住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。</p>																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">合同対策協議会派遣要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td>副責任者</td> <td>危機管理監室次長</td> <td>班員</td> <td>危機対策課職員(1人) 保健環境センター職員(1人)</td> </tr> <tr> <td>放射線班</td> <td>副責任者</td> <td>保健環境センター環境科学部長</td> <td>班員</td> <td>保健環境センター職員(1人)</td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td>副責任者</td> <td>能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長</td> <td>班員</td> <td>医療対策課職員(1人) 能登中部保健福祉センター(1人) 能登中部保健福祉センター(1人) 能登中部保健福祉センター(1人)</td> </tr> <tr> <td>住民安全班</td> <td>副責任者</td> <td>(兼)中能登総合事務所長</td> <td>班員</td> <td>中能登総合事務所職員(2人)</td> </tr> </tbody> </table>		合同対策協議会派遣要員					総括班	副責任者	危機管理監室次長	班員	危機対策課職員(1人) 保健環境センター職員(1人)	放射線班	副責任者	保健環境センター環境科学部長	班員	保健環境センター職員(1人)	医療班	副責任者	能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長	班員	医療対策課職員(1人) 能登中部保健福祉センター(1人) 能登中部保健福祉センター(1人) 能登中部保健福祉センター(1人)	住民安全班	副責任者	(兼)中能登総合事務所長	班員	中能登総合事務所職員(2人)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">合同対策協議会派遣要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td>副責任者</td> <td>奥能登総合事務所総務企画部長</td> <td>班員</td> <td>奥能登総合事務所職員(1人) 保健環境センター職員(1人)</td> </tr> <tr> <td>放射線班</td> <td>副責任者</td> <td>保健環境センター環境科学部長</td> <td>班員</td> <td>保健環境センター職員(1人)</td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td>副責任者</td> <td>能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長</td> <td>班員</td> <td>医療支援課職員(1人) 能登中部保健福祉センター(1人) 能登中部保健福祉センター(1人) 能登中部保健福祉センター(1人)</td> </tr> <tr> <td>住民安全班</td> <td>副責任者</td> <td>中能登総合事務所企画振興課長</td> <td>班員</td> <td>中能登総合事務所職員(2人)</td> </tr> </tbody> </table>		合同対策協議会派遣要員					総括班	副責任者	奥能登総合事務所総務企画部長	班員	奥能登総合事務所職員(1人) 保健環境センター職員(1人)	放射線班	副責任者	保健環境センター環境科学部長	班員	保健環境センター職員(1人)	医療班	副責任者	能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長	班員	医療支援課職員(1人) 能登中部保健福祉センター(1人) 能登中部保健福祉センター(1人) 能登中部保健福祉センター(1人)	住民安全班	副責任者	中能登総合事務所企画振興課長	班員	中能登総合事務所職員(2人)
合同対策協議会派遣要員																																																					
総括班	副責任者	危機管理監室次長	班員	危機対策課職員(1人) 保健環境センター職員(1人)																																																	
放射線班	副責任者	保健環境センター環境科学部長	班員	保健環境センター職員(1人)																																																	
医療班	副責任者	能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長	班員	医療対策課職員(1人) 能登中部保健福祉センター(1人) 能登中部保健福祉センター(1人) 能登中部保健福祉センター(1人)																																																	
住民安全班	副責任者	(兼)中能登総合事務所長	班員	中能登総合事務所職員(2人)																																																	
合同対策協議会派遣要員																																																					
総括班	副責任者	奥能登総合事務所総務企画部長	班員	奥能登総合事務所職員(1人) 保健環境センター職員(1人)																																																	
放射線班	副責任者	保健環境センター環境科学部長	班員	保健環境センター職員(1人)																																																	
医療班	副責任者	能登中部保健福祉センター所長 能登北部保健福祉センター所長 石川中央保健福祉センター所長	班員	医療支援課職員(1人) 能登中部保健福祉センター(1人) 能登中部保健福祉センター(1人) 能登中部保健福祉センター(1人)																																																	
住民安全班	副責任者	中能登総合事務所企画振興課長	班員	中能登総合事務所職員(2人)																																																	

現 行					修 正 案				
運営支援班	副責任者	中能登総合事務所 税務課長	班員	中能登総合事務所職員(2人)	運営支援班	副責任者	中能登総合事務所 税務課長	班員	中能登総合事務所職員(3人)
広報班	副責任者	危機対策課課長補佐	班員	危機対策課職員 (1人)	広報班	副責任者	奥能登総合事務所 企画振興課企画振興係長	班員	奥能登総合事務所職員 (1人)

現 行	修 正 案
<p>第7節 屋内退避、避難等の防護対策</p> <p>2 防護対策の決定</p> <p>(1) 国等の屋内退避、避難等の指示・要請</p> <p>ウ (略)</p> <p>原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備（避難・一次移転先、輸送手段、避難退域時検査場の確保等）を行うよう要請するとともに、県及びUPZ外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請することとなっている。</p> <p>(3) 関係市町の長の屋内退避、避難等の指示</p> <p>ウ (略)</p> <p>__関係市町の長は、全面緊急事態に至った場合は、国若しくは県の指示、要請又は独自の判断により、UPZ内住民の屋内退避等の防護措置の指示を行うとともに、O I Lに基づく防護措置の準備を行う。</p> <p>7 避難退域時検査等の実施</p> <p>(1) 原子力災害対策本部による指示</p> <p>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう県及び関係市町を指示するものとする</p> <p>第10節 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達</p> <p>2 緊急搬送の範囲</p> <p>(2) 負傷者、避難者等</p> <p>4 奥能登地域への海路、空路による交通・物流の確保</p> <p>県は、陸上交通に支障が生じた場合には、国や関係機関、さらには民間事業者に対して、海上輸送や航空輸送による交通手段・物流手段の確保について要請を行う。</p> <p>第11節 救助・救急、消火活動等</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 北陸電力のとり措置</p> <p>(略)</p> <p>また、被ばく傷病者等を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷</p>	<p>第7節 屋内退避、避難等の防護対策</p> <p>2 防護対策の決定</p> <p>(1) 国等の屋内退避、避難等の指示・要請</p> <p>ウ (略)</p> <p>原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備（避難・一次移転先、輸送手段、避難退域時検査場の確保等）を行うよう指示するとともに、県及びUPZ外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請するほか、事態の進展などに応じて、<u>屋内退避の実施を指示することとなっている。</u></p> <p>(3) 関係市町の長の屋内退避、避難等の指示</p> <p>ウ (略)</p> <p>関係市町の長は、全面緊急事態に至った場合は、国若しくは県の指示、要請又は独自の判断により、UPZ内住民の屋内退避等の防護措置の指示を行うとともに、O I Lに基づく防護措置の準備を行う。</p> <p>7 避難退域時検査等の実施</p> <p>(1) 原子力災害対策本部による指示</p> <p>原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう県及び関係市町を指示するものとする。<u>。</u></p> <p>第10節 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達</p> <p>2 緊急搬送の範囲</p> <p>(2) 傷病者、避難者等</p> <p>4 海路、空路による交通・物流の確保</p> <p>県は、奥能登などの地域で陸上交通に支障が生じた場合には、国や関係機関、さらには民間事業者に対して、海上輸送や航空輸送による交通手段・物流手段の確保について要請を行う。</p> <p>第11節 救助・救急、消火活動等</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 北陸電力のとり措置</p> <p>(略)</p> <p>また、被ばく傷病者等を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷</p>

現 行	修 正 案																		
<p>病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。</p> <p>第12節 原子力災害医療措置</p> <p>1 原子力災害医療体制</p> <p>(4) 原子力災害医療班の組織及び業務</p> <p>イ 原子力災害医療班の業務</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="185 603 1055 719"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>担当職</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>医療対策課課長補佐</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 原子力災害医療措置の実施</p> <p>(1) 避難退域時検査及び簡易除染等</p> <p><u>原子力災害医療班長の指揮の下、国の協力を得ながら、避難退域時検査チームは、避難等の対象となった住民等について、その移動先の避難所等において、汚染拡大の防止等のため、避難退域時検査を行い、基準値を超える場合には簡易除染（着替え、拭き取り等）を行うとともに要員への指導を行う。</u></p> <p><u>また、避難退域時検査や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射線ヨウ素による被ばくのおそれがある場合には、必要に応じて甲状腺スクリーニングを行う。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 原子力災害医療の実施</p>	職名	担当職	業務	(略)	(略)	(略)	副班長	医療対策課課長補佐	(略)	<p>病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、傷病者に随行できない場合には、事故の状況、傷病者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。</p> <p>第12節 原子力災害医療措置</p> <p>1 原子力災害医療体制</p> <p>(4) 原子力災害医療班の組織及び業務</p> <p>イ 原子力災害医療班の業務</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1216 603 2085 719"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>担当職</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>副班長</td> <td>医療支援課課長補佐</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 原子力災害医療措置の実施</p> <p>(1) 避難退域時検査及び簡易除染等</p> <p><u>県及び関係市町は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下、住民等がOILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施</u></p> <p><u>県及び関係市町は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がOILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。</u></p> <p>(3) 原子力災害医療の実施</p>	職名	担当職	業務	(略)	(略)	(略)	副班長	医療支援課課長補佐	(略)
職名	担当職	業務																	
(略)	(略)	(略)																	
副班長	医療対策課課長補佐	(略)																	
職名	担当職	業務																	
(略)	(略)	(略)																	
副班長	医療支援課課長補佐	(略)																	

現 行	修 正 案
<p>(略)</p> <p><u>(3)</u> 一般医療の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>(4)</u> 合同対策協議会医療班への報告</p> <p>(略)</p> <p><u>(5)</u> その他</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(4)</u> 一般医療の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>(5)</u> 合同対策協議会医療班への報告</p> <p>(略)</p> <p><u>(6)</u> その他</p> <p>(略)</p>